



Title	産業と教育 第4号
Author(s)	小内, 透; 西尾, 純子; 浅野, 慎一 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 26, 1-162
Issue Date	1984-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/88040">https://hdl.handle.net/2115/88040</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_26.pdf



I S S N 0385—6070

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設  
研究報告書 第26号

# 産 業 と 教 育

## 第 4 号

1 9 8 4

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

# 産 業 と 教 育

## 第 4 号

1 9 8 4 ・ 3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

# 産業と教育 第4号

## 目 次

- 現代資本主義の地域的不均等発展と地域社会類型 …………… 小 内 透 … ( 1)
- 工場立地動向にみる農村工業化  
——【農村地域工業導入促進法】実績を中心に—— …………… 西 尾 純 子 … ( 51)
- 低成長下における全国出稼労働市場の構造 (上)  
—— 秋田県出身出稼労働者に関する実証研究 —— …………… 浅 野 慎 一 … ( 89)
- ソビエト統一労働学校における「社会科」  
—— 歴史教育の展開 (1920年~1927年) —— …………… 塚 本 智 宏 … (125)
- 故姉羽三郎氏収集文献 (姉羽文庫) リストについて  
—— 中間報告 —— …………… 産業教育訓練研究グループ … (153)

# 現代資本主義の地域的不均等発展と地域社会類型

小 内 透

## 目 次

はじめに .....	1
第1章 地域社会類型設定の試みと到達点 .....	2
第2章 地域社会類型設定の方法 .....	13
第3章 地域社会変動の諸相と地域社会類型(1)——都道府県を単位として .....	20
第4章 地域社会変動の諸相と地域社会類型(2)——北海道212市町村を単位として .....	31
おわりに .....	47

## はじめに

戦後日本の地域社会は、「高度経済成長」期以降における資本主義経済の強蓄積の下で、大きく変貌した。

かつて孤立性の高かった諸地域社会は、経済機構・社会機構の再編を通して、東京を全国の管理中枢都市とし、県庁所在地をリレーポイントとしながら、階層的な重層的連関構造を形づくるようになった。一方、資本主義的地域再編過程の進展の下で、地域社会内部における伝統的な地域集団・組織、社会関係も大きく変質した。農山漁村における「半共同体」としてのムラは、農漁民層分解により基本的に解体した。都市においても、かつての「家」にもとづく家族協業体＝自営業層は大きく解体し、都市内の諸関係のあり方を根本的に変化させた。しかも、かかる過程を通して、過疎一過密、都市スプロール、公害などが、現代的な地域問題として生み出されるようになった。

こうした地域社会の変貌過程は、同時に国家の地域開発政策を梃子とした地域社会の不均等発展の過程として展開し、社会的分業の地域的編成・地帯構成を再編する営みとして進展した。

かかる状況の下で、現時、不均等に発展する地域社会の実相を正確に把握し、地域住民の立場に立った地域社会建設の方途を提示することが、大きな現実的学問的課題として提起されてきている。その際、かかる課題を達成するためには、少なくとも、一方で、都市－農村を含めた、大きく変動しつつある地域社会の綿密なモノグラフ研究とともに、他方で、一国レベルでのマクロな地域社会変動の実相把握が不可欠に必要であると思われる。

本稿では、こうした問題意識に立って、とりわけ一国レベルでのマクロな地域社会の不均等発展の諸相をあきらかにすることをねらいとして、全国的な地域社会類型の設定を試

みる<sup>(1)</sup>。

ところで、地域社会類型あるいは地域区分に関する試みは、地域開発や地域問題をめぐる論議が盛んになるにつれて、多くの論者によって行われてきている。それらを大きく整理すると、(1)全国規模の地域空間の区分としての地帯類型設定、(2)全国の市を基本とする都市類型・都市分類の設定、(3)農山漁村類型の設定などの試みがある。しかしながら、それはいまだ十分に理論的にも実証的にも完成していないという指摘もなされている<sup>(2)</sup>。

そこで、本稿では、以上の3分野のそれぞれについて、その代表的な地域社会類型の試みを取り上げ、従来の試みの到達点と問題点を明らかにする。その上で、それをふまえて、本稿で用いる地域社会類型設定の方法を提示し、地域社会類型の設定を行い、地域社会の不均等発展の諸相を明らかにする。

〈注〉

- (1) もとより、地域社会の不均等発展の諸相を把握するためには、産業、人口、階級構成等々といった地域社会の様々な側面の個別な点からみた実態把握が必要であることはいうまでもない。だが、それだけでなく、いくつかの類型として把握しうる地域社会の構造的特質そのものの変動のあり方から地域社会の不均等発展の諸相をとらえることも欠くことのできない方法として大きな意味をもっている。本稿は、かかる認識を基礎として試みられたものである。なお、前者の試みとして、とりあえず、野原敏雄・森滝健一郎編『戦後日本資本主義の地域構造』汐文社1975年、数多くの経済地理学者らによる「日本の地域構造シリーズ」(全6巻)大明堂をあげておく。
- (2) 酒井恵真「地域階級構成の変動と地域社会」(布施鉄治ほか編『現代日本の地域社会』青木書店1983年) p. 81参照。

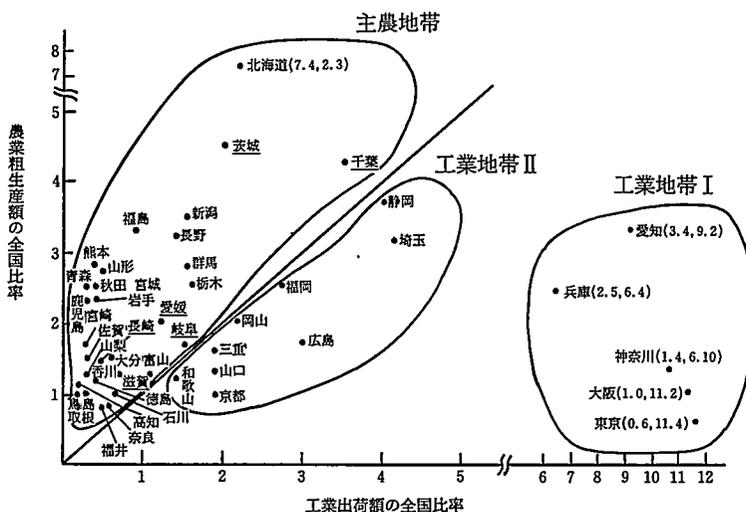
## 第1章 地域社会類型設定の試みと到達点

### (1)全国規模の地帯類型設定の試み

地域社会類型設定の試みは、様々な分野で様々な方法にもとづいて行われている。そのうち、まず、全国規模の地帯類型設定についてみると、数多くの試み<sup>(1)</sup>の中で、比較的まとまったものとして、社会学者・古城利明の試み<sup>(2)</sup>があげられる。

そこで、古城の試みについてみると、古城はまず、「地帯類型は資本主義の地域的不均等発展の結果」<sup>(3)</sup>であるとし、地帯類型の設定を地域経済の不均等発展の3側面——農業、工業といった「生産部門」の地域的不均等発展、金融・第3次産業、管理といった「寄生部門」の地域的不均等発展、それらの帰結としての所得水準の地域格差——の分析にあたって前提的に必要な作業であると位置づける。そして、従来の地帯類型設定の試みの中で、山田盛太郎の『日本資本主義分析』以来の「土地制度史学」の流れをくむ人びとの試みが農工間の地域的不均等発展という基本視角を有している点において最もすぐれており、基本的にこの潮流に依拠して地帯類型の設定をする必要があるとする。だが、この潮流の場合、地帯類型設定にあたっての具体的な根拠・指標が明示されないことが多いとし、この点に留意しながら独自の地帯類型の設定を行っている。

図1-1 都道府県の農業・工業生産比率 (1970年)



注) 図中、主農地帯に入るものうち、アンダーラインを付した諸県は工業地帯Ⅱとして処理されている。  
 出典：古城利明『地方政治の社会学』東京大学出版会、1977年p65より引用。

すなわち、古城は、農工間の地域的不均等発展という視角から、都道府県を単位とし、各都道府県の農業粗生産額の全国比率と工業出荷額の全国比率をクロスさせることによって地帯類型の設定を試みる。その場合、図1-1のように、農業粗生産額の全国比率が工業出荷額のそれを上まわる地域（図の45度線より上方の諸道県）を主農地帯、逆の傾向を示す地域を工業地帯とする。更に後者を工業地域としてとび抜けている工業地帯Ⅰとそれ以外の工業地帯Ⅱとし、3つの地帯類型を設定する。ただし、この基準で主農地帯に入る諸県のうち、茨城、千葉、岐阜、滋賀、愛媛、長崎の諸県は、「これまでの歴史的事情、現在の工業化の趨勢を考慮して」<sup>(4)</sup>、工業地帯Ⅱとしている。

こうして3つの地帯類型を設定した上で、先に述べた地域経済の不均等発展の3側面について類型毎に比較しながら、それぞれの地帯の特質を明らかにしている。

このように、古城の試みは、地域経済の不均等発展の実相を分析する前提として、農工間の地域的不均等発展の視角から、農業と工業の生産額の全国比を用いて、地帯類型の設定を行ったものである。それは、従来、具体的な根拠・指標を明示せずに提示されていた「土地制度史学」の流れをくむ人びとの地帯類型設定の試みをより深化させたものとして評価できよう<sup>(5)</sup>。しかも、古城の場合、農工間の不均等発展という2つの産業部門間の関係を見る際、それぞれの部門の生産額を用いて指標化している点で、後に検討する都市類型において一般化している産業別就業者比率を用いた産業構成の特質把握という方法に対して、新しい方法を提起したものといえる。

だが、古城の地帯類型設定の試みには、いくつかの大きな問題が含まれていることも事実である。

まず第1に、地帯類型を資本主義の地域的不均等発展の結果であるとしながら、実際の

地帯類型の設定にあたっては、農工間の地域的不均等発展の視角、具体的には農業と工業の生産額の全国比の組み合わせのみで行っていることである。だが、資本主義の地域的不均等発展という場合、農業・工業といった産業部門間のそれはもとより、生産力や生産関係の地域的不均等発展の側面が極めて重要な基礎的構成を占めていることはいうまでもない。しかも、産業部門間の地域的不均等発展、つまり社会的分業の地域編成という点に限定しても、農工間の関係のみでは十全にその特質を明らかにしえないことも事実である。それゆえ、資本主義の地域的不均等発展の結果である地帯類型を産業間、しかもその一部である農工間の関係のみでみる古城の方法には、大きな問題があるといえよう。

第2に、古城は、農業・工業という産業部門間の関係を農工部門の生産額を用いて浮きぼりにするという方法をとっている。それはすでに述べた如く、都市類型を含めた地域社会類型論にとって新しい方法の提起として大きな意義をもっている。しかし、それは反面、従来多くの論者が用いてきた産業就業者の構成比を無視している点で問題が残る<sup>6)</sup>。

第3に、以上の点とも関わって、自ら設定した基準にもとづく地帯類型の設定ののち、その結果を無視して、特別な「考慮」という観点から類型の入れ替えを行っている。それは、自らの「経験的な判断」にもとづく恣意的な操作でしかなく、決して科学的根拠にもとづくものではない。事実、自らの基準では主農地帯に属しながら、結果的には工業地帯へ入れられた6県のうち、少なくとも茨城・岐阜・愛媛・長崎の4県は1980年時点にいたっても、古城の基準でみると主農地帯であることに変わりがない<sup>7)</sup>。それゆえ、一定基準にもとづく類型設定後の恣意的な結果の操作そのものが、自らの方法論の欠陥を如実に示しているといわねばならない。

第4に指摘しなければならないことは、分析の単位となる地域社会＝都道府県が事実上完全に自立した実体として把握されている点である。それは、農工間の関係を指標として地帯類型化が行われている点に端的に示されている。そうした指標はたしかに各「地域社会」の内部構造の特質を把握する上で不可欠に必要なものである。だが、現段階における地域社会は、それ自体完全に自立したものとして存在しているのではなく、他の諸地域社会との連関の中で、いわば「開かれた」形で存在しているのである。それゆえ地域社会の類型化にあたって、地域社会の開放性・相互連関性を表示しうる指標をも用いることが不可欠になるといえよう。こうした点からみても、古城の試みは大きな問題を含んでいるといわざるをえない。

## (2)全国の市を基本とする都市類型・都市分類の試み

次に、全国の市を基本とする都市類型・都市分類の試みについてみると、地域社会類型設定の試みのうち、地理学者や社会学者によって最も盛んに行われている分野であるという特徴がある<sup>8)</sup>。しかし、その中には、人口規模のみによる分類、景観にもとづく分類など社会科学的に意味をもたないものも少なくない。これに対し、比較的すぐれたものとして、倉沢進の総合的都市分類と島崎稔の都市類型設定の試みがあげられる。

このうち、まず倉沢の試み<sup>9)</sup>についてみると、彼の試みが都市類型化でなく、総合的都市分類であることに大きな特徴がある。それは、「類型化は、理念型的アプローチに随伴

する長所とともに、欠点を併せもっている。それは……実証的研究の枠組としては、必ずしも有効でない点である。類型は……具体的都市をとるとどの類型に帰属せしめるかが一義的に決定されず、変数間の関係が確定しがたいのである<sup>100</sup>という認識を基礎にしている。つまり、倉沢は類型化とは切りなした形で、きわめてプラグマティックな発想から総合的都市分類を行っているのである。

そして、都市の分類を行うにあたって、具体的には、①都市度、②産業構成、③都市と外部地域社会との関係としての流動性の3次元が採用され、その上で、それぞれの次元の指標が次のように確定され、分類が行われる。

まず、都市度の指標として人口集中地区（DID）人口がとりあげられ、各市が零細都市（人口集中地区人口ナシおよび1万未満）、小都市（集中地区人口1万以上3万未満）、中都市（同3万以上10万未満）、大都市（同10万以上）に整理される。次に第2の次元である産業構成については④従業地による産業部門（第1次～第3次）別就業者比率と⑤事業所規模別構成の二次元に細分化される。その上で、前者を3部門のうち1部門の比率のみが全市の平均プラス標準偏差より大きな市をそれぞれ該当する部門によって第1次型、第2次型、第3次型、2部門の比率がともに平均＋標準偏差より大きなものを総合型、それ以外を普通型とする。他方、事業所規模別構成は、従業員規模500人以上事業所従業者の全事業所従業者に占める比率を指標とし、それが0%の市を零細都市、20%以上を大事業所型、それ以外を中間型とする。最後に第3の流動性の次元に関しては流動性指数〔（市内に常住し市外で従業する就業者＋市外に常住し市内で従業する就業者）/市内に常住する就業者総数〕と流出入比〔市内に常住し市外で従業する就業者/市外に常住し市内で従業する就業者〕を指標として用いる。そして、平均値と標準偏差の組み合わせ（ただし、流動性指数はジブラ分布を示すので対数変換を加えたのち、平均値と標準偏差を出す）によって、各市を分類し、①流動性が高く（＝流動性指数が平均値プラス標準偏差より大）、流出入比が1より大（＝流出の方が多い）の市を周辺市、②流動性が高または中（＝流動性指数が平均マイナス標準偏差より大）、流出入比が1より小（＝流入の方が多い）の市を中心性都市、③流動性が低い（＝流動性が平均マイナス標準偏差以下）、または流動性が中または低で、かつ流出入比が1より大（＝流出の方が大きい）の市を封鎖性都市とする。

こうした作業ののち、それぞれの結果を総合し、表1-1のように、60の型を確定する。

さらに、それをふまえて、かかる都市分類が昭30～昭35年いかに変動したのかという分析も行っている。しかし、その場合には、産業構成からみた都市分類の変化と流動性からみた都市分類の変化を別々に検討しているにすぎず、総合的分類にもとづく都市分類自体の変動については検討していない。

以上のように、倉沢の都市分類は次元や指標のとり方に工夫のあとがみられる。そうした工夫の中で、とりわけ積極的に評価しうる点は、第1に単一の次元・指標だけでなくいくつかある程度体系だった次元・指標の組み合わせによって都市分類を行なっていること<sup>101</sup>、第2に、都市と外部地域社会との関係を表示するための次元・指標（流動性）を導入したこと、第3に、産業構成の細次元である部門別産業就業人口比率を把握する際、常住人口でなく従業地人口をもとにしていることなどである<sup>102</sup>。

表1-1 都市の総合分類

周辺市	普通型			第三次型			総合型		第二次型			第一次型			
	大 事 業 所 型	中 間 型	零 細 事 業 所 型	大 事 業 所 型	中 間 型	零 細 事 業 所 型	大 事 業 所 型	中 間 型	大 事 業 所 型	中 間 型	零 細 事 業 所 型	大 事 業 所 型	中 間 型	零 細 事 業 所 型	
小牧・草津など 5	勿来・安来など 4	羽島・松浦など 7(1)	大月・八女など 19(2)						日光・美弥など 3	鯖江 1	美濃・瑞浪 2	黒部・塩山など 4	寒河江・総社など 6	遠野・竹田など 48	零細都市
古河・加古川など 23	高萩・因島など 13(4)	十日町・倉吉など 57(16)	大館・中津など 58(16)		土浦・新宮など 3(2)	留萌・飯田 2(1)			美唄・挙母など 13(9)	青梅・多治見など 15(10)	燕・大川など 5(3)	鈴鹿 1	花巻・伊那など 5(1)	相馬・玉名など 14	小都市
船橋・明石など 30	新湊・福山など 6(4)	高山・尾道など 29(20)	稚内・三条など 9(2)		郡山・米子など 13(12)	別府・松江など 6(3)			夕張・三原など 14(9)	桐生・一宮など 9(7)	瀬戸 1(1)				中都市
浦和・堺など 13		八戸・静岡など 5(4)		富山・長崎など 6(6)	秋田・金沢など 27(21)	水戸 1(1)	室蘭 1(1)	東京・大阪など 3(3)	川崎・日立など 6(6)	清水・浜松など 3(3)					大都市
71	23(8)	98(41)	86(20)	6(6)	43(35)	9(5)	1(1)	3(3)	36(24)	28(20)	8(4)	5	11(1)	62	計

註 ( ) 内は中心性都市 (内数)

出典：倉沢進『日本の都市社会』福村出版，1968年，P140より引用。

しかしながら、倉沢の試みは、同時に、きわめて大きな問題点をも有している。

つまり、第1に、都市分類に用いられた次元の選択の仕方に大きな基本視角上の欠陥がある。たしかに倉沢の場合、ある程度体系だった次元・指標を用いている。しかし、都市ないし地域社会を基本構造という点から把握するためには単に人口や産業構成ないし流動性を次元・指標として用いるだけでは十全とはいえない。むしろ、基本的には、社会的分業の一翼を担う生産力と生産関係の矛盾的統一体という視角から都市ないし地域社会をとらえ、それを具体化した次元・指標を用いることが不可欠に必要となるだろう。

第2に、最終的にとり出された60の都市の型それ自体の性格づけやその変動について一言も言及されていない。むしろ、都市の総合分類表に関しては、都市度と産業構成の相関について言及しているにすぎない。しかも、昭30～35年の都市分類の変動をみる際にも、決して総合分類自体の変化を問題にすることはない。このことは、倉沢が都市類型と都市分類を区別し、前者を理念的なものとし、後者をプラグマティックなものとしていたことと関係している。換言すれば、実証的に剔出された分類はあくまで便宜的なものであり、社会的に意味のある実体としては検討されないことになるのである<sup>43</sup>。それゆえ、この点にこそ、分類に用いる次元・指標のいかなる改善によっても克服されえない、倉沢の都市分類の最大かつ根本的な欠陥が内包されているといえよう。

このように、倉沢の場合、都市分類を行う手順に関して積極的に評価しうる点がある一方、逆に、問題意識・基礎視角の点で、根本的な弱点がある。そこで、倉沢の総合的都市分類に関しては、全く異なった評価が生まれるのである。例えば、鈴木広は、倉沢の総合的都市分類を「今のところもっとも整備されたもの」<sup>44</sup>と極めて高い評価を与えている。それに対し、島崎稔は倉沢の問題意識の欠如や地域社会の社会構造における各次元の意味の検討の欠如を指摘し、極めて消極的な評価を与えている<sup>45</sup>。

さて、それでは、倉沢の試みを極めて低く評価する島崎の場合、いかなる問題意識・基本視角、方法で都市類型化を行っているのであろうか<sup>46</sup>。まず、島崎の場合、繊維産業都市としての本質をもつ近代都市が二重の展開をとげて、重化学工業都市と行政都市へ歴史的に発展するという図式を理念的に仮説として有している。そして、そうした仮説の実証を行い、更に現存するいくつかの都市類型の構造的特質を、「日本資本主義社会の構造論の一環として」<sup>47</sup>マクロにとらえようとしている。

その際、類型の指標として、従業地にもとづく産業別就業人口に占める製造業就業者比率と製造業中の中分類別就業者比率を用いる。具体的には、全ての市の中で、製造業就業者比率（従業地人口）が40%以上の市を工業都市と規定する。更に、ここで把握された工業都市の中で機械、金属、化学工業就業者の全産業就業者に占める比率が20%以上の市をⅠ類：重化学工業都市、繊維工業就業者が20%以上の市をⅡa類：繊維工業都市、それ以外の製造業部門就業者が20%以上の市をⅡb類：その他工業都市、製造業就業者が40%以上にもかかわらず、中分類部門において20%以上の比率を示すものがない都市を「他」の工業都市としている（表1-2）。

かかる方法で都市類型化を行ったのち島崎は「集中地区人口規模、〔分解指標＝階級分解の未成熟度としての一小内〕自営業主プラス家族従業者率（全産業・当該部門）、集中・

表1-2 戦後「工業都市」の類型別一覧

	I 類	II 織 類	II 他 類	「他」
一九五〇(32)	釜石 日立 川口 川崎 刈谷 堺 布 施 尼ヶ崎 伊丹 相生 玉野 三原 新居浜 八幡 戸畑 延岡 16市	足利 桐生 行田 秩父 八王子 岡谷 岡崎 津 島 四日市 泉大津 貝 塚 大和 高田 12市	苫小牧 瀬 戸 海南 3市	泉佐野 1市
*一九六〇(61)	日立 伊勢崎 川口 与野 蕨 三鷹 青梅 昭島 川崎 燕 岡谷 富士 碧 南 刈谷 豊田 桑名 堺 布施 高槻 守口 八尾 枚岡 河内 大東 柏原 尼ヶ崎 明石 伊丹 相生 高砂 玉野 大竹 戸畑 33市	足利 桐生 富士吉田 大垣 羽島 一宮 津島 蒲郡 江南 尾西 泉大 津 貝塚 泉佐野 和泉 西脇 大和高田 児島 17市	多治見 土 岐 吉原 瀬戸 半田 常滑 松原 岸和田 松 永 府中 大川 11市	不 明
一九六五(89)	日立 勝田 伊勢崎 川口 大宮 狭山 上尾 与野 蕨 習志野 三鷹 昭島 小平 日野 川崎 藤沢 相模原 大和 燕 岡谷 関 各務原 富士 碧南 刈谷 豊田 桑名 宇治 堺 布施 高槻 守 口 枚方 茨木 八尾 枚岡 河内 大 東 柏原 門真 尼ヶ崎 明石 伊丹 相生 高砂 玉野 大竹 下松 48市	足利 桐生 行田 見附 鯖江 富士吉田 大垣 羽島 各務原 浜北 一 宮 津島 蒲郡 江南 尾西 稲沢 長浜 泉大 津 貝塚 泉佐野 和泉 西脇 大和高田 児島 井原 25市	草加 昭島 多治見 美 濃 土岐 吉原 富士 瀬戸 春日 井 常滑 松永 大川 12市	青梅 加茂 半田 安城 松原 加古 川 府中 7市
一九七〇(115)	日立 勝田 伊勢崎 川口 東松山 狭 山 上尾 与野 草加 蕨 戸田 入間 鳩ヶ谷 茂原 習志野 青梅 昭島 小 平 日野 田無 東大和 川崎 藤沢 相模原 秦野 厚木 大和 燕 岡谷 諏訪 須坂 関 各務原 富士 磐田 春日井 豊川 碧南 刈谷 豊田 安城 西尾 犬山 小牧 東海 大府 桑名 草津 宇治 堺 高槻 守口 枚方 茨 木 八尾 河内長野 大東 柏原 門真 高石 東大阪 尼ヶ崎 明石 茨丹 相 生 高砂 加古川 大和郡山 倉敷 玉 野 因島 大竹 下松 73市	足利 桐生 行田 見附 小松 勝山 鯖江 富士 吉田 都留 羽島 各務 原 一宮 津島 蒲郡 江南 尾西 泉大津 貝 塚 泉佐野 和泉 泉南 西脇 大和高田 井原 名瀬 25市	草加 黒部 多治見 美 濃 瑞浪 土岐 瀬戸 常滑 小牧 藤井寺 府 中 川之江 大川 13市	岩槻 加茂 浜北 大垣 半田 稲沢 松原 7市

〔注〕\*印1960年は産業大分類しか分からないため、ともかく製造業就業者率40.0%以上の都市をぬきだし、その類別はその他の資料からの判断によった。したがって、他の年次のように重複する型の都市や「他」の型の都市を出すことができなかった。1965年、1970年は重複する型の都市もあって計の数はあわない。たとえば、1965年各務原、1970年草加、小牧、各務原は両方の部門にわたって20.0%以上を示す。当該部門が20.0%以上であっても、全体として製造業就業者率が40.0%に達しない都市については省かれている。

出典：島崎稔編『現代日本の都市と農村』大月書店、1978年、P 17より引用。

集積度の集約的表現としての規模20人以上製造業事業所投資比重（一事業所当り投資額全国指数×事業所数）を類として対比し<sup>10)</sup>、各類型の構造的差異を明らかにしている。

しかも、こうした工業都市類型自体が史的に如何に変容してきたのかということも、戦前も含めた形で検討している。

更に、従業地人口50万以上の市を対象とし、事務系就業者比率を指標にして、行政都市の問題を論じている。しかし、行政都市そのものの基準は明示されていない。

このように、島崎の場合、極めて明確な問題意識——工業都市、その内部における重化学工業都市と繊維工業都市の類型としての別出と類型自体の史的变化および構造的特質の明確化——に基づいて都市類型の設定を行っているところに大きな特徴がある。それゆえ倉沢の場合と異なり、類型それ自体に、日本資本主義社会の一環としての社会科学的な意味づけがなされており、この点に島崎の類型設定の積極的で重要な意味があるといつてよい。

しかし、他方、島崎の都市類型化の方法にも問題がないわけではない。

第1に、島崎の場合、工業都市として検出された都市（市）以外は全く考察、類型化の対象となっていないことである。いかえれば、都市類型化の試みといいながら、全ての都市（市）の類型化はそもそも問題意識にはないということである。だが、やはりこの点は島崎が検討の母集団とした都市（市）の中で工業都市に該当しない市が1950年235市中204市、1960年555市中494市、1965年560市中469市、1970年578市中463市と量的に極めて多く島崎のいう資本主義社会の構造論の一環としての都市類型化という大きな問題設定からいっても問題の残る点である。しかも、日本資本主義社会の構造解明を目ざすのであれば、地域社会の一類型にすぎない都市の類型化のみでは不十分であり、都市、農山漁村を含めた地域社会類型化を行うことが不可欠に必要となる。その意味において、島崎の都市類型化の試みは、自らの学的位置づけからいって、類型化の対象が二重の意味で狭く限定されすぎているといわねばならない。

第2に、工業都市を設定する場合の指標と基準の妥当性の問題がある。まず、島崎の場合、もっぱら産業別就業者比率のみを唯一の指標とし、しかも、製造業就業者比率40%以上の都市を工業都市としている。しかし、なぜ、40%以上なのかという点についての明確な根拠は示されていないし、産業別就業人口比率のみで都市の性格を把握することは安易すぎる。この点の明確な説明なしには、彼の都市類型化の妥当性が証明しえないことは明らかであろう。

第3に、工業都市をさらに、細分化する際、島崎の基準でいくと、重化学工業都市であり、同時に繊維工業都市やその他都市であるものが生ずる。実際、1970年では草加、小牧、各務原の3市が2種類の都市として把握されている。その場合、かかる現実を類型に反映させるためには、複合的な工業都市といった新たな類型を設定することが必要であろう。にもかかわらず、島崎はそうした現実を反映させうる類型の設定は行っていない。それは、明らかに、そもそも島崎の都市類型化の試みが特定の都市を現実の「市」の中からすくい上げるという特殊な性格をもったものであることから生じているといつてよい。それゆえ、そこでは、自らの分析図式にあてはまる都市類型を現実の都市の中から探し当てるという方法でなく、日本資本主義社会の中で不均等に変動する地域社会や都市の現実の姿から、現に存在する地域社会類型、都市類型を見出す方法こそが不可欠に求められるといえよう。

さらに、第4の問題として、古城の場合と同様、都市類型化にあたって、都市と他の地域社会との関係を示す指標について、全く考慮に入れられていない点を指摘しておく。

### (3)農山漁村類型設定の試み

さて、最後に、農山漁村類型について従来の研究を検討しよう。農村類型設定の試みについては、日本資本主義の地帯構造、地域構造解明の一環として戦前からの歴史がある。

すなわち、日本資本主義論争の一翼を担った山田盛太郎『日本資本主義分析』における日本農業の四つの地帯、四つの型（東北型、近畿型、北海道型、朝鮮型）<sup>49</sup>、山田勝次郎『米と蕪の経済構造』における四つの型（米作における「東北段階」と「近畿段階」、蕪における「関東段階」と「関西段階」）<sup>50</sup>など、農業の経済構造・生産力構造に焦点をすえた農業地帯構成把握の歴史がある。更に、こうした流れは、戦後になっても山田盛太郎『日本農業生産力構造』<sup>51</sup>や栗原百寿『現代日本農業論』<sup>52</sup>、保志恂「日本農業地帯構成把握の基礎視角」<sup>53</sup>などによって深められている。

一方、福武直の「東北型」「西南型」村落<sup>54</sup>、礎田進の「無家格型」「家格型」（これは同族型と非同族型に細分される）<sup>55</sup>村落に代表される村落の社会構造の特質に注目した村落類型論の伝統もある。

しかしながら、双方とも問題意識は大きく異なるものの、それぞれの類型の設定根拠・指標が必ずしも厳密に計測可能な形で明示されていないという共通点が存する。

これらの流れに対して、根拠や指標を明確にしながら実証的に農山漁村類型の設定を試みた代表的なものとして、農林省の1955年臨時農業基本調査で用いられた農業集落類型（大分類として、平地農村、農山村、山村、漁村、開拓集落、点在地）と1960年センサスで用いられた農村の経済地帯分類（都市近郊農村、平地農村、農山村、山村）がある。しかし、この分類については「指標についてみればあくまで便宜的・操作的なものであるにすぎない」<sup>56</sup>という指摘がすでに安原茂によってなされている。そして安原自身によって「農民層分解の動態にもとづく農村社会構成の類型」<sup>57</sup>として、①大都市周辺農村地帯、②米作平地農村地帯、③山村地帯の3類型が提起されている。だが、それも、いまのところ、具体的な実証化・指標の確定という段階までには至っていない。

### (4)従来研究の到達点

以上、全国的な地帯類型、都市類型、農山漁村類型について、その代表的な試みを中心にして具体的に検討してきた。そこで、以上のような様々な地域社会類型の試みに代表される従来の地域社会類型の試み全体に共通している問題を大きくまとめると以下の如くなる。

第1に、全体として、従来の試みの場合、倉沢の試みを除いて、対象とする地域社会が完全に自立した実体として事実上把握されていた点である。それは多くの場合、都道府県ないし市町村の産業構造や人口サイズを指標として地域社会類型化が行われてきた点に端的にうかがえる。そうした指標はたしかに各「地域社会」の内部構造の特質を把握する上で不可欠に必要なものである。だが、現段階における地域社会は、それ自体、完全に自立したものとして存在しているのではなく、他の諸地域社会との連関の中で、いわば、開かれた形で存在しているのである。それゆえ、地域社会の類型化にあたって、地域社会の開

放性・相互連関性を表示しうる指標をも用いることが、不可欠に必要となるといえよう。

第2に従来の試みにおいては、地域社会の内部構造を示すために用いる指標自体、必ずしも理論的な説得力をもちえていない。すでにのべたように、これまでは産業構造や人口サイズを主たる指標とした地域社会の内部構造に即した地域社会類型が多かった。しかし、そうした指標だけでは、地域社会の内部構造を明らかにするという点に限っても十分なものはなりえない。なぜなら、ほぼ同様な産業構造や人口サイズを有している地域社会においても、賃労働者と自営業者の比率、生産力の水準等々の基本的な指標が大きく異なることがありうるからである。

第3に、従来の試みの場合、市町村レベルでの地域社会類型化を行う際、都市分類、農山漁村類型がそれぞれ独立してなされており、都市—農山漁村を含めた市町村レベルでの地域社会類型設定の試みは殆ど行われていない<sup>9)</sup>。現段階においては、都市と農山漁村の相互連関、相互浸透が著しく進んでいるのであり、都市、農村それぞれ独自の地域社会類型のみでは、現実の地域社会の不均等発展を把握するには不十分であるといえる。

以上、従来の地域社会類型の特質と問題点を検討してきた。そこで、以下これをふまえて、本稿で採用する具体的な地域社会類型化の方法を提示する。

〈注〉

(1) 古城利明は全国規模の地帯類型に関する従来の試みを、①山田盛太郎の『日本資本主義分析』以来の「土地制度史学」の流れをくむ人びとの試み、②政策面に役立てる地域別生産指数、地域ブロック構想等の作成に従事してきた官庁エコノミスト、近代経済学者たちの試み、③「情報化社会」の進展にみあって、物資、情報の交流という観点から地域区分にとりくんでいる人びとの試みという3つの潮流に整理している。そしてそれぞれの成果として、以下のものをあげている(古城利明『地方政治の社会学』東京大学出版会、1977年、pp. 63~64)

①南克己「戦後段階〔構成・対抗〕に関する三つの計数」(『土地制度史学』第35号)、島崎稔「戦後農村社会の構造と変貌過程」(井野隆一ほか編『戦後日本の農業と農民』新評論、1968年)、鍋島力也「日本資本主義における『戦後重化学工業段階(1965-70)』」(『土地制度史学』第60号)。  
②経企庁編『全国総合開発計画』1962年、同編『新全国総合開発計画』1969年、通産大臣官房調査統計部編『わが国鉱工業生産の地域構造』1969年、1972年、篠原三代平編『地域経済構造の計量的分析』岩波書店1965年。

③稲永幸男「地域相互間の情報交流からみた距離について」(『地理学評論』第41巻第8号)、片方善治・佐貫利雄『日本の知識産業』ダイヤモンド社、1970年、宇田韶夫「地域間の物的流通」(『数理科学』1970年10月号)、大村好久「地域関連分析の試み」(『NHK放送文化研究所年報』第16号)。

(2) 古城利明『前掲書』の第2章参照。なお古城の設定した地帯類型を用いて論を展開しているものとして、似田貝香門「住民運動研究の問題意識と分析課題」(松原治郎・似田貝香門編『住民運動の論理』学陽書房1976年)がある。

(3) 古城『前掲書』p. 63。

(4) 同上、p. 65。

(5) いうまでもなく「土地制度史学」の流れをくむ人々も新たな試みを行っている。例えば、島

崎美代子は、1970年の職業中分類別就業者数と構成比を具体的な指標として、Ⅰ戦後大工業地帯＝＜新鋭＞重化学工業地帯、Ⅱ大工業地帯周辺地域＝＜新鋭＞重化学工業の下請・関連工業地、Ⅲ農業県地域＝停滞地域の三つの地域区分を確定している（島崎美代子「戦後重化学工業の構築と労働力編成」島崎稔編『現代日本の都市と農村』大月書店1978年、pp. 85～93参照）。だが、これは、結果として古城の区分とほぼ一致する。と同時に、基本的に古城の試みが有している問題をも内包しているといえる（本文参照）。ただし、島崎の場合、かかる地域区分が現段階においては産業地帯を構成しえないものであると指摘している点で古城の試みと大きく異なっている。

(6) 例えば、装置型産業と労働集約的な産業とが並存する地域社会の場合、前者では就業者数は極めて少ないにもかかわらず生産額は極めて高いし、後者では逆になる。それゆえ、かかる地域社会においては、産業別就業人口からみた部門間の特質と産業別純生産額からみたそれが相即しない場合が少なくない。

(7) 1980年時点の6県の工業出荷額の全国比と農業粗生産額の全国比は以下の通りである。茨城県——3.03（工業）：4.93（農業）、千葉——4.72：4.41、岐阜——1.49：1.61、滋賀——1.39：1.00、愛媛——1.28：1.70、長崎——0.39：1.51。

(8) 従来の都市類型・都市分類については次のように整理されている（総合研究開発機構編『地域問題事典』学陽書房1980年、pp. 6～7参照）。

1 歴史的分類、2 構造的分類、3 機能的分類、4 人口指標による分類、5 法制的分類、6 階層的的地位的分類、7 多変量解析手法による分類、8 その他各種指標による分類

また、磯村英一編『都市問題事典』鹿島研究所出版会1965年の「都市の類型」の項も参照されたい。

(9) 倉沢進『日本の都市社会』福村出版1968年、第5章「都市の総合分類と変動」。

(10) 同上、p. 124。

(11) もちろん、都市という一つの地域社会に関する次元は数限りない。それゆえ、ここでは、都市という地域社会を基底的に規定している要素と構造を前提として、最もふさわしいいくつかの次元・指標を選択する必要がある。そうでなければ、数10種類の次元・指標を用いた無概念的な因子分析法に頼らざるを得なくなる。因子分析法による代表的な都市分類としては、安田三郎「都鄙連続体説の考察（上）（下）」（『都市問題』第50巻1959年）、山口岳志「因子分析による都市の研究」（『地理学評論』43巻1970年）がある。

(12) 倉沢以前の試みにおいては、国勢調査で従業地の産業別人口が調査されなかったこともあり、常住人口によってのみ都市の産業構造が測定され、その限界についてもそれほど問題とされていなかった。しかし、地域社会それ自体の産業構造をみる場合、従業地人口を用いなければ十全なものとならないことはあきらかである。倉田和四生・T. O ウィルキンソンも、都市分類を行う際「基礎的データとして従来常住地（夜間人口）による産業別人口構成を用いて来た」点を問題としている（倉田和四生・T. O ウィルキンソン「日本都市の機能分類（その2）」『関西学院大学社会学部紀要』第18号1969年 p. 13）。

(13) 倉沢は、前掲書（第4章）の中で、別個に都市類型の歴史的発展についても、理念的アプローチにもとづいて論じている。しかし、自ら設定した総合的都市分類と都市類型の関係について

- は全くふれていない。この点は、すでに両者の「相互関係も明確でない」(安田三郎・原純輔『社会調査ハンドブック〔第3版〕』有斐閣1982年 p. 51) という形で問題とされている。
- (14) 鈴木広「都市類型と発展」(倉沢進編『社会学講座5 都市社会学』東京大学出版会1973年) p. 43。
  - (15) 島崎稔「戦後日本の都市類型化の試み」(『中央大学90周年記念論文集・文学部編』1975年所収) pp. 122~123参照。
  - (16) 同上、及び、島崎稔「戦後日本の都市と農村」(同編『現代日本の都市と農村』大月書店1978年) 参照。
  - (17) 島崎「戦後日本の都市類型化の試み」 p. 121。
  - (18) 同上 p. 149。
  - (19) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店1943年 p. 199。なお、ここでいう東北型とは茨城、栃木、新潟より以北の一带の型(僻陬の高知、鹿児島も多かれ少なかれその相似をもつ)、近畿型とは瀬戸内海両岸より近畿、東海を経て関東南部に亘る一带の型とされている。
  - (20) 山田勝次郎『米と藪の経済構造』岩波書店、1942年。
  - (21) 山田盛太郎『日本農業生産力構造』岩波書店1960年。
  - (22) 栗原百寿『現代日本農業論』中央公論社1951年。ここで栗原は、戦後日本農業の地帯構成を主産地型の地域性として把握すべきことを主張している(同書第3章の2参照)。
  - (23) 保志恂「日本農業地帯構成把握の基礎視角」(『農業総合研究』第27巻第1号1973年)。のちに同『戦後日本資本主義と農業危機の構造』御茶の水書房1975年に所収。
  - (24) 福武直『日本農村の社会的性格』東京大学協同組合出版部1949年。
  - (25) 磯田進「村落構造の二つの型」(『法社会学』1, 1951年)。
  - (26) 安原茂「農民層分解と農村社会の構成」(蓮見音彦編『社会学講座4, 農村社会学』東京大学出版会1973年) p. 70。
  - (27) 同上, p. 73。
  - (28) 都市-農村を含めた地域社会分類の試みとして石川晃弘「地域社会分類の試み」(『国民金融公庫調査月報』140, 1972年)がある。だが、これはあくまで分類の仮説の提起にすぎず、分類の具体的な指標については明示されていない。

## 第2章 地域社会類型設定の方法

これまで、従来の地域社会類型の到達点を検討してきた。だがそこには、多くの学ぶべき点があるとともに、克服すべき点も少なからず存在した。そこで、ここでは、従来の研究をふまえ、地域社会の不均等発展の諸相を明らかにするために用いる地域社会類型の独自の設定方法を提示する。

まず第1に地域社会類型化にあたって、本稿では、都道府県と市町村を単位として検討していくという方法をとる。それは、前者の類型化の試みを通して、全国的な地帯類型の問題にアプローチし、更に後者において都市-農村を含めた地域社会類型の設定を行うためである。ただし、市町村については北海道212市町村を事例とした。

ところで、こうした地域社会類型の設定を実証的に行う際、常に問題となるのは、行政的な地域的範囲を基礎単位として用いることの妥当性である。この問題はそれぞれ従来の研究においても常に意識されてきた問題である。しかし結局、統計資料の制約上やむをえず、行政的範囲を近似的な地域社会の範囲とし、類型化の基礎単位としてきた。本稿においても、従来の試みと同様、都道府県、市町村といった行政的範囲を類型化の基礎単位としている。それは、たしかに、一方で、統計資料の制約に基づいている。だが、他方で、行政的範囲であっても、地域社会としての統一性の契機をもちうるという認識にももたづいている。つまり、行政的範囲が単なる地理的な区分けではなく、現代資本主義国家における支配機構の末端としての地方自治体であり、それゆえ、かかる支配への組織的対応＝真の住民自治の拠点＝単位ともなりうること。しかも、行政的範囲としての地方自治体は、公営企業（とりわけ社会的共同消費手段に関わる）の経営、条例の制定、財政措置等々を通じて地域経済に介入し、一定程度規制しうる機能を現段階においても有しているということに注目しているからである。

第2に、地域社会類型の設定を行う際、生産力水準、生産関係、産業構造の特質を地域社会の内部構造の特質を示す次元として採用する<sup>(1)</sup>。それは、この3側面が地域社会の基礎構造を形づくる基本的な構成部分であると考えたからである。その上で、各次元の指標を表2-1、表2-2の如く、確定した。

表2-1 地域社会類型（都道府県単位）設定の指標と資料

次元	指標	資料	
内部構造	生産力	従業地による労働力人口（従業地による15才以上産業就業者＋完全失業者）一人当り県内純生産額	経企庁『県民所得統計年報』
	生産関係	資本一賃労働関係の未成熟度＝常住地による労働力人口に占める自営業者（雇人のいない業主＋家族従業者）の割合	総理府『国勢調査報告』
	産業構造	従業地による15才以上産業別就業人口×産業別純生産額	『県民所得統計年報』『国勢調査報告』
開放性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動人口比率＝総人口に対する年間移動人口（転出人口＋転入人口）の割合</li> <li>・通勤人口比率＝常住地による15才以上就業者に対する県をこえた流出入口（当地からの県をこえた通勤人口＋当地への県をこえた通勤人口）の割合</li> <li>・流出人口比率＝常住地による15才以上就業者に対する流出人口の割合</li> <li>・流入人口比率＝従業地による15才以上就業者に対する流入人口の割合</li> <li>・流出入比＝流出入口／流入人口</li> </ul>	総理府『住民登録人口移動報告年報』『住民基本台帳にもとづく人口移動報告年報』『住民基本台帳人口移動報告年報』 総理府『国勢調査報告』	

表2-2 地域社会類型（市町村単位）設定の指標と資料

次 元	指 標	資 料
内 部 構 造	生産力 常住人口一人当り個人所得	市町村税務研究会監修『個人所得指標』『個人所得格差表』（日本マーケティング教育センター発行）
	生産関係 資本－賃労働関係の未成熟度＝常住地による労働力人口に占める自営業者（雇人のいない業主＋家族従業員）の割合	総理府『国勢調査報告』
	産業構造 従業地による15才以上産業別就業人口	『国勢調査報告』
開 放 性	・移動人口比率＝総人口に対する年間移動人口（転出人口＋転入人口）の割合 ・通勤人口比率 ・流入人口比率 ・流出人口比率 ・流出入比	自治省編『住民基本台帳に基づく人口世帯数表・人口動態表』（国土地理協会発行） 北海道『北海道統計』 総理府『国勢調査報告』

①まず生産力水準を示す指標として、都道府県を単位とした類型化の場合、従業地による労働力人口（従業地による15才以上産業就業人口プラス完全失業者）1人当り県内純生産を用いた。もとより、「県内純生産」ないし「県民所得」の概念は『国民経済計算』における「国民所得」概念と同様、近代経済学の立場に立ったものである。それゆえ、マルクス主義経済学において「価値」を生まないとされる商業、サービス業などからも「生産所得」が生まれるという前提で推計されているという問題を含んでいる。しかし、都道府県別の総合的な生産力水準を表わす指標としては、これが現在のところ最も包括的なものであり、各都道府県の経済活動の水準を見る上において生産力水準の有効な指標であると考えた。しかも、ここで、「県民所得」でなく、「県内純生産」を指標としたのは、地域住民ではなく地域社会を単位とした生産力水準をみるためである。その場合、労働力人口一人当り国内純生産を基準として、それを25%以上上回る地域を超高位生産力地域、0～25%の地域を高位生産力地域、0%未満の地域を低位生産力地域とした。

一方、市町村の場合、市町村内純生産を推計・公表しているところが極めて少ないため、やむをえず、全ての市町村についてその値が公表されている常住人口1人当り個人所得を生産力水準を示す指標として用いた。これはもちろん、都道府県で用いた県内純生産と異なり、分配所得であることはいまでもない。それゆえ、純粋な生産力概念ではなく、すでに生産関係のあり方が介在したものとなっており、厳密に言えば、生活水準を示す指標といった方がふさわしい<sup>②</sup>。しかも、公表されている個人所得は課税対象所得額であり、免税点以下の所得は統計上無視されているという問題を含んでいる。本稿では、かかる問題点を確認した上で、市町村を単位した場合、資料の制約のため、生産力水準を示す指標として人口一人当り個人所得を採用する。そして、都道府県の場合と同様、人口一人当り

個人所得の全国値を基準として、それを25%以上上回る地域を超高位生産力地域、0~25%の地域を高位生産力地域、0%未満の地域を低位生産力地域とした。

②次に、生産関係の指標としては、島崎稔が都市類型の類としての構造比較を行う際に用いた分解指標＝階級分解の未成熟度を修正した形で採用した。つまり、島崎の場合、階級分解の未成熟度を常住地による15歳以上産業就業者に占める自営業主プラス家族従業者比率によって計測していた。だが、本稿では、労働者階級として位置づけられる完全失業者<sup>(3)</sup>も含めた、常住地による全労働力人口に占める中間層の割合を厳密に把握するため（雇人のない自営業主<sup>(4)</sup>+家族従業者）/労働力人口という指標＝階級分解の未成熟度で生産関係の状態を計測する<sup>(5)</sup>。その場合、その値が50%以上、つまり資本－賃労働関係が基本的な生産関係となっていない地域を後進資本主義的地域、25~50%を中進資本主義的地域、25%未満を先進資本主義的地域とした。

③最後に、産業構造の次元の指標として、都道府県の場合、従業地にもとづく産業（大分類）部門別就業人口ベースでみた産業構成と産業（大分類）部門別生産額ベースでみた産業構成の組み合わせ結果＝総合的産業構造を用いる。その際、具体的には、次のような手順で各都道府県の総合的産業構造を確定する（表2-3参照）。

まず、就業人口ベース産業構成と純生産ベース産業構成を、産業大分類のどの部門が各地域の産業を主導しているか、ないしその「主軸」になっているのかに即して、それぞれ設定する<sup>(6)</sup>。

その場合、①はじめに、産業別就業人口、産業別純生産の部門別構成比を算出し、そのうち最高値を示す部門をとり出す。②それが不生産部門（商業、サービス、金融、不動産、公務）の場合、それを産業構成の特徴を示すものとする。③最高値を示す部門が価値生産部門<sup>(7)</sup>（農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、運輸・通信、電気・ガス・水道・熱供給業）の場合、他の価値生産部門の中に、価値生産部門全体の一部門平均（12.5%）を上回り、しかも最高値を示す部門の構成比の50%を超える部門があるかどうか検討する。④かかる部門がある場合、価値生産部門主導型の中の複合型とし、それらの基準に合致する各部門のうち、最も構成比の高いものを「主軸」部門とする。⑤最高値を示す部門が価値生産部門にあるが、それ以外に③の基準に合致する部門がない場合、価値生産部門主導型の中で単一産業主導型とし、最高値を示す部門を産業構成の特徴を示すものとする。

その上で、その双方の結果（表2-3の表頭と表側）をクロスさせ、各都道府県の総合的産業構造を確定した。

総合化の基準はつぎのとおりである。①就業人口ベース産業構成と純生産ベース産業構成の組み合わせが、不生産部門主導型同士の場合、商業同士の時にはⅣ商業主導型、サービス業同士の時にはⅥサービス業主導型、主導部門が異なる時にはⅤその他型とする。②価値生産部門主導型と不生産部門主導型の組み合わせの場合、価値生産部門を主導する部門（単一産業主導型の場合）や「主軸」となっている部門（複合型の場合）をとり出し、それが農業部門の場合、Ⅰ農業主導型、製造業の場合、Ⅱ製造業主導型とした（それ以外のパターンは都道府県の場合、現実的な型としては存在しない〔第3章参照〕）。③価値生産部門主導型の中の単一産業主導型同士の組み合わせの場合、全く同じ部門同士の組み合わせの時には、その部門（農業の時Ⅰ、製造業の時Ⅱ）主導

表 2-3 就業人口ベース産業構成と純生産ベース産業構成の組み合わせによる総合的産業構造類型(都道府県)

産業別 就業人口		価値生産部門主導型											不生産部門 主導型				
		単一産業 主導型		複合型													
				農業主軸					製造業主軸								
		農 業	製 造 業	農 ・ 製	農 ・ 建	農 ・ 林 ・ 製	農 ・ 製 ・ 林	農 ・ 製 ・ 建	製 ・ 農	製 ・ 建	製 ・ 農 ・ 建	製 ・ 建 ・ 農			商 業	サ ー ビ ス	
価値 生産 部門 主導 型	単 産 主 導 型	農業		I	III	I	I	I	I	I	III	I	I	I	I		
		製造業		III	II	II	III	II	II	II	II	II	II	II	II	II	
	複 合 主 導 型	農 業 主 軸	農・製		I	II	I	I	I	I	I	III	II	III	III	I	I
			農・建		I	III	I	I	I	I	I	I	VII	III	III	I	I
			農・林・製		I	II	I	I	I	I	I	III	II	III	III	I	I
			農・製・林		I	II	I	I	I	I	I	III	II	III	III	I	I
			農・製・建		I	II	I	I	I	I	I	III	III	III	III	I	I
		製 造 業 主 軸	製・農		I	II	III	I	III	III	III	II	II	II	II	II	II
			製・建		III	II	II	VII	II	II	II	II	II	II	II	II	II
			製・農・建		I	II	III	III	III	III	III	II	II	II	II	II	II
	製・建・農		I	II	III	III	III	III	III	II	II	II	II	II	II		
	不 生 産 部 門 主 導 型	商業		I	II	I	I	I	I	I	II	II	II	II	IV	V	
		サービス		I	II	I	I	I	I	I	II	II	II	II	V	VI	

注) 1. I - 農業主導型  
 II - 製造業主導型  
 III - 複合型  
 VII - 建設業主導型  
 IV - 商業主導型  
 VI - サービス業主導型  
 V - その他型

} 価値生産部門主導型

2. この類型設定は就業人口ベース及び純生産ベース双方の産業構成として、現に存在した型のみを基礎にして表示してある。

型とし、異なる部門間の時、Ⅲ複合型とする。④複合型同士の場合、農業主軸同士の時Ⅰ、製造業主軸同士の時Ⅱ、異なる主軸部門同士の時、a 一部門のみが人口、純生産双方にあれば、その部門主導型（農業の時Ⅰ、製造業の時Ⅱ、建設業の時Ⅶ〔現実には存在しない〕）、b それ以外はⅢとする。

こうした形で総合的産業構造を確定する際、留意したことは、価値生産部門のあり方を重視し、価値生産部門と不生産部門との組み合わせの場合、価値生産部門がその地域社会の産業構造を特徴づけるものとしたことである。それは、産業構造の発展を支えるのは基本的に価値生産部門であると考えたからである。

だが、市町村を単位とした場合、生産額ベースで産業構成をみることは資料の制約上、現在のところ不可能である。それゆえ、不十分ながら従業地にもとづく産業別就業人口ベースで産業構造を明らかにせざるをえなかった。

第3に、相対的に自立しながら同時に、基本的に「開かれた」ものとして定在している地域社会の他地域社会との関連を示す次元として開放性という次元を導入した。その指標として、本稿では、移動人口比率＝転出入人口比率、通勤人口比率、流出人口比率、流入人口比率、流出入比を用いた<sup>6)</sup>。

具体的には、まず①全地域社会の中から、当地に常住する15歳以上産業就業人口の50%以上が他地域社会（都道府県の場合、他都道府県、市町村の場合、他市町村）へ通勤（流出）し、しかも、通勤人口（流出人口）が流入人口（他地域社会からの通勤人口）の2倍をこえる地域をベッドタウン型地域とする。②逆に、当地に従業する15歳以上産業就業人口の50%以上が他地域社会から通勤（流入）し、しかも流入人口が流出人口の2倍を超える地域を求心型地域とする。③次にベッドタウン型地域と求心型地域を除く全ての地域社会を対象とし、移動人口比率＝（年間転出人口＋年間転入人口）/常住人口（国調）と通勤人口比率＝（他地域からの通勤者＋他地域への通勤者）/当地に常住する15歳以上産業就業人口を算出する。④移動人口比率の場合、敗戦に伴う大規模な人口移動がほぼ停止し、高度成長の基点となった昭30年時点の全国での年間転出入率（都道府県間の移動率5%、市町村間の移動率11.6%）を基準とし、それを上回る地域を人口流動的地域、下回る地域を人口安定地域とする。⑤通勤人口比率の場合、その値が50%を超える地域を人口流動的地域、50%未満の地域を人口安定的地域とする。⑥、④と⑤の結果を組み合わせ、双方の指標とも人口安定的となる地域を閉鎖的地域、それ以外の組み合わせの場合、開放的地域とする。

こうした指標は、倉沢進の用いた流動性指標を改良し、単に、通勤にもとづく人口流動だけでなく、転出入に伴う人口流動をも用いて地域社会の開放性を表わそうとしたものである。なぜなら、通勤、転出入を含めた人口流動それ自体、全国的・地域の労働市場のあり方や交通機関の発展水準によってその型が異なるのであり、通勤人口だけでは人口流動の実相を正確に表示しえないからである。

さて、以下、ここで示した、地域社会の基礎的な内部構造を示す3次元と地域社会の開放性という次元およびそれぞれの指標にもとづいて地域社会類型の設定を行っていく。

〈注〉

- (1) 島崎稔は「生産力の繊維工業段階から重化学工業段階への展開」（前掲、島崎「戦後日本の都市類型化の試み」p.125）というように、産業構造の特質が同時に生産力の水準を示すものであ

るという立場に立っている。しかし、本稿では、生産力と産業構造は密接に関連しつつもやはり独自の概念であると考え。例えば、同じ繊維工業段階という産業構造をとる地域社会においても生産力水準の高低に大きな開きがある場合も少なくないからである。

なお、生産力の「繊維工業段階」「重化学工業段階」の規定自体は、周知の如く山田盛太郎によって確立されたものである（山田盛太郎「戦後再生産構造の段階と農業形態——Ⅰ v + m = Ⅲ c および蓄積のシェーマの崩壊と再編——」1964年稿、経済企画庁経済研究所・地域構造研究会、総括報告）。これに対し、中村静治は独自の立場から「この種の【段階】規定では、もはや生産力の発展水準や国民経済の再生産ないし経済循環の仕組みは把握しきれなくなっている」（中村静治『現代資本主義論争』青木書店1981年 p.31）としている。

- (2) 分配所得の地域格差は生産所得の地域格差と比べ、一般的に小さくなる傾向をもつといわれている（白井和徳「地域格差について」『都市問題』第54巻第2号1963年参照）。
- (3) いわゆる階級構成表研究においては、完全失業者を労働者階級として位置づけることは一般的となっている。ちなみに大橋隆憲『日本の階級構成』岩波新書1971年では不生産的労働者層の一部として完全失業者が位置づけられている。
- (4) 国調の従業上の地位別統計で中間層を把握する場合には、島崎のような自営業主+家従でなく雇人のない自営業主+家従で見なければならないことはいうまでもない。ただし、国調の場合、雇人のない自営業主には、事実上労働者とみなすべき「内職」が含まれているという統計上の問題がある。また、近年、新たな「不安定雇用」の一形態として問題とされるようになった「備車運転手」「ヤクルト販売員」等に代表される「自立化された労働者＝周辺労働者」（江口英一「不安定雇用の再編と今日の特徴」『経済』1982年11月号）も雇人のない自営業主の中に含まれているとみる必要があろう。
- (5) 岩井浩は、地域階級構成表を作成するにあたって、常住地（＝生活点）と従業地（＝生産点）にもとづいて、2つの階級構成表を作成する必要性を問っている（岩井浩「地域階級構成研究の課題と方法」関西大学『経済論集』第26巻第4.5合併号 p.535参照）。この指摘は極めて重要であるが、本稿では階級分解の未成熟度を把握する際、常住人口を基礎とした。それは、従業地にもとづく統計では、自営業主が雇人の有無によって区分されずに表章されていること、しかも、本稿のねらいから言えば、開放性の指標として通勤人口比率を用いる（後述）ので、総合された地域社会類型においては、常住地と従業地のズレに関する視角が貫かれることにもとづいている。
- (6) 産業構造に着目した地域社会の分類、類型化の方法は数多い。その中で、ここで用いた方法は、大友篤によって都市の産業機能分類の一つとしてとりあげられている「最大構成比による方法」（大友篤『地域分析入門』東洋経済新報社1982年 p.78）を価値生産部門と不生産部門の産業構造における重要性の相違という視点から改良したものとして位置づけられる。
- (7) 周知の如く、「生産的労働」「不生産的労働」の捉え方に関しては、とくに交通労働者やサービス業従事者の規定をめぐる、マルクス主義経済学者の間で以前から議論が行われている（この点については、とりあえず飯盛信男『生産的労働と第三次産業』青木書店1978年参照）。ここでは、従来のそうした論争をふまえ、第1次、第2次産業の各部門と第3次産業に分類されている運輸・通信業及び電気・ガス・水道・熱供給業を価値生産部門とした。このうち運輸・通

信業と電気・ガス・水道・熱供給業を価値生産部門としたのは、前者が財貨の位置の変化による特殊な使用価値を生む点、後者が電気・ガス等の「エネルギー」という特殊な使用価値を生む点に着目したからである。ちなみに、岩井浩の階級構成表においても同様な区分がされている（前掲、若井「地域階級構成研究の課題と方法」参照）。

- (8) 地域社会の他地域社会との関連をみる場合、ここで用いる人口流動にもとづく開放性といった指標だけでは十分でないことはいうまでもない。物資の移動、情報の移動、更に事業所の本社・支社関係といった指標も見すごすことはできない。とりわけ事業所の本社・支社関係は地域社会の階級性を表示する点で極めて重要である。だが、そうした指標は、統計上の制約のため、ここでの作業に耐えうる資料を手に入れることができないのが現状である。

### 第3章 地域社会変動の諸相と地域社会類型（1）

#### —— 都道府県を単位として

まず、都道府県を単位として地域社会の類型化を行い地域社会の不均等発展の諸相を明らかにしよう。その際、生産力水準、生産関係、産業構造、開放性の4つの次元のそれぞれについて、各都道府県がいかなる位置を占めているのか、そしてそうした位置がどのように変化してきたのかという点から検討していこう。

表3-1、表3-2は、地域社会類型化の第1の次元である生産力水準の地域格差を明らかにするために、従業地による労働力人口1人当たり県内純生産額について、全国平均に対する46都道府県の位置がどう変化してきたのかをみたものである。

ここから、昭和30から35年にかけて一たん広がった生産力水準の地域格差が昭35年以降次第に縮小してきていることがみてとれる。その中で、東京だけは相対的地位の低下にもかかわらず、昭30年以来一貫して超高位生産力水準を保ちつづけており、その圧倒的な生

表3-1 労働力人口1人当たり県内純生産の労働力人口1人当たり国内純生産に対する格差段階別都道府県数の推移（生産力指標）

	Ⅲ 低位生産力地域		Ⅱ 高位生産力地域	Ⅰ 超高位生産力地域	
	-50% ~-25%未満	-25% ~0%未満	0%~25%未満	25%~50%未満	50%~
昭30※	8	26	6	2	1
35	19	20	4	1	2
45	18	20	5	3	0
55	9	29	7	1	0

- 注) 1. ※印、昭30年は、栃木、大阪、大分の3県の数値が不明なので、43都道府県を対象としている。  
 2. 労働力人口1人当たり国内純生産は県内純生産の総計/国内労働力人口という形で算出した。  
 昭30年の労働力人口1人当たり国内純生産= 171千円  
 昭35年 = 281千円  
 昭45年 = 1,157千円  
 昭55年 = 3,595千円  
 3. ここでいう労働力人口は、従業地による15才以上産業就業者+完全失業者である。  
 4. 県内純生産は、昭30・35、昭45、昭55の間に若干の計画方法の違いがある。

資料：『県民所得統計年報』

表3-2 労働力人口1人当り県内純生産の労働力人口1人当り国内純生産  
に対する各都道府県の格差段階の推移

	Ⅲ 低位生産力地域		Ⅱ 高位生産力地域	Ⅰ 超高位生産力地域	
	-50%~-25%未満	-25%~0%未満	0%~25%未満	25%~50%未満	50%~
昭 30	青森, 岩手, 山梨, 長野, 岐阜, 島根, 高知, 鹿児島	宮城, 秋田, 山形, 福島, 群馬, 茨城, 埼玉, 千葉, 新潟, 富山, 石川, 福井, 静岡, 三重, 滋賀, 奈良, 鳥取, 岡山, 広島, 徳島, 香川, 愛媛, 佐賀, 長崎, 熊本, 宮崎	北海道, 愛知, 京都, 和歌山, 山口, 福岡	神奈川, 兵庫	東京
昭 35	青森, 岩手, 秋田, 群馬, 茨城, 千葉, 新潟, 福井, 長野, 岐阜, 鳥取, 島根, 高知, 徳島, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	北海道, 宮城, 山形, 福島, 栃木, 埼玉, 富山, 石川, 山梨, 静岡, 三重, 滋賀, 奈良, 和歌山, 岡山, 広島, 香川, 愛媛, 長崎, 山口	愛知, 京都, 兵庫, 福岡	大阪	東京, 神奈川
昭 45	青森, 岩手, 山形, 秋田, 福島, 新潟, 福井, 山梨, 長野, 鳥取, 島根, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 高知, 長崎	北海道, 宮城, 茨城, 栃木, 群馬, 千葉, 富山, 石川, 岐阜, 静岡, 三重, 滋賀, 和歌山, 奈良, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 広島, 福岡	埼玉, 愛知, 京都, 兵庫, 岡山	東京, 大阪, 神奈川	
昭 55	青森, 岩手, 山形, 鳥取, 徳島, 高知, 島根, 宮崎, 鹿児島	北海道, 宮城, 秋田, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 静岡, 岐阜, 三重, 京都, 奈良, 和歌山, 岡山, 山口, 香川, 愛媛, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 新潟	神奈川, 愛知, 大阪, 滋賀, 兵庫, 広島, 福岡	東京	

資料：表3-1に同じ。

産力水準の高さがうかがえる。これに対して、太平洋工業ベルト地帯に属する神奈川、大阪、兵庫、京都などの諸府県の場合、昭35年以降、次第に相対的地位を低下させ、昭55年には、超高位生産力水準を示すものとはなくなった。中でも京都の地位低下は著しく、昭55年には全国平均を下回るに至った。それに替わって広島や滋賀が全国平均を上回るようになった。

一方、低生産力水準の地域についてみると、青森、岩手、島根、高知、鹿児島のように、一貫して全国平均の25%未満の水準にとどまっているところもあるが、全体としては相対的地位を高めてきている。

いわば、一部の県が低い位置に固定化され、圧倒的な生産力水準を保ち続ける東京を含めて太平洋工業ベルト地帯の（超）高生産力地域が相対的地位を低下させる中で、全体的に生産力格差が縮小される傾向が生じているのである。

こうした生産力水準の格差縮小傾向の中で、第2の次元である生産関係のあり方も地域

的差異のないものとなり、資本一賃労働関係を基本としたものへと変化してきている。

すなわち、表3-3、表3-4のように、昭30年段階においては、北海道と太平洋工業ベルト地帯の諸都府県を除いて、全ての県（38県）で自営業者が全労働力人口の5割をこえており、資本一賃労働関係は支配的な生産関係となっていなかった。それが、とりわけ昭35～45年にかけて大きく変化し、昭45年には自営業者の比率が50%をこえる後進資本主義的な県は、秋田と鹿児島のみとなった。しかも、その2県も昭55年には自営業者の比率が50%をわり、全ての都道府県において、資本一賃労働関係が基本的な生産関係となった。

こうした各都道府県における生産力と生産関係の変化は、いうまでもなく、わが国の場合、第3の次元である産業構造の高度経済成長期以降の再編を基底として進展したものである。そこで、産業構造の地域的差異とその変化について、従業地による産業別就業人口構成比と産業別純生産額構成比を基準として明らかにしたものが、表3-5である。

この表から各都道府県のあり方をみると、昭30年において8割（46県中38県）をこえていた農業主導型地域が、とりわけ昭35年以降大きく減少し、昭55年には、このタイプの地域は皆無となった。それにかわって、製造業主導型が全体の約7割近く（46県中30県）を占めるまでになっている。同時に、昭45年から不生産部門主導型を示す県が現われ、昭55年には表3-6のように、北海道・宮城・東京・福岡・高知からなる商業主導型と鳥取、佐賀・長崎・宮崎などのその他型を合わせて29県が不生産部門主導型の産業構造をもつものとなった。つまり、従来の農業主導型地域が高度経済成長の過程で製造業主導型や不生産部門主導型へ大きく再編され、もともと製造業主導型であった東京・福岡が商業主導型へ移行するという二重の形で各都道府県の産業構造のあり方が変化したのである。

ところで、以上のような各都道府県の生産力水準や生産関係の変化、その基底としての産業構造の変化は、いうまでもなく、各地域の人口流動を伴って進展したものである。その場合、この人口流動のあり方は、地域社会類型化の第4の次元である地域社会の開放性を表わすものであった。そこで、こうした地域社会の開放性の相違を検討するため、まず各都道府県の移動人口比率すなわち全人口に対する他府県との間の年間転出入人口の割合

表3-3 資本一賃労働関係の未成熟度（全労働力人口に占める自営業層の割合）別都道府県数の推移（生産関係指標）

	I 先進資本主義的地域	II 中進資本主義的地域	III 後進資本主義的地域	
			0～25%未満	25%～50%未満
昭 30	2	6	36	2
35	3	14	29	0
45	4	40	2	0
55	14	32	0	0

注) 資本一賃労働関係の未成熟度は国調の常住地による従業上の地位別就業者の統計により、労働力人口に占める自営業者層（雇人のいない業主十家族従業者）の割合を指標として用いた。  
資料：『国勢調査報告』各年版より作成。

表3-4 各都道府県における資本一賃労働関係の未成熟度の推移

	I 先進資本主義的地域	II 中進資本主義的地域	III 後進資本主義的地域	
	0~25%未満	25%~50%未満	50%~75%未満	75%~
昭 30	東京, 大阪	北海道, 神奈川, 愛知, 京都, 兵庫, 福岡	宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 三重, 滋賀, 奈良, 鳥取, 和歌山, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	青森, 岩手
昭 35	東京, 神奈川, 大阪	北海道, 埼玉, 岐阜, 静岡, 愛知, 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山, 広島, 山口, 福岡, 長崎, 石川	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 千葉, 新潟, 富山, 福井, 山梨, 長野, 三重, 滋賀, 鳥取, 島根, 岡山, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	
昭 45	東京, 神奈川, 大阪, 兵庫	北海道, 青森, 宮城, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 岩手, 山形	秋田, 鹿児島	
昭 55	北海道, 埼玉, 千葉, 東京, 滋賀, 神奈川, 愛知, 大阪, 兵庫, 奈良, 広島, 京都, 山口, 福岡	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 三重, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島		

資料：表3-3と同じ。

表3-5 産業構造別都道府県数の推移（産業構造指標）

	価値生産部門主導型		不生産部門主導型		
	単一産業主導型		III 複合型	IV 商業主導型	V その他型
	I 農業	II 製造業			
昭 30	38	8	0	0	0
35	26	11	9	0	0
45	9	29	7	1	0
55	0	30	7	5	4

資料：表3-3と同じ。

表 3-6 各都道府県の産業構造の推移

	価値生産部門主導型			不生産部門主導型	
	I 農業主導型	II 製造業主導型	III 複合型	IV 商業主導型	V その他型
昭30	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 三重, 滋賀, 奈良, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 岐阜, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 和歌山	東京, 大阪, 神奈川, 静岡, 愛知, 京都, 兵庫, 福岡			
昭35	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 千葉, 新潟, 山梨, 長野, 滋賀, 鳥取, 島根, 岡山, 徳島, 香川, 高知, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	東京, 神奈川, 愛知, 大阪, 岐阜, 静岡, 三重, 京都, 兵庫, 広島, 福岡	埼玉, 富山, 石川, 福井, 奈良, 和歌山, 山口, 愛媛, 長崎		
昭45	秋田, 山形, 青森, 岩手, 島根, 高知, 熊本, 宮崎, 鹿児島	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 岡山, 広島, 山口, 香川, 愛媛, 福岡	宮城, 福島, 鳥取, 徳島, 佐賀, 長崎, 大分	北海道	
昭55		福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 熊本, 大分	山形, 青森, 岩手, 秋田, 島根, 鹿児島	北海道, 宮城, 東京, 福岡, 高知	鳥取, 佐賀, 長崎, 宮崎

資料：表 3-5 と同じ。

を表 3-7, 表 3-8 から時系列的にみると, 昭30・35年段階において関東, 近畿, 九州の一部以外殆ど人口移動がみられなかったものが昭45になると, 北海道, 群馬, 新潟, 富山, 福井, 長野の6道県を除く全ての都府県で, 一年間に住民の5% (昭30年の全国平均) 以上の者が移動するようになった。このことは高度経済成長期における労働力移動の実態を示すものであると同時に, そうした人口移動が昭35~45年にかけての産業構造の大きな再編を支える一つの基礎になっていたことを表わすものでもある。

ところが, 昭和45年以降になると, そうした状況は一変し, 昭55年現在, 東京周辺の関東諸県と近畿・中国・九州地方の諸県で, ひきつづく5%以上の県をこえた人口移動がみられるのに対し, その他の北海道・東北・中部・四国の諸道県では, 殆どの県で他府県との間の人口移動が停滞するようになった。それは, いいかえれば, 資本主義経済の高度成長から低成長への移行の中で, 人口流動型と人口停滞型という2つのタイプが, それぞれ独自の地帯を構成するようになってきていることを示しているといえよう。

一方, 県をこえる通勤人口のあり方をみると, 昭45年に埼玉, 千葉, 奈良において常住

表3-7 人口の流動性（移動人口比率×通勤人口比率）段階別都道府県数の推移（開放性指標）

通勤人口比率		移動人口比率	一般形態				特殊形態		計
			安定 0～5%未	流動		小計	ベッド タウン型	求心型	
				5%～10%未	10%～15%未				
昭30	安	0～25%未	34	11	1	46	/	/	/
	定	25～50%未							
	流動	50%～							
	計		34	11	1	46			
昭35	安	0～25%未	26	19	1	46	/	/	/
	定	25～50%未							
	流動	50%～							
	計		26	19	1	46			
昭45	安	0～25%未	6	35	2	43	/	/	/
	定	25～50%未			3	3			
	流動	50%～							
	計		6	35	5	46			
昭55	安	0～25%未	22	19		41	/	/	/
	定	25～50%未		5		5			
	流動	50%～							
	計		24	24	0	46			

- 注) 1. 移動人口比率 = (転出人口 + 転入人口) / 常住人口 (国調)  
 2. 通勤人口比率 = (他都道府県からの通勤者 + 他都道府県への通勤者) / 当地に常住する15才以上就業人口  
 3. 移動人口比率の安定-流動の基準値 5.0% は全国での昭30年の都道府県間移動人口 (転出人口) 比率である。  
 4. ベッドタウン型は当地に常住する15才以上就業人口の50%以上が他都道府県へ通勤 (流出) し、しかも、通勤人口 (流出入口) が流入人口の2倍を超える地域。  
 5. 逆に求心型は、当地に従業する15才以上就業人口の50%以上が他都道府県から通勤 (流入) し、しかも、流入人口が流出入口の2倍を超える地域  
 6. 通勤人口は各年度国勢調査時 (10月1日) の数値。移動人口は各年とも1月1日～12月31日の動態。

資料: 『国勢調査報告』各年版, 『住民登録人口移動報告年報』昭30年, 昭35年版, 『住民基本台帳にもとづく人口移動報告年報』昭45年版, 『住民基本台帳人口移動報告年報』昭55年版より作成。

表 3-8 各都道府県の移動人口比率・通勤人口比率の推移

	人口安定的地域	人口流動的地域	
	0 ~ 5%未満	5% ~ 10%未満	10%~ 15%未満
昭 30	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 熊本, 大分, 宮崎	埼玉, 千葉, 神奈川, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島	東京
昭 35	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 静岡, 三重, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 徳島, 愛媛, 高知	埼玉, 千葉, 神奈川, 岐阜, 愛知, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 山口, 香川, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	東京
昭 45	北海道, 群馬, 新潟, 富山, 福井, 長野	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 石川, 山梨, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	*埼玉, *千葉, *東京, *神奈川, *奈良
昭 55	北海道, 岩手, 秋田, 山形, 福島, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 和歌山, 岡山, 徳島, 愛媛, 高知	青森, 宮城, *埼玉, *千葉, *東京, *神奈川, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, *奈良, 鳥取, 島根, 広島, 山口, 香川, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	

注) \*印の付してある都県は通勤人口比率が25~50%を示す地域である。それ以外の諸道府県の通勤人口比率は全て25%未満である。

資料: 表 3-7 と同じ。

人口の25%以上の通勤人口(流出+流入)比率を示すようになり、昭55年には更に、東京、神奈川も同様な状況を示すようになった。しかし、昭55年現在においても、通勤人口比率が50%を超える都道府県は見られず、しかも、通勤による流出口が常住人口の50%をこえるベッドタウン型地域や逆に流入人口が従業地人口の50%をこえる求心型地域は現われていない。その結果、転出入による移動人口と通勤人口のあり方を総合した人口の流動性タイプをみると(表3-9, 表3-10)、昭30年に全都道府県の3分の2以上(46県中34県)を占めていた閉鎖的地域が次第に減少し、昭45には6県のみとなり、逆に開放的地域が40県に達したこと。しかし、昭55年には、開放的地域が減少し、閉鎖的地域とほぼ同数になったことがあきらかとなる。

以上、生産力水準、生産関係、産業構造と開放性という4つの次元・指標のそれぞれについて、その地域的差異のあり方を時系列的にみてきた。そこで、こうした4つの次元・指標にもとづく地域社会のタイプ分けを統合すると、表3-11の如く、昭30~55年の間にA~Yまでの25の地域社会類型が現実存在したものと設定できる。

それを時系列的にみると、昭和30年には、資本-賃労働関係が未成熟で生産力が低く閉鎖的な農業地域A類型をとるところが、46都道府県中約6割にあたる27県あった。それが、

表 3-9 人口の流動性タイプ別都道府県数の推移

	I 閉鎖	II 開放			III ベッド タウン型	IV 求心型
	安定-安定※	安定-流動※	流動-安定※	流動-流動※		
昭 30	34	0	12	0	0	0
35	26	0	20	0	0	0
45	6	0	40	0	0	0
55	22	0	24	0	0	0

注) ※左側が移動人口比率, 右側が通勤人口比率のタイプを示す。  
資料: 表 3-7 を加工。

表 3-10 各都道府県の人口の流動性タイプの推移

	I 閉鎖的地域	II 開放的地域
	安定-安定	流動-安定
昭 30	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 熊本, 大分, 宮崎	埼玉, 千葉, 神奈川, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島, 東京
昭 35	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 静岡, 三重, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 徳島, 愛媛, 高知	埼玉, 千葉, 神奈川, 岐阜, 愛知, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 山口, 香川, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 東京
昭 45	北海道, 群馬, 新潟, 富山, 福井, 長野	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 石川, 山梨, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 奈良
昭 55	北海道, 岩手, 秋田, 山形, 福島, 栃木, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 和歌山, 岡山, 徳島, 愛媛, 高知	青森, 宮城, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 鳥取, 島根, 広島, 山口, 香川, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島

資料: 表 3-9 と同じ。

表3-11 各都道府県の地域社会類型（小分類）の推移

産業構造	農業主導型						工業主導型						価値生産部門複合型			商業主導型					その他部門主導型						
	低生産力		高生産力				低生産力		高生産力				超高生産力			低生産力			高生産力			超高生産力					
生産関係	後進資本主義的		中進資本主義的				後進		中進				先進			中進			先進		先進						
開放性	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的	閉鎖的	開放的					
各指標ランク	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ	ⅢⅢⅠⅠ					
類型記号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y		
昭30年	27	6			2	1	1				1	2			2	1											
35	17	8	1				1	2	1			4			3	3		2	4								
45		2		7				5	16			4		1		3			7	1							
55								16	3	5			1	5				3	4	1	1	1	1	1	4		
昭30	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 群馬, 新潟, 山梨, 石川, 山梨, 三重, 鳥取, 岡山, 徳島, 愛媛, 高知, 熊本, 宮崎, 鹿児島	埼玉, 千葉, 茨城, 群馬, 長野, 山梨, 新潟, 富山, 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 京都, 大阪, 兵庫			山口, 和歌山	北海道	静岡							愛知	京都, 福岡			神奈川, 兵庫	東京								
昭35	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 群馬, 新潟, 山梨, 鳥取, 岡山, 高知	千葉, 茨城, 香川, 徳島, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	北海道				三重	静岡, 広島	岐阜					愛知, 京都, 兵庫, 福岡			東京, 神奈川, 大阪	富山, 福井, 愛媛	和歌山								
昭45		秋田, 鹿児島						群馬, 新潟, 富山, 福井, 長野	茨城, 栃木, 山梨, 石川, 新潟, 山梨, 三重, 鳥取, 岡山, 徳島, 愛媛					愛知, 京都, 埼玉, 岡山		兵庫		東京, 神奈川, 大阪									
昭55								福島, 群馬, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 静岡, 三重, 和歌山, 岡山, 徳島, 愛媛	茨城, 香川, 大分	埼玉, 千葉, 京都, 奈良, 山口				愛知	神奈川, 大阪, 広島, 兵庫, 滋賀					岩手, 秋田, 山形	青森, 島根, 熊本, 鹿児島	高知	宮城	北海道	福岡	東京	鳥取, 佐賀, 長崎, 宮崎

注) 1. ※昭30年は資料の関係上、栃木、大分、大分の一部の指標がとれないため43都道府県を対象としている。  
 2. 「各指標ランク」は左から生産力水準、生産関係、産業構造、開放性の順にそれぞれのタイプを示している。

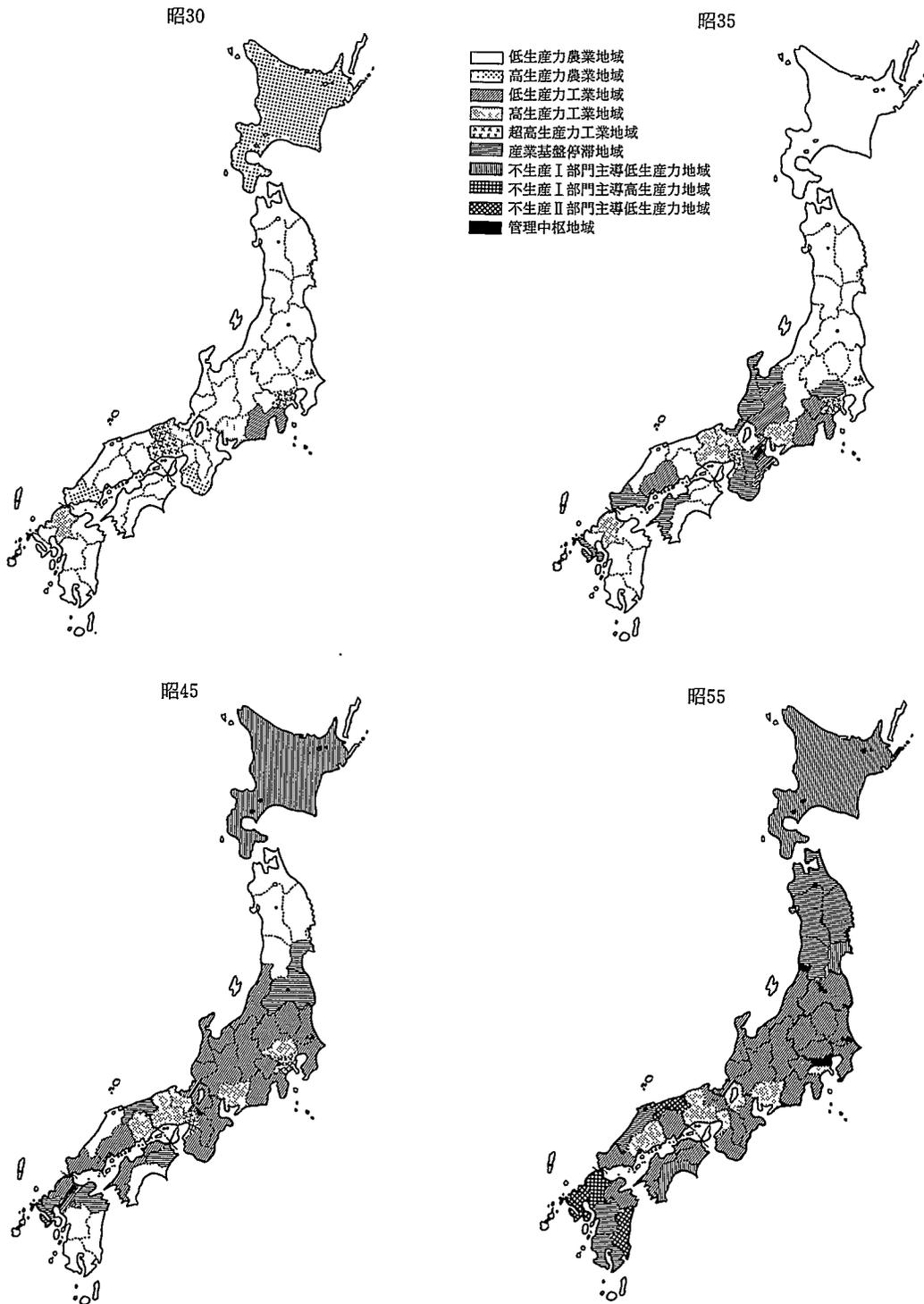
昭35年にはいくつかの別の類型へ移行し、A 類型をとるものは、17県に減少した。しかも昭45年になると、そうした A 類型自体が皆無となり、逆にそれまで殆ど存在しなかった、生産力が低く資本一賃労働関係もそれほど成熟していないが、人口流動が激しく製造業主導型の産業構造を示す I 類型が16県にまで増加した。しかし、昭55年になると地域社会の内部構造を示す生産力、生産関係、産業構造のあり方は I 類型と変わらないが、県をこえた人口流動が停滞したかたちをとる H 類型が16県に急増したのである。このことは、いかにいけば、もともと日本社会の基本構成であった後進的で閉鎖的な農村社会が、高度経済成長の過程、とりわけ昭35～45年にかけて県をこえた人口移動を高めながら急速に工業地域へ移行し、それが、オイルショック以降地域社会の内部構造の基本的特質を変化させないまま、県をこえた人口移動を停滞させたことを示している。

ところで、こうした形で設定された25の類型を、各地域の特徴をうきぼりにするため、産業構造と生産力水準のあり方に注目しながら、大まかにくくり再類型化を行うと、表3-12の如く、10の類型が設定できる。すなわち、小類型 A, B, C, D からなる低生産力農業地域、E, F の高生産力農業地域、G～J をまとめた低生産力工業地域、K～N の高生産力工業地域、O, P からなる超高生産力工業地域という5類型がまず設定できる。それらは価値生産部門内の単一産業が主導する産業構造をもつという共通の特徴をもっている。次に、そうした産業構造をとりえない Q～Y の中から、Q～S からなる産業基盤停滞地域、T～V の不生産 I 部門（商業）主導低生産力地域、W の不生産 I 部門主導高生産力地域、商業主導型の産業構造ながら超高位生産力を誇る管理中枢地域（X）、不生産 II 部門（商業以外）主導低生産力地域（Y）という5類型を設定することができる。この5類型の中で不生産 I 部門主導高生産力地域と管理中枢地域を除く類型は、いずれも価値生産部門内の単一産業が主導する産業構造をもちえない上に、生産力水準も低位にあるという意味において、経済基盤が脆弱な地域としての共通した性格を有しているといっ

表 3-12 地域社会類型（大分類）別都道府県数の推移

小 類 型	大 類 型	昭 30	35	45	55
A. B. C. D	低 生 産 力 農 業 地 域	33	26	9	
E. F	高 生 産 力 農 業 地 域	3			
G. H. I. J	低 生 産 力 工 業 地 域	1	4	21	24
K. L. M. N	高 生 産 力 工 業 地 域	3	4	5	6
O. P	超 高 生 産 力 工 業 地 域	3	3	3	
Q. R. S	産 業 基 盤 停 滞 地 域		9	7	7
T. U. V	不 生 産 I 部 門 主 導 低 生 産 力 地 域			1	3
W	不 生 産 I 部 門 主 導 高 生 産 力 地 域				1
Y	不 生 産 II 部 門 主 導 低 生 産 力 地 域				4
X	管 理 中 枢 地 域				1

图 3-1 各都道府県別地域社会類型（大分類）



てよい。

そこで、こうして把握された10類型の時系列的な推移をみると、すでに述べた25の小類型を基礎とした地域社会類型の変化の特徴がより一層鮮明となる。つまり、昭30年に33あった低生産力農業地域が昭55年には高生産力農業地域とともに完全に消滅したことがわかる。と同時に、昭45～55年にかけて、超高位生産力工業地域が消滅したこと、逆に経済基盤が脆弱であるという共通の性格をもった産業基盤停滞地域、不生産Ⅰ部門主導低生産力地域、不生産Ⅱ部門低生産力地域の3類型が急増し合わせて、14県になったこと、さらに、昭55年にはじめて管理中枢地域が登場したことがみてとれる。それを図3-1のように、都道府県別に示せば、昭55年現在、東京が管理中枢地域、福岡が不生産Ⅰ部門主導高生産力地域、神奈川、愛知、滋賀、大阪、兵庫、広島という太平洋工業ベルト地帯の諸県が高生産力工業地域となる。一方、北海道、青森・岩手・秋田・宮城・山形の東北5県、鳥取・島根・高知という中・四国の外縁部、佐賀・長崎・熊本・宮崎・鹿児島九州5県が経済基盤の脆弱な3類型となり、それ以外の24県が低生産力工業地域となっている。しかも、その場合特徴的なことは、昭55年現在、そうした地域社会類型がそれぞれ地帯構成を形づくりながら存在しているということである。つまり、東北・北海道の北日本一帯と九州、中・四国の外縁部一帯が経済基盤の脆弱な地帯となり、低生産力工業地帯が新潟、福島から始まり瀬戸内に面する中・四国、九州までのびる広大な帯状の地帯を構成している。そして、その間に、太平洋工業ベルト地帯にそって、わずかな高生産力工業地域と不生産Ⅰ部門高生産力地域が点在し、全国の管理中枢地域として東京が君臨しているのである。

このように都道府県を単位としてみた場合、地域社会や地帯構成のあり方は、高度経済成長過程を通して大きく変化し、現段階において以前とは異なる地域社会が新たな地帯構成を形成しつつあることがあきらかとなった。

## 第4章 地域社会変動の諸相と地域社会類型（2）

### ——北海道212市町村を単位として

さて以上、地域社会の不均等発展の実相を明らかにするため、都道府県を単位とした地域社会類型を試みてきた。しかし、地域社会の不均等発展は同じ都道府県内の各市町村の間においても進展していることはいうまでもない。

そこで、その点を明らかにするため、すでに用いた方法に基づいて北海道212市町村を対象とし、市町村を単位とした地域社会類型の設定を行う。

まず地域社会の類型化の第1の次元である生産力について、常住人口1人当たり個人所得を指標として、市町村の地域格差をみると表4-1の如く、都道府県の場合と同様、全体として昭45～55年（これ以前の数値は公表されていない）の10年間に地域格差の縮小が進んだことがわかる。しかし、それを道内14の支庁別にみると、様々な傾向がうかがいあがる。すなわち、表4-2のように、この10年間に、石狩、後志、網走、十勝、根室、宗谷において、高位生産力地域に属する市町村が増加し、とりわけ札幌を中心とする石狩では昭55年現在、3割の市町村が全国平均を上回るまでになった。これに対し、釧路では全国平均

表4-1 人口1人当り個人所得の全国値に対する格差  
段階別市町村数の推移（生産力指標）

	Ⅲ 低位生産力地域			Ⅱ 高位生産力地域	Ⅰ 超高位生産力地域	
	～50%未満	-50%～ -25%未	-25%～ 0%未	0%～25%未	25%～50%未	50%～
昭45	42	125	39	6	0	0
昭55	2	64	129	16	0	1

注) 1. 昭45年の全国1人当り個人所得 = 194.5千円  
昭55年 = 699.7千円

2. 個人所得とは課税対象所得額であり、非課税所得は含まれない。

資料：市町村税務研究会監修『個人所得格差表』（昭46年版），『個人所得指標』（昭56年版）（日本マーケティング教育センター発行）より作成。

表4-2 個人所得の格差段階別支庁別市町村数の推移

支庁名	昭45						昭55					
	Ⅲ 低位生産力地域			Ⅱ 高位生産力地域	Ⅰ 超高位生産力地域		Ⅲ 低位生産力地域			Ⅱ 高位生産力地域	Ⅰ 超高位生産力地域	
	～50%未満	-50%～ -25%未	-25%～ 0%未	0%～ 25%未	25%～ 50%未	50%～	～50%未満	-50%～ -25%未	-25%～ 0%未	0%～ 25%未	25%～ 50%未	50%～
石狩	2	2	5	1				3	4	3		
渡島	6	9	2					9	8			
桧山	6	4					1	7	2			
後志	8	10	2					12	7	1		
空知	3	17	7					8	19			
上川	5	16	3				1	8	15			
留萌	5	3	1					3	6			
宗谷	4	4	2					4	4	1		1
網走	2	19	5					2	22	2		
胆振		8	5	2				4	9	2		
日高	1	7	1					3	6			
十勝		17	3						15	5		
釧路		7		3				1	8	1		
根室		2	3						4	1		
計	42	125	39	6	0	0	2	64	129	16	0	1

資料：表4-1と同じ。

を下回る市町村の割合が増加するようになった。逆に昭45年時点で低生産力地域の多かった渡島、桧山、空知、上川、留萌、日高の6支庁では、全国平均の半分以下の市町村は殆どなくなり格差縮小傾向をみせつつも、全国平均をこえる市町村が皆無という状態にとどまっている。このように、支庁ごとに異なる傾向を示しながら、全体としては、格差縮小の傾向を辿ったこと、その中で、札幌を中心とする石狩支庁において高生産力水準市町村の増加傾向がみられることが大きな特徴として指摘できる。

次に、第2の次元、指標である生産関係の地域的差異について表4-3、表4-4からみてみると、昭55年現在においても35市町村で自営業者層が労働力人口の5割をこえており、都道府県レベルで消滅した後進資本主義的地域が市町村レベルにありと少なからず存在していることがみてとれる。それを支庁別にみると、とくに空知、渡島、後志、上川にそうした地域が集中していることがわかる。しかし、全体としては、昭30年に62のみであった自営業者比率50%未満の地域が昭55年には177にまで増加し、資本一賃労働関係を基本的な生産関係とする市町村が着実に増加していることも事実である。こうして、都道府県を単位とした地域社会と比べ、そのスピードは遅れているが、北海道の市町村においても、資本一賃労働関係を基本とする生産関係が次第に一般的なものとなってきているのである。

ところで、こうした都道府県と同様な格差縮小傾向を示す生産力と生産関係の変化の中で、地域社会類型化の第3の指標である産業構造のあり方は、逆に、都道府県でみられた全体的な傾向と全く異なった動きを示すようになってきている。

すなわち、資料の制約上、産業就業人口のみを用いて、都道府県と同様な手順に従い産業構造を類型化すると、表4-5のように、昭和30年に212市町村中140市町村と6割をこえていた農業主導型が昭55年現在73へと急速に減少したことがみてとれる。しかし、それは都道府県でみられた農業主導型から製造業主導型への移行という変化を全く含まず、むしろ、農業主軸の複合型と商業主導型ないしサービス業主導型への移行のみを意味していた。その結果、昭55年現在、農業主導型が73、複合型全体が66、不生産部門主導型が51となり、この3つを合わせて190市町村つまり全体の90%を占めるまでになった。このうち農業主導型は図4-1(4)のように、空知、上川、十勝、複合型は留萌、網走を中心とし、不生産部門主導型は札幌や旭川、釧路等の地方中核都市及びその周辺地域の産業構造として各支庁に点在する形をとっている。そして、製造業主導型をとる市町村は胆振の白老町（大昭和製紙白老工場がある）と釧路の音別町（大塚製薬食品製造工場がある）の2つしかなく、都道府県でみられた製造業主導型の地域の増加が全くみられないのである。

表4-3 資本一賃労働関係の未成熟度（労働力人口に占める自営業者の割合）別市町村数の推移（生産関係指標）

	I 先進資本主義的地域	II 中進資本主義的地域	III 後進資本主義的地域	
	0%～25%未満	25%～50%未満	50%～75%未満	75%～
昭 30	12	50	111	39
35	18	70	108	16
45	37	109	60	6
55	69	108	33	2

資料：『国勢調査報告』より作成

表4-4 資本一賃労働関係の未成熟度別支庁別市町村数の推移

	昭 30				昭 35				昭 45				昭 55			
	I 先進資本主義的地域	II 中進資本主義的地域	III 後進資本主義的地域		I 先進	II 中進	III 後進		I 先進	II 中進	III 後進		I 先進	II 中進	III 後進	
	0%~25%未	25%~50%未	50%~75%未	75%~	0~25%	25~50%	50~75%	75%~	0~25%	25~50%	50~75%	75%~	0~25%	25~50%	50~75%	75%~
石狩	2	2	6		2	2	5	1	4	4	2		6	3	1	
渡島		4	6	7	1	3	7	6	1	9	5	2	6	6	4	1
後志			5	5		1	9			4	6		2	8		
空知	1	5	12	2	2	4	13	1	3	9	8		7	8	5	
上川	5	8	8	6	6	7	14		8	7	10	2	9	8	9	1
留萌		3	14	7	1	6	13	4	3	10	10	1	5	14	5	
宗谷		2	7			4	5		1	8			1	8		
網走		4	3	3		5	3	2	1	6	2	1	2	5	3	
胆振		7	15	4		13	12	1	5	15	6		9	15	2	
日高	3	2	9	1	3	7	5		5	7	3		6	7	2	
十勝		3	6		1	4	4		2	5	2		3	6		
釧路		3	15	2		7	12	1	1	15	4		4	15	1	
根室	1	5	3	1	2	5	3		2	7	1		6	3	1	
計	12	50	111	39	18	70	108	16	37	109	60	6	69	108	33	2

資料：表4-3と同じ。

表4-5 産業構造別市町村数の推移

	価値生産部門主導型													不生産部門主導型		
	単一産業主導型						Ⅷ 複合型							Ⅸ 商業主導型	Ⅹ サービス業主導型	Ⅺ 公務主導型
	I 農業	II 製造業	III 林業	IV 漁業	V 鉱業	VI 建設業	Ⅶ 運・通	農業主軸	製造業主軸	林業主軸	漁業主軸	鉱業主軸	建設業主軸			
昭 30	140	2		17	6		1	18	1	1	13	3		7	1	2
35	133	1	1	17	6	1	1	17	3	2	11	7	1	8	1	2
45	97	1		17	5		2	32	9	2	8	2	8	17	10	2
55	73	2		12	4	3	1	36	8	2	10	1	9	26	22	3

資料：『国勢調査報告』より作成

圖 4-1(1) 各市町村別産業構造 (昭30年)

- 農業主導型
- ▤ 製造業主導型
- ▥ 林業主導型
- ▧ 漁業主導型
- ▨ 鉱業主導型
- ▩ 建設業主導型
- 運輸通信主導型
- 価値生産部門複合型
- ▬ 商業主導型
- ▭ サービス業主導型
- 公務主導型

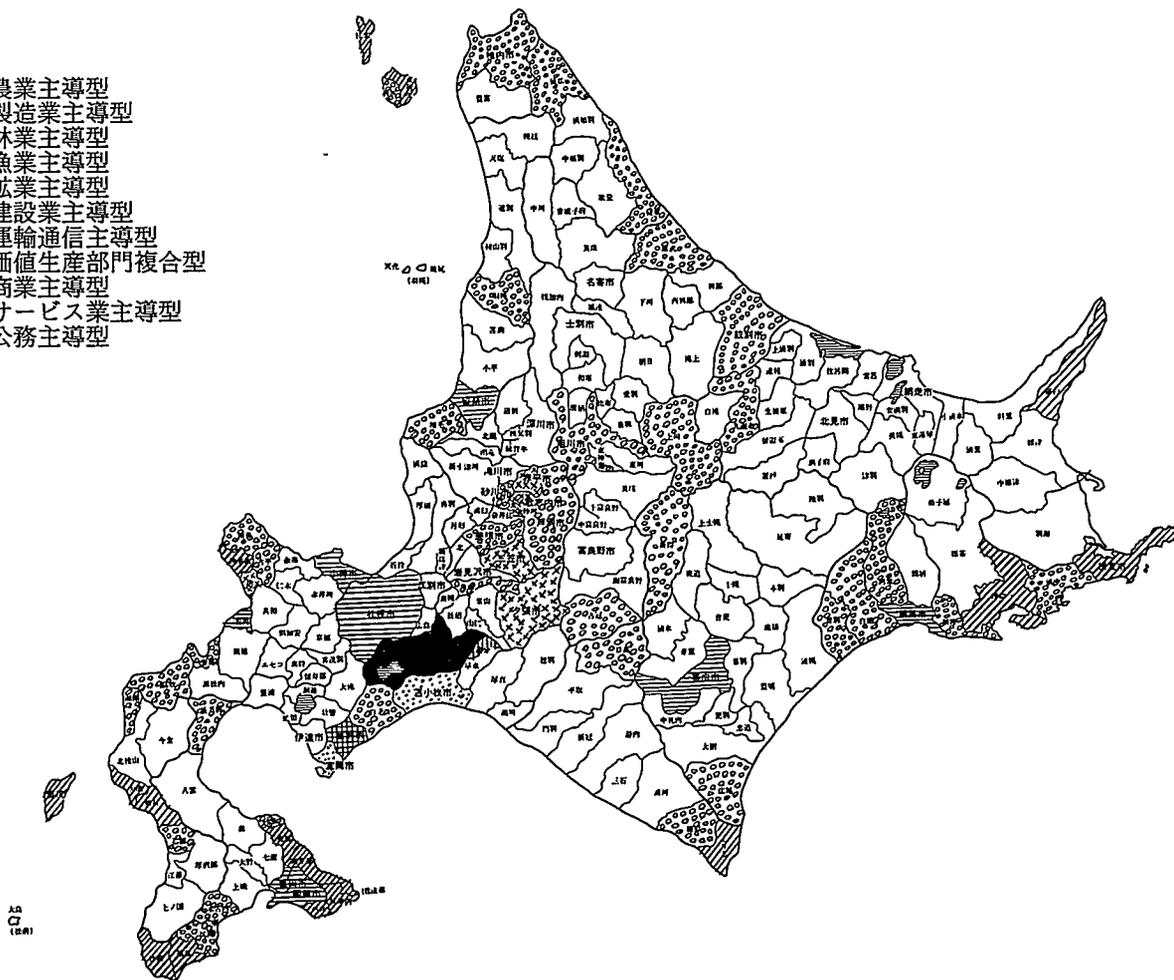


图 4-1-1(2) 各市町村別産業構造 (昭35年)

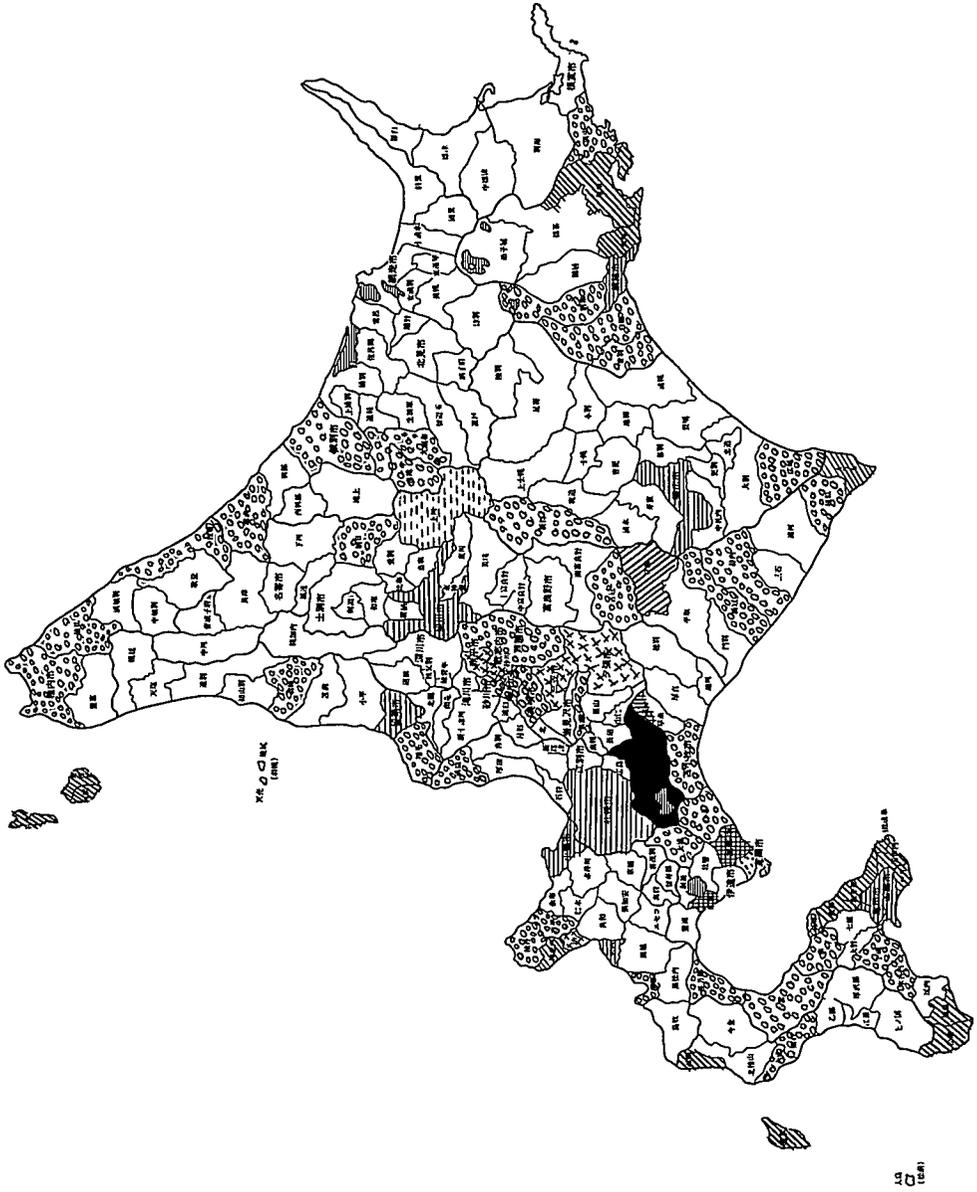
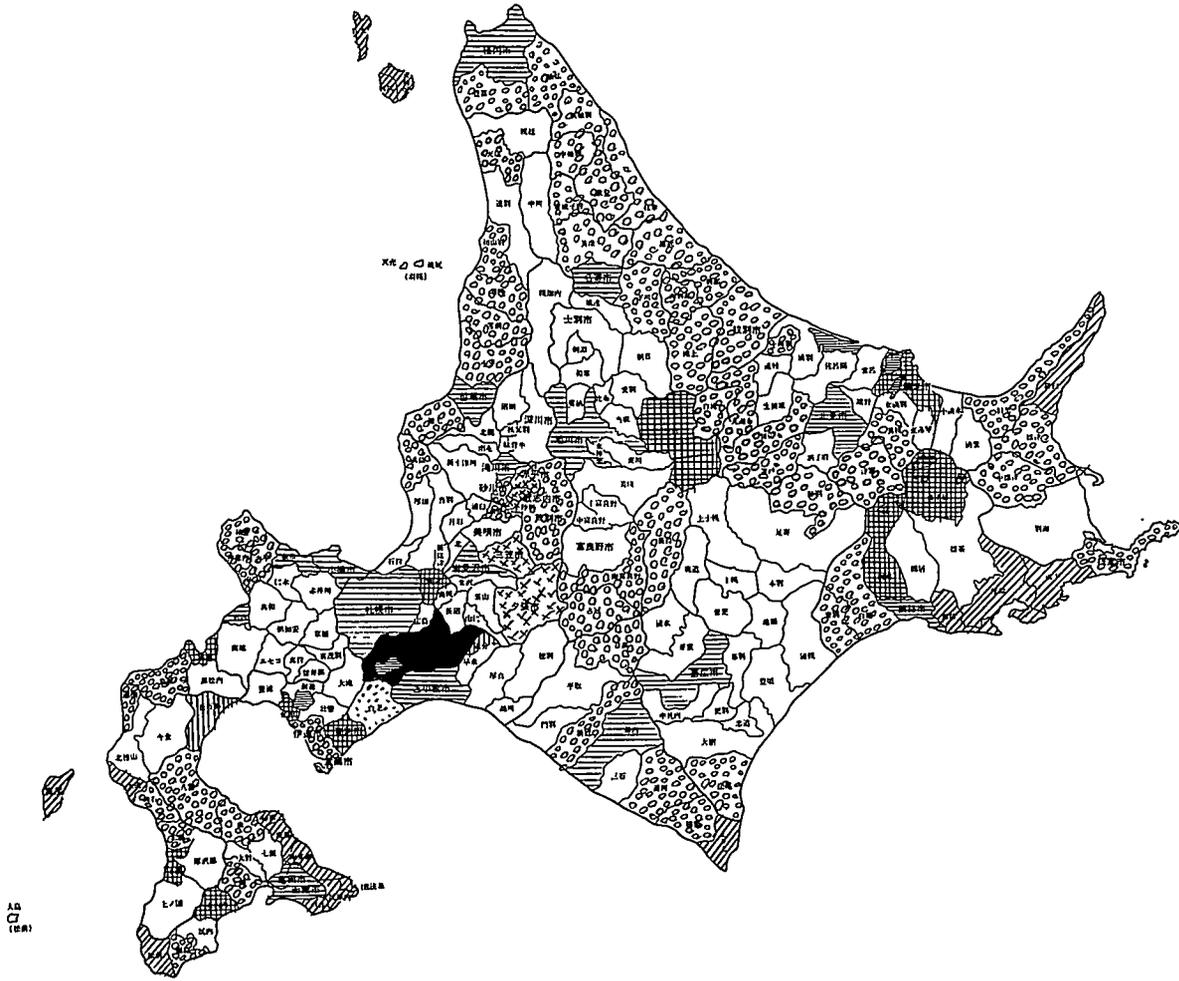


图 4-1(3) 各市町村別産業構造 (昭45年)





ところで、ここで、表4-5をより詳しくみると、商業主導型の産業構造をとる市町村、はたしかに急速に増加しつつあるとはいえ、昭55年においても26市町村と全市町村の約1割にすぎない。だが、北海道全体の産業構造をふりかえってみる（前掲表3-6）と、すでに昭45年以来、商業主導型という形をとるようになっていた。こうした事態は、いうまでもなく、商業主導型をとる市町村の多くが札幌をはじめとする人口集中地域であることにもとづいている（昭55年現在、札幌の人口は北海道212市町村の人口の1/4をこえている）。いいかえれば、それは、各市町村の産業構造の再編を基底とした道内の人口移動・人口流動のあり方がかかる事態を生み出す基礎となっていたということを示している。

表4-6 人口の流動性（移動人口比率×通勤人口比率）段階別市町村数の推移（開放性指標）

移動人口比率 通勤人口比率		一般形態					特殊形態		計	
		安定 0~11.6% 未	流動			小計	ベッド タウン型	求心型		
			11.6%~ 20%未	20%~ 50%未	50%~					
昭 45	安	0~25%未	14	143	43	2	/	/	/	
	定	25~50%未		4	6	10				
	流	50~75%未								
	動	75%~								
計			14	147	49	2	212	0	0	212
昭 55	安	0~25%未	65	105	4		/	/	/	
	定	25~50%未	14	13	4	31				
	流	50~75%未		4(1)	1	5				
	動	75%~			1	1				
計			79	122(1)	10	0	211(1)	1	0	212

- 注) 1. 移動人口比率 = ( 転出人口 + 転入人口 ) / 常住人口 ( 国調 )  
 2. 通勤人口比率 = ( 他市町村からの通勤者 + 他市町村への通勤者 ) / 当地に常住する15才以上就業人口  
 3. 移動人口比率の安定-流動の基準値11.6%は全国での昭30年の市町村間移動人口 ( 転入人口 ) 比率である。  
 4. ベッドタウン型は当地に常住する15才以上就業人口の50%以上が他市町村へ通勤 ( 流出 ) し、しかも、通勤人口 ( 流出入口 ) が流入人口の2倍を超える地域。  
 5. 逆に求心型は、当地に従業する15才以上就業人口の50%以上が他市町村から通勤 ( 流入 ) し、しかも、流入人口が流出入口の2倍を超える地域。  
 6. 一般形態は特殊形態をとり出したのちに残った市町村のみを対象とした分類である。  
 7. 通勤人口は各年度国勢調査時 ( 10月1日 ) の数値。移動人口は昭45.4.1~昭46.3.31および昭55.4.1~昭56.3.31の動態。  
 8. ( ) 内は特殊形態を示す市町村の外数。

資料：昭45年 — 『国勢調査資料シリーズ』№4、従業地・通学地 ( 通勤人口 )、『北海道住民基本台帳人口移動報告の結果 ( 昭45年4~6月 )』、『北海道統計』№290, 1970年。「同上 ( 昭45年7~9月 )』、『同上』№293, 1971年。「同上 ( 昭45年10~12月 )』、『同上』№296, 1971年。「同上 ( 昭46年1~3月 )』、『同上』№299, 1971年 ( 移動人口 )。

昭55年 — 『国勢調査資料シリーズ』№3、従業地・通学地 ( 通勤人口 )、『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表・人口動態表』昭56年版 ( 昭55.4.1~昭56.3.31の人口動態 ) ( 移動人口 )。

そこで、この点を詳しくみるために、地域社会類型化の第4の指標でもある地域社会の開放性をまず各市町村間の人口移動率からみてみると、表4-6のように、昭45年に9割（212市町村中198市町村）をこえる市町村が年間11.6%（昭30年時点の全国平均）以上の移動率を示し、人口流動的な地域が圧倒的な数にのぼっていた。しかも、昭55年には、都道府県の動向と同様そうした地域が減少したものの、6割をこえる市町村が、依然として人口流動的な地域として存在している。なかでも、人口が集中する札幌は、23.7%の高い

第4-7 人口の流動性タイプ別市町村数の推移

	閉鎖	開放			ベッド タウン型	求心型
	安定-安定※	安定-流動※	流動-安定※	流動-流動※		
昭45	14	0	198	0	0	0
昭55	79	0	126	6	1	0

注) ※左側が移動人口比率，右側が通勤人口比率のタイプを示す。

資料：表4-6と同じ。

表4-8 人口の流動性タイプ別，支庁別市町村数の推移

	昭45				昭55			
	I 閉鎖 的地域	II 開放 的地域	III ベッド タウン 型地域	IV 求心 型地域	I 閉鎖 的地域	II 開放 的地域	III ベッド タウン 型地域	IV 求心 型地域
石狩	1	9			2	7	1	
渡島	3	14			7	10		
桧山		10			4	6		
後志	1	19			10	10		
空知	2	25			15	12		
上川	5	19			11	13		
留萌		9			3	6		
宗谷		10			2	8		
網走		26			8	18		
胆振	1	14			3	12		
日高		9			3	6		
十勝	1	19			8	12		
釧路		10			2	8		
根室		5			1	4		
計	14	198	0	0	79	133	1	0

資料：表4-6と同じ。





移動率を示している。だが、都道府県を単位としてみた場合、北海道は一貫して道外各都府県との人口移動が停滞していた地域でもあった（前掲表3-8参照）。それゆえ、このことは、北海道地域社会が他の都府県に対しては閉鎖的であるが、その内部はきわめてモビリティの高い社会であることを物語っている。

しかも、市町村をこえる通勤人口のあり方をみると、通勤人口比率が50%をこえる市町村が昭55年に7つ現われるようになった。それは、江別・広島・石狩（札幌に隣接）、上磯・七飯（同、函館）、登別（同、室蘭）、釧路町（同、釧路市）など人口集中の進む道都札幌や地方中核都市に隣接し、「ベッドタウン化」が進展する地域である。中でも、このうち、札幌に隣接する石狩町においては、通勤に伴う流出人口が常住人口の50%を超えるようになり、完全な「ベッドタウン型地域」となっている。このように、モビリティの高い北海道内部社会の中で、とりわけ札幌への人口移動と通勤による二重の形で人口集中が進み、かかる事態がすでにみた北海道全体と道内市町村の産業構造の相違を生み出す基礎となっていることがあきらかとなる。

さて、それでは、以上のような4つの次元・指標を全ての次元・指標が公表されている昭45年と昭55年について、統合してみると、表4-9の如く、42の類型を設定することができる。

ここから昭45年に23あった地域社会類型が10年間に37に増加し、地域社会類型の多様化が進展していることがわかる。更にこれを詳しくみると、昭45年において、生産力が低く階級分解がおくれ開放的な農業主導型の地域(2)が42市町村、これと比べやや階級分解の進展度合が異なるだけの地域(4)が43、生産力が低く階級分解が中程度で開放的な価値生産部門複合型の産業構造を示す地域(3)が49あり、この3類型だけで全体の6割をこえていた。それが昭55年になると、(3)と(4)は引き続き主要な類型を占めているものの、該当する地域の数は減少し、相対的な地位を低下させている。しかも(2)の類型はすでに主要な類型ではなくなり、むしろ、生産力が低く階級分解が中程度で閉鎖的な農業主導型の地域(3)が(4)類型を上回るまでに増加している。だが、この(3)(4)の上位3類型を合わせても4割に満たないものとなった。そして、全体的な類型の多様化傾向の中で、生産力が低く、後進的で閉鎖的な農業地域(1)、低生産力で価値生産部門複合型の産業構造をとる(2)(5)、低生産力ながら階級分解が進み開放的な商業主導型又はサービス主導型を示す(2)(7)が、その相対的地位を高めてきていることが明らかとなる。

そこで、次に、ここで設定した類型を都道府県で行った手順にしたがって大きくくくると、表4-10のように、低生産力農業地域から、ベッドタウン地域まで15の類型にまとめることができる。そのうち、複合型産業振興地域とは価値生産部門複合型の産業構造にもかかわらず、高生産力ないし超高生産力を示す地域社会類型すなわち小類型(2)(7)(8)をまとめたものであり、開放性に関してベッドタウン型をとる地域をその他の次元・指標のあり方には関係なくベッドタウン地域とした。

こうした15の地域社会類型のうち、昭和45年において最も多いのが、96市町村の低生産力農業地域であり、産業基盤停滞地域が59市町村でそれにつづく。そして、この2類型だけで実に7割の市町村をこえている。こうしたあり方は昭55年になっても、基本的に変わ

表 4-10 地域社会類型（大分類）別市町村数の推移

小 類 型	大 類 型	昭 45	昭 55
(1)(2)(3)(4)	低生産力農業地域	96	68
(5)(6)(7)(8)	高生産力農業地域	1	5
(9)	低生産力工業地域	1	2
(10)(11)(12)(13)	低生産力漁業地域	17	11
(14)	高生産力漁業地域		1
(15)	低生産力鉱業地域	5	4
(16)(17)(18)	低生産力建設業地域		3
(19)(20)	低生産力運輸・通信地域	2	1
(21)(22)(23) (24)(25)	産業基盤停滞地域	59	65
(26)(27)(28)	複合型産業振興地域	2	1
(29)(30)(31)(32)	不生産Ⅰ部門主導低生産力地域	15	19
(33)	不生産Ⅰ部門主導高生産力地域	2	6
(34)(35)(36) (37)(41)	不生産Ⅱ部門主導低生産力地域	11	21
(39)(40)(42)	不生産Ⅱ部門主導高生産力地域	1	4
(38)	ベッドタウン地域		1

らず、この2類型だけで全地域の6割をこえている。しかしこれをより詳しくみると、小分類の場合と同様、多様化が徐々に進展し、とくに不生産Ⅰ部門主導低生産力地域や不生産Ⅱ部門主導低生産力地域といった経済基盤の脆弱な地域が着実に増加している。しかも、道内の基本類型であり、最も多くの市町村からなる低生産力農業地域は昭45年と比べ大きく減少し、逆にもう一つの基本類型である経済基盤の脆弱な産業基盤停滞地域が着実に増加している。このことは、昭45年以降強行されている減反政策がオイルショック以降の構造不況とあいまって、道内市町村の経済基盤を大きく解体させつつあることを如実に示しているといつてよい。

ところで、こうした類型を地図におとしてみると（図4-2）、昭45年には一方で、低生産力農業地域が上川、空知、石狩につらなる地帯と十勝、日高、胆振につらなる地帯、後志の殆どの市町村からなる地帯を構成し、他方で宗谷から上川の一部を含めて網走に至る産業基盤停滞地帯が構成されていた。しかし、昭55年になると、低生産力農業地帯からなる地帯構成は小規模なものが点在するだけとなり、逆に産業基盤停滞地域からなる地帯構成は宗谷、網走、上川だけでなく、留萌のほぼ全域、北空知の一部、さらに十勝、釧路の一部まで拡大され、道北の日本海側から、南東に走り太平洋に面する白糠町まで達する大規模な地帯を構成するようになった。そして、それ以外の地域社会類型をとる市町村が数ヶ所づつまとまりながら点在しているのである。

こうして、少なくとも、現段階において、北海道地域社会のあり方は市町村においてみた場合、低生産力農業地域と産業基盤停滞地域が主流をしめるものとなっているのである。

图 4-2(1) 各市町村別地域社会類型（大分類）（昭45年）

- 低生産力農業地域
- ▤ 高生産力農業地域
- ▥ 低生産力工業地域
- ▧ 低生産力漁業地域
- ▨ 高生産力漁業地域
- ▩ 低生産力鉱業地域
- 低生産力建設業地域
- 低生産力運輸・通信地域
- ▬ 産業基盤停滞地域
- ▭ 複合型産業振興地域
- ▮ 不生産Ⅰ部門主導低生産力地域
- ▯ 不生産Ⅰ部門主導高生産力地域
- ▰ 不生産Ⅱ部門主導低生産力地域
- ▱ 不生産Ⅱ部門主導高生産力地域
- ベッドタウン地域

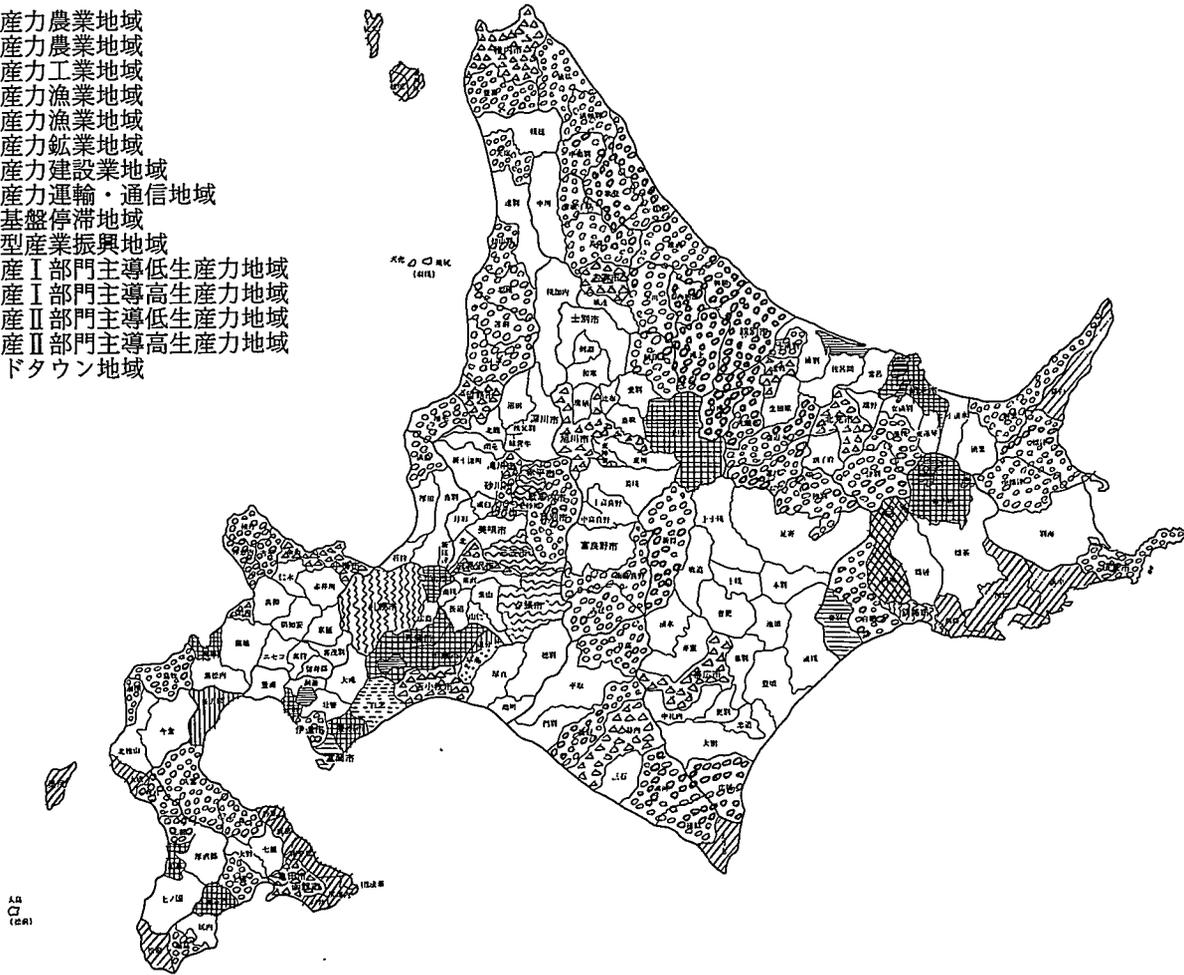
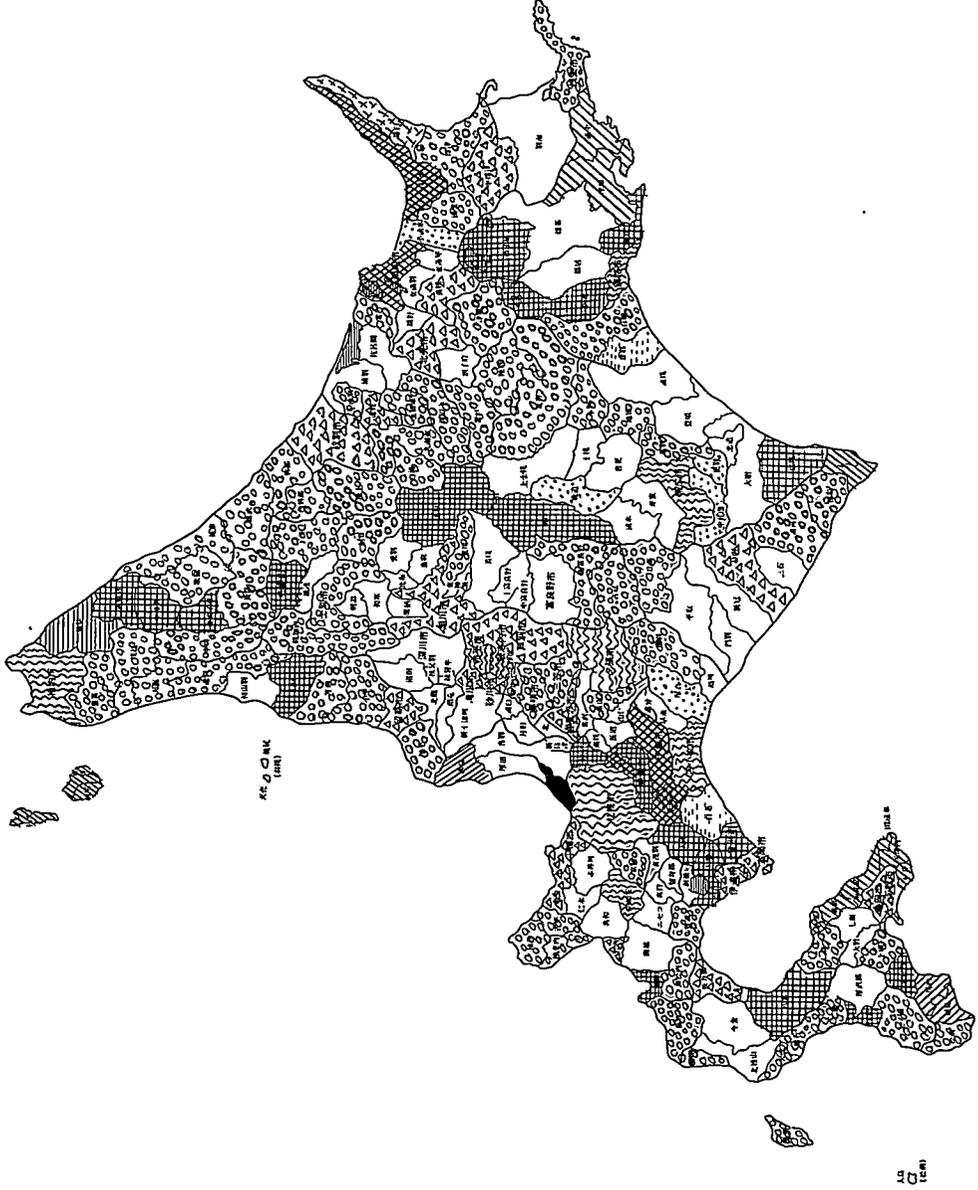


图 4—2(2) 各市町村別地域社会類型 (大分類) (昭55年)



だが、ここで注意せねばならぬことは、北海道市町村のこうしたあり方が、すでにみた如く、北海道全体を低生産力農業地域ないし産業基盤停滞地域として性格づけず、北海道自体はむしろ不生産Ⅰ部門主導低生産力地域として把握されることである。それは、一方で北海道全体の産業構造が商業（不生産Ⅰ部門）主導型をとる札幌などの人口集中地域のそれに規定され、他方で北海道全体の生産力水準が多く在市町村の産業解体的状況の下で全国的にみた場合、極めて低くなっていることにもとづいているのである。

## おわりに

さて、以上、従来の地域社会類型設定の試みをふまえ、独自の方法に基づく地域社会類型の設定を行い、地域社会の不均等発展の諸相をあきらかにしてきた。そこで、最後に以上のような試みを通してあきらかになった諸点をまとめると以下の如くなる。

まず、第1に、全国的にみた場合、後進的で停滞的な農業地帯を基本構成とする高度経済成長以前の日本社会のあり方が、大規模な人口移動を伴う地域産業の変動を基底に大きく変貌し、新しい形での地帯構成が形成されつつあることがあきらかとなった。それは、日本の中央部を貫通する巨大な低生産力工業地帯、それをとり囲む北日本一帯および中・四国、九州の外縁部からなる経済基盤の脆弱な地帯を基本構成とし、高生産力工業地域が太平洋工業ベルト地帯にそって配置され、東京が全国の管理中枢地域として君臨するという姿をとって進展していた。

第2にその場合、特徴的なことは、都道府県レベルで見ると、現段階においてもはや農業地域として把握しうる地域が存在しなくなったこと、それにかわって低生産力工業地域と経済基盤の脆弱な地域が急速に増加していることである。いいかえれば、かつての農業地域が低生産力工業地域と経済基盤の脆弱な地域へ両極分解しながら地帯構成が変化しつつあるということである。このことは、現段階における都道府県を単位とした地域的不均等発展のあり方自体、かつてのように、農業県＝後進県から工業県＝先進県への移行の段階の格差という形では把握しえなくなったことを示している。その意味において、現段階における地域社会の不均等発展のあり方は、かつて高度成長期に問題とされたあり方とは、その質を大きく異にしたより深刻なものとなっているといえよう。

第3に、こうした事態は、それ自体経済基盤の脆弱な地域として把握された北海道の市町村においてみた場合、より深刻な形で進展していた。すなわち、すでに昭45年段階において、北海道では低生産力農業地域とともに、経済基盤の脆弱な産業基盤停滞地域が、市町村を単位とする地域社会の基本構成をなしていた。そして、その後10年の間に、低生産力農業地域が基本構成としての地位を保ちながらも大きく減少した。しかし、それが工業地域の形成を全く促がさず、主として産業基盤停滞地域をはじめとする経済基盤の脆弱な地域の増加をもたらし、産業基盤停滞地域が巨大な帯状の地帯構成を形成するに至った。いいかえれば、道内市町村の場合、都道府県の如き農業地域の両極分解はみられず、農業地域の産業基盤停滞地域への一方的な移行が進展しているのである。その意味において、道内市町村間の地域的不均等発展は、都道府県間のそれと比べ、産業基盤の全般的解体化

傾向の中でより深刻な問題をはらんだものとして展開しているといつてよい。

それゆえ、第4に指摘しなければならないことは、都道府県の地域的特質は市町村を単位とする地域社会の実態をモザイク的に組み合わせる形では決して把握しえないということである。事実、北海道の場合、現段階において、低生産力農業地域と産業基盤停滞地域が市町村を単位とする地域社会の基本構成をなしていたが、北海道それ自体はそのどちらの性格をも表わさず、商業主導の低生産力地域として特徴づけられた。かかる事実は、市町村レベルにおいてみた場合、そこには、都道府県を単位とした不均等発展とは大きく異なった形での不均等発展が現に展開していること、したがって市町村間の不均等発展は都道府県を単位としたそのミニチュア版では決してないことを示している。それゆえ、現代日本の地域的不均等発展の諸相をマクロに把握するためには少なくとも、両者を単位とした実証的分析が不可欠に必要となるといえよう。

そして第5に明らかになったことは、都道府県を単位とする地域社会の性格は、市町村間の不均等発展の結果、とりわけ産業変動に伴う都道府県内の人口移動を介して、人口集中傾向を強める一部市町村のあり方に大きく左右されるようになってきているということである。とくに北海道では、道内人口の4分の1をこえる人口集中がみられる100万都市札幌のあり方が与える影響は他の都府県に比べ格段に大きい。しかも、各都府県内の一部市町村への人口集中傾向も、主として県都への人口移動という形で、多かれ少なかれ進展していることはいままでのない。それゆえ、市町村の開放性、相互連関性を明らかにすることは、単に市町村を単位とした地域社会類型の設定を行うにあたって必要であるのみならず、都道府県を単位とする地域社会の性格を明らかにするためにも不可欠に必要なものとなるのである。

このようにみえてくると、便宜的な都市分類を行う倉沢進の方法はいままでのなく、農工間の不均等発展という基礎視角のみによる古城利明の地帯類型把握の方法や自らの分析図式にあてはまる地域＝都市のみを探り当てるといふ島崎稔の都市（地域社会）類型化の方法では、現段階における地域社会類型を把握しえず、したがって地域社会変動の実相を十全に剔出しえぬこと。むしろ、本稿で用いた地域社会類型設定の方法と地域社会類型にもとづく地域社会の不均等発展の構造把握という方法が、現実に展開しつつある地域社会変動の諸相を明らかにする上で、重要な意義をもちうるということが明らかになったと思われる。そして、それは、地域社会類型の設定にあたって、地域社会の内部構造を単に農工間の関係ないし産業構造のあり方だけで捉える方法を克服しえたこと、産業構造を把握する際、価値生産部門と不価値生産部門の差異を重視したこと、地域社会と他の地域社会の関係を表示しうる指標を導入しえたこと等々にもとづいているといつてよい。

しかしながら、残された問題として指摘しておかねばならない点が残していることはいままでのない。第1に、とりわけ市町村を単位とした地域社会類型設定にあたって用いた各次元の指標のうち、必ずしも十全でないものがある（第2章参照）。第2に、地域社会と他地域社会の関係を表示しうる次元・指標として、地域社会間のヒエラルヒー的關係を直接的に示しうるものを導入しえていない。第3に、市町村を単位とした全国的な類型化が行われておらず、第4に、各地域社会類型の類としての構造的特質に関するより多面的

な分析がなされていないことなどである。

もとより、これらはもっぱら統計資料上の制約と時間的な制約にもとづいたものである。したがって、今後、本稿で用いた方法に基本的にもとづいて、全国の市町村を対象とした地域社会類型の設定と類型の類としての構造的特質の解明を行い、全国的な地域社会変動の実相をマクロな形で明らかにしていくことが、今後の重要な課題となるといえよう。

〔附記〕本稿は、文部省科学研究費による「戦後日本における住民層の生活様式の変容と生活圏樹立に関する基礎研究」（昭57～59年、代表、布施鉄治）の一環をなすものである。



# 工場立地動向にみる農村工業化

— 『農村地域工業導入促進法』実績を中心に —

西尾純子

## 目次

はじめに .....	51
第1章 工場立地の全国的動向 .....	54
1. 立地件数の地域別推移 .....	54
2. 業種別にみた工場立地動向 .....	59
3. 敷地面積規模別工場数と地目別敷地面積の推移 .....	65
第2章 「農村地域工業導入促進法」にみる工場立地動向と諸問題 .....	69
1. 「農村地域工業導入促進法」にみる工場立地動向 .....	69
2. 工場立地に伴う諸問題 .....	79
むすびにかえて .....	87

## はじめに

1971年に「農村地域工業導入促進法」（以下「農工法」とする）が制定されて以来14年が経過した。周知のように、「農工法」が制定されてくる背景には次のような状況が存していた。すなわち、工業の側では、大都市への過密化の進展のなかで土地と労働力の確保が困難となる事態が進行しており、農業の側では、「基本法農政」「総合農政」の展開の中で兼業農家の離農促進と中核農家の育成が急務となっていた。従って、「農工法」はこうした工業側の要請と農業側の課題とが結びついたところに制定されてきたものである。そして、それは「農工法」第1条において、「農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに導入された企業に対して農業従事者の就業を促進するための措置を講じ、あわせてその周辺の地域において農業構造の改善のための施策を講ずることによって、農業と工業との均衡のとれた発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資すること」がその目的としてうたわれているところに端的に示されている。

ところで「農工法」の制定後まもなく日本経済は構造不況に入り、「農工法」はその制定当初から厳しい事態に直面した。そのため第2次（1976年～1980年）、第3次（1981～1985年）基本方針へと進むに従い、方針自体がきわめて抽象的なものとなってきた<sup>(1)</sup>。そして、現在1年後に第3次計画の最終年度を迎えようという段階に至って、国策の新しい動きの前に、また「農工法」それ自体の実績の上に、新たな方向の模索が行なわれ始めた。それは、従来の「農工法」が、工業導入の重点を「機械工業」においていたのに対し、今

後は次の2つの方向をも積極的に組み入れたかたちで展開していこうというものである。すなわち、その1つが、通産省が、「新しい地域振興構想」のひとつとしてかかげた「テクノポリス（技術集積都市）構想」<sup>(2)</sup>に便乗したかたちで、エレクトロニクス、バイオテクノロジーなど先端技術産業の誘致をすすめていこうという方向であり、いま1つは、これまでは必ずしも十分に位置づけられてこなかった、とりわけ食料品製造を中心とした「地場資源活用型工業」の導入を促進していこうとする方向である。こうした方向への注目は、(財)農村地域工業導入促進センターの定期刊行物である『農工情報』に掲載された諸論稿のなかにみることができし<sup>(3)</sup>、また、1983年に、農林水産省の委託により、農工センターから初めて、「農林水産資源等地場資源活用型工業導入の促進方策に関する調査報告書」が出されていることから知る事ができる。

しかしながら、こうした方向へ歩み始めるに先立ち、これまでの「農工法」による企業立地が如何なる方向でなされ、またそれが如何なる諸問題を農村地域になげかけていったのかが十全に把握されなければならない。なぜなら、そのことをぬきに新たな方向に進むことは「農村地域」にさらなる諸矛盾をもたらすことにしかならないという危険性をはらんでいるからである。それゆえ、本稿では、以上のような問題意識にもとづき、「農工法」制定以来今日に至るまでの工場立地の動向をとりおさえ、その過程に内包されている問題点を把握することを試みる。

ところで、これまですでに「農工法」に関しては、いくつかの指摘がなされてきている。

まず、第1に「農工法」の法構造について、本間重紀が以下のような特徴点を指摘している<sup>(4)</sup>。すなわち、①農工法は工業導入政策実行のために、農村地域工業導入基本方針(国)―農村地域工業導入基本計画(県)―農村地域工業導入実施計画(県又は市町村)という系列からなる「計画制度」をとっており、しかも計画間調整条項の異常な発達によって計画間に、上位、下位のヒエラルヒー構造がみられること、②また、「農工法の『計画制度』においては、国民もしくは住民からの計画への直接民主主義的な関与は、もちろんのこと、議会による関与も、ないか、きわめて制約されている」<sup>(5)</sup>ことである。そして、それは、「地域地区指定に関する限り、農工法の『計画制度』が、国の政策と計画を、市町村、さらには地域段階まで貫徹せしめる、中央集権的なメカニズムとして機能している」<sup>(6)</sup>ことに端的に示されていると指摘する。このことは、一言でいうならば、「農工法」が市町村による実施計画策定という地方自治体の自主性を形式的には尊重したかたちをとりながらも、現実的には、国―県―市町村という強固なヒエラルヒー構造の下で展開していることを示している。

他方、第2に島崎稔<sup>(7)</sup>や井上和衛<sup>(8)</sup>によって、「農工法」の実績が統計的に検討されている。両氏に共通する論調は、「農工法」が当初目指した目標と実績との間にきわめて大きな乖離が存するということである。事実、第1次基本計画の下での実績は、工業出荷額、雇用労働力、工場用地のどれをとっても目標を大きく下回っている<sup>(9)</sup>。そして、このような目標と実績の間の乖離の原因を、単に「農工法」制定後まもなくオイルショックにぶつかったという経済的条件のみに帰するのではなく、基本的には「資本の論理」の貫徹にもとめている点でも、両者は共通している。言うなれば、導入目標を設定した地方自治体側の思

惑と「資本の論理」とのすれ違いにその主要因を求めているのである。

さて、以上「農工法」の法構造と、その実績について簡単にみてきたが、ここでは両者のコントラストがきわめて興味深い。すなわち、前者において、「農工法」が法構造上は、戦後制定されたいずれの工業立地立法よりも計画間ヒエラルヒー関係を形成しており、実際、少なくとも、地域地区指定の段階までは政策が中央集権的なメカニズムとして機能していることが指摘されている。それに対し、後者においては、実績をみる限り、政策の意図を離れて「資本の論理」のみが貫徹し、結果として計画したほどに工場の導入が進んでいない実態が強調されている。もとより、両者の指摘はともに現実を反映している。しかしながら、両者はともに深めなければならない問題をも内包していると言わざるを得ない。すなわち、前者に関しては、法構造自体がもつ中央集権的な性格が、現実の工場導入に如何なる意味をもちえたのかにまで分析を進めなければ、国家独占資本主義段階において再び登場した「農工法」の意味は正しく把握しえないと考える<sup>(9)</sup>。一方、後者に関しては、「農工法」の実績を、単に同法が掲げた目標との比較において評価するだけでは不十分であると思われる。なぜなら、こうした視点をもちつつも、もう一方で、「農工法」による工場導入の現状を、全国的な工場立地動向の中に位置づけてみる必要があるからである。

そこで、本稿では、まず第1章で全国的な工場立地動向をとりおさえたうえで、第2章において、それとの比較の視点から、「農工法」にもとづく工場立地動向とその問題点をみていく。

〈注〉

- (1) 第1次基本方針では目標が、工業出荷額9兆円、雇用労働力100万人、うち農業従事者60万人、工場用地1万5千haと設定されていたが、第2次、第3次基本方針ではこうした目標が、具体的な数字では示されなくなっている。
- (2) 通商産業省産業構造審議会編『80年代の通産政策ビジョン』1980年、P117参照。
- (3) たとえば、松宮弘幸「バイオテクノロジー産業の特徴」(『農工情報』1982年2号)、帯刀治「農村地域における先端技術産業の導入」(同、1983年2号)、「農林水産資源活用型工業導入のあり方—農工研究会記録—」(同、1979年4号)、竹中久二雄「農村地域資源の有効利用と地域農業」(同、1981年3号)等が散見される。
- (4) 本間重紀「工業立地法と農業・土地立法の交錯—農村地域工業導入促進法の法構造—」(上原信博編『地域開発と産業構造』御茶の水書房、1977年)。
- (5) 同上 P98。
- (6) 同上 P98。
- (7) 島崎稔「“農工一体化”政策と農村社会」(中央大学経済研究所編『農業の構造変化と労働市場』1978年)。
- (8) 井上和衛「農村地域工業導入促進法の10年」(『あすの農村』1981年8月号)。
- (9) 注(1)の目標に対し、第1次基本方針の実績は、工業出荷額2兆円(目標の22.2%)、雇用労働力28.5万人(28.5%)、うち農業従事者13万人(21.7%)、工業用地7,875ha(52.5%)となっている。
- (10) 「農村工業」なる用語が、農政史上に登場したのはこれで3度目である。まず最初は、1935

年に農村経済更生策の一環として「農村工業奨励規則」が公布され、さらに、終戦直後の1947年に農村の復興の一方策として農政局による「農村工業振興方策要綱」が策定されている。しかし、これらは農業協同組合経営を主体とした農作物加工を主として奨励したものであった。それゆえ、1960年以降、安価な土地と低廉な労働力を求めて農村地域へ進出する「農村工業」とは明らかに意味合いを異にしていた。

しかし、一方で、すでに戦前段階に、大河内正敏に代表される産業資本家の側から、土地と労働力を求めて農村への工場の分散が提唱されていた。しかし、当時は他の産業資本家から「机上の空論」と批判され、「十分に開花することなく敗戦とともに挫折した」（井上和衛「農村工業化に伴う低賃金労働力の創出」『労働科学』第51巻2号、1975年、P 71）。今日の「農村工業化」が意図するところは、戦前段階のこうした一部の産業資本家のそれと、きわめて多くの類似点を有するが、さらに現段階では、それが、国策と結びついて展開されているところに、大きな特徴があるといえる。

## 第1章 工場立地の全国的動向

### 1. 立地件数の地域別推移

本章では、『工場立地動向調査』結果を用い、工場立地の全国的動向を把握する。『工場立地動向調査』とは、通産省が、1967年以降毎年行なっているもので、調査対象は、「工場を建設する目的をもって1,000㎡以上の用地を取得したもの」に限定されている。

表1-1は、この調査結果から1967年以降の工場立地動向を示したものである。そこからは、1967～1973年にかけて毎年3,000～5,000件程度立地していた工場が、1974年に半減し、それ以降現在まで1,000～2,000件程度で推移している事実をみてとることができる。明らかに、オイルショックを契機に立地工場が激減し、それをはさんで1つの断層を形成していることがわかる。そして、こうした断層は都道府県単位でも同様に指摘され、いずれの都道府県でも、1973年前後に立地件数の大幅な縮小をみている。しかしながら、このことは、すべての都道府県が、同じような変遷をたどって現在に至っていることを意味するものではない。とりわけ、オイルショック以前の工場立地は、太平洋ベルト地帯における立地件数の減少とそれ以外の地域への工場の分散化傾向の下で、後者の地域の全国シェアを高めながら進展してきているところに大きな特徴がある。

すなわち、関東臨海<sup>(1)</sup>に位置する東京、千葉、神奈川、埼玉では、1967年以降次々に立地件数が減少し始め、それに伴って全国シェアも16.5%（1967年）から8.2%（1973年）へと急激に低下してきている。このような傾向は、関東臨海とともに太平洋ベルト地帯を構成する東海、近畿臨海、山陽においてもみられ、東海は18.1%から11.8%へ、近畿臨海は6.2%から3.4%へ、山陽は8.0%から5.3%へと、それぞれの全国シェアを低下させてきている。他方、以上の4地域における全国シェアの低下傾向とは対照的に、それ以外の諸地域は、いずれも、1967～1973年の7年間に、立地件数が増加に転じ、全国シェアを高めてきている。たとえば、先の4地域を除く、他の地域全体が全国に占める割合は、51.2%から71.2%へと、20%もの増加を示している。しかし、それはけっして全地域が均等に比

表 1-1 地域別立地件数の推移

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
全 国	4,432 (100)%	4,345 (100)	5,853 (100)	5,129 (100)	3,303 (100)	3,704 (100)	5,045 (100)	2,399 (100)	1,481 (100)	1,516 (100)	1,271 (100)	1,395 (100)	1,915 (100)	2,090 (100)	2,080 (100)	1,847 (100)
北海道	114 (2.57)	161 (3.71)	115 (1.96)	139 (2.71)	99 (3.00)	160 (4.32)	264 (5.23)	142 (5.92)	74 (5.00)	93 (6.13)	91 (7.16)	84 (6.29)	183 (9.56)	145 (6.94)	116 (5.58)	84 (4.55)
北東北	124 (2.80)	130 (2.99)	173 (2.96)	184 (3.59)	160 (4.84)	178 (4.81)	277 (5.49)	141 (5.88)	63 (4.25)	60 (3.96)	61 (4.80)	74 (5.54)	96 (5.01)	115 (5.50)	139 (6.68)	106 (5.74)
青森	25 (0.56)	57 (1.31)	56 (0.96)	42 (0.82)	35 (1.06)	39 (1.05)	54 (1.07)	44 (1.83)	20 (1.35)	26 (1.72)	19 (1.49)	35 (2.62)	23 (1.20)	23 (1.10)	34 (1.63)	36 (1.95)
岩手	58 (1.31)	37 (0.85)	53 (0.91)	81 (1.58)	64 (1.94)	97 (2.62)	130 (2.58)	47 (1.96)	26 (1.76)	15 (0.99)	24 (1.89)	15 (1.12)	33 (1.72)	42 (2.01)	54 (2.60)	39 (2.11)
秋田	41 (0.93)	36 (0.83)	64 (1.09)	61 (1.19)	61 (1.85)	42 (1.13)	93 (1.84)	50 (2.08)	17 (1.15)	19 (1.25)	18 (1.42)	24 (1.80)	40 (2.09)	50 (2.39)	51 (2.45)	31 (1.68)
南東北	392 (8.84)	432 (9.94)	528 (9.02)	462 (9.01)	327 (9.90)	547 (14.77)	838 (16.61)	394 (16.42)	176 (11.88)	160 (10.55)	126 (9.91)	139 (10.41)	234 (12.22)	233 (11.15)	287 (13.80)	206 (11.15)
宮城	71 (1.60)	108 (2.49)	118 (2.02)	143 (2.79)	82 (2.48)	127 (3.02)	148 (2.93)	75 (3.13)	59 (3.98)	44 (2.90)	23 (1.81)	30 (2.25)	45 (2.35)	33 (1.58)	58 (2.79)	44 (2.38)
山形	106 (2.39)	142 (3.27)	98 (1.67)	77 (1.50)	42 (1.27)	147 (3.97)	216 (4.28)	94 (3.92)	41 (2.77)	44 (2.90)	36 (2.83)	50 (3.75)	64 (3.34)	69 (3.30)	90 (4.33)	57 (3.09)
福島	88 (1.99)	114 (2.62)	160 (2.73)	137 (2.67)	88 (2.66)	127 (3.43)	195 (3.87)	118 (4.92)	35 (2.36)	37 (2.44)	32 (2.52)	28 (2.10)	48 (2.51)	50 (2.39)	51 (12.45)	41 (2.22)
新潟	127 (2.87)	68 (1.57)	152 (2.60)	105 (2.09)	115 (3.48)	161 (4.35)	279 (5.53)	107 (4.46)	41 (2.77)	35 (2.31)	35 (2.75)	31 (2.32)	77 (4.02)	81 (3.88)	88 (4.23)	64 (3.47)
関東内陸	445 (10.04)	418 (9.62)	590 (10.08)	509 (9.92)	333 (10.08)	421 (11.37)	675 (13.38)	317 (13.21)	152 (10.26)	194 (12.80)	173 (13.61)	206 (15.43)	256 (13.37)	308 (14.74)	308 (14.81)	238 (15.32)
茨城	75 (1.69)	63 (1.45)	90 (1.54)	100 (1.95)	66 (2.00)	80 (2.16)	210 (4.16)	113 (4.71)	39 (2.63)	30 (1.98)	30 (2.36)	37 (2.77)	52 (2.72)	79 (3.78)	71 (3.41)	57 (3.09)
栃木	90 (2.03)	84 (1.93)	151 (2.58)	128 (2.50)	50 (1.51)	101 (2.73)	134 (2.66)	32 (1.33)	23 (1.55)	31 (2.04)	58 (4.56)	50 (3.75)	70 (3.66)	75 (3.59)	44 (2.12)	65 (3.52)
群馬	145 (3.27)	133 (3.06)	151 (2.58)	109 (2.13)	115 (3.48)	127 (3.43)	175 (3.47)	98 (4.09)	36 (2.43)	66 (4.35)	38 (2.99)	70 (5.24)	74 (3.86)	82 (3.92)	75 (3.61)	59 (3.19)
山梨	35 (0.79)	32 (0.74)	19 (0.32)	36 (0.70)	19 (0.58)	25 (0.67)	24 (0.48)	10 (0.42)	10 (0.68)	13 (0.86)	13 (1.02)	5 (0.37)	6 (0.31)	27 (1.29)	28 (1.35)	16 (0.87)
長野	100 (2.26)	106 (2.44)	179 (3.06)	136 (2.65)	83 (2.51)	88 (2.38)	132 (2.62)	64 (2.67)	44 (2.97)	54 (3.56)	34 (2.68)	44 (3.30)	54 (2.82)	45 (2.15)	90 (4.33)	86 (4.66)
関東臨海	276 (6.23)	276 (6.35)	363 (6.20)	335 (6.53)	193 (5.84)	116 (3.13)	171 (3.39)	113 (4.71)	100 (7.49)	94 (6.60)	100 (7.40)	94 (5.69)	76 (7.36)	141 (7.08)	148 (6.68)	146 (7.90)
埼玉	379 (8.55)	320 (7.36)	520 (8.88)	336 (6.55)	133 (4.03)	161 (4.35)	233 (4.62)	76 (3.17)	75 (5.06)	81 (5.34)	65 (5.11)	66 (4.94)	80 (4.18)	138 (6.60)	60 (2.88)	61 (3.30)
千葉	168 (3.79)	100 (2.30)	109 (1.86)	100 (1.95)	58 (1.76)	81 (2.19)	100 (1.98)	68 (2.83)	42 (2.84)	53 (3.50)	24 (1.89)	37 (2.77)	56 (2.92)	60 (2.87)	63 (3.03)	74 (4.01)
東京	55 (1.24)	41 (0.94)	66 (1.13)	29 (0.57)	13 (0.39)	16 (0.43)	21 (0.42)	9 (0.38)	19 (1.28)	16 (1.06)	16 (1.26)	8 (0.60)	17 (0.89)	22 (1.05)	23 (1.11)	9 (0.49)
神奈川	129 (2.91)	106 (2.44)	208 (3.55)	121 (2.36)	121 (3.66)	62 (1.67)	59 (1.17)	22 (0.92)	8 (0.54)	25 (1.65)	21 (1.65)	25 (1.87)	26 (1.36)	22 (1.05)	81 (3.89)	47 (2.54)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
東海	804 (18.14)	851 (19.59)	1,357 (23.18)	1,080 (21.06)	506 (15.32)	472 (12.74)	597 (11.83)	279 (11.63)	179 (12.09)	209 (13.79)	129 (10.15)	170 (12.73)	223 (11.64)	272 (13.01)	227 (10.91)	204 (11.04)
岐阜	124 (2.80)	165 (3.80)	228 (3.90)	152 (2.96)	121 (3.66)	90 (2.43)	147 (2.91)	70 (2.92)	33 (2.23)	39 (2.57)	20 (1.57)	22 (1.65)	34 (1.78)	52 (2.49)	35 (1.68)	48 (2.60)
静岡	164 (3.70)	161 (3.71)	298 (5.09)	357 (6.96)	264 (7.99)	191 (5.16)	241 (4.78)	96 (4.00)	81 (5.47)	71 (4.68)	49 (3.86)	54 (4.04)	64 (3.34)	77 (3.68)	61 (2.93)	52 (2.82)
愛知	452 (10.20)	432 (9.94)	713 (12.18)	451 (8.79)	73 (2.21)	131 (3.54)	145 (2.87)	65 (2.71)	42 (2.84)	48 (3.17)	41 (3.23)	70 (5.24)	87 (4.54)	93 (4.45)	85 (4.09)	72 (3.90)
三重	66 (1.49)	93 (2.14)	118 (2.02)	120 (2.34)	48 (1.45)	60 (1.62)	64 (1.27)	48 (2.00)	23 (1.55)	51 (3.36)	19 (1.49)	24 (1.80)	38 (1.98)	50 (2.39)	46 (2.21)	32 (1.73)
北陸	239 (5.39)	284 (6.54)	387 (6.61)	362 (7.06)	272 (8.23)	262 (7.07)	359 (7.12)	120 (3.11)	103 (5.00)	70 (6.95)	57 (4.62)	49 (4.48)	84 (3.67)	74 (4.39)	98 (3.54)	124 (4.71)
富山	108 (2.44)	103 (2.37)	207 (3.54)	143 (2.79)	91 (2.76)	76 (2.05)	97 (1.92)	33 (1.38)	22 (1.49)	25 (1.65)	21 (1.65)	19 (1.42)	30 (1.57)	38 (1.82)	47 (2.26)	58 (3.14)
石川	63 (1.42)	66 (1.52)	45 (2.07)	106 (7.06)	127 (3.84)	109 (2.94)	157 (3.11)	51 (2.13)	43 (2.90)	22 (1.45)	21 (1.52)	15 (1.12)	30 (1.57)	20 (0.96)	26 (1.25)	39 (2.11)
福井	68 (1.53)	115 (2.65)	135 (2.31)	118 (2.30)	54 (1.63)	77 (2.08)	105 (2.08)	36 (1.50)	38 (2.57)	23 (1.52)	15 (1.18)	15 (1.12)	24 (1.25)	16 (0.77)	25 (1.20)	27 (1.46)
近畿内陸	243 (5.48)	274 (6.31)	333 (5.69)	326 (6.36)	234 (7.08)	189 (5.10)	213 (4.22)	93 (3.58)	48 (3.24)	55 (3.63)	43 (3.38)	48 (3.60)	54 (5.69)	85 (7.36)	60 (7.08)	57 (6.88)
滋賀	67 (1.51)	107 (2.46)	115 (1.96)	93 (1.81)	74 (2.24)	68 (1.84)	102 (2.02)	35 (1.46)	18 (1.22)	31 (2.04)	16 (1.26)	29 (2.17)	31 (1.62)	53 (2.54)	31 (1.49)	25 (1.35)
京都	94 (2.12)	110 (2.53)	129 (2.20)	147 (2.97)	98 (2.79)	80 (1.54)	76 (2.00)	35 (1.46)	17 (4.25)	12 (5.67)	18 (4.42)	10 (5.59)	12 (4.57)	17 (4.86)	17 (4.98)	19 (5.05)
奈良	82 (1.85)	57 (1.31)	89 (1.52)	86 (1.68)	62 (1.88)	41 (1.11)	35 (0.69)	23 (0.96)	13 (0.88)	12 (0.79)	9 (0.71)	9 (0.67)	11 (0.57)	15 (0.72)	12 (0.58)	13 (0.70)
近畿臨海	276 (6.23)	276 (6.35)	363 (6.20)	335 (6.53)	193 (5.84)	116 (3.13)	113 (3.39)	111 (4.71)	100 (7.49)	94 (6.60)	76 (7.40)	141 (5.69)	148 (7.36)	139 (7.08)	146 (6.68)	146 (7.90)
大阪	91 (2.05)	90 (2.07)	73 (1.25)	37 (0.72)	38 (1.15)	41 (1.11)	51 (1.01)	6 (0.25)	19 (1.28)	14 (0.92)	17 (1.34)	13 (0.97)	35 (1.83)	29 (1.39)	26 (1.25)	51 (2.76)
兵庫	131 (2.96)	119 (2.74)	217 (3.71)	217 (4.23)	52 (2.79)	57 (1.54)	101 (2.00)	102 (4.25)	84 (5.67)	67 (4.42)	71 (5.59)	61 (4.57)	93 (4.86)	104 (4.98)	105 (5.05)	86 (4.66)
和歌山	54 (1.22)	67 (1.54)	73 (1.25)	81 (1.58)	63 (1.91)	18 (0.49)	19 (0.38)	5 (0.21)	8 (0.54)	19 (1.25)	6 (0.47)	2 (0.15)	13 (0.66)	15 (0.72)	8 (0.38)	9 (0.49)
山陰	93 (2.10)	87 (2.00)	72 (1.23)	95 (1.85)	56 (1.70)	85 (2.29)	137 (2.72)	48 (2.00)	57 (3.85)	24 (1.58)	17 (1.34)	15 (1.12)	49 (2.56)	34 (1.63)	35 (1.68)	28 (1.52)
鳥取	39 (0.88)	44 (1.01)	48 (0.82)	57 (1.11)	19 (0.58)	40 (1.08)	36 (0.71)	18 (0.75)	13 (0.88)	13 (0.86)	11 (0.87)	11 (0.82)	35 (1.83)	18 (0.86)	14 (0.67)	18 (0.97)
島根	54 (1.22)	43 (0.99)	24 (0.41)	38 (1.12)	37 (1.21)	45 (1.21)	101 (1.25)	30 (2.97)	44 (0.73)	11 (0.30)	6 (0.47)	4 (0.30)	14 (0.73)	16 (0.73)	21 (1.01)	10 (0.54)
山陽	353 (7.96)	327 (7.53)	392 (6.70)	376 (7.33)	273 (8.27)	273 (7.37)	267 (5.29)	152 (6.34)	108 (7.29)	82 (5.41)	145 (11.41)	65 (4.87)	105 (5.48)	100 (4.78)	109 (5.24)	114 (6.17)
岡山	127 (2.87)	125 (2.88)	171 (2.92)	147 (2.63)	87 (2.63)	96 (2.59)	103 (2.04)	51 (2.13)	24 (1.62)	26 (1.72)	52 (4.09)	21 (1.57)	38 (1.98)	36 (1.72)	41 (1.97)	28 (1.52)
広島	129 (2.91)	87 (2.00)	130 (2.22)	142 (2.77)	145 (4.39)	145 (3.51)	130 (2.36)	119 (2.54)	61 (3.17)	47 (2.11)	32 (5.90)	75 (1.35)	18 (2.61)	50 (2.01)	42 (2.21)	49 (2.65)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
山口	97 ( 2.19)	115 ( 2.65)	91 ( 1.55)	87 ( 1.70)	41 ( 1.24)	47 ( 1.27)	45 ( 0.89)	40 ( 1.67)	37 ( 2.50)	24 ( 1.58)	18 ( 1.42)	26 ( 1.95)	17 ( 0.89)	22 ( 1.05)	22 ( 1.06)	37 ( 2.00)
四 国	126 ( 2.84)	110 ( 2.53)	137 ( 2.34)	155 ( 3.02)	124 ( 3.75)	129 ( 3.48)	208 ( 4.12)	117 ( 4.88)	41 ( 2.77)	77 ( 5.08)	58 ( 4.56)	86 ( 6.44)	88 ( 4.60)	100 ( 4.78)	100 ( 4.81)	109 ( 5.90)
徳島	42 ( 0.95)	36 ( 0.83)	26 ( 0.44)	50 ( 0.97)	21 ( 0.64)	36 ( 0.97)	42 ( 0.83)	19 ( 0.79)	9 ( 0.61)	24 ( 1.58)	15 ( 1.18)	26 ( 1.95)	20 ( 1.04)	17 ( 0.81)	16 ( 0.77)	19 ( 1.03)
香川	15 ( 0.34)	17 ( 0.39)	32 ( 0.55)	39 ( 0.76)	34 ( 1.03)	51 ( 1.38)	62 ( 1.23)	45 ( 1.88)	12 ( 0.81)	23 ( 1.52)	27 ( 2.12)	24 ( 1.80)	24 ( 1.25)	38 ( 1.82)	28 ( 1.35)	23 ( 1.25)
愛媛	56 ( 1.26)	41 ( 0.94)	59 ( 1.01)	52 ( 1.01)	40 ( 1.21)	30 ( 0.81)	62 ( 1.23)	47 ( 1.96)	11 ( 0.74)	14 ( 0.92)	10 ( 0.79)	30 ( 2.25)	32 ( 1.67)	39 ( 1.87)	50 ( 2.40)	40 ( 2.17)
高知	13 ( 0.29)	16 ( 0.37)	20 ( 0.34)	14 ( 0.27)	29 ( 0.88)	12 ( 0.32)	42 ( 0.83)	6 ( 0.25)	9 ( 0.61)	16 ( 1.06)	6 ( 0.47)	6 ( 0.45)	12 ( 0.63)	6 ( 0.29)	6 ( 0.29)	27 ( 1.46)
北九州	347 ( 7.83)	323 ( 7.43)	353 ( 6.03)	314 ( 6.12)	214 ( 6.48)	296 ( 7.99)	429 ( 8.50)	194 ( 8.09)	139 ( 9.39)	136 ( 8.97)	94 ( 7.40)	113 ( 8.46)	159 ( 8.30)	143 ( 6.84)	159 ( 7.64)	128 ( 6.93)
福岡	209 ( 4.72)	204 ( 4.70)	219 ( 3.74)	212 ( 4.13)	134 ( 4.06)	205 ( 5.53)	292 ( 5.79)	126 ( 5.25)	82 ( 5.54)	82 ( 5.41)	61 ( 4.80)	61 ( 4.57)	100 ( 5.22)	80 ( 3.83)	72 ( 3.46)	69 ( 3.74)
佐賀	41 ( 0.93)	25 ( 0.58)	30 ( 0.51)	36 ( 0.70)	14 ( 0.42)	21 ( 0.57)	28 ( 0.56)	16 ( 0.67)	6 ( 0.41)	13 ( 0.86)	6 ( 0.47)	14 ( 1.05)	23 ( 1.20)	17 ( 0.81)	22 ( 1.06)	8 ( 0.43)
長崎	66 ( 1.49)	71 ( 1.63)	69 ( 1.10)	40 ( 0.78)	29 ( 0.88)	42 ( 1.13)	60 ( 1.19)	38 ( 1.58)	39 ( 2.63)	29 ( 1.91)	22 ( 1.73)	26 ( 1.95)	23 ( 1.20)	22 ( 1.05)	35 ( 1.68)	30 ( 1.62)
大分	31 ( 0.70)	23 ( 0.53)	35 ( 0.60)	26 ( 0.51)	37 ( 1.12)	28 ( 0.76)	49 ( 0.97)	14 ( 0.58)	12 ( 0.81)	5 ( 0.79)	12 ( 0.39)	12 ( 0.90)	13 ( 0.68)	24 ( 1.15)	30 ( 1.44)	21 ( 1.14)
南九州	145 ( 3.27)	105 ( 2.42)	150 ( 2.56)	206 ( 4.02)	187 ( 5.66)	256 ( 6.91)	197 ( 3.90)	114 ( 4.75)	86 ( 5.81)	81 ( 5.34)	57 ( 4.48)	74 ( 5.54)	100 ( 5.22)	91 ( 4.35)	76 ( 3.65)	94 ( 5.09)
熊本	40 ( 0.90)	38 ( 0.87)	46 ( 0.79)	74 ( 1.44)	55 ( 1.67)	102 ( 2.75)	94 ( 1.86)	58 ( 2.42)	40 ( 2.70)	27 ( 1.78)	24 ( 1.89)	18 ( 1.35)	17 ( 0.89)	17 ( 0.81)	23 ( 1.11)	46 ( 2.49)
宮崎	30 ( 0.68)	14 ( 0.32)	61 ( 1.04)	87 ( 1.70)	49 ( 1.48)	63 ( 1.70)	42 ( 0.83)	34 ( 1.42)	22 ( 1.49)	24 ( 1.58)	12 ( 0.94)	15 ( 1.12)	18 ( 0.94)	13 ( 0.62)	11 ( 0.53)	16 ( 0.87)
鹿児島	75 ( 1.69)	53 ( 1.22)	43 ( 0.73)	45 ( 0.88)	83 ( 2.51)	91 ( 2.46)	61 ( 1.21)	22 ( 1.62)	24 ( 1.98)	30 ( 1.65)	21 ( 3.07)	41 ( 3.39)	65 ( 2.92)	61 ( 2.02)	42 ( 2.02)	32 ( 1.73)
沖縄						26	43	16	6	12	7	18	8	7	11	8

資料：『工場立地動向調査』より作成

注：総計に沖縄は含まれていない。従って、割合は沖縄を含まない総数を分母として求めたものである。

率を高めてきたことを意味するものではなく、むしろ、地域的な不均等を伴ったものとして存していた。つまり、山陰、南九州における増加が、それぞれ2.1%から2.7%へ、3.3%から3.9%へと微増にとどまっているのに対し、関東内陸が10.0%から13.4%へ、南東北が8.8%から16.6%へ、北東北が2.8%から5.5%へ、北海道が2.6%から5.2%へと、大きくその比重を高めてきているのである。こうした事実は、明らかにこの時期の工場の地方分散が、とりわけ東日本に比重をおいたかたちで進展したことを示している。

さて、以上のような工場の地方分散化傾向も、オイルショックを契機とした立地件数の激減のなかで、停滞を余儀なくされることになる。再び表1-1において、1974年以降現在までの工場立地動向をみると、南東北の比重の低下や関東臨海、近畿臨海の比重の微増傾向という若干の変化を伴いながらも、大きくは、1973年段階の各地域の構成比が固定されたかたちで、工場立地が停滞してきていることがわかる。

従って、この16年間の工場立地動向を概括するならば、オイルショック以前は、毎年3,000~5,000件程度の工場が、太平洋ベルト地帯の比重低下と東日本を中心としたその他の地域の比重の高まりのなかで立地され、オイルショック以降は、立地件数の半減のなか

表 1-2 立地企業のうち本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合（1967，68年）

	5%未	5%~	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	県数	
当該都道府県型	石川	東大富愛新宮	京阪山媛潟崎	愛岐北海道森形岡島	福島広島長和歌山	井根島口知崎山						21
東京型				長野	岩手	宮城	栃木	埼玉	千葉	茨城	12	
大阪型				京都	徳島	奈良	香川	滋賀			6	
その他型				秋田	三重		大分				7	
県数	1	6	14	7	7	3	4	2	1	1	46	

資料：『工場立地動向調査』より作成

注：当該都道府県型とは、本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合が20%未満のもの、また、東京型、大阪型とは、本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合が20%以上のものうち、他都道府県に存在する本社の半数以上がそれぞれ東京、大阪に存在するもの、その他型とは、それ以外のものをさす。

表 1-3 立地企業のうち本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合（1979～1982年）

	5%未	5%~	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60~70%未	県数	
当該都道府県型	東(沖)	京大愛	阪知媛取	新和徳富石	鴻山島山川	福島広島長	井根島岡崎			15
東京型				北海道	岩手	宮城	栃木	埼玉	茨城	15
大阪型				兵庫	京都	奈良	岡山	滋賀		5
愛知型				岐阜						1
その他の型				青森	熊本	大分	山口	三重		10
県数	1	4	10	12	6	5	5	3	46	

資料：『工場立地動向調査』より作成

で、1973年段階の全国シェアの構成を基本的には保持したかたちで工場立地が停滞してきているものとして把握することができる。

ところで、以上のように、オイルショック前後を通じ、太平洋ベルト地帯への集中的工場立地のあり方が緩和されてきたとはいえそのことが単純にそれ以外の地域の地位の向上を意味するものではないことを指摘しなければならない。すなわち、こうした工場の地方分散化が進む一方で、本社一支社関係を軸とした集中化が進展してきているのである。表1-2、表1-3は、立地企業のうち本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合を、1967、68年と1979～1982年についてみたものである<sup>(2)</sup>。

それによると、まず1967、68年段階には、当該都道府県以外に本社が存在する企業の割合が20%未満である「当該都道府県型」をとるものが21を数えている。それは、東京、大阪、愛知の太平洋ベルト地帯の拠点都道府県と、北海道、青森、鹿児島および北陸諸県等の遠隔地域に位置する道県とに大別される。それに対し、本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合が20%以上を超え、しかもそのうち半数以上が本社を東京にもつ「東京型」が12県存在している。この12県は、東京を除く関東臨海、関東内陸、南東北に位置する諸県によって構成されており、なかでも茨城、千葉、埼玉等東京近県は、当該県以外に本社を有する工場の比率が60%を超え、しかも、そのうち70～80%の工場の本社所在地が東京であるという、きわめて高い東京依存度を示している。また、近畿内陸、四国には、県外に存在する本社のうち半数以上が大阪であるという「大阪型」が6県存在している。

このように企業立地動向からみると、1967、68年段階には、東京と関東臨海－関東内陸－南東北、大阪と近畿内陸－四国の間を中心に、本社一支社関係が新たに形成されており、遠隔地域に比較的他県と結びつきがうすい県が存在するという傾向を示している。

しかし、こうした傾向は、1979～1982年段階になると、遠隔地域においても、当該道県以外に本社を有する企業の比率が高まるという方向で変容することになる。そして、それはとりわけ東京との関連を強める方向で進んでおり、この段階には「当該都道府県型」が21から15へ減少する一方で、「東京型」が12から15へ増加している。こうした「東京型」の増加は、北海道、山形の「当該都道府県型」から「東京型」への移行と、秋田の「その他型」から「東京型」への移行によるものである。さらに、東京への依存度の高まりは、「東京型」内部における県外本社所在工場の比率の高まりともなっており、岩手、福島、山梨が、その傾向を端的に示している。いうなれば、この段階に、東京と北海道・東北諸県との関係が新たに形成された本社一支社関係を通じて、強められていったのである。

このようにみえてくると、確かに、1967～1982年の間に、太平洋ベルト地帯への集中的工場立地のあり方が緩和され、北海道、東北を中心に工場の地方分散化が一定程度進展してはいるが、その過程は、一方で、本社一支社関係を軸とした東京への集中化を伴ったものであったと言わなければならない。

## 2. 業種別にみた工場立地動向

さて、以上のような工場立地の推移を業種別にみると如何なる特徴が看取しうるである

表 1 - 4 業種別立地件数からみた各都道府県における上位 3 業種の変化 — 1969 ~ 1973 年と 1978 ~ 1982 年との比較

	1969 ~ 1973 年													1978 ~ 1982 年															
	食料品	繊維	衣服	木材	家具	パルプ	化学	窯業・土石	鉄鋼	金属	一般機械	電機機械	輸送機械	精密機械	食料品	繊維	衣服	木材	家具	パルプ	化学	窯業・土石	鉄鋼	金属	一般機械	電機機械	輸送機械	精密機械	
北海道	①-144			③-99				③-99	②-102					①-138								②-113	③-82						
北東北	③-105			①-118			③-105				②-108			②-76								③-68						①-93	
青森	①-36			②-35			③-30							①-40								③-34						③-18	
岩手	③-50						②-54							②-21								③-20						①-31	
秋田			③-41	①-56										②-42								③-21						①-44	
南東北									②-329	③-222	①-353			③-137									②-157					①-196	
宮城							③-69		②-75		①-80			①-51								③-17						②-45	
山形	③-61								②-63		①-89												②-34	②-34				①-67	
福島							②-57		②-57		①-114											③-19						①-48	
新潟	②-93								①-134	③-90				③-38								③-19						②-56	
関東内陸									②-325	③-258	①-337												③-134	②-175				①-221	
茨城									①-74	③-58	②-64			①-33							③-31							①-47	
栃木									①-71	②-64													①-36	②-34				③-33	
群馬									①-110		②-75												③-38	①-53					②-50
山梨										③-15	①-24												③-7	②-13				①-19	
長野									②-60		①-124												③-36	②-45				①-86	
関東臨海									①-404	②-376	③-184			②-118									①-144	③-104				③-104	
埼玉									①-227	②-198	③-75												①-56	③-46				②-47	
千葉							③-36		①-82	②-68				①-58							③-25		②-49	③-25					
東京		②-20		①-21																			②-10	②-10				①-12	③-8
神奈川									②-90	①-100				③-8									①-33	③-23				②-24	
東海									②-411	①-419				③-404										①-143				③-119	
岐阜				③-57				①-149	②-76					②-21									①-22	②-21					
静岡	②-132								③-129					①-66										③-48	①-66			③-34	
愛知									③-175	①-208				②-181									③-48	①-66				②-57	
三重				①-48						①-48	①-48										①-25			②-21	②-21			③-21	
北陸	①-440								②-200	③-155													①-68	③-50					
富山	③-41						③-41		①-139	③-79													①-41	②-23				③-16	
石川	①-190			②-58					③-52														③-19	②-21					
福井	①-209						③-29		②-32					①-22														③-11	②-21



うか。まず、表1-4において、オイルショック以前(1969~1973年)の業種別工場立地動向を各都道府県における上位3業種からみると、そこには以下のような地域的配置をみとることができる。

すなわち、オイルショック以前の工場の地方分散化傾向のなかで、とりわけ全国シェアを高めていた東日本のうち関東内陸、南東北の工場立地は金属機械部門を中心に進んでいる。それは、両地域の立地工場の上位3業種が、いずれも①電気機械-②金属製品-③一般機械によって占められていることに示されている。そして、こうした傾向は、北東北、北海道へといくに従い金属機械部門の比重の低下と軽工業部門の増大という方向で変容し、北東北では、①木材-②電気機械-③食料品、窯業・土石、北海道では、①食料品-②金属製品-③木材、窯業・土石が、それぞれの地域で上位3業種を構成している。

一方、大阪以西の西日本は、第1に、東日本に比べ、電気機械の比重が低下するとともに、国内資源依存率が高い窯業・土石が重要性を増すという特徴がある。たとえば、上位3業種をみると、山陰、山陽、四国、北九州、南九州のいずれの地域においても、窯業・土石は上位に位置しており、他方、電気機械はまったくみられず、わずかに大分、熊本で2位、3位にくいこんでいるにすぎないことがわかる。とりわけ九州では、全県的に窯業・土石が1位か2位を占めその重要性が一段と高く、また、福岡を除く各県において、電気機械を含めた金属機械部門全般に立地件数が少ないというより顕著な傾向を示している。第2に、西日本においても東日本同様に、太平洋ベルト地帯以外の地域では軽工業の比重が高いという特徴がみられる。たとえば、山陰と福岡を除く北九州では衣服、四国では木材、南九州では食料品が、立地工場のなかで重要な位置をしめている。

そして、こうした特徴をもつ東京以東の東日本と大阪以西西日本の間に、他地域に比べて輸送機械の比率が高いことを特徴とする東海と繊維の比率が高いことを特徴とする北陸・近畿内陸が存在している。

このようにみえてくると、オイルショック以前の工場立地が太平洋ベルト地帯の比重を低下させながら地方分散化の方向ですすんだとはいえ、それがすべての地域で質的に一様に進んだわけではないことがわかる。いふなれば高度経済成長期を主導する一翼になった金属機械部門が工場の地方分散の主力をなしたのは関東内陸、南東北のみであり、他の地域では、食料品、繊維、衣服、木材等の軽工業や窯業・土石が、その地域における工業立地の重要な位置を占めていたのである。

ところで、このような業種別工場立地の地域別動向をもたらす1要因として、企業の側の立地地域選定理由の相違があげられる。いま、表1-5より企業側の立地地域選定理由を業種別にみると、「原材料等の入手の便」をあげる企業が多いものとして食料品、木材・木製品、窯業・土石等、「市場への輸送の便」「取引企業への近接性」を重視するものとして金属製品、一般機械、輸送用機械、窯業・土石等、また、「労働力の確保」を第一とする企業が多いものとして繊維、衣服、電気機械、精密機械等が指摘できる。あきらかに、北海道、北東北、四国、山陰、南九州に立地する業種には、立地地域選定理由として「原材料等の入手の便」と「労働力の確保」をあげるものが多く、これらの業種が、原材料と労働力を求めて遠隔地域に立地していることがわかる<sup>(3)</sup>。

表1-5 業種別立地地域選定理由

	食料品	織 維 工 業	衣服・ その他	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パルプ ・ 紙	出版・ 印刷	化 学	石油・ 石 炭	ゴ ム 製 品	皮 革	窯業・ 土 石	鉄 鋼	非 鉄 金 属
原材料等の入手の便	304 (19.0)	13 (4.2)	9 (2.3)	161 (19.2)	21 (6.0)	20 (7.1)	6 (3.1)	53 (10.7)	18 (15.0)	5 (4.4)	1 (2.6)	156 (16.0)	43 (12.2)	10 % (5.7)
市場への輸送の便	269 (16.8)	21 (6.8)	28 (7.2)	91 (10.8)	45 (12.9)	62 (22.1)	43 (22.5)	142 (28.6)	43 (35.8)	16 (13.9)	1 (2.6)	240 (24.6)	58 (16.4)	35 (19.8)
労働力の確保	77 (4.8)	63 (20.3)	153 (39.3)	37 (4.4)	32 (9.1)	24 (8.6)	14 (7.3)	26 (5.2)	1 (0.8)	28 (24.4)	20 (51.3)	40 (4.1)	22 (6.2)	25 (14.1)
工業用水の確保	45 (2.8)	8 (2.6)	1 (0.3)	1 (0.1)	—	3 (1.1)	—	12 (2.4)	2 (1.7)	1 (0.9)	—	6 (0.6)	1 (0.3)	1 (0.6)
取引企業への近接性	57 (3.6)	26 (8.4)	9 (2.3)	44 (5.2)	26 (7.4)	56 (20.0)	22 (11.5)	64 (12.9)	18 (15.0)	18 (15.7)	—	86 (8.5)	80 (22.7)	25 (14.1)
県・市町村の助成・ 協力	221 (13.8)	40 (12.9)	63 (16.2)	142 (16.9)	73 (20.9)	37 (13.2)	24 (12.6)	94 (18.9)	10 (8.3)	24 (20.9)	4 (10.3)	101 (10.4)	49 (13.9)	28 (15.8)
経営者等の個人的つ ながり	78 (4.9)	32 (10.3)	32 (8.2)	50 (6.0)	17 (4.9)	14 (5.0)	13 (6.8)	16 (3.2)	2 (1.7)	7 (6.1)	3 (7.7)	52 (5.3)	10 (2.8)	14 (7.9)
地 元 で あ る	460 (28.7)	96 (31.0)	90 (23.1)	264 (31.4)	109 (31.1)	55 (19.6)	61 (31.9)	66 (13.3)	19 (15.8)	15 (13.0)	9 (23.1)	268 (27.5)	59 (16.7)	28 (15.8)
他企業との協同立地	50 (3.1)	11 (3.6)	4 (1.0)	35 (4.2)	24 (6.9)	6 (2.1)	8 (4.2)	19 (3.8)	3 (2.5)	1 (0.9)	1 (2.6)	19 (2.0)	19 (5.4)	10 (5.7)
臨海型業種である	40 (2.5)	—	—	15 (1.8)	3 (0.9)	3 (1.1)	—	5 (1.0)	4 (3.3)	—	—	8 (0.8)	12 (3.4)	1 (0.6)
計	1,601 (100.0)	310 (100.0)	389 (100.0)	840 (100.0)	350 (100.0)	280 (100.0)	191 (100.0)	497 (100.0)	120 (100.0)	115 (100.0)	39 (100.0)	976 (100.0)	353 (100.0)	177 (100.0)

資料：『工場立地動向調査』より作成  
注：ただし1975～81年の資料による。

表 1 - 6 業種別立地件数の変化

	1967～73年 各 年 平 均		1974～82年 各 年 平 均	
	件	%		
食 料 品	325.7	( 7.6)	241.3	(13.6)
織 維	351.1	( 8.2)	52.9	( 3.0)
衣 服 ・ そ の 他	188.0	( 4.4)	58.1	( 3.3)
木 材 ・ 木 製 品	340.3	( 7.9)	127.4	( 7.2)
家 具 ・ 装 備 品	149.3	( 3.5)	53.6	( 3.0)
パ ル プ ・ 紙	123.4	( 2.9)	46.9	( 2.6)
出 版 ・ 印 刷	40.9	( 1.0)	27.1	( 1.5)
化 学	138.1	( 3.2)	83.1	( 4.7)
石 油 ・ 石 炭	33.1	( 0.8)	18.8	( 1.1)
ゴ ム 製 品	39.4	( 0.9)	18.0	( 1.0)
皮 革	17.3	( 0.4)	6.2	( 0.4)
窯 業 ・ 土 石	446.3	(10.4)	163.8	( 9.2)
鉄 鋼	150.4	( 3.5)	58.8	( 3.3)
非 鉄	77.4	( 1.8)	28.2	( 1.6)
金 属 製 品	538.4	(12.6)	232.4	(13.1)
一 般 機 械	441.7	(10.3)	174.8	( 9.8)
電 気 機 械	319.1	( 7.4)	158.6	( 8.9)
輸 送 用 機 械	245.0	( 5.7)	88.7	( 5.0)
精 密 機 械	75.0	( 1.8)	34.3	( 1.9)
武 器	1.4	( 0.03)	0.1	( 0.01)
そ の 他 製 造 業	248.7	( 5.8)	104.2	( 5.9)
総 計	4,290.0	(100.0)	1,777.3	(100.0)

資料：『工場立地動向調査』より作成

さて、以上のような地域の特徴を伴った各業種の工場立地のあり方はオイルショックを契機に大きく変容することになる。すでに第1節でみたごとくオイルショックは、立地件数を半減させるという事態をまねき、業種別にみてもすべての業種で立地件数が激減している（表1-6）。なかでもとりわけ減少率が高かったものとしては、繊維、衣服、家具・装備品、輸送用機械、窯業・土石、木材・木製品等があげられ、輸送用機械を除くといずれもオイルショック以前に太平洋ベルト地帯および関東内陸・南東北以外の地域において工場立地の主軸をなしてきた業種である。従って、こうした業種間の不均等を伴った立地件数の減少は、各地域の立地工場に占める上位3業種の顔ぶれを大きく変えることになる。

すなわち、表1-4で1978～1982年段階に上位を占める3業種をみると、1969～1973年段階に各道県において重要な位置にあった繊維、衣服、木材・木製品、窯業・土石がその地位を大きく後退していることがわかる。そして、その一方で金属製品、一般機械に加え、この期に最も減少率が低かった食料品が上位に進出してきており、これは、太平洋ベルト地帯も含めた全国的な動向とみることができる。

こうしてみると、オイルショック以降における工場立地の停滞化のなかでの本社一支社関係を軸とした東京への集中化傾向は、業種別にみるならば、とりわけ繊維、衣服、木材等を中心に立地件数が激減していく過程であったことがわかる。ところが、これらの業種は、もともと、東京との関係が比較的うすい地場的な業種であり、しかも、オイルショック以前に、北海道、北東北、四国、山陰、九州で工場立地の主軸をなした業種であった。それゆえ、以上の地域がオイルショック以降、本社一支社関係を軸に東京への集中化を示すに至った過程は、こうした地場的な産業が衰退する中で、相対的に県外に本社をもつ工場の比率が高まってゆく過程としてあったことが指摘できよう。

### 3. 敷地面積規模別工場数と地目別敷地面積の推移

最後に、これまでみてきたような工場立地が如何なる規模の工場の如何なる地目への進出によって行なわれてきたものであるのかをみておこう。

表1-7は、敷地面積規模別に立地件数をみたものであるが、オイルショック以前・以降を通じ、全国的には立地企業の半数程度が1千～3千㎡未満の規模の工場によって占められ、10万㎡以上の工場はわずか1.5%にすぎないことがわかる。これを地域レベルで見ると、北海道や九州では全国的動向に比べ1千～3千㎡規模工場の比率が低く、5千～10万㎡の割合が高いという特徴がみられるが、他の地域ではほぼ全国と同様の傾向を示している。

そして、このような1千～3千㎡規模工場を中心とした工場立地によって、この16年間に5億5,439万㎡もの国土が工場敷地に転換している。いま、この1967～1982年の敷地面積の推移を地目別にみると（表1-8）、オイルショック以前の場合立地した工場の敷地面積の実に40～50%は田地と畑地の転換によるものであることがわかる。しかも、オイルショック以降は、田畑への工場立地は減少し、宅地への立地が相対的に高まってはいるが、1967～1982年全体を通してみても田地と畑地の占める比率が36.7%ときわめて高いことにはかわりがない。このことは、いうまでもなく、この間田地や畑地を侵食するかたちで農

表1-7 敷地面積規模別工場数—1967～82年

	10万 $m^2$ 以上	3～ 10万 $m^2$ 未	1～ 3万 $m^2$ 未	5千～ 1万 $m^2$ 未	3千～ 5千 $m^2$ 未	1千～ 3千 $m^2$ 未	計
北海道	39 (2.1)	187 (10.1)	467 (25.1)	411 (22.1)	313 (16.8)	444 (23.9)	1,861 (100.0)
北東北	38 (2.0)	115 (6.1)	300 (16.0)	337 (18.0)	361 (19.3)	721 (38.5)	1,872 (100.0)
南東北	47 (1.0)	222 (4.5)	612 (12.5)	769 (15.7)	808 (16.5)	2,447 (49.9)	4,905 (100.0)
関東内陸	134 (2.7)	401 (8.0)	745 (14.8)	778 (15.4)	852 (16.9)	2,133 (42.3)	5,043 (100.0)
関東臨海	46 (0.9)	233 (4.6)	635 (12.6)	736 (14.6)	859 (17.0)	2,536 (50.3)	5,045 (100.0)
東海	137 (2.0)	325 (4.8)	821 (12.0)	928 (13.6)	1,007 (14.7)	3,615 (52.9)	6,833 (100.0)
北陸	26 (1.0)	101 (3.8)	308 (11.7)	400 (15.2)	378 (14.4)	1,421 (54.0)	2,634 (100.0)
近畿内陸	31 (1.5)	169 (8.2)	313 (15.2)	266 (12.9)	282 (13.7)	998 (48.5)	2,059 (100.0)
近畿臨海	27 (1.1)	125 (4.9)	320 (12.6)	365 (14.3)	438 (17.2)	1,273 (50.0)	2,548 (100.0)
山陰	3 (0.4)	27 (3.2)	85 (9.9)	129 (15.1)	164 (19.1)	449 (52.4)	857 (100.0)
山陽	44 (1.6)	147 (5.3)	377 (13.5)	444 (15.9)	520 (18.6)	1,263 (45.2)	2,795 (100.0)
四国	26 (1.6)	64 (4.0)	170 (10.7)	248 (15.6)	305 (19.2)	775 (48.8)	1,588 (100.0)
北九州	48 (1.5)	201 (6.2)	449 (13.8)	480 (14.8)	470 (14.5)	1,605 (49.3)	3,253 (100.0)
南九州	19 (1.0)	101 (5.5)	375 (20.4)	388 (21.1)	278 (15.1)	677 (36.8)	1,838 (100.0)
計	665 (1.5)	2,418 (5.6)	5,977 (13.9)	6,679 (15.5)	7,035 (16.3)	20,357 (47.2)	43,131 (100.0)

資料：『工場立地動向調査』より作成

表1-8 地目別敷地面積の推移—全国

(千 $m^2$ )

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982
田	9,617.8 (23.0)	11,684.7 (23.6)	15,345.6 (24.7)	18,875.5 (31.2)	11,474.2 (32.1)	9,947.9 (21.9)	16,934.1 (27.4)	7,258 (19.1)	3,831 (23.1)	2,123 (8.8)	2,323 (13.7)	1,506 (12.7)	1,793 (9.4)	1,709 (5.8)	2,076 (9.3)	1,314 (7.1)
畑	7,387.0 (17.7)	6,875.6 (13.9)	9,560.2 (15.3)	9,544.7 (15.8)	5,002.4 (14.0)	5,077.2 (11.2)	8,807.4 (14.2)	4,866 (12.8)	1,849 (11.2)	2,608 (10.8)	1,685 (9.9)	811 (6.8)	1,400 (7.3)	1,044 (3.6)	1,314 (5.9)	1,269 (6.9)
宅地	5,877.8 (14.1)	8,899.0 (18.0)	10,354.8 (16.5)	8,216.6 (13.6)	5,761.5 (16.1)	8,764.4 (19.3)	14,120.7 (22.8)	10,096 (26.6)	5,484 (33.1)	5,924 (24.4)	4,278 (25.2)	5,816 (48.9)	8,036 (42.1)	9,255 (31.5)	8,100 (36.2)	6,797 (36.8)
山林	5,337.6 (12.8)	6,575.7 (13.3)	11,078.0 (17.7)	8,772.0 (14.5)	4,765.3 (13.3)	6,336.9 (13.9)	11,507.0 (18.6)	4,782 (12.6)	2,177 (13.2)	1,202 (5.0)	5,825 (34.4)	995 (8.4)	1,892 (9.9)	3,132 (10.7)	2,482 (11.1)	2,866 (15.5)
原野	503.6 (1.2)	342.4 (0.7)	2,258.1 (3.6)	3,961.7 (6.5)	1,268.5 (3.6)	4,977.0 (11.0)	1,931.1 (3.1)	2,208 (5.8)	602 (3.6)	871 (3.6)	526 (3.1)	723 (6.1)	739 (3.9)	983 (3.4)	2,501 (11.2)	937 (5.1)
埋立地	4,893.3 (11.7)	3,226.8 (6.5)	5,854.2 (9.3)	4,601.5 (7.6)	4,776.4 (13.4)	6,160.9 (13.6)	5,370.4 (8.7)	6,824 (18.0)	1,605 (9.7)	10,147 (41.8)	1,721 (10.2)	1,053 (8.9)	2,973 (15.6)	9,056 (30.8)	2,981 (13.3)	2,522 (13.7)
田・畑	6,325.7 (15.2)	3,334.9 (6.8)	3,131.7 (5.0)	1,635.9 (2.7)	1,192.3 (3.3)	828.4 (1.8)										
山林・原野	1,772.7 (4.3)	8,388.1 (17.0)	225.3 (0.4)	1,519.3 (2.5)	718.0 (2.0)	521.9 (1.2)										
その他	22.2 (0.1)	93.8 (0.2)	4,849.5 (7.7)	3,449.9 (5.7)	776.3 (2.2)	2,857.3 (6.3)	3,212.8 (5.2)	1,919 (5.1)	1,010 (6.1)	1,376 (5.7)	599 (3.5)	994 (8.4)	2,256 (11.8)	4,183 (14.3)	2,903 (13.0)	2,774 (15.1)
計	41,737.7 (100.0)	49,421.0 (100.0)	62,657.4 (100.0)	60,577.1 (100.0)	35,734.9 (100.0)	45,471.9 (100.0)	61,883.5 (100.0)	37,953 (100.0)	16,558 (100.0)	24,251 (100.0)	16,957 (100.0)	11,898 (100.0)	19,089 (100.0)	29,362 (100.0)	22,357 (100.0)	18,479 (100.0)

資料：『工場立地動向調査』

表1-9 地目別敷地面積—地域別

(千 $m^2$ )

		田	畑	宅地	山林	原野	埋立地	田畑	山林・原野	その他	計
北海道	1967～73年	1,689(9.4)	4,445(24.8)	2,848(15.9)	325(1.8)	4,414(24.7)	152(0.9)	1,494(8.4)	345(1.9)	2,182(12.2)	17,894(100.0)
	1974～82年	1,045(7.4)	1,300(9.3)	4,265(30.3)	670(4.8)	3,969(28.2)	331(2.4)			2,480(17.6)	14,060(100.0)
	計	2,734(8.6)	5,745(18.0)	7,113(22.3)	995(3.1)	8,383(26.2)	483(1.5)	1,494(4.7)	345(1.1)	4,662(14.6)	31,954(100.0)
東北	1967～73年	3,129(22.8)	1,898(13.8)	2,512(18.3)	2,018(14.7)	1,764(12.9)	245(1.8)	567(4.1)	1,140(8.3)	448(3.3)	13,721(100.0)
	1974～82年	926(8.6)	1,465(13.8)	2,819(26.2)	1,771(16.5)	1,331(12.4)	1,507(14.0)			922(8.6)	10,761(100.0)
	計	4,055(16.6)	3,363(13.8)	5,331(21.8)	3,789(15.5)	3,095(12.6)	1,752(7.2)	567(2.3)	1,140(4.7)	1,370(5.6)	24,482(100.0)
関東内陸	1967～73年	10,707(29.3)	5,352(14.7)	5,307(14.5)	11,445(31.3)	782(2.1)	1,101(3.0)	597(1.6)	334(0.9)	913(2.5)	36,538(100.0)
	1974～82年	2,992(12.9)	1,583(6.8)	8,318(35.9)	7,656(33.1)	651(2.8)	1,131(4.9)			830(3.6)	23,161(100.0)
	計	13,699(23.0)	6,935(11.6)	13,625(22.8)	19,101(32.0)	1,433(2.1)	2,232(3.7)	597(1.0)	334(0.6)	1,743(2.9)	59,699(100.0)
関東臨海	1967～73年	6,716(12.2)	9,723(17.7)	14,826(27.0)	16,030(29.1)	410(0.8)	5(0.01)	351(0.6)	6,814(12.4)	134(0.2)	55,009(100.0)
	1974～82年	2,475(9.4)	3,555(13.5)	13,071(49.7)	4,315(16.4)	445(1.7)	204(0.8)			2,254(8.6)	26,319(100.0)
	計	9,191(11.3)	13,278(16.3)	27,897(34.3)	20,345(25.0)	855(1.1)	209(0.3)	351(0.4)	6,814(8.4)	2,388(2.9)	81,328(100.0)
東海	1967～73年	5,208(15.3)	9,841(28.8)	7,106(20.8)	4,839(14.2)	196(0.6)	1,701(5.0)	2,637(7.7)	449(1.3)	2,145(6.3)	34,122(100.0)
	1974～82年	1,360(7.0)	1,340(6.9)	6,579(33.6)	863(4.4)	97(0.5)	8,578(43.8)			757(3.9)	19,574(100.0)
	計	6,568(12.2)	11,181(20.8)	13,685(25.5)	5,702(10.6)	293(0.6)	10,279(19.1)	2,637(4.9)	449(0.8)	2,902(5.4)	53,696(100.0)
北陸	1967～73年	19,404(32.0)	9,767(16.1)	3,907(6.4)	6,002(9.9)	455(0.8)	11,698(19.3)	5,202(8.6)	2,155(3.6)	2,119(3.5)	60,709(100.0)
	1974～82年	4,301(16.0)	1,699(6.3)	5,702(21.3)	3,726(13.9)	906(3.4)	7,148(26.6)			3,346(12.5)	26,828(100.0)
	計	23,705(27.1)	11,466(13.1)	9,609(11.0)	9,728(11.1)	1,361(1.6)	18,846(21.5)	5,202(5.9)	2,155(2.5)	5,465(6.1)	87,537(100.0)
近畿内陸	1967～73年	10,296(69.4)	734(4.9)	1,623(10.9)	191(1.3)	34(0.2)	1,198(8.1)	391(2.6)	174(1.2)	206(1.4)	14,847(100.0)
	1974～82年	2,241(25.1)	386(4.3)	4,545(50.9)	213(2.4)	91(1.0)	592(6.6)			860(9.6)	8,928(100.0)
	計	12,537(52.7)	1,120(4.7)	6,168(25.9)	404(1.7)	125(0.5)	1,790(7.5)	391(1.6)	174(0.7)	1,066(4.5)	23,775(100.0)
近畿臨海	1967～73年	8,541(36.3)	1,471(6.3)	4,475(19.0)	6,021(25.6)	697(3.0)	3(0.01)	857(3.6)	894(3.8)	588(2.5)	23,547(100.0)
	1974～82年	873(14.3)	237(3.9)	3,662(60.0)	358(5.9)	86(1.4)	89(1.5)			795(13.0)	6,100(100.0)
	計	9,414(31.8)	1,708(5.8)	8,137(27.5)	6,379(21.5)	783(2.6)	92(0.3)	857(2.9)	894(3.0)	1,383(4.7)	29,647(100.0)
山陰	1967～73年	6,007(37.3)	1,110(6.9)	2,734(17.0)	1,594(9.9)	101(0.6)	2,418(15.0)	838(5.2)	67(0.4)	1,217(7.6)	16,086(100.0)
	1974～82年	1,264(9.4)	162(1.2)	3,848(28.5)	1,333(9.9)	189(1.4)	6,190(45.9)			511(3.8)	13,497(100.0)
	計	7,271(24.6)	1,272(4.3)	6,582(22.3)	2,927(9.9)	290(1.0)	8,608(29.1)	838(2.8)	67(0.2)	1,728(5.8)	29,583(100.0)
山陽	1967～73年	2,230(58.3)	689(18.0)	266(7.0)	283(7.4)	43(1.1)	32(0.8)	193(5.0)	52(1.4)	38(1.0)	3,826(100.0)
	1974～82年	520(25.4)	143(7.0)	566(27.6)	327(16.0)	67(3.3)	210(10.3)			216(10.5)	2,049(100.0)
	計	2,750(46.8)	832(14.2)	832(14.2)	610(10.4)	110(1.9)	242(4.1)	193(3.3)	52(0.9)	254(4.3)	5,875(100.0)
四国	1967～73年	7,213(27.3)	1,023(3.9)	3,775(14.3)	3,176(12.0)	240(0.9)	4,742(17.9)	2,243(8.5)	458(1.7)	3,601(13.6)	26,471(100.0)
	1974～82年	1,068(10.8)	114(1.2)	2,948(29.8)	750(7.6)	233(2.4)	3,398(34.4)			1,367(13.8)	9,878(100.0)
	計	8,281(22.8)	1,137(3.1)	6,723(18.5)	3,926(10.8)	473(1.3)	8,140(22.4)	2,243(6.2)	458(1.3)	4,968(13.7)	36,349(100.0)
九州	1967～73年	3,278(32.0)	761(7.4)	1,179(11.5)	208(2.0)	78(0.8)	3,745(36.5)	479(4.7)	57(0.6)	463(4.5)	10,248(100.0)
	1974～82年	821(10.5)	287(3.7)	856(10.9)	866(11.0)	78(1.0)	3,415(43.5)			1,522(19.4)	7,845(100.0)
	計	4,099(22.7)	1,048(5.8)	2,035(11.3)	1,074(5.9)	156(0.9)	7,160(39.6)	479(2.7)	57(0.3)	1,985(11.0)	18,093(100.0)
南九州	1967～73年	5,754(23.9)	1,858(7.7)	9,775(40.5)	1,256(5.2)	322(1.3)	3,912(16.2)	311(1.3)	71(0.3)	863(3.6)	24,122(100.0)
	1974～82年	1,550(10.0)	616(4.0)	5,386(34.8)	1,638(10.6)	603(3.9)	4,256(27.5)			1,436(9.3)	15,485(100.0)
	計	7,304(18.4)	2,474(6.3)	15,161(38.3)	2,894(7.3)	925(2.3)	8,168(20.6)	311(0.8)	71(0.2)	2,299(5.8)	39,607(100.0)
南九州	1967～73年	3,234(21.9)	3,258(22.0)	1,530(10.3)	571(3.9)	1,887(12.8)	3,540(23.9)	296(2.0)	143(1.0)	343(2.3)	14,802(100.0)
	1974～82年	2,449(22.7)	3,686(34.1)	1,047(9.7)	779(7.2)	372(3.4)	1,774(16.4)			702(6.5)	10,809(100.0)
	計	5,683(22.2)	6,944(27.1)	2,577(10.1)	1,350(5.3)	2,259(18.8)	5,314(20.8)	296(1.2)	143(0.6)	1,045(4.1)	25,611(100.0)

資料：『工場立地動向調査』より作成

村地域への工場立地が進行したことを意味している。そして、それはいずれの地域についても言うことであるが、とりわけこうした傾向は北陸と山陰で端的にみられる。すなわち両地域に1967～1973年にかけて立地した工場の7割以上が田畑の転換によるものなのである(表1-9)。

さて、以上、立地件数、本社一支社関係、業種、敷地面積規模、地目から、1967～1982年にかけての工場立地の全国的な動向をみてきた。そこでは、あきらかにオイルショックを契機に工場立地動向が大きく変容してきていることがみてとれた。そこで、以下、こうした全国的な工場立地動向のなかで、「農工法」にもとづく企業の導入が如何なる位置を占めていたのか、そして、その過程のなかで如何なる諸問題を「農村地域」になげかけていったのかをみていく。

〈注〉

- (1) ここで用いた地域は、表1-1の地域区分によるものである。この地域区分は通常用いられるものとは異なるが、「工場立地動向」および第2章で用いる農村地域工業導入促進センターの資料がこうした地域区分を行なっているため、ここではその地域区分に従っている。
- (2) ここで、1967,68年と、1979～1982年に限ったのは、本社一支社関係に関する資料がこれらの年に限られていたことによるものである。
- (3) 立地地域選定理由には「土地」「地価」に関するものは含まれていない。

## 第2章 「農村地域工業導入促進法」にみる工場立地動向と諸問題

### 1. 「農村地域工業導入促進法」にみる工場立地動向

(1) 「農工法」は、その第2条で農工法対象市町村、すなわち「農工法」でいうところの「農村地域」※の定義を行なっているが、その定義にあてはまる市町村は、2,565市町村を数えている。これらは農工法の対象外となった沖縄と「農村地域」が存在しない大阪を除く1都1道1府42県にまたがっており、全国総市町村数の80.1%を占めている。いま、表2-1の横軸から、各都道府県別に市町村数に占める農工法対象市町村数の割合をみると、北海道、東北、四国、北陸、九州に、90%以上というとりわけ農工法対象市町村率の高い諸県が存在していることがわかる。なかには、佐賀のように県内の全市町村が農工法の対象となっている県さえ存在する。

※ ここでいう農村地域とは、①「農業振興地域の整備に関する法律」(1969年)に基づく農業振興地域、またそれに相当する地域として定められた地域、②「山村振興法」(1965年)で振興山村として指定された区域、③「過疎地域対策緊急措置法」(1970年)で過疎地域と指定された区域の全部又は一部がその区域内にある市町村をさしている。ただし、人口20万以上の市や、新産業都市指定の区域は除く。

ところで、農工法は先に指摘したように「計画制度」をとっており、主務大臣が定める基本方針と都道府県知事が定める基本計画に基づいて、「農村地域」に指定された県<sup>(1)</sup>または市町村が実施計画を策定するものである。しかしこうした手続きを経て実施計画を策定している市町村は、1982年段階で965市町村であり、これは農工法対象市町村全体の38.2%

表 2-1 農工法対象市町村と実施計画策定市町村の比率

農工法対象市町村数 市町村数 実施計画策定市町村数 農工法対象市町村数	0 %	~25% 未満	25 % 以上	50 % 以上	75 % 以上	90 % 以上
0 %	大阪	東京 神奈川	奈良			
~ 25 % 未満				京都	広島 山口 愛媛	長野 岐阜 長崎 滋賀 和歌山 鹿児島
25 % 以上	* 36.9%			群馬 千葉	山梨 岡山 徳島 福岡	北海道 青森 石川 島根 香川 高知
50 % 以上		愛知	埼玉	茨城	三重 熊本	山形 福島 新潟 宮崎
75 % 以上			栃木			岩手 秋田

資料：『農工情報』増刊'81 №4 '82 №1 合併号より作成。

注：\* 36.9%とは、1980年段階の農工法対象市町村数に占める実施計画策定市町村数を示す。

を占めるにすぎない。また、そのうち77.3%までが「農工法」制定初期の4年間（1971～1974年）に策定されたものである（表2-2）。これは、農工法制定後まもなくオイルショックにぶつかったこととも関係し、農工法はそのスタート地点から厳しい状況におかれていた。しかしながら、このように全国的にみると38.2%と低い実施計画策定市町村率も、各都道府県別にはかなりのバラツキがみられる。すなわち、東京、神奈川、奈良<sup>(2)</sup>では実施計画を策定した市町村が皆無であるのに対し、東北、関東内陸、南九州を中心とした12の県では農工法対象市町村の半数以上が実施計画を策定している（表2-1）。とりわけ、秋田、岩手では、県内全市町村に占める農工法対象市町村が90%以上と高率であるうえに、その75%以上が実施計画を策定しており、そこに両県の農工法に対する強い期待をみとることができる。

それでは、以上のような実施計画策定市町村に「農工法」に基づく企業がどの程度立地し、またそれは全国的な企業立地動向のなかで如何なる特徴を有するものなのであろうか<sup>(3)</sup>。

まず、表2-3において農工法立地企業数の推移をみると、全国的には1973年の401件を最高にそれ以降は毎年200～300件程度の立地で推移しており、立地総数は1982年段階で2,879件を数えている。これを全国で同じ時期に立地された工場数と比較すると（表2-

表2-2 年度別実施計画策定市町村数の推移

		1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	計(A)	重複市町村(B)	(A)-(B)
市町村計画		108 (12.0)	185 (20.5)	232 (25.7)	162 (18.0)	59 (6.5)	40 (4.4)	20 (2.2)	17 (1.9)	20 (2.2)	12 (1.3)	23 (2.6)	24 (2.7)	902 <sup>26%</sup> (100.0)	30*	872
県 計 画	計画数	26 (24.8)	29 (27.6)	21 (20.0)	14 (13.3)	5 (4.8)	1 (1.0)	4 (3.8)	1 (1.0)	—	1 (1.0)	—	3 (2.9)	105 (100.0)		
	関係市町村	27 (22.9)	35 (29.7)	22 (18.6)	17 (14.4)	5 (4.2)	1 (0.9)	4 (3.4)	1 (0.9)	—	2 (1.7)	—	4 (3.4)	118 (100.0)	25**	93
計	計画数	134 (13.3)	214 (21.3)	253 (25.1)	176 (17.5)	64 (6.4)	41 (4.1)	24 (2.4)	18 (1.8)	20 (2.0)	13 (1.3)	23 (2.3)	27 (2.7)	1,007 (100.0)		
	関係市町村	135 (13.2)	226 (21.6)	254 (24.9)	179 (17.6)	64 (6.3)	41 (4.0)	24 (2.4)	18 (1.8)	20 (2.0)	14 (1.4)	23 (2.3)	28 (2.8)	1,020 (100.0)	55	965

資料：農村地域工業導入促進センター『農村地域工業導入事業進捗状況』

注：\* 2つ以上の計画をもつ市町村が30あることを示している。

\*\* 県計画市町村のなかに市町村計画と重複しているものが25市町村あることを意味している。

表2-3 農工地区立地企業数の推移

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	計
北海道	— (12.5)	27 (6.2)	25 (6.8)	19 (6.8)	21 (11.5)	11 (5.6)	18 (12.3)	21 (9.8)	23 (8.1)	14 (4.4)	55 (15.9)	15 (6.4)	219 (7.6)
北東北	— (8.4)	18 (7.0)	28 (11.7)	33 (11.7)	12 (6.6)	9 (4.6)	9 (6.2)	13 (6.1)	32 (11.3)	14 (4.4)	22 (6.3)	18 (7.6)	208 (7.2)
南東北	17 (19.3)	63 (29.3)	101 (25.2)	91 (32.4)	24 (13.2)	56 (28.6)	39 (26.7)	68 (31.6)	78 (27.5)	90 (28.3)	49 (14.1)	51 (21.6)	727 (25.3)
関東内陸	11 (12.5)	25 (11.6)	66 (16.5)	25 (8.9)	36 (19.8)	44 (22.5)	27 (18.5)	24 (11.2)	36 (12.7)	59 (18.6)	51 (14.7)	22 (9.3)	426 (14.8)
関東臨海	— (1.4)	3 (0.9)	1 (0.3)	1 (0.4)	2 (1.1)	1 (0.5)	2 (1.4)	2 (0.9)	1 (0.4)	10 (3.1)	12 (3.5)	10 (4.2)	45 (1.6)
東海	10 (11.4)	9 (4.2)	32 (8.0)	25 (8.9)	13 (7.1)	12 (6.1)	11 (7.5)	14 (6.5)	36 (12.7)	21 (6.6)	27 (7.8)	16 (6.8)	226 (7.9)
北陸	10 (11.4)	8 (3.7)	19 (4.7)	12 (4.3)	3 (1.7)	12 (6.1)	11 (7.5)	23 (10.7)	10 (3.5)	10 (3.1)	13 (3.8)	11 (4.7)	142 (4.9)
近畿内陸	— (0.9)	2 (0.9)	—	3 (1.1)	9 (5.0)	2 (1.0)	1 (0.7)	—	1 (0.4)	2 (0.6)	1 (0.3)	8 (3.4)	29 (1.0)
近畿臨海	3 (3.4)	5 (2.3)	8 (2.0)	4 (1.4)	4 (2.2)	5 (2.6)	1 (0.7)	1 (0.5)	5 (1.8)	6 (2.0)	2 (0.6)	5 (2.1)	49 (1.7)
山陰	— (2.3)	5 (2.0)	8 (2.0)	3 (1.1)	11 (6.0)	9 (4.6)	6 (4.1)	6 (2.8)	15 (5.3)	17 (5.4)	31 (8.9)	22 (9.3)	133 (4.6)
山陽	28 (31.8)	28 (13.0)	15 (3.7)	22 (7.8)	5 (2.8)	5 (2.6)	2 (1.4)	12 (5.6)	17 (6.0)	21 (6.6)	11 (3.2)	9 (3.8)	175 (6.1)
四国	4 (4.6)	3 (1.4)	36 (9.0)	15 (5.3)	13 (7.1)	7 (3.6)	5 (3.4)	8 (3.7)	6 (2.1)	13 (4.1)	12 (3.5)	12 (5.1)	134 (4.7)
北九州	1 (1.1)	12 (5.6)	34 (8.5)	11 (3.9)	20 (11.0)	13 (6.6)	6 (4.1)	13 (6.1)	13 (4.6)	14 (4.4)	50 (14.4)	29 (12.3)	216 (7.5)
南九州	4 (4.6)	7 (3.3)	28 (7.0)	17 (6.1)	9 (5.0)	10 (5.1)	8 (5.5)	10 (4.7)	11 (3.9)	27 (8.5)	11 (3.2)	8 (3.4)	150 (5.2)
計	88 (100.0)	215 (100.0)	401 (100.0)	281 (100.0)	182 (100.0)	196 (100.0)	146 (100.0)	215 (100.0)	284 (100.0)	318 (100.0)	347 (100.0)	236 (100.0)	2,879 (100.0)

資料：『農工地区立地企業一覧』より作成

注：ただし、1983年1～3月に立地した企業は除いている。

4), 総数ではわずかに8.3%を占めるにすぎない。また, それを農工法で規定された「農村地域」にかぎってみても, その16.2%を占めるにすぎず, 必ずしも全国的な工場の立地動向のなかで重要な役割を果たしたとはいいがたい状況にあることがわかる。そして, このことの背景として, 1つには先に指摘した如く実施計画を策定した市町村自体が少なかったという点があげられるが, さらに計画が策定された場合にも, 計画通りには工場の導入が進まなかったという事実がある。たとえば, 表2-5において導入済面積をみると, 1982年段階でさえ計画面積全体の34.0%を占めるにすぎず, 計画面積それ自体が大きかった東北地方を中心に12,892haもの未導入面積が存在していることがわかる。このことは「農工法」が現実と理想とが大きくかけ離れたかたちで展開していったものであることを意味している。

しかしながら, 1972~1982年にかけての推移をみると, 「農工法」が不況下における「農村地域」への工場立地にとって一定の役割を果たしたことも事実である。すなわち, 不況の下で1974年以降「農村地域」への工場立地は全国以上の減少をみるが, そのなかにあつて「農工法」による立地企業が占める比率が高まってきているのである。とりわけ, 1978~1980年の間に「農村地域」に立地した企業の4分の1前後は「農工法」によるものであり, その比重は軽視しがたいものとなっているのである。

(2)さて, 以上のような工場立地の推移のなかで, いずれにせよ2,879件の工場が, 「農工法」に基づいて「農村地域」へと進出していった。そして, その進出過程および進出企業は以下のような特徴を有するものであった。

第1に, 立地件数を地域別にみると, それが南東北と関東内陸に比重をおいたかたちで展開していったものであることがわかる(表2-3)。すなわち, 1971~1982年にかけて立地された企業の25.3%が南東北への立地であり, 関東内陸とあわせると全体の40.1%の企業が両地域によって占められている。そして, こうした傾向は農工法制定当初から若干の起伏を伴いながらもほぼ固定されたものとして継続してきたものである。しかも, これを全国的な工場立地動向と比較してみると, よりその特徴がうかびあがる(表2-6)。つまり, 当然のことながら, 農工法指定市町村が少ない関東臨海・近畿臨海の場合, 全国的立地動向に比べ, 農工法立地企業の全国に占める割合はきわめて低い。しかも, 九州をはじめとした西日本でさえ, ほぼ全国的立地動向と同様の傾向を示している。そのなかにあつて南東北や関東内陸は全国的立地動向を大きく上まわる比率を示しているのである。このことはあきらかに立地件数をみる限りにおいて, 農工法は, 南東北や関東内陸を軸として地方分散化の方向で展開していったことを示している。

第2に, 業種別にみると(表2-7), 農工法による企業立地は金属機械部門(全体の38.6%)を中軸としてすすんでいる。これを全国的な立地動向と比較すると(表2-8), なかでも電気機械や精密機械が全国に比して相対的に高い比率を示していることがわかる。これらの業種は, 先に第1章でみた如く金属機械部門の中でも, 立地地域選定理由として, 「市場への輸送の便」や「取引企業への近接性」よりも「労働力の確保」を第1にあげる業種であり(表1-5参照), いうなれば労働力を求めて農村地域へ進出していったものであるといえよう。そして, これらの業種は南東北や関東内陸に集中的に立地して

表 2 - 4 全国，農村地域，農工法別工場立地件数の推移

		1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	計
A. 全国 立地工場	件数	3,303	3,730	5,088	2,415	1,487	1,528	1,278	1,353	1,959	2,097	2,091	1,882	28,211
	指数	(65)	(73)	(100)	(47)	(29)	(30)	(25)	(26)	(39)	(41)	(41)	(37)	
B. 農村地域 立地工場	件数	/	2,377	3,404	1,613	842	908	679	730	869	970	1,134	947	14,473
	指数	/	(70)	(100)	(47)	(25)	(27)	(20)	(21)	(26)	(29)	(33)	(28)	
C. 農工法 立地工場	件数	83	189	364	220	158	155	110	161	223	254	235	187	2,339
	指数	(23)	(52)	(100)	(60)	(43)	(43)	(30)	(44)	(61)	(69)	(65)	(51)	
B/A		/	63.7	66.9	66.8	56.6	59.4	53.1	54.0	44.4	46.3	54.2	50.3	51.3
C/A		2.5	5.1	7.1	9.1	10.6	10.1	8.6	11.9	11.4	12.1	11.2	9.9	8.3
C/B		/	7.9	10.7	13.6	18.8	17.1	16.2	22.1	25.7	26.2	20.7	19.8	16.2

資料：『工場立地動向調査』『農工地区立地企業一覧』より作成

注：全国との比較のために農工法立地工場数には、千 $m^2$ 未満の工場および製造業以外の工場の数は含まれていない。

農村地域立地工場とは、農工法で規定された「農村地域」に立地した企業をさす。

表 2-5 道都府県別計画面積・導入面積・未導入面積

(ha)

	計画面積	導入面積	未導入面積		計画面積	導入面積	未導入面積
北海道	1,249(100.0)	339(27.1)	910(72.9)	近畿	586(100.0)	231(39.4)	355(60.6)
北東北	2,976(100.0)	754(27.9)	2,222(74.7)	滋賀	111(100.0)	68(61.3)	43(38.7)
青森	523(100.0)	221(42.3)	302(57.7)	兵庫	444(100.0)	132(29.7)	312(70.3)
岩手	1,773(100.0)	374(21.1)	1,399(78.9)	和歌山	31(100.0)	31(100.0)	—
秋田	680(100.0)	159(23.4)	521(76.6)	山陰	395(100.0)	105(36.6)	290(63.4)
南東北	4,629(100.0)	1,442(31.2)	3,187(68.8)	島根	189(100.0)	55(24.3)	134(75.7)
宮城	529(100.0)	267(50.5)	262(49.5)	鳥取	206(100.0)	50(29.7)	156(70.3)
山形	2,035(100.0)	597(29.3)	1,438(70.7)	山陽	777(100.0)	378(48.6)	399(51.4)
福島	1,350(100.0)	299(22.2)	1,051(77.8)	岡山	456(100.0)	170(37.3)	286(62.7)
新潟	715(100.0)	279(39.0)	436(61.0)	広島	261(100.0)	160(61.3)	101(38.7)
関東内陸	1,897(100.0)	750(39.5)	1,147(60.5)	山口	60(100.0)	48(80.0)	12(20.0)
茨城	619(100.0)	156(25.2)	463(74.8)	四国	712(100.0)	341(47.9)	371(52.1)
栃木	512(100.0)	256(50.0)	256(50.0)	徳島	56(100.0)	6(10.7)	50(89.3)
群馬	143(100.0)	48(33.6)	95(66.4)	香川	385(100.0)	270(70.1)	115(29.9)
山梨	184(100.0)	124(67.4)	60(32.6)	愛媛	68(100.0)	43(63.2)	25(36.8)
長野	439(100.0)	166(37.8)	273(62.2)	高知	203(100.0)	22(10.8)	181(89.2)
関東臨海	582(100.0)	91(15.6)	491(84.4)	北九州	1,880(100.0)	566(30.1)	1,314(69.9)
埼玉	139(100.0)	75(54.0)	64(46.0)	福岡	630(100.0)	96(15.2)	534(84.8)
千葉	433(100.0)	16(3.6)	427(96.4)	佐賀	470(100.0)	185(39.4)	285(60.6)
北陸	955(100.0)	355(37.2)	600(62.8)	長崎	508(100.0)	104(20.5)	404(79.5)
富山	293(100.0)	118(40.3)	175(59.7)	大分	272(100.0)	181(66.5)	91(33.5)
石川	449(100.0)	118(26.3)	331(73.7)	南九州	1,271(100.0)	611(48.1)	660(51.9)
福井	213(100.0)	119(55.9)	94(44.1)	熊本	731(100.0)	399(54.6)	332(45.4)
東海	1,630(100.0)	684(42.0)	946(58.0)	宮崎	270(100.0)	126(46.7)	144(53.3)
静岡	573(100.0)	257(44.9)	316(55.1)	鹿児島	270(100.0)	86(31.9)	184(68.1)
岐阜	413(100.0)	124(30.0)	289(70.0)	全国計	19,539(100.0)	6,647(34.0)	12,892(66.0)
愛知	54(100.0)	49(90.7)	5(9.3)				
三重	590(100.0)	254(43.1)	336(56.9)				

資料：『農工情報』増刊'81 №4，'82 №1 合併号より作成

表 2-6 全国・農村地域・農工法立地企業の地域的分布

		北海道	北東北	南東北	関内 東陸	関東 東海	東海	北陸	近内 畿陸	近畿 畿海	山陰	山陽	四国	北九州	南九州	計
A. 全国 立地工場	件数	1,535	1,470	3,667	3,626	2,653	3,467	1,672	1,179	1,548	585	1,793	1,237	2,204	1,575	28,211
	割合	(5.4)	(5.2)	(13.0)	(12.9)	(9.4)	(12.3)	(5.9)	(4.2)	(5.5)	(2.1)	(6.4)	(4.4)	(7.8)	(5.6)	(100.0)
B. 農村地域 立地工場	件数	822	1,110	2,562	1,571	423	1,631	1,026	612	452	388	785	694	1,466	931	14,473
	割合	(5.7)	(7.7)	(17.7)	(10.9)	(2.9)	(11.3)	(7.1)	(4.2)	(3.1)	(2.7)	(5.4)	(4.8)	(10.1)	(6.4)	(100.0)
C. 農工法 立地工場	件数	149	198	555	350	39	201	113	29	46	86	151	99	183	140	2,339
	割合	(6.4)	(8.5)	(23.7)	(15.0)	(1.5)	(8.6)	(4.8)	(1.2)	(2.0)	(3.7)	(6.5)	(4.2)	(7.8)	(6.0)	(100.0)
B/A		53.6	75.5	69.9	43.3	15.9	47.0	61.4	51.9	29.2	66.3	43.8	56.1	66.5	59.1	51.3
C/A		9.7	13.5	15.1	9.7	1.5	5.8	6.8	2.5	3.0	14.7	8.4	8.0	8.3	8.9	8.3
C/B		18.1	17.8	21.7	22.3	9.2	12.3	11.0	4.7	10.2	22.2	19.2	14.3	12.7	15.0	16.2

資料：『工場立地動向調査』，農村地域工業導入促進センター資料より作成

注：ここで農村地域とは，農工法指定市町村をさす。なお，1,000㎡以上の企業を対象としている。製造業以外の工場は含まれていない。

表2-7 業種別・地域別立地件数

	食料品	繊維	衣服・その他	木材・木製品	家具・装備品	パルプ・紙	出版・印刷	化学	石油・石炭	ゴム	皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄	金属	一般機械	電気機械	輸送用機械	精密機械	その他製造業	製造業以外	計
北海道	31(13.3)	—	8(3.4)	17(7.3)	13(5.6)	3(1.3)	—	4(1.7)	3(1.3)	1(0.4)	1(0.4)	381(16.2)	4(1.7)	1(0.4)	14(6.0)	7(3.0)	5(2.1)	2(0.9)	1(0.4)	4(1.7)	77(32.9)	234(100.0)
北東北	33(15.1)	3(1.4)	14(6.7)	16(7.6)	2(1.0)	1(0.5)	1(0.5)	8(3.8)	1(0.5)	1(0.5)	8(3.8)	9(4.3)	2(1.0)	1(0.5)	20(9.5)	17(8.1)	30(14.3)	12(5.7)	17(8.1)	11(5.2)	3(1.4)	210(100.0)
南東北	29(3.9)	37(4.9)	20(2.7)	47(6.2)	19(2.5)	13(1.7)	3(0.4)	24(3.2)	2(0.3)	7(0.9)	2(0.3)	30(4.0)	19(2.5)	13(1.7)	124(16.5)	42(5.6)	106(14.1)	30(4.0)	28(3.7)	65(8.6)	94(12.5)	754(100.0)
関東内陸	27(6.3)	9(2.1)	5(1.2)	19(4.4)	6(1.4)	10(2.3)	6(1.4)	18(4.2)	—	4(0.9)	2(0.5)	42(5.7)	9(2.1)	13(3.0)	46(6.3)	26(6.0)	69(16.0)	13(6.9)	27(6.3)	44(10.2)	37(8.6)	432(100.0)
関東臨海	1(2.2)	—	—	1(2.2)	—	—	—	2(4.4)	—	2(4.4)	—	1(2.2)	2(4.4)	3(6.5)	3(6.5)	3(6.5)	6(13.0)	4(8.7)	4(8.7)	11(23.9)	3(6.5)	46(100.0)
東海	7(3.0)	11(4.8)	6(2.6)	11(4.8)	3(1.3)	7(3.0)	3(1.3)	13(5.6)	—	3(1.3)	1(0.4)	13(5.6)	4(1.7)	5(2.2)	33(14.3)	20(8.7)	24(10.4)	22(9.5)	7(3.0)	25(10.8)	13(5.6)	231(100.0)
北陸	4(2.8)	14(9.8)	7(4.9)	15(10.5)	1(0.7)	4(2.8)	—	3(2.1)	—	1(0.7)	—	4(2.8)	13(9.1)	4(2.8)	24(16.8)	9(6.3)	11(7.7)	3(2.1)	2(1.4)	17(11.9)	7(4.9)	143(100.0)
近畿内陸	1(3.5)	1(3.5)	1(3.5)	1(3.5)	—	—	—	—	—	1(3.5)	—	1(3.5)	2(6.9)	1(3.5)	6(20.7)	6(20.7)	1(3.5)	—	—	7(24.1)	—	29(100.0)
近畿臨海	12(22.2)	3(5.6)	2(3.7)	3(5.6)	1(1.9)	1(1.9)	1(1.9)	7(13.0)	—	1(1.9)	—	2(3.7)	—	1(1.9)	7(13.0)	2(3.7)	3(5.6)	1(1.9)	2(3.7)	3(5.6)	2(3.7)	54(100.0)
山陰	7(5.0)	5(3.6)	6(4.3)	7(5.0)	9(6.5)	2(1.4)	1(0.7)	3(2.1)	—	2(1.4)	—	1(0.7)	2(1.4)	2(1.4)	7(5.0)	14(10.1)	16(11.5)	5(3.6)	5(3.9)	9(6.5)	36(25.9)	139(100.0)
山陽	8(4.4)	5(2.8)	1(0.6)	6(3.3)	5(2.8)	4(2.2)	—	9(5.0)	—	8(4.4)	1(0.6)	7(3.9)	7(3.9)	3(1.7)	30(16.7)	21(11.7)	6(3.3)	22(12.2)	5(2.8)	14(7.8)	18(10.0)	180(100.0)
四国	12(8.8)	4(2.9)	3(2.2)	8(5.8)	3(2.2)	5(3.7)	1(0.7)	4(2.9)	2(1.4)	2(1.4)	—	7(5.1)	8(5.8)	1(0.7)	10(7.3)	10(7.3)	12(8.8)	8(5.8)	3(2.2)	5(3.7)	29(21.2)	137(100.0)
北九州	21(9.4)	5(2.2)	8(3.6)	9(4.0)	21(9.4)	4(1.8)	1(0.5)	12(5.4)	3(1.4)	2(0.9)	1(0.5)	10(4.5)	2(0.9)	2(0.9)	20(9.0)	18(8.1)	22(9.9)	17(7.6)	3(1.4)	15(6.7)	27(12.1)	223(100.0)
南九州	20(12.8)	11(7.1)	9(5.8)	6(3.9)	1(0.6)	4(2.6)	1(0.6)	1(0.6)	1(0.6)	3(1.9)	—	12(7.7)	7(4.5)	4(2.6)	13(8.3)	7(4.5)	17(10.9)	14(9.0)	1(0.6)	13(8.3)	11(7.1)	156(100.0)
計	213(7.1)	108(3.6)	90(3.0)	166(5.6)	84(2.8)	68(2.0)	18(0.6)	108(3.6)	12(0.4)	38(1.3)	16(0.5)	177(6.0)	81(2.7)	54(1.8)	357(12.0)	202(6.8)	328(11.1)	153(5.2)	105(3.5)	243(8.2)	357(12.0)	2,968(100.0)

資料：『農工地区立地企業一覧』

表 2-8 業種別にみた農工地区立地企業の全国に占める比率（1971～1982年）

	食 料 品	織 維	衣服・ その他	木材・ 木製品	家具・ 装備品	パル プ・ 紙	出 版・ 印 刷	化 学	石 油・ 石 炭	ゴ ム	皮 革	窯 業・ 土 石	鉄 鋼	非 鉄	金 属	一 般 機 械	電 気 機 械	輸 送 用 機 械	精 密 機 械	そ の 他 製 造	計
全 国	3,163 (11.5)	1,354 (4.9)	1,190 (4.3)	2,042 (7.4)	946 (3.4)	783 (2.9)	352 (1.3)	1,091 (4.0)	284 (1.0)	261 (1.0)	104 (0.4)	2,715 (9.9)	886 (3.2)	467 (1.7)	3,506 (12.8)	2,569 (9.4)	2,271 (8.3)	1,373 (5.0)	530 (1.9)	1,583 (5.8)	27,470 (100.0)
農 工 法	203 (8.4)	105 (4.4)	79 (3.3)	153 (6.3)	71 (2.9)	58 (2.4)	16 (0.7)	107 (4.4)	12 (0.5)	37 (1.5)	16 (0.7)	158 (6.6)	66 (2.7)	50 (2.1)	304 (12.6)	186 (7.7)	317 (13.1)	152 (6.3)	99 (4.1)	225 (9.3)	2,414 (100.0)

資料：『工場立地動向調査』『農工地区立地企業一覧』より作成  
注：『工場立地動向調査』と比較するために対象企業は1,000㎡以上のものとした。

表 2-9 敷地面積規模別工場数

	1千㎡未満	1千～ 3千㎡未	3千～ 5千㎡未	5千～ 1万㎡未	1万～ 3万㎡未	3万～ 10万㎡未	10万㎡以上	計
農 工 法 立 地 全 企 業	282 (9.6)	537 (18.4)	336 (11.5)	457 (15.6)	671 (23.0)	500 (17.1)	141 (4.8)	2,924 (100.0)
全 立 地 工 場		20,357 (47.2)	7,035 (16.3)	6,679 (15.5)	5,977 (13.9)	2,418 (5.6)	665 (1.5)	43,131 (100.0)
農 工 法 立 地 千 ㎡ 以 上 企 業		537 (20.3)	336 (12.7)	457 (17.3)	671 (25.4)	500 (18.9)	141 (5.3)	2,642 (100.0)

資料：『工場立地動向調査』『農工地区立地企業一覧』より作成  
注：農工法立地企業数には、1983年1～3月に立地した企業も含まれている。

いることを特徴としており、実に電気機械、精密機械の立地総数の半分以上が、また、金属機械部門全体でもその44.6%が、関東内陸と南東北への立地によって占められているのである。それゆえ、南東北や関東内陸の工場導入は、これらの業種の集中的立地によってささえられたものであったといえよう。

第3に、敷地面積規模からみる限りにおいて<sup>(4)</sup>、農工法立地企業の規模は、全国に比してきわめて大きいものであったことを指摘しなければならない。表2-9で敷地面積規模別工場数をみると1千~3千㎡未満の工場が全国47.2%に対し農工法では20.3%ときわめて低率であるのに対し、5千㎡以上の工場はそのすべての階梯で農工法の方が大きく全国比をうまわまっていることがわかる。とりわけ、こうした傾向は、九州、四国、北東北において顕著で、これらの地域では農工法による総立地企業の規模別分布と比べてみても、3千㎡未満の企業の占める比率が低くなっていることがみてとれる(表2-10)。そして、このことは、1つに、関東内陸や南東北への集中的工場立地が、その底辺で相対的に小規模な工場の立地によって支えられていたことを意味すると同時に、比較的規模の大きい工場のみが、九州、四国、北東北へ立地しうる条件を有しており、「農工法」はそうした企業をこれらの地域へ誘導していくうえに一定の役割を果たしたことを示している。

第4に、以上のような相対的に規模が大きい工場の立地は、全国的な企業立地以上に東京や大阪のイニシアチブを強めたかたちで展開したものである。いま、県外に本社がある工場の割合についてみると(表2-11)、全国的な動向に比べ県外に本社をもつ企業の割合が高い県が多くなっており、それが結果として「当該都道府県型」の減少と「その他型」の増加となってあらわれている。すなわち、「当該都道府県型」が4県のみすぎないのに対し、「その他型」は15県を数えている。「その他型」とは、県外に本社が存する企業が20%以上を超えているものの、その半数以上が特定の県へ集中するという傾向は示さない県をさしており、その多くは四国と九州の諸県によって構成されている。しかし、より詳細にみるならば、大きくは四国諸県が大阪に、九州諸県が東京に本社をもつ工場が多いという傾向を示している。それゆえ、全国に比して「その他型」をとる県がきわめて多く、そこに、東京、大阪への一定の集中化傾向をみることができ、こうした地域と東京・大阪との関係は、「農工法」ではより強いものとしてあることが指摘できるのである。

こうしてみると、南東北や関東内陸への金属機械部門の集中的立地を中軸として展開した農工法による工場立地は、確かに計画をはるかに下まわり、全国的にみても、また「農村地域」にかぎってみても、工場立地動向のなかで大きな位置を占めるには至らなかった。とはいえ、第1に不況期における「農村地域」への工場立地にとって一定の役割を果たしたという点において、第2に敷地面積でみる限り相対的に規模の大きな工場を遠隔地域にまで誘致しえたという点において、一定の意味を有していたといえよう。

そして、それゆえにこそ工場の立地過程は、「農村地域」に対して、様々な諸問題をなげかけながら進展していったのである。

## 2. 工場立地に伴う諸問題

さて、農村地域への工場導入に伴う諸問題は、とりわけ「土地」と「労働力」に関する

表 2 - 10 地域別、敷地面積規模別立地件数

	1千㎡未満	1千～	3千～	5千～	1万～	3万～	10万㎡～	計
北海道	15 ( 6.4)	55 (23.5)	33 (14.1)	38 (16.2)	59 (25.2)	30 (12.8)	4 ( 1.7)	234 (100.0)
北東北	7 ( 3.3)	36 (17.1)	25 (11.9)	26 (12.4)	65 (31.0)	37 (17.6)	14 ( 6.7)	210 (100.0)
南東北	106 (14.3)	171 (23.1)	85 (11.5)	123 (16.6)	149 (20.1)	80 (10.8)	27 ( 3.6)	741 (100.0)
関東内陸	48 (11.1)	114 (26.4)	44 (10.2)	51 (11.8)	79 (18.3)	78 (18.1)	18 ( 4.2)	432 (100.0)
関東臨海	3 ( 6.5)	5 (10.9)	8 (17.4)	7 (15.2)	11 (23.9)	7 (15.2)	5 (10.9)	46 (100.0)
東海	15 ( 6.5)	29 (12.6)	26 (11.3)	31 (13.4)	57 (24.7)	56 (24.2)	17 ( 7.4)	231 (100.0)
北陸	23 (16.1)	21 (14.7)	16 (11.2)	24 (16.8)	26 (18.2)	25 (17.5)	8 ( 5.6)	143 (100.0)
近畿内陸	—	5 (17.2)	2 ( 6.9)	3 (10.3)	12 (41.4)	5 (17.2)	2 ( 6.9)	29 (100.0)
近畿臨海	1 ( 1.9)	4 ( 7.4)	1 ( 1.9)	6 (11.1)	27 (50.0)	10 (18.5)	5 ( 9.3)	54 (100.0)
山陰	32 (23.0)	37 (26.6)	20 (14.4)	20 (14.4)	15 (10.8)	14 (10.1)	1 ( 0.7)	139 (100.0)
山陽	8 ( 3.8)	41 (19.6)	23 (11.0)	37 (17.7)	47 (22.5)	49 (23.4)	4 ( 1.9)	209 (100.0)
四国	11 ( 8.0)	21 (15.3)	12 ( 8.8)	32 (23.4)	28 (20.4)	25 (18.3)	8 ( 5.8)	137 (100.0)
北九州	10 ( 4.5)	41 (18.4)	29 (13.0)	36 (16.1)	51 (22.9)	43 (19.3)	13 ( 5.8)	223 (100.0)
南九州	3 ( 1.9)	18 (11.5)	15 ( 9.6)	23 (14.7)	47 (30.1)	38 (24.4)	12 ( 7.7)	156 (100.0)
計	282 ( 9.6)	537 (18.4)	336 (11.5)	457 (15.6)	671 (23.0)	500 (17.1)	141 ( 4.0)	2,924 (100.0)

資料：『農工地区立地企業一覧』

注：農工法立地企業数には、1983年1～3月に立地した企業も含まれている。

表 2-11 立地企業のうち本社が当該都道府県以外に存在する企業の割合  
(1971～1982年)

	5%未満	5%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～	県数
当該道県型	富山		北海道 愛知 鳥取							4
東京型				長野 長崎	秋田 山形 新潟	宮城 福島 茨城	岩手 群馬	埼玉 千葉	栃木 山梨	14
大阪型							兵庫 三重		岡山 山口 滋賀	5
愛知型					岐阜					1
その他型				広島 福岡	石川 福井 愛媛 宮崎 鹿児島	青森 静岡 島根 香川 佐賀 熊本	高知	大分		15
県数	1		3	4	9	9	5	3	5	39

資料：『農工地区立地企業一覧』より作成

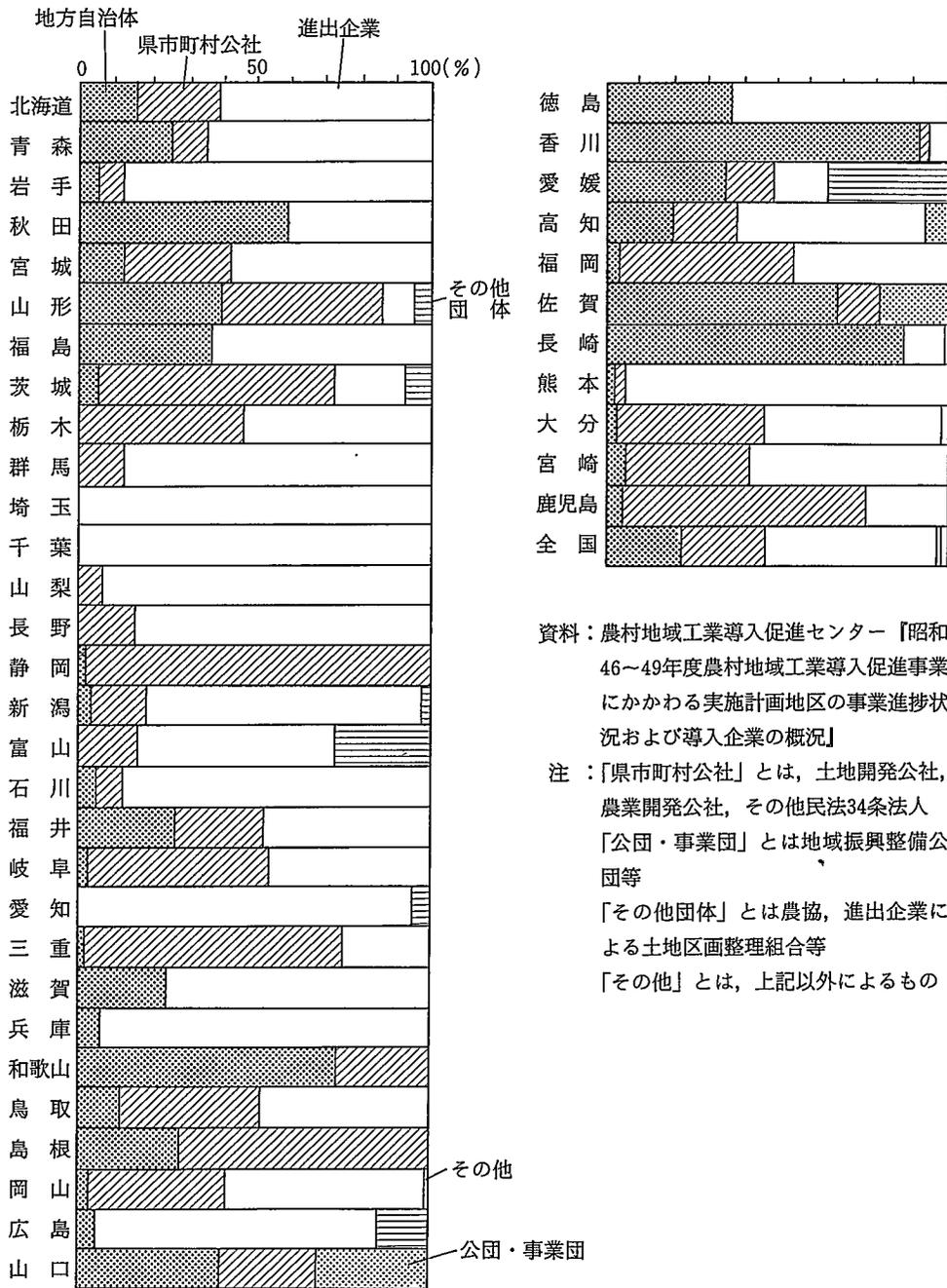
注：当該道県型とは、立地企業のうち本社が県外に存在する企業の割合が20%未満のもの、また、東京型、大阪型、愛知型とは、本社が県外に存在する企業の割合が20%以上のもののうち他県に存在する本社の半数以上がそれぞれ東京、大阪、愛知に存在するもの、その他型はそれ以外のものをさす。ただし、徳島(5)、京都(4)、和歌山(4)は立地企業が少ないために除外した。また、東京、大阪、奈良、沖縄には農工法による立地企業は存在しない。

問題として存している。

(1)このうち「土地」については、先にみた如く計画面積に対する未導入面積の大幅な残存という事態が、次のような状況をまねいている。

すなわち、第1に、工場用地造成のための先行投資がなされた場合、工場が導入されないという事態は、地方自治体の財政難を結果することになるという問題がある。こうした先行投資は、農地のスプロール化をふせぎ、工場を一カ所へ誘導する前提条件になるものとして積極的に提唱されたこともあり、多くの自治体でとりいれられてきた。もちろん、その対応は県毎、あるいは地方自治体毎に大きく異なっている(図2-1)。たとえば千葉、埼玉、愛知、兵庫、熊本等のように用地造成を進出企業にまかせている自治体がある一方で、秋田、和歌山、香川、佐賀、長崎などのように地方自治体が造成主体になる市町村が

図 2-1 1971~1974年度実施計画立地企業の工場用地造成主体



資料：農村地域工業導入促進センター【昭和46~49年度農村地域工業導入促進事業にかかわる実施計画地区の事業進捗状況および導入企業の概況】

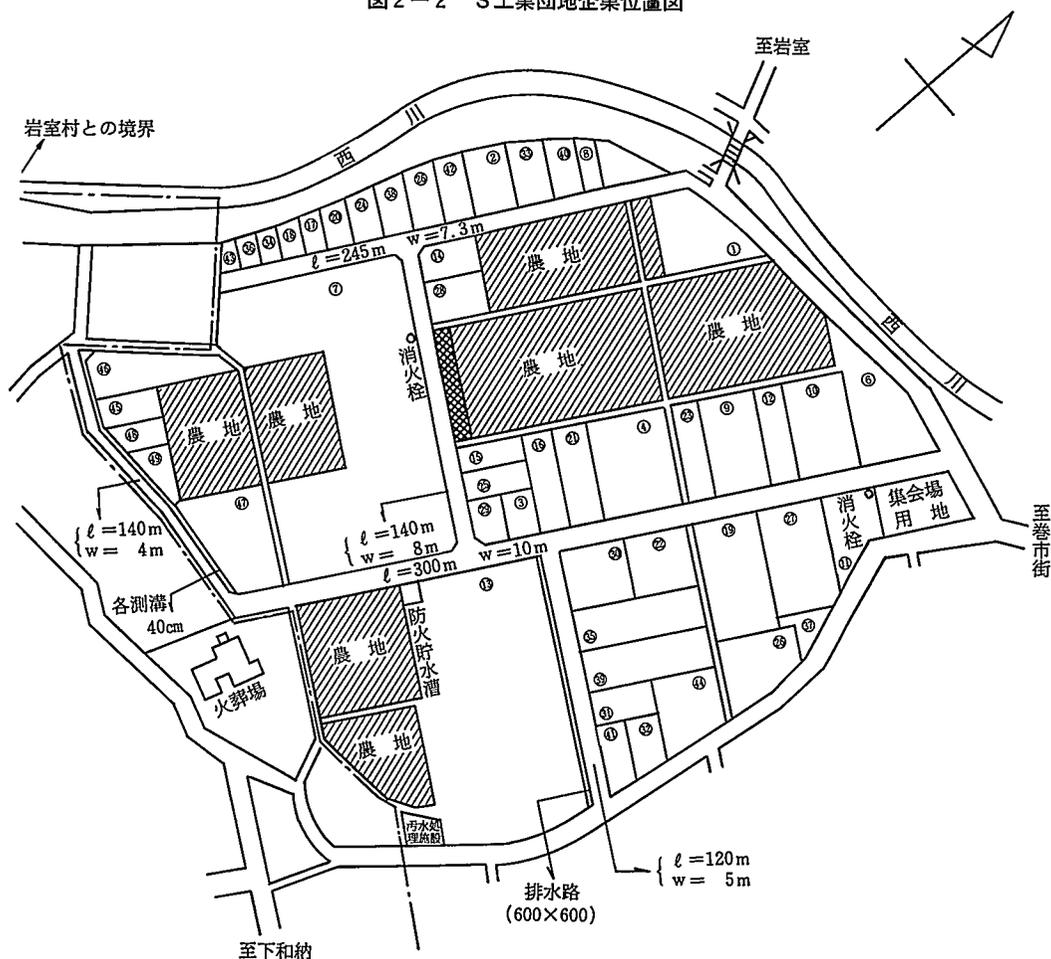
注：「県市町村公社」とは、土地開発公社、農業開発公社、その他民法34条法人「公団・事業団」とは地域振興整備公団等  
「その他団体」とは農協、進出企業による土地区画整理組合等  
「その他」とは、上記以外によるもの

多い県や、茨城、静岡、三重、島根、鹿児島などのように県市町村公社が造成主体となる市町村が多い県がある。全体的な傾向としては、南東北、山陰、四国、九州に企業以外の団体が造成主体となる市町村が多くみられ、こうした地域にもかなりの未導入面積が残存していたことを考えあわせると（表2-5）、これらの地域における地方自治体が、見返りのない先行投資のために大きな財政負担をかかえこんでいることが予想される。

第2に、造成主体が企業であったとしても、工場が一部にしか導入されなかった際には、計画地域において農地のスプロール問題が鋭くたちあらわれる。たとえば、我々の調査した新潟県の巻町<sup>(5)</sup>の場合、1982年段階においてさえS工業団地には計画面積74,291㎡に対し未導入面積が20,827㎡残存している。そして、ここでは企業に用地の造成をまかせていたため未導入面積は農地のまま団地内に点在し、その団地の中で、実際に現在も農民たちは農業を営み続けているのである（図2-2）。

このように工場用地造成主体が、企業である場合も、それ以外の団体である場合も、工場の導入が計画通りに進まないという事態は、単に雇用拡大が進まないという問題以上の

図2-2 S工業団地企業位置図



問題を地方自治体や農民層になげかけているのである。

(2)さて、「労働力」に関しても、地方自治体側と企業側との思惑の相違から、いくつかの矛盾がたちあられている。

第1に、まず地方自治体側が希望する工場のタイプと、企業自身が望むそれとの相違があげられる。すなわち、表2-12の如く地方自治体側の希望は、「とくに男子労働力に多く依存する型」(71.3%)の工場に集中し、「女子型」を望むものはわずか11.7%を占めて

表2-12 実施計画未策定市町村の導入希望工場のタイプ

	とくに男子労働力に多く依存する型	とくに女子労働力に多く依存する型	とくに主婦等パートタイマーに多く依存する型	地元資源加工型	地場製造業に対する波及効果の大きいもの	何んでもよい	D. K.	無記入	計
市町村数	367	60	17	34	18	33	7	18	515
(割合)	(71.3)	(11.7)	(3.3)	(6.6)	(3.5)	(6.4)	(1.4)	(3.5)	(100.0)

資料：農村地域工業導入促進センター『農村地域への工業導入に関する市町村調査報告書』1974年

注：複数回答を含むため各比率の合計は100%をこえる。

表2-13 農村地域<sup>\*</sup>立地企業の立地時の労働力に関する主要関心事

	労働力供給量	中高年労働力	若年労働力	男子労働力	女子労働力	男子若年労働力	女子若年労働力	新規卒労働力	熟練労働力	計
実数	332	54	99	199	291	150	148	134	55	721
比率(%)	(46.0)	(7.5)	(13.7)	(27.6)	(40.4)	(20.8)	(20.5)	(18.6)	(7.6)	(100.0)

資料：農村地域工業導入促進センター『農村地域工業導入適正化調査報告書』1977年3月

注：\*ここで農村地域とは農工法対象地区をさす。

表2-14 性別、年齢階層別従業員数

	24才未満	25~44才	45~54才	55才以上	不明	計	男女比
男	20,922 (23.9)	49,323 (56.4)	11,755 (13.5)	4,244 (4.9)	1,169 (1.3)	87,413 (100.0)	% (60.1)
女	15,787 (27.3)	29,896 (51.8)	9,445 (16.3)	1,502 (2.6)	1,130 (2.0)	57,760 (100.0)	(39.9)
計	36,709 (25.3)	79,219 (54.6)	21,200 (14.6)	5,746 (4.0)	2,299 (1.5)	145,173 (100.0)	(100.0)

資料：『農村地域工業導入事業進捗状況』

いるにすぎない。これに対し、企業側の労働力に関する主要な関心は、男子労働力よりもむしろ女子労働力に対してむけられているといえる（表2-13）。それは、導入企業の従業員の4割までが女性によって占められる結果となってあらわれている（表2-14）。もとより、これは「農工法」による立地企業のうち電気機械や精密機械など女子労働力に多く依存する企業の占める割合が相対的に高いことに基づいていることはいうまでもない。このように、地方自治体が希望したほどに「男子型」の企業の誘致に成功しておらず、ここに1つのすれ違いをみることができるのである。

第2に、たとえ地方自治体が誘致に成功しても、それが期待したほどに地元の住民の雇用とは結びつかないという問題がある。たとえば、秋田県井川町<sup>(6)</sup>では、近隣町村との間の激烈な誘致合戦を経てS自動車部品工場の誘致に成功したが（1972年）、1978年段階においても全従業員433人中井川町出身者は111人にすぎない。それはS自動車部品工場が3交替制をとったことにより就職を敬遠する農民たちが多かったことによるものである。こうして「資本の価値増殖の論理」の前に、多少の犠牲をはらっても地元へ工場を誘致して就業構造の改善をはかろうとした井川町の意図はもろくもくずれたといえる。すなわち、一度工場が誘致されたならば、自治体側の意図をはなれて、資本は自らの論理を自治体の枠を超えて展開していくのである。

第3に、労働条件の問題があり、それは、とりわけ低賃金問題として存している。いま、農工法企業1,181社へのアンケート調査結果から、1978年3月31日現在の各企業の常用労働者1人当たり平均賃金（月給）をみると（表2-15）、男性の場合10万～15万円未満に全体の55.3%の企業が、女性の場合5万～8万円未満に50.0%の企業が集中していることがわかる。なかでも、とりわけ男性は北東北、山陰、南九州において、女性は北東北、北陸、四国、九州において、他の諸地域に比べ相対的に賃金が低い階梯に比重をおいた構造をとっている。そして、このような農工法企業における低賃金構造は、すでに多くの論者が指摘しているように<sup>(7)</sup>、政策が意図したような「離農促進」の前提条件とはなりえていないことを意味している。すなわち、低賃金であるがゆえに、一方では農業所得をも必要とし、結果として、「家族総働き」的な兼業農家を滞留させるよう作用しているのである。

〈注〉

- (1) 団地面積が20haを超える場合は、県が実施計画を策定する。
- (2) 東京、神奈川、奈良では基本計画が策定されていない。
- (3) ここでは、第1章の【工場立地動向調査】と比較するために、操業企業ではなく、立地企業を対象としている。
- (4) ただし、立地企業の97.1%は、資本金1億円未満、95.8%従業員300人未満の企業である。
- (5) 拙稿「『地域労働市場』の展開と兼業農民層の生産・労働—生活過程の経済・社会的特質」（『北海道大学教育学部紀要』第43号、1984年）は、巻町を対象とした実証的研究である。
- (6) 布施鉄治・西尾純子『工業化と東北村落社会の構造的変質』（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書、第21号、1982年）は、井川町を対象とした実証的研究である。
- (7) たとえば井上和衛、「零細兼業農民層の現状」（『労働科学』55巻1号、1979年）がある。

表2-15 常用労働者1人当り平均賃金  
(1978年3月31日)

	5万円未満	5万円～	8万円～	10万円～	15万円～	20万円～	無記入	計	
男	北海道	—	1(1.2)	3(3.6)	44(52.4)	18(21.4)	5(6.0)	13(15.5)	84(100.0)
	北東北	—	6(6.3)	25(26.0)	47(49.0)	6(6.3)	1(1.0)	11(11.5)	96(100.0)
	南東北	—	6(2.0)	43(14.1)	182(59.9)	38(12.5)	2(0.7)	33(10.9)	304(100.0)
	関東内陸	—	1(0.6)	8(4.4)	68(37.6)	38(21.0)	10(5.5)	56(30.9)	181(100.0)
	関東臨海	—	—	1(16.7)	2(33.3)	2(33.3)	—	1(16.7)	6(100.0)
	東海	—	1(1.3)	3(4.0)	42(55.3)	22(29.0)	2(2.5)	6(7.9)	76(100.0)
	北陸	—	—	1(1.7)	47(78.3)	10(16.7)	—	2(3.3)	60(100.0)
	近畿	—	—	1(3.9)	9(34.6)	9(34.6)	1(3.9)	6(23.1)	26(100.0)
	山陰	—	1(2.9)	3(8.8)	22(64.7)	—	1(2.9)	7(20.6)	34(100.0)
	山陽	—	—	6(7.1)	44(52.4)	25(29.8)	2(2.4)	7(8.3)	84(100.0)
	四国	—	1(1.8)	5(9.1)	27(49.1)	14(25.5)	3(5.5)	5(9.1)	55(100.0)
	北九州	—	1(1.0)	5(5.1)	66(67.4)	11(11.2)	4(4.1)	11(11.2)	98(100.0)
	南九州	—	2(2.6)	13(16.9)	53(68.8)	6(7.8)	—	3(3.9)	77(100.0)
	計	—	20(1.7)	117(9.9)	653(55.3)	199(16.9)	31(2.6)	161(13.6)	1,181(100.0)
女	北海道	2(2.4)	43(51.2)	16(19.1)	9(10.7)	2(2.4)	—	12(14.3)	84(100.0)
	北東北	3(3.1)	71(74.0)	10(10.4)	4(4.2)	—	—	8(8.3)	96(100.0)
	南東北	2(0.7)	160(52.6)	82(27.0)	25(8.2)	—	—	35(11.5)	304(100.0)
	関東内陸	—	48(26.5)	48(26.5)	9(5.0)	—	—	76(42.0)	181(100.0)
	関東臨海	—	—	3(50.0)	1(16.7)	—	—	2(33.3)	6(100.0)
	東海	1(1.3)	30(39.5)	27(35.5)	8(10.5)	—	—	10(13.2)	76(100.0)
	北陸	—	36(60.0)	15(25.0)	4(6.7)	—	—	5(8.3)	60(100.0)
	近畿	—	6(22.2)	10(37.0)	3(11.1)	1(3.7)	—	7(25.9)	27(100.0)
	山陰	1(3.0)	17(51.5)	5(15.2)	2(6.1)	—	—	8(24.2)	33(100.0)
	山陽	—	29(34.5)	36(42.9)	10(11.9)	—	—	9(10.7)	84(100.0)
	四国	—	32(57.1)	13(23.2)	1(1.8)	1(1.8)	—	9(16.1)	56(100.0)
	北九州	—	63(65.0)	18(18.6)	3(3.1)	—	—	13(13.4)	97(100.0)
	南九州	1(1.3)	55(71.4)	15(19.5)	3(3.9)	—	—	3(3.9)	77(100.0)
	計	10(0.9)	590(50.0)	298(25.2)	82(6.9)	4(0.3)	—	197(16.7)	1,181(100.0)

資料：農村地域工業導入促進センター資料

## むすびにかえて

以上、これまで全国的な工場立地動向のなかで「農工法」による工場立地が如何なる位置をしめ、またそれが如何なる諸問題を内包するものであったのかをみてきた。いま、これまでにあきらかにしえた諸点をまとめると以下の如くなる。

(1)まず、以上の分析を通じ、「農工法」による企業立地は、たしかに計画目標と実績との大きな乖離のなかで進展しているものであることがみてとれた。しかしながら、全国的な工場立地動向に位置づけてみると、少なくとも「農工法」は、第1に不況の下での「農村地域」への工場立地に一定の役割を果たしたという点において、第2に遠隔地域にまで相対的に規模の大きい工場を誘致し得たという点において、一定の意味を有していた。すなわち、前者については、オイルショック以降、「農村地域」への立地件数が、全国的な工場立地動向以上の減少率を示しているなかで、農工法立地企業の「農村地域」立地企業に占める比率のみが徐々に高まってきていた。また、後者については、立地件数からみると関東内陸と南東北への集中化傾向を示しながらも、敷地面積規模別にみると、相対的に規模の大きい工場は全国的な拡がりをもって立地していた。しかも、遠隔地域では、とりわけこうした規模の大きい工場の占める割合が高いという特徴がみてとれた。

それゆえ、これらの事実は、「農工法」の実績をみる際に、これまで島崎稔や井上和衛によって行なわれてきたような計画目標との比較の視点からのみそれを問題にするのでは、きわめて不十分であることを意味している。すなわち、計画目標との比較の視点をもちつつも、一方では全国的な工場立地動向の中に位置づけてみる視点が必要とされてくるのである。なぜなら、全国的な動向のなかでは、「農工法」は先に指摘したような意味を有しており、この点をみなければ「農工法」が「農村社会」に及ぼした影響を十全に把握することができないと考えるからである。

(2)ところで、「農工法」が「農村社会」におよぼした影響は「土地」と「労働力」に関する諸問題のなかに端的に示されている。それは「土地」については、地方自治体財政の逼迫や農地のスプロール問題としてあらわれ、「労働力」に関しては、労働力の質や低賃金問題としてあらわれていた。そして、これらの諸問題は、地方自治体側の意図と企業側の意図とのすれ違いのなかで、後者の「資本の価値増殖の論理」が貫徹していく過程を通して生みだされてきたものであった。それゆえ、このことは、本間重紀が指摘した如く「農工法」それ自体が、国一県一市町村につながる計画間ヒエラルヒー構造をなすからといって、そのことが国の意図通りの工場立地を進める要因とは必ずしもなりえないことを意味しているといえる。なぜならば、実際に、工場立地は計画目標を大きく下回ったまま展開しているし、たとえ工場が立地されたとしても、無矛盾的に「農工法」の目的を遂行するものとはなっていないからである。そこには、あきらかに冷徹なまでに「資本の価値増殖の論理」が貫徹しているのである。

(3)さて、こうした分析をふまえるならば、今後「農工法」がめざす方向、すなわち、先端技術産業と食料品を中心とした地場資源活用型工業の導入の方向は、「農村地域」に如何なる影響を及ぼすと考えられるのであろうか。

まず、先端技術産業の導入については、それまで以上に労働力の面で矛盾をきたす要素を含んでいるものであることが指摘できる。なぜなら先端技術産業は、単に手先の器用さといったレベルではなく、知的水準の高い頭脳労働を必要とするからである。それゆえ、労働力の質の面で、地元の労働力との間に需要と供給のアンバランスを拡大する可能性を有しているのである。

それに対し、食料品を中心とした地場資源活用型工業については、地場の資源を活用するという点で、地域農業を発展させる基盤を有するものであるという見方がある。しかし、真に地場的なものは、販路の拡大や生産の季節性の克服および産地競争などの経営上の大きな問題をかかえている。しかも、食料品生産それ自体は、すでに地場産業的な性格を失ってきており、大手メーカーの支配下におかれてきているのが実情である。それゆえ、たとえそうした企業が地元の原材料を求めて立地したとしても、それはあきらかに「資本の価値増殖の論理」の貫徹を通しての地域農業の再編でしかありえないのである。

こうしてみると「農工法」がめざす今後の方向も、「農村社会」の中に様々な諸問題をなげかけながら進展するものであることが予想される。そのことは、「地域農業」の発展を土台としない限り、工業の導入は「農村地域」に新たな諸矛盾を課していくことになることを意味している。

(4)さて、本稿では「農工法」による工場立地動向を全国的な工場立地動向のなかに位置づけてみてきた。しかしながら、残された問題があることも事実である。すなわち、第1に、「農村地域」へ農工法以外で立地した企業についての分析は立地件数の把握にとどまり不十分であったこと、第2に、新たに立地された企業を、在来企業との関連から把握する視点が弱かったことが指摘できる。もとより、「農村地域」の工業化は、農工法立地企業とそれ以外の立地企業、および在来企業との総体のなかで進展しているものである。それゆえ、上記の不十分であった2つの点からの分析はきわめて重要と言わざるを得ない。この点は、今後に残された大きな課題といえよう。

〔附記〕本稿は、文部省科学研究費による「戦後日本における住民層の生活様式の変容と生活圏樹立に関する基礎研究」（昭57年～59年、代表、布施鉄治）の一環をなすものである。

# 低成長下における全国出稼労働市場の構造（上）

—— 秋田県出身出稼労働者に関する実証研究 ——

浅野 慎一

## 目 次

序 章 問題の所在と課題の限定 .....	89
第1章 秋田県における出稼労働の構造・変動 .....	91
第1節 出稼労働の史的展開過程 .....	93
第2節 出稼労働における諸矛盾の発現 .....	93
第3節 出稼労働変容に伴う供給側の諸変化 .....	97
第2章 全国出稼労働市場の産業構造 .....	103
第1節 出稼就労先事業体の諸特質 .....	103
第2節 職種別にみた労働諸条件格差 .....	107
第3節 事業体規模別にみた労働諸条件格差 .....	116

(以下、次号)

## 序章 問題の所在と課題の限定

オイル・ショックを経た昭和49年以降、日本資本主義は、深刻な、しかも、長期にわたる不況局面に突入した。そして、この中で、戦後の高度経済成長をその底辺から支えてきた出稼労働も、また、ひとつの大きな転換点を迎えている。すなわち、ピーク時には30万人を超えた出稼労働者数が、オイル・ショックを契機として急速に減少に転じ、昭和56年には、約12万人にまで減ってきている<sup>(1)</sup>。また、ごく部分的にはあるが、こうした出稼労働者の減少が、単に、量的な変化にとどまらず、出稼供給・需要各地域の拠点性を、一層鮮明に浮き彫りにしながら進展し<sup>(2)</sup>、また、兼業季節出稼の減少・専業通年出稼の増加<sup>(3)</sup>を内包していると思われるなど、一定の質的な変化を伴っていることが指摘されつつある。

しかしながら、こうした不況下における出稼労働の実態、いいかえれば、オイル・ショックという出稼需要側の変化によってもたらされた出稼労働市場の再編の実態は、未だ、十全に明らかにされているとはいいがたい。そこで本稿では、現段階における全国出稼労働市場の産業的・地域的構造を、実証的に明らかにしていきたい。

ところで、出稼労働市場の構造や、出稼就労先での労働－生活実態を把握する必要性は、そこでの矛盾の深刻さという点からも、また、出稼需給メカニズムの本格的解明という点からも、久しく指摘されてきた<sup>(4)</sup>。しかし、戦後日本の出稼研究において、こうした実態が、

総体的・体系的に把握されはじめたのは、昭和52年、羽田新・渡辺栄編『出稼ぎ労働と農村の生活』<sup>(6)</sup>以降のことであり、出稼研究の中心的なテーマは、今日に至るまで、出稼供給側からみた出稼発生メカニズムや、そこでの諸矛盾の指摘にすえられてきている。しかも、ここで注意すべきことは、昭和52年以降の出稼就労先での労働—生活実態に関する新たないくつかの研究蓄積も、その多くが、依然として、高度経済成長期の出稼労働を対象としたものであるということである。そのため、それらには、オイル・ショックを経て、大きな変貌をとげつつある現段階の出稼労働の実態を総体的に把握するに際しては、方法論的にも、いくつかの限界が内包されているように思われる。

まず第1に、今日のような出稼労働の大きな転換期において最も求められるのは、その大量観察による総体的な把握である。従来の出稼研究においては、出稼、とりわけ、就労先の状態を示す統計資料がきわめて乏しい<sup>(6)</sup>ことを反映し、インテンシヴな事例分析にとどまらざるを得ないものが、非常に多かった。もとより、こうしたインテンシヴな事例研究の独自の意義・有効性を否定するものではないが<sup>(7)</sup>、出稼労働の総体が、急速に、かつ、複雑に変貌しつつある今日、そうした事例分析を位置づけるマクロな実態把握が、不可欠の課題となっている。

しかも第2に、そうした大量観察による出稼就労先の実態把握は、全国レベルでの出稼労働市場における地域間格差・産業間格差をも射程に収めたものにする必要がある。従来出稼就労先の実態把握は、特定の地域、または、特定の産業のみに限定してなされる場合が多かった。これは、特定地域・特定産業内部での出稼労働市場の分析として、独自の意味をもつものではある。しかし、現実の出稼労働市場は、全国レベルで、しかも、産業の枠を超えて存在しており、しかも、出稼労働者の大きな特徴が、そうした労働市場における流動性にある以上、上述の射程をもたなければ、現段階の出稼雇用事業体による出稼労働者選別の論理や、出稼労働者の側からの出稼就労先選択を貫く内在論理は、十全には把握できないと思われる。

そして第3に、そうした出稼労働市場の産業的・地域的構造は、出稼就労先事業体の特質や出稼労働者の職種・技能習得の違いなどにもとづく労働諸条件の差異のレベルにまでおいて把握されなければならない。従来の出稼労働研究では、こうした視点が弱かったため、分析の個々の局面では、きわめて多様な出稼労働者の状態や問題が浮き彫りにされているにもかかわらず、そうした多様性をもたらす基盤となると、「出稼者独特の性格」として、しばしば一般化され、しかも、それは、多くの場合、土地所有や農業生産における「独特の性格」、すなわち、供給側の論理に沿った「性格」として一般化されている。出稼労働のあり方と、供給側の構造が密接な関連をもつことは確かであるが、しかし、今日の急激な出稼労働市場の変貌は、主要には、オイル・ショックを契機とした需要側の要因によってもたらされたものであり、そこでの多様な出稼労働の存在は、まさに、需要側の再編にもとづいて、維持されつつある従来からの出稼労働の型の残存と、新しく生み出されつつある出稼の型の萌芽との、併存として、把握されねばならない。それには、上述の視点が不可欠となろう。

本稿では、こうした視点をふまえ、現段階における全国出稼労働市場の産業的・地域的

構造を、事業体の特質や出稼労働者の職種の違いにもとづく労働諸条件のレベルにまでおりて、大量観察で捉え、そこから、現段階における出稼労働変貌の内実を明らかにしていきたい。ここで、直接、分析に用いるのは昭和52年度の秋田県の出稼就労先事業体に関する資料で、日本有数の出稼供給県＝秋田県から輩出された出稼労働者を吸収した全国各地域・各産業の事業体、約1,400社と、そこで就労する出稼労働者である。なお、本稿の素材となった秋田県地域社会調査は、昭和53年以来、北海道大学生活社会学研究会によって、継続的に進められてきているものである。また、本稿で直接分析の対象とした資料は、文部省科学研究費による「戦後日本における住民層の生活様式の変容と生活圏樹立に関する基礎研究」（昭和57年～59年、代表 布施鉄治教授）に基づいて実施された、集団的な地域社会調査の一環として入手した。本稿の内容は、浅野慎一の責任においてとりまとめたものである。

〈注〉

- (1) 農林省『農家就業動向調査』より。なお、ピーク時といわれている昭和40年代中葉の出稼者数を、労働省では約60万人、全国出稼者組合連合会では約120万人と把握している。
- (2) 大川健嗣「出稼ぎ多発の農村構造の形成と展開」『社会政策学会年報、第24集、不安定就業と社会政策』御茶の水書房（1980年）参照。
- (3) 品部義博「農家出稼の変貌と今後の課題」労働科学研究所『労働の科学』1981年5月号参照。
- (4) 日本の出稼研究の系譜における出稼労働市場分析の位置については、さしあたり、拙稿「出稼農民層の兼業歴からみた出稼労働の変容」『北海道大学教育学部紀要第43号』（1984年）182ページ～184ページを参照されたい。
- (5) 羽田新・渡辺栄編『出稼ぎ労働と農村の生活』東京大学出版会（1977年）。
- (6) 出稼は、その総体的な把握が、きわめて困難な社会現象のひとつである。総体把握の困難さは、主として、地域・産業を超えて移動する出稼労働者の存在形態の複雑さに起因し、とりわけ、出稼就労先での実態は、ほとんど解明されないままに推移してきた。こうした中で行なわれたのが、羽田・渡辺編前掲書に収められた東京都労働局「出稼労働者実態調査」であり、この調査は、東京都に限定された実態把握であるとはいえ、まさに画期的な意味をもっていたといえる。
- (7) インテンシヴな事例分析は、出稼労働者の職種移動や技能習得過程、さらには、地元労働市場、農業生産等と出稼労働市場との相互関連など、マクロな統計分析では捉えきれない事実を明らかにするという、独自の意義をもっている。近年の出稼労働市場研究で注目すべきものとしては、北海道熊石町における専業出稼者を事例とした、木村保茂・松田光一・町井輝久『漁村地域における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設・研究報告書第24号（1983年）がある。

## 第1章 秋田県における出稼労働の構造・変動

本稿で分析の対象とする秋田県は、昭和56年現在、全国の出稼労働者の22.7%を輩出し、日本最大の出稼供給県のひとつである（表1-1）。しかも、秋田県の、こうした出稼供給の拠点としての性格は、オイル・ショック以降、ますます鮮明になってきている。

表 1-1 東北地方・秋田県の出稼

人 (%)

	昭 47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
北 海 道	172( 5.0)	149( 5.0)	115( 4.6)	72( 3.8)	64( 3.6)	66( 4.2)	59( 4.0)	66( 5.0)	58( 4.4)	51( 4.1)
青 森	545( 15.9)	560( 18.6)	494( 19.7)	403( 21.2)	390( 21.8)	314( 19.9)	332( 22.4)	309( 23.2)	338( 25.4)	323( 25.9)
岩 手	273( 8.0)	260( 8.7)	210( 8.4)	155( 8.1)	166( 9.3)	151( 9.6)	162( 10.9)	161( 12.1)	147( 11.0)	152( 12.2)
宮 城	108( 3.2)	99( 3.3)	75( 3.0)	41( 2.2)	36( 2.0)	36( 2.3)	23( 1.6)	18( 1.4)	20( 1.5)	14( 1.1)
秋 田	529( 15.5)	497( 16.5)	446( 17.8)	323( 17.0)	305( 17.0)	310( 19.6)	313( 21.1)	264( 19.8)	285( 21.4)	283( 22.7)
山 形	391( 11.4)	339( 11.3)	320( 12.7)	273( 14.3)	215( 12.0)	179( 11.3)	161( 10.9)	146( 11.0)	153( 11.5)	133( 10.6)
福 島	185( 5.4)	138( 4.6)	99( 3.9)	70( 3.7)	66( 3.7)	47( 3.0)	35( 2.4)	23( 1.7)	27( 2.0)	31( 2.5)
東 北 計	2,031( 59.4)	1,893( 63.0)	1,644( 65.4)	1,229( 64.5)	1,178( 65.8)	1,037( 65.7)	1,027( 69.3)	922( 69.2)	970( 72.8)	936( 74.9)
関 東	16( 0.5)	4( 0.1)	3( 0.1)	2( 0.1)	4( 0.2)	21( 1.3)	12( 0.8)	9( 0.7)	12( 0.9)	10( 0.8)
中 部	392( 11.5)	329( 11.0)	244( 9.7)	197( 10.3)	201( 11.2)	240( 15.2)	168( 11.3)	143( 10.7)	128( 9.6)	119( 9.5)
近 畿	103( 3.0)	91( 3.0)	81( 3.2)	69( 3.6)	58( 3.2)	69( 4.4)	45( 3.0)	42( 3.2)	40( 3.0)	36( 2.9)
中 国	102( 3.0)	62( 2.1)	44( 1.8)	36( 1.9)	56( 3.1)	43( 2.7)	33( 2.2)	29( 2.2)	24( 1.8)	21( 1.7)
四 国	143( 4.2)	120( 4.0)	107( 4.3)	89( 4.7)	57( 3.2)	55( 3.5)	52( 3.5)	47( 3.5)	36( 2.7)	21( 1.7)
九州・沖縄	460( 13.5)	356( 11.9)	256( 10.2)	203( 10.7)	173( 9.7)	112( 7.1)	87( 5.9)	75( 5.6)	64( 4.8)	55( 4.4)
計	3,419(100.0)	3,004(100.0)	2,512(100.0)	1,904(100.0)	1,790(100.0)	1,579(100.0)	1,483(100.0)	1,333(100.0)	1,332(100.0)	1,249(100.0)

資料：農林省『農家就業動向調査』より作成

表 1-2 昭和 5 年における秋田県出稼者就労先地域・産業

人 (%)

	水産業	林業	農業	工業	土木建築	鉱業	商業	戸内使用人	雑業	計
北 海 道	5,515	291	781	188	632	432	126	217	612	8,794( 40.9)
カラフト	1,365	1,248	68	34	102	84	29	43	214	3,187( 14.8)
カムチャッカ	2,351			98	8	1			163	2,621( 12.2)
沿海州	341				1				115	457( 2.1)
小 計	9,572	1,539	849	320	743	517	155	260	1,104	15,059( 70.2)
東 北	26	121	23	84	206	165	47	60	121	853( 4.0)
関 東	2	16	102	1,832	444	28	329	678	929	4,360( 20.3)
北 陸	2	1		22	15	1	1	2	9	53( 0.2)
東 山		2		27	1		1	11	10	52( 0.2)
東 海		1	23	604	6	3	28	111	85	861( 4.0)
近 畿		1		82	2	1	8	23	33	150( 0.7)
中 国				5		1			1	7( 0.0)
四 国								1		1( 0.0)
九 州		1			2		4	1	5	13( 0.1)
そ の 他	37				1	1		1	13	53( 0.2)
計	9,639(44.9)	1,682(7.8)	997(4.6)	2,976(13.9)	1,420(6.6)	717(3.3)	573(2.7)	1,148(5.3)	2,310(10.8)	21,462(100.0)

資料：昭和 5 年，中央職業紹介事務局『道府県外出稼者に関する調査概要』より

## 第1節 出稼労働の史的展開過程

秋田県における出稼発生の起源は古く、少なくとも、18世紀初頭にまでさかのぼることができる。そして、それ以来、藩制期を経て、第2次世界大戦に至るまでの秋田県出稼の展開を主導したものは、蝦夷地（北海道）から、カムチャッカ・カラフトへという漁場拡大に伴う、ニシン・サケ・マス漁業出稼の増加であった\*。

※ 蝦夷地への和人参出稼が定着したのは、享保期（18世紀初期）といわれる。そして、この和人参出稼の中でも、秋田から送り出された出稼漁夫は、松前経由で西蝦夷の栖原家等の請負漁場に赴いて、ニシン・サケ・マス漁業に従事し、形成期のいわゆる「ヤン衆」の主要な潮流を形作っていた<sup>(1)</sup>。その後、明治・大正を通じた北洋漁場の拡大に伴い、こうした漁夫出稼は増加の一端をたどり、これが、秋田における出稼の増大をもたらした。秋田における出稼者数は、大正14年=16,366人、昭和3年=20,838人、同5年=21,462人、同9年=28,367人、同11年=30,041人<sup>(2)</sup>と増加を続け、しかも、その出稼就労先は、昭和5年時点においても、44.9%が水産業、70.2%が北海道・カムチャッカ・沿海州によって占められていたのである（表1-2）。

さて、第2次世界大戦以後の秋田県において、出稼が本格的に展開しはじめたのは、昭和30年代、高度経済成長期以降のことである<sup>(3)</sup>。そして、その後の出稼労働は、大きく3つの画期を刻印しつつ、そのあり方を大きく変貌させて、今日に至っている（図1-1）。

まず第Ⅰ期は、昭和30年代～同41年、高度経済成長の第1局面にほぼ相応する。この期出稼者数は急増し、4万人を突破するが、その中で、出稼就労先のめざましい様変りが進められた。すなわち、戦前、秋田県出稼の中心を占めていた北海道への出稼や、漁業へのそれが急速に減少し、これにかわって、関東地方への出稼や、製造業・運輸業等へのそれが、急増してきたのである。

これに続く第Ⅱ期は、昭和42年～同48年、高度経済成長の第2局面にあたる。この期、出稼者数は、第1次減反政策の実施を直接の契機としてますます増加し、6万人を超えるに至った。出稼就労先は、産業的には製造業・運輸業等が5割以上を占め、建設業を上回り、地域的には、関東地方のみならず、中部地方や近畿地方等に拡がっていった。

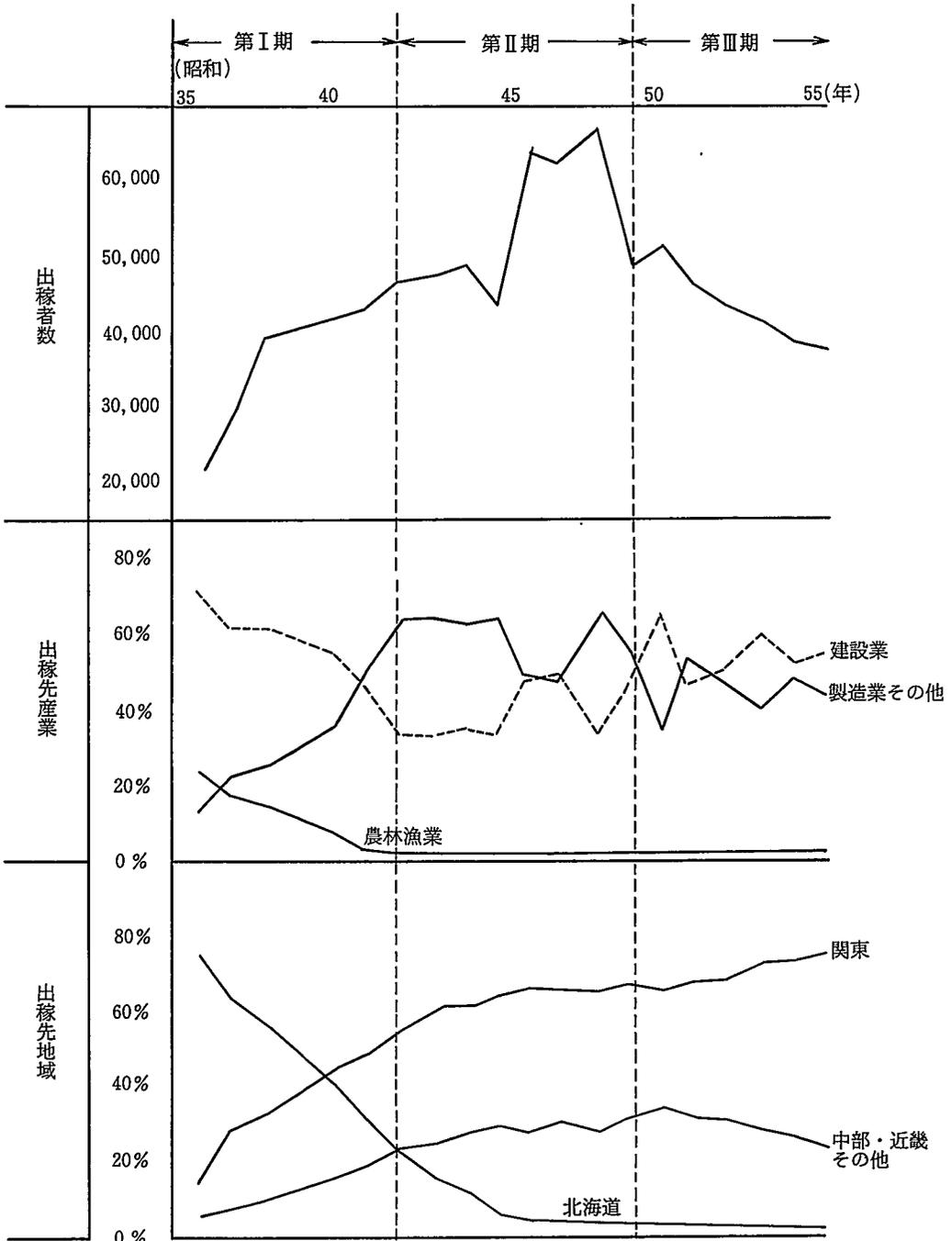
そして第Ⅲ期は、オイル・ショックを経た不況期、昭和49年以降である。出稼者数は急速に減少に転じ、しかも、その中で、製造業・運輸業等の諸産業や、中部・近畿等の諸地域への出稼者の減少が、特に顕著である。そのため、出稼就労先は、産業的には建設業、地域的には関東地方に集中・特化しつつあり、今日、出稼労働者3万7千人のうち、約7割が関東地方への就労者、約6割が建設業への就労者によって占められるに至っている。

以上の如く、秋田県における戦後出稼は、日本資本主義の発展諸階梯に沿って、とりわけ、全国労働市場に組み込まれた出稼労働市場の産業的・地域的構造・変動にもとづいて、大きな変貌をとげてきている。そして、その中でも、現段階は、オイルショックを契機とした、戦後出稼の大きな転換期にさしかかっているといえよう。

## 第2節 出稼労働における諸矛盾の発現

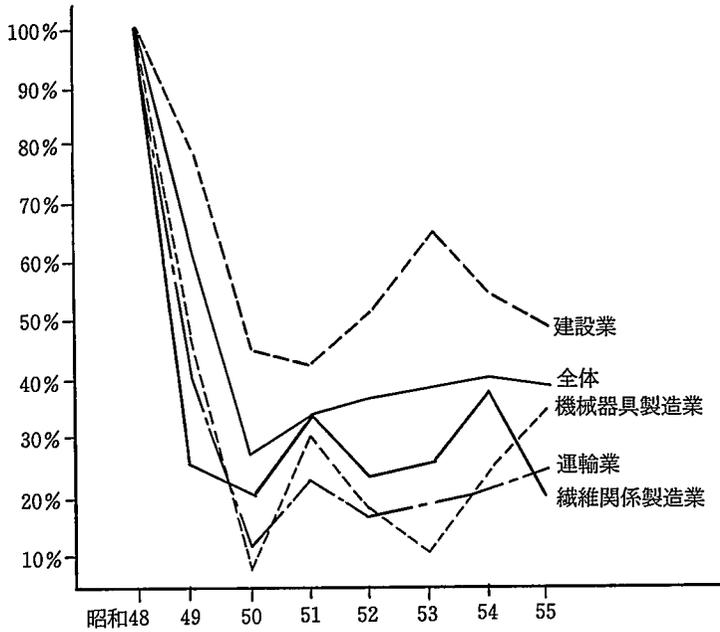
それでは、こうした現段階＝第Ⅲ期における出稼労働の変容は、出稼労働市場内部のど

図1-1 出稼者数・就労先産業・地域の推移



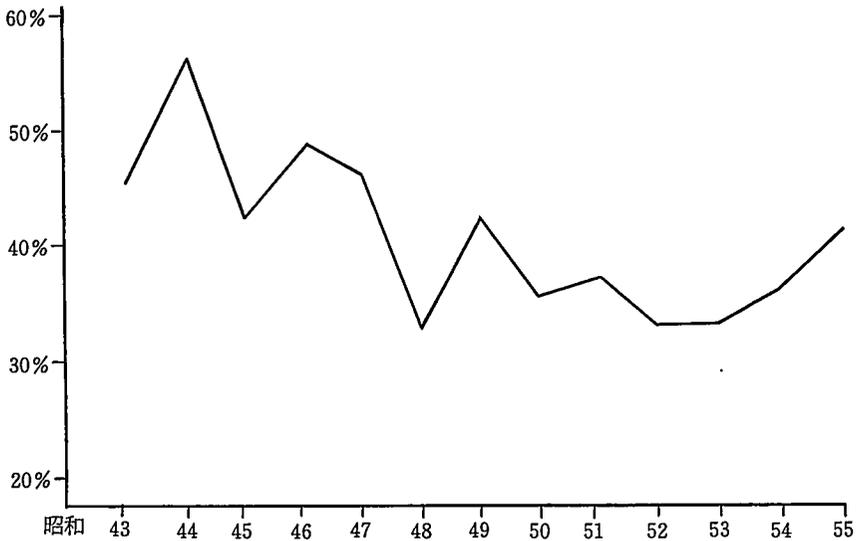
資料：秋田県「出稼ぎの実態」昭和46年度～同55年度より作成

図1-2 昭和48年を100とした産業別求人人数



資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和48年度～55年度より作成

図1-3 出稼労働者の職安経由率



資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46年度～55年度より作成

のような変化によって生み出されてきたのであろうか。

それは、ひとことではいうならば、出稼労働に対する需要側の変化である。すなわち、第Ⅲ期以降、出稼労働者に対する求人は、ピーク時の30%～40%程度にまで落ち込み、しかも、製造業や運輸業など、出稼労働者の減少が著しい産業諸部門ほど、求人の落ち込みが顕著に進んでいるのである（図1-2）。この意味で、第Ⅲ期における出稼労働の変貌は、決して出稼労働者＝供給側の変化にもとづくものではなく、資本が出稼労働に不況下の雇用調節弁としての機能を、遺憾なく発揮させた結果にほかならない<sup>(4)</sup>。

それだけに、第Ⅲ期におけるこうした出稼労働の変容は、出稼労働者にとって、さまざまな矛盾を内包したものとならざるを得ない。

すなわち、第1に、出稼就労経路の不安定化が進みつつある（図1-3）。出稼労働者の職業安定所経由率は、高度経済成長期においても決して高いとはいえ、半数以上が、縁故等による就労であった。しかし、とりわけ、第Ⅲ期における職業安定所経由率の低下は著しく、昭和50年代前半は、ほぼ30%台にとどまっているのである。出稼求人数の減少のもと、従来以上に、不安定な縁故就労に依拠せざるを得ない出稼労働者の割合が、一層増加してきているといえよう。

第2に、こうした就労経路の不安定化は、出稼就労先での賃金不払事故等の多発に直結している（表1-3）。すなわち、賃金不払の被害を受けた出稼者の比率は、第Ⅲ期の前半、昭和49年～同52年にかけて急増し、しかも、その90%以上が、職業安定所を介さない縁故就労者によって占められているのである。そして、こうした賃金不払事故の原因も、第Ⅲ期には大きく変化し、それ以前には、資金繰の都合や精算事務の遅延等が多かったのに対し、第Ⅲ期になると、経営不振や倒産など、不払事故の解決が困難なものに集中してきている<sup>(5)</sup>。

表1-3 賃金不払事故発生状況

	発 生 状 況				発 生 理 由 (件, %)			就 労 経 路	
	件 数	人 数	不 払 金 額	出 稼 者 1000人当	経 営 不 振	倒 産	そ の 他	職 安 経 由	縁 故 等 他
昭46	34	165	1,057(≠)	2.6	1(2.9)	7(20.6)	26(76.5)		165(100.0)
47	27	153	635	2.5	2(7.4)	4(14.8)	21(77.8)		153(100.0)
48	25	138	1,248	2.1	16(64.0)	3(12.0)	6(24.0)	2(1.5)	136(98.5)
49	35	261	2,259	5.3	21(60.0)	9(25.7)	5(14.3)	3(1.2)	258(98.8)
50	56	526	5,303	10.5	29(51.8)	19(33.9)	8(14.3)	5(1.0)	521(99.0)
51	56	294	2,632	6.3	39(69.6)	6(10.7)	11(19.6)	41(14.0)	253(86.0)
52	48	269	3,059	6.1	37(77.1)	10(20.8)	1(2.1)	3(1.1)	266(98.9)
53	16	74	743	1.8	15(93.8)	1(6.3)			74(100.0)
54	11	45	729	1.2	8(72.7)	3(27.3)		2(4.4)	43(95.6)
55	12	66	1,233	1.8	7(58.3)	5(41.7)		7(10.6)	59(89.4)
累 計	320	1,991	18,898	—	175(54.7)	67(20.9)	78(24.4)	63(3.2)	1,928(96.8)

資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46年度～55年度より作成

表1-4 出稼互助会事故見舞金給付決定状況

	事 故 そ の 他				不 具 瘧 疾		火 災		合計(死亡)	出稼者(会員)1000人当	
	労災(死亡)	罹病(死亡)	交通 事故(死亡)	その他(死亡)	労 災	罹 病	留 守	就業先		労 災	合計(死亡)
昭 46	341( 15)	158( 30)	18( 4)	—( —)	—	—	14		531( 49)	9.1	14.2(1.3)
47	446( 13)	219( 56)	50( 7)	11( 5)	—	—	9		735( 81)	10.2	16.7(1.9)
48	486( 23)	293( 63)	21( 5)	25( 4)	—	—	12	131	968( 95)	10.9	21.8(2.1)
49	475( 12)	322( 65)	20( 6)	25( 4)	3	1	11	101	958( 87)	11.4	23.1(2.1)
50	364( 14)	270( 48)	14( 2)	17( —)	3	1	9	40	718( 64)	9.9	19.5(1.7)
51	313( 4)	253( 34)	11( 2)	28( 5)	—	3	15	30	653( 45)	9.2	19.2(1.3)
52	348( 3)	232( 34)	11( 1)	22( 2)	1	5	7	13	639( 40)	10.9	20.0(1.2)
53	322( 8)	234( 31)	28( 8)	28( 2)	2	1	12	21	648( 49)	10.1	20.4(1.5)
54	335( 9)	220( 31)	29( 1)	23( 1)	—	4	7	18	636( 42)	8.6	16.3(1.4)
55	310( 14)	209( 34)	30( 3)	28( 2)	1	2	13	14	607( 53)	9.6	18.8(1.6)
累 計	3,740(115)	2,410(426)	232(39)	207(25)	10	17	477		7,093(605)	—	—

資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46年度～55年度より作成

第3に、労災事故をはじめとする出稼就労先での人身事故発生も多い。昭和46年～同55年の10年間に、秋田県では、3,740名の出稼労働者が労災事故<sup>(6)</sup>を経験し、罹病や火事、交通事故等も含めると、605名の出稼労働者が就労先で死亡している。そして、出稼労働者1,000人当りの事故経験者比をみると、とりわけ第Ⅲ期には、昭和49年の約23人をピークとしてきわめて高い事故経験者率が維持されているのである(表1-4)。

### 第3節 出稼労働変容に伴う供給側の諸変化

ところで、以上のような日本資本主義の経済変動に伴う出稼就労先の変容は、出稼労働者の供給基盤にも、一定の変化をもたらさざるを得ない。

その第1は、出稼就労時期・期間と表裏一体の関係にある地元在住時期・期間の変化である(表1-5・6)。北海道や農林漁業への出稼は、その8割以上が、4・5月から7ヵ月以上にわたる「夏型」専業出稼である。これに対して、関東・東海・近畿や建設業・製造業等への出稼は、8割以上が、10・11月から4月にかけての「冬型」兼業出稼であり、とりわけ、関東・建設業では、約8割が6ヵ月以下と比較的短期の就労にとどまっている。こうした中で、高度経済成長期を通じて、北海道・農林漁業に典型的にみられた「夏型」専業出稼が減少し、オイル・ショック以降には、「冬型」兼業出稼の中でも、関東・建設業に多くみられた6ヵ月以下のそれが増加してくるのである<sup>(7)</sup>(表1-7)。このことは、出稼供給側から捉え返すならば、4月～11月の足かけ8ヵ月間、地元で何らかの生業に従事する兼業出稼者の比重が増加し、したがって、出稼が地元産業に与える影響が、ますます直接的になってきていることを示している\*。

\* 出稼労働者の地元での生業形態を、出稼就労先地域・産業との関連で総体的に捉えることは、現在のところ、困難である。しかし、出稼労働者の地元での生業が、オイル・ショック以降、

表1-5 出稼開始月

人(%)

	12・1月	2・3月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	計
北海道		3(3.1)	86(87.8)	6(6.1)	2(2.0)	1(1.0)	98(100.0)
関東	19(2.4)	20(2.5)	48(6.0)	8(1.0)	2(0.3)	703(87.9)	800(100.0)
東海	12(4.6)	4(1.5)	11(4.2)	2(0.8)	2(0.8)	232(88.2)	263(100.0)
近畿	1(1.6)		6(9.8)			54(88.5)	61(100.0)
農林漁業	2(6.9)	1(3.5)	24(82.8)	1(3.5)		1(3.5)	29(100.0)
建設業	10(1.3)	16(2.0)	110(14.0)	15(1.9)	4(0.5)	631(80.3)	786(100.0)
製造業	15(5.2)	4(1.4)	13(4.6)		1(0.4)	253(88.5)	286(100.0)
運輸業	2(3.3)	4(6.7)	4(6.7)			50(83.3)	60(100.0)
卸小売業	2(5.0)	2(5.0)			1(2.5)	35(87.5)	40(100.0)
サービス業	1(4.8)					20(95.2)	21(100.0)
計	32(2.6)	27(2.2)	151(12.4)	16(1.3)	6(0.5)	990(81.0)	1,222(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成（昭和52年度）

表1-6 出稼就労期間（足かけ月数）

人(%)

	6か月未満	6か月	7か月	8か月	9か月	10~11か月	12か月以上	計
北海道	2(2.0)	12(12.0)	36(36.0)	27(27.0)	17(17.0)	2(2.0)	4(4.0)	100(100.0)
関東	45(5.5)	665(81.9)	43(5.3)	14(1.7)	17(2.1)	8(1.0)	21(2.6)	812(100.0)
東海	10(3.8)	189(72.4)	43(16.5)	5(1.9)	10(3.8)	2(0.8)	2(0.8)	261(100.0)
近畿	2(3.3)	29(47.5)	27(44.3)	1(1.6)	1(1.6)			61(100.0)
農林漁業	1(3.2)	4(12.9)	17(54.8)	3(9.7)	1(3.2)	1(3.2)	4(12.9)	31(100.0)
建設業	42(5.3)	608(76.2)	50(6.3)	35(4.4)	35(4.4)	9(1.1)	19(2.4)	798(100.0)
製造業	6(2.1)	220(76.9)	71(24.8)	9(3.2)	6(2.1)	1(0.4)	3(1.1)	286(100.0)
運輸業	2(3.3)	45(75.0)	8(13.3)		3(5.0)	1(1.7)	1(1.7)	60(100.0)
卸小売業	4(11.4)	30(85.7)	1(2.9)					35(100.0)
サービス業	5(20.8)	17(70.8)	2(8.3)					24(100.0)
計	60(4.9)	894(72.5)	149(12.1)	47(3.8)	45(3.7)	12(1.0)	27(2.2)	1,234(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成（昭和52年）

表1-7 出稼者の月別就職状況(職安扱い)

人(%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
昭43年度	2,822(12.7)	1,345(6.2)	411(1.9)	166(0.8)	310(1.4)	2,130( 9.8)	5,408(24.8)	6,980(32.0)	1,173( 5.4)	599(2.7)	106(0.5)	391(1.8)	21,841(100.0)
44	3,066(12.4)	1,219(4.9)	636(2.6)	140(0.6)	216(0.9)	2,540(10.3)	4,969(20.1)	8,148(32.9)	1,915( 7.7)	973(3.9)	249(1.0)	675(2.7)	24,746(100.0)
45	2,265( 8.4)	1,028(3.8)	863(3.2)	313(1.2)	287(1.1)	2,848(10.6)	6,168(22.9)	8,912(33.2)	1,919( 7.1)	1,187(4.4)	399(1.5)	687(2.6)	26,876(100.0)
46	2,378( 7.7)	1,058(3.4)	743(2.4)	344(1.1)	521(1.7)	3,619(11.8)	3,753(12.2)	13,515(43.9)	2,550( 8.3)	1,236(4.0)	320(1.0)	724(2.4)	30,761(100.0)
47	2,299( 8.0)	931(3.2)	650(2.3)	221(0.8)	750(2.6)	4,448(15.4)	4,889(16.9)	10,310(35.7)	2,280( 7.9)	1,124(3.9)	198(0.7)	749(2.6)	28,849(100.0)
48	2,580(11.4)	692(3.1)	656(2.9)	218(1.0)	604(2.7)	2,481(11.0)	5,100(22.6)	6,210(27.5)	1,848( 8.2)	1,001(4.4)	297(1.3)	866(3.8)	22,553(100.0)
49	2,506(11.8)	579(2.7)	377(1.8)	170(0.8)	340(1.6)	4,458(20.9)	3,814(17.9)	6,645(31.2)	1,022( 4.8)	636(3.0)	233(1.1)	506(2.4)	21,286(100.0)
50	1,377( 7.8)	405(2.3)	242(1.4)	86(0.5)	266(1.5)	1,479( 8.4)	5,968(33.7)	5,805(32.8)	800( 4.5)	730(4.1)	190(1.1)	338(1.9)	17,686(100.0)
51	716( 4.1)	402(2.3)	419(2.4)	249(1.4)	429(2.5)	2,989(17.3)	3,669(21.2)	6,106(35.3)	1,140( 6.7)	568(3.3)	203(1.2)	421(2.4)	17,311(100.0)
52	608( 4.0)	377(2.5)	201(1.3)	227(1.5)	319(2.1)	2,435(15.8)	2,983(19.4)	5,890(38.3)	744( 4.8)	733(4.8)	331(2.2)	533(3.5)	15,381(100.0)
53	543( 3.9)	269(1.9)	277(2.0)	148(1.1)	268(1.9)	2,229(16.1)	2,434(17.6)	5,202(37.5)	1,100( 7.9)	686(4.9)	286(2.1)	420(3.0)	13,863(100.0)
54	321( 2.2)	314(2.2)	384(2.6)	125(0.9)	301(2.1)	2,111(14.5)	2,440(16.7)	5,284(36.2)	1,640(11.2)	789(5.4)	512(3.5)	365(2.5)	14,586(100.0)
55	351( 2.3)	535(3.4)	390(2.5)	215(1.4)	475(3.1)	1,627(10.5)	3,259(20.9)	5,678(36.5)	1,374( 8.8)	734(4.7)	547(3.5)	383(2.5)	15,568(100.0)

資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46年度～55年度より作成

農業からそれ以外へと、大きく拡がりつつあることは、いくつかの資料がさし示している。第1に、秋田県出稼互助会員の地元での生業の変化をみると、とりわけ、オイル・ショック以降、農業従事者の比率が徐々に低下し、大工・運転手・土工など、より広範な職業従事者の出稼化が進んできていることがわかる。(表1-8)。また第2に、農林省『農家就業動向調査』によれば、農家出稼の内部でも、一方で農家世帯主による出稼の比重が高まりつつ、他方で、「出稼以前、主に農作業に従事した者」の比重が急速に低下している(表1-9)。いわば、出稼と農業、そして地元在宅兼業と、1年を通じて3つの生業を経験する出稼者が増えてきているのである。

表1-8 出稼者の家庭における職業(出稼互助会員)

人(%)

	昭48年度	昭49年度	昭50年度	昭51年度	昭52年度	昭53年度	昭54年度	昭55年度
農業	42,626(95.9)	35,801(86.2)	32,056(87.2)	30,832(90.1)	25,602(80.0)	25,523(80.4)	24,179(78.4)	24,527(75.8)
大工	271(0.6)	506(1.2)	355(1.0)	317(0.9)	676(2.1)	748(2.4)	840(2.7)	1,168(3.6)
左官	87(0.2)	190(0.5)	78(0.2)	49(0.1)	124(0.4)	155(0.5)	216(0.7)	178(0.5)
板金	61(0.1)	121(0.3)	55(0.2)	42(0.1)	70(0.2)	91(0.3)	147(0.5)	103(0.3)
運転手	75(0.2)	269(0.7)	107(0.3)	74(0.2)	123(0.4)	125(0.4)	195(0.6)	188(0.6)
漁業	456(1.0)	1,255(3.0)	1,084(3.0)	586(1.7)	385(1.2)	221(0.7)	553(1.8)	411(1.3)
土工	105(0.2)	586(1.4)	489(1.3)	209(0.6)	1,700(5.3)	1,366(4.3)	1,280(4.2)	1,715(5.3)
日雇	460(1.0)	1,223(2.9)	1,298(3.5)	850(2.5)	1,721(5.4)	1,563(4.9)	1,347(4.4)	1,528(4.7)
その他	306(0.7)	1,591(3.8)	1,230(3.3)	1,259(3.7)	1,614(5.0)	1,946(6.1)	2,064(6.7)	2,538(7.9)
計	44,447(100.0)	41,542(100.0)	36,752(100.0)	34,218(100.0)	32,015(100.0)	31,743(100.0)	30,823(100.0)	32,356(100.0)

資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭46年度～55年度より作成

表1-9 出稼者の家族内での続柄・年令・主な生業

人(%)

	出稼者総数	家族内の続柄			年令			出稼以前の主な生業	
		世帯主	後継者	その他	24才以下	25～34才	35才以上	農業	非農業
昭和38	31.8(100.0)	14.5(45.6)	12.3(38.7)	5.0(15.7)	8.2(25.8)	10.7(33.7)	12.9(40.6)	23.2(73.0)	8.6(27.0)
40	25.6(100.0)	10.6(41.4)	11.9(46.5)	3.1(12.1)	6.4(25.0)	7.8(30.5)	11.4(44.5)	21.1(82.4)	4.5(17.6)
42	28.1(100.0)	12.7(45.2)	10.9(38.8)	4.5(16.0)	7.4(26.3)	6.0(21.4)	14.7(52.3)	24.9(88.6)	3.2(11.4)
44	38.9(100.0)	18.6(47.8)	15.4(39.6)	4.9(12.6)	8.2(21.1)	8.4(21.6)	22.3(57.3)	34.2(87.9)	4.7(12.1)
47	52.9(100.0)	28.1(53.1)	17.8(33.7)	7.0(12.2)	9.0(17.0)	8.8(16.6)	35.1(66.4)	42.4(80.2)	10.5(19.9)
48	49.7(100.0)	27.4(55.1)	15.6(31.4)	6.7(13.5)	7.7(15.5)	7.0(14.1)	35.0(70.4)	41.9(84.3)	7.8(15.7)
50	32.3(100.0)	18.6(57.6)	10.1(31.3)	3.6(11.2)	3.8(11.8)	5.0(15.5)	23.5(72.8)	23.5(72.8)	8.8(27.2)
52	31.0(100.0)	17.5(56.5)	9.8(31.6)	3.7(11.9)	3.5(11.3)	4.6(14.8)	22.9(73.9)	10.1(32.6)	20.9(67.4)
54	26.4(100.0)	16.4(62.1)	7.2(27.3)	2.8(10.6)	2.0(7.6)	3.8(14.4)	20.6(78.0)	7.5(28.4)	18.9(71.6)
56	28.3(100.0)	17.7(62.5)	8.0(28.3)	2.6(9.2)	1.2(4.2)	3.8(13.4)	23.3(82.3)	6.6(23.3)	21.7(76.7)

資料：農林省『農家就業動向調査』より作成

表1-10 郡市別農家出稼者数

人(%)

			出稼者数(人)					構成比(%)						
			昭30年度	35	40	45	50	55	昭30年度	35	40	45	50	55
臨海	県北	能代市	330	397	855	1,353	762	560	2.8	3.2	2.0	2.1	1.7	1.8
		山本郡	1,827	2,392	4,151	5,547	3,204	1,999	15.2	19.2	9.7	8.7	7.4	6.4
	県央	秋田市	143	88	348	706	136	47	1.2	0.7	0.8	0.6	0.3	0.2
		男鹿市	3,467	2,113	2,481	2,253	1,365	744	28.9	17.0	5.9	3.5	3.1	2.4
		南秋田郡	1,497	1,838	2,321	2,732	1,099	444	12.5	14.8	5.5	4.3	2.5	1.4
		河辺郡	63	103	592	946	374	134	0.5	0.8	1.4	1.5	0.9	0.4
県南	本荘市	244	216	454	600	187	166	1.9	1.7	1.1	0.9	0.4	0.5	
	由利郡	614	902	4,181	6,807	4,527	3,322	5.1	7.3	9.9	10.7	10.4	10.6	
内陸	県北	大館市	187	48	343	982	573	505	1.6	0.4	0.8	1.5	1.3	1.6
		北秋田郡	1,191	893	2,943	5,170	2,710	1,795	9.9	7.2	7.0	8.1	6.2	5.8
		鹿角市郡	125	156	874	2,363	1,552	812	1.0	1.3	2.1	3.7	3.6	2.6
	県央	大曲市	85	117	1,184	1,760	1,187	755	0.7	0.9	2.8	2.8	2.7	2.4
仙北郡		876	1,360	9,402	14,637	11,476	8,445	7.3	10.9	22.3	23.0	26.4	27.1	
県南	横手市	54	93	925	1,601	1,099	641	0.5	0.7	2.2	2.5	2.5	2.1	
	平鹿郡	613	704	5,220	8,187	6,248	4,530	5.1	5.7	12.4	12.9	14.3	14.5	
	湯沢市	108	211	1,264	1,971	1,743	1,287	0.9	1.7	3.0	3.1	4.0	4.1	
	雄勝郡	590	809	4,534	6,429	5,304	4,200	4.9	6.5	10.8	10.1	12.2	13.5	
合計			12,014	12,440	42,082	63,744	43,546	31,195	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46年度～55年度より作成

表1-11 出稼就労先地域・産業と出稼供給地域

人(%)

	臨海			内陸			計
	県北	県央	県南	県北	県央	県南	
	能代市 山本郡	秋田市 男鹿市 南秋郡 河辺郡	本荘市 由利郡	大館市 鹿角市 北秋郡 鹿角郡	大曲市 仙北郡	横手市 湯沢市 平鹿郡 雄勝郡	
北海道	33(28.2)	54(46.2)	12(10.3)	13(11.1)	2(1.7)	3(2.6)	117(100.0)
関東	82(6.7)	77(6.3)	112(9.2)	99(8.2)	343(28.2)	502(41.3)	1,215(100.0)
東海	16(8.4)	15(7.9)	26(13.6)	19(10.0)	50(26.2)	65(34.0)	191(100.0)
近畿	16(16.0)	7(7.0)	21(21.0)	17(17.0)	16(16.0)	23(23.0)	100(100.0)
農林漁業	9(22.5)	25(62.5)	4(10.0)	1(2.5)	1(2.5)		40(100.0)
建設業	104(9.9)	88(8.4)	81(7.7)	75(7.1)	276(26.2)	428(40.7)	1,052(100.0)
製造業	33(8.9)	30(8.1)	74(19.9)	57(15.3)	85(22.9)	93(25.0)	372(100.0)
運輸業	1(1.2)	5(6.2)	7(8.6)	9(11.1)	24(29.6)	35(43.2)	81(100.0)
卸小売業		4(8.7)	5(10.9)	4(8.7)	14(30.4)	19(41.3)	46(100.0)
サービス業		1(3.1)		2(6.3)	11(34.4)	18(56.3)	32(100.0)
計	147(9.1)	153(9.4)	171(10.5)	148(9.1)	411(25.3)	593(36.5)	1,623(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

第2に、出稼供給地域も、きわめて大きく変化した(表1-10)。昭和30年代には、秋田県の出稼の6割以上を輩出していた秋田県北・県央の臨海部が、昭和40年代以降、その地位を低下させ、秋田県における出稼供給の拠点は、県南・県央内陸部へと、大きく移動したのである。オイル・ショック以降は、こうした変化は、ますます鮮明になってきている。もとより、こうした出稼供給地域の変化は、その諸地域の産業基盤の変化から解明されなければならないことは、いうまでもない。しかし、同時に、出稼供給側の各地域が、特定の出稼就労先産業・地域と深い結びつきをもっていたという事実も、見逃すことができない(表1-11)。すなわち、北海道・農林漁業への出稼は、今日においても、7割以上がかつての出稼供給の拠点＝県北・県央の臨海部から供給されているのに対し、関東地方・建設業への出稼の7割前後は、今日の出稼供給の拠点＝県南・県央内陸部から供給されている。また、中部・近畿や製造業への出稼は、県全域から幅広くなされているのである。そして、これら出稼就労の大半が、縁故によってなされていることを考えるならば、こうした各出稼供給地域と、特定の出稼就労先地域・産業との密接な結びつきは、従来の出稼経験の蓄積の中で培われてきたものであることは明らかである。その意味で、とりわけ、オイル・ショック以降の出稼就労先の関東地方・建設業への集中・特化が、逆に、それらと従来から深く結びついてきた秋田県南・県央内陸部を、出稼供給の拠点として、一層、浮き彫りにしてきた点を、見逃してはならない。

以上、みてきたように、全国レベルで展開する出稼労働市場、とりわけ、日本資本主義の発展階梯に沿った出稼需要構造の変化は、出稼労働者の就労先産業・地域を大きく変貌させるのみならず、出稼供給側での生業・生活のあり方にも、一定の変化をもたらさざるを得なかった。そして、まさに、現段階は、こうした出稼労働市場の、戦後におけるひとつの転換点にほかならず、そこには、出稼労働者をめぐる諸矛盾が集中的にたちあられていたのである。

〈注〉

- (1) 筆宝康之「記録なき国境の海へ」『近代民衆の記録7、漁民』新人物往来社(1978年)参照。  
なお、こうした北海道・カラフト・カムチャッカにおける漁業出稼の実態は、松村長太『秋田でかせぎ物語』秋田文化出版社(1961年)、野添憲治・田村憲一編『樺太の出稼ぎ(漁業編)』秋田書房(1978年)、東京地方職業紹介事務局『鯨漁業労働事情』(1928年)、青森県地方職業紹介事務局『秋田、山形両県下に於ける出稼漁夫の概況』(1928年)等に詳しい。
- (2) 内務省社会部社会局『昭和9年に於ける出稼者に関する調査概要』より。昭和11年の数字は、同年に実施された厚生省調査より。
- (3) 戦後、高度経済成長期以前の出稼の実態は、必ずしも明瞭ではないが、昭和26年当時で、9,156名、同28年で12,931名(秋田県職業安定課調べ)と、戦後ピーク時の約6分の1程度である。また、その就労先も、昭和26年で53.7%が春鯨漁夫出稼に集中し、同28年で84.4%が北海道に集中していた。カムチャッカ・カラフト・沿海州等への出稼はみられなくなったものの、基本的には、戦前と同様、北洋漁業を中心とした出稼が、規模を縮小した形でなされていたといえよう。
- (4) 秋田県職業安定所における出稼求人数は、昭和48年の104,901件をピークに急速に減少し、同

50年には21,286件、ピーク時の28%にまで低下する。その後、徐々に回復に向うが、昭和53年まで、実際の出稼労働者数（秋田県出稼互助会把握）の方が、職安における求人数を上回っていたのである。

- (5) 過去10年間の賃金支払事故の86.6%は関東地方で、また、96.6%は建設業で発生している。
- (6) 労災死亡事故の一事例として、昭和58年11月、東京地裁で会社側の責任を認める判決が下った事件を掲げておこう。昭和59年、S氏は、友人らと日産自動車の下請＝N社に出稼し、自動車内装材ウレタンに「MDI」という化学物質を混ぜて発泡させ、型にはめる作業に従事した。ところが10日後から体の疲れを訴え、その直後に全身に発疹ができて発熱、1人で歩行もできないほどになった。この間、会社側はS氏を放置、病状悪化を心配して上京したS氏の弟らが病院に入院させた。S氏は、MDIのアレルギー症状と診断され、12月20日肺炎を併発して死亡した。（秋田魁新報、1983年11月1日より）
- (7) オイル・ショック以降のこうした出稼就労期間の短期化は、不況のため、とりわけ建設業において、公共事業の比重が増し、年度末3月に工事を終えなければならないことにもとづくと思われる。ただし、最近では、3月工期終了を前提として11月以前に就労を要請する事業体もあらわれてきている。（秋田魁新聞、1983年9月29日より）

## 第2章 全国出稼労働市場の産業構造

本章では、現段階における全国出稼労働市場の産業構造を分析することを通して、前章でみた出稼労働の現代的変貌が、如何なる産業間格差によって基礎づけられ、また、そうした変貌が、現実の出稼労働者にとって、如何なる意義を有するものであるのかを明らかにしていく。その際、まず第1に、出稼就労先事業体の諸特質を明らかにし、その上で第2に、そこでの出稼労働者の職種内容と、それにもとづく労働諸条件の格差について、そして第3に、職種内容のみに解消しえぬ、事業体規模の差異にもとづく労働諸条件の格差について分析を進めていく。

### 第1節 出稼就労先事業体の諸特質

秋田県出身の出稼労働者の就労先事業体は、今日、その68.5%が建設業に集中している。これに次いで、製造業が20.6%と多く、残りの10.9%の中に、運輸通信業・農業・林業・漁業・卸小売業・サービス業が含まれている\*（表2-1）。

\* 建設業・製造業の内部でも、特定業種への集中は顕著である。建設業事業体の87.4%は、土木工事・舗装工事等を行なう「総合工事業」に集中しており、それ以外の「職別工事業」や「設備工事業」事業体は少ない。また、製造業においても、自動車・オートバイ組立を中心とする「輸送用機器製造業」（23.7%）をはじめとして、「食料品製造業」（17.3%）・「金属・同製品製造業」（12.0%）などへの集中が著しい。

そして、ここでまず指摘しなければならないことは、こうした産業・業種の違いにもとづいて、事業体の下請化の構造や従業員規模、さらには、従業員に占める出稼労働者の比重、いいかえれば、事業体の出稼労働力への依存率等に、明白な差異が刻印されていると

表2-1 業種別事業体数

社(%)

		事業所数	構成比	業 種 内 容
建設業	総合工事業	823	( 87.4)	土木工事・舗装工事・一般土工工事・建築工事など
	職別工事業	40	( 4.2)	鉄筋工事・大工工事・左官工事など
	設備工事業	79	( 8.4)	電気工事・管工事など
	計	942	68.5(100.0)	
製造業	輸送用機器	67	( 23.7)	自動車・オートバイ・車両・船舶など
	食 料 品	49	( 17.3)	パン菓子・缶詰・甘栗・かまぼこ・酒造・アイスクリームなど
	金属・同製品	34	( 12.0)	線材・鋼材・ダイガスト加工・鉄筋・鋳物など
	繊維・同製品	28	( 9.9)	紡績・染色など
	窯業・土石製品	27	( 9.5)	瓦・コンクリート・ブロック・プレコン・ガラスなど
	機械・電気機器	20	( 7.1)	暖房機組立・土建用機械・テレビなど
	そ の 他	58	( 20.5)	印刷・製本・製紙・レコード・ピアノ・合板・プラスチックなど
	計	283	20.6(100.0)	
農林漁業	農 業	2	( 6.5)	みかん栽培
	林 業	6	( 19.4)	造林・伐出
	漁 業	23	( 74.2)	サケマス定置網・サケマス北洋底曳・ホッケ沖合底曳など
	計	31	2.3(100.0)	
運 輸 ・ 通 信 業		64	4.7	一般貨物自動車運送・特定貨物自動車運送・倉庫・梱包など
卸 ・ 小 売 業		36	2.6	焼芋販売・スーパーマーケット・ガソリンスタンドなど
サ ー ビ ス 業		20	1.5	ホテル・旅館・警備保障・給食など
鉱 業		—	—	
金融・保険・不動産業		—	—	
電気・ガス・水道業		—	—	
公 務		—	—	
合 計		1,376	100.0	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-2 業種別元・下請構造

社 (%)

		元 請	下 請	計
建設業	総合工事業	246( 37.0)	419(63.0)	665(100.0)
	職別工事業	10( 29.4)	24(70.6)	34(100.0)
	設備工事業	26( 39.4)	40(60.6)	66(100.0)
	計	282( 36.9)	483(63.1)	765(100.0)
製造業	輸送用機器	20( 47.6)	21(52.4)	42(100.0)
	金属・同製品	24( 77.4)	7(23.6)	31(100.0)
	機械・電機	15( 83.3)	3(16.7)	18(100.0)
	窯業・土石	15( 83.3)	3(16.7)	18(100.0)
	繊維・同製品	16( 88.8)	2(11.2)	18(100.0)
	食料品	38(100.0)		38(100.0)
	その他	47(100.0)		47(100.0)
計	175( 82.9)	36(17.1)	211(100.0)	
農 林 漁 業		30( 96.8)	1( 3.2)	31(100.0)
運 輸 ・ 通 信 業		43( 97.7)	1( 2.3)	44(100.0)
卸 小 売 業		13( 86.7)	2(13.3)	15(100.0)
サ ー ビ ス 業		34( 97.1)	1( 2.9)	35(100.0)
合 計		577( 52.4)	524(47.6)	1,101(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-3 業種別従業者規模

社 (%)

		1~9	10~29	30~49	50~99	100~299	300~499	500~999	1000~	3000~	計
建設業	総合工事業	41( 6.4)	251(38.9)	148(23.0)	109(16.9)	86(13.4)	7( 1.1)	2( 0.3)			644(100.0)
	職別工事業	10(28.6)	8(22.9)	11(31.4)	1( 2.9)	5(14.3)					35(100.0)
	設備工事業	8(11.1)	33(45.8)	9(12.5)	14(19.4)	7( 9.7)			1( 1.4)		72(100.0)
	計	59( 7.9)	292(38.9)	168(22.4)	124(16.5)	98(13.1)	7( 0.9)	2( 0.3)	1( 0.1)		751(100.0)
製造業	輸送用機器	2( 2.9)	1( 1.5)	4( 5.9)	7(10.3)	9(13.2)	12(17.7)	12(17.7)	10(14.7)	11(16.2)	68(100.0)
	繊維・同製品				3(11.5)	5(19.2)	5(19.2)	11(42.3)	1( 3.9)	1( 3.9)	26(100.0)
	食料品	1( 2.4)	6(14.6)	1( 2.4)	8(19.5)	10(24.4)	7(17.1)	8(19.5)			41(100.0)
	機械・電機		2(11.1)	1( 5.6)	2(11.1)	9(50.0)	2(11.1)	1( 5.6)	1( 5.6)		18(100.0)
	金属・同製品	1( 3.0)	4(12.1)	3( 9.1)	5(15.2)	14(42.4)	1( 3.0)		5(15.2)		33(100.0)
	窯業・土石製品		4(13.8)	5(17.2)	6(20.7)	9(31.0)	1( 3.5)		4(13.8)		29(100.0)
	その他	1( 1.7)	11(19.0)	6(10.3)	10(17.2)	23(40.0)	3( 5.2)	2( 3.5)	2( 3.5)		58(100.0)
計	5( 1.8)	28(10.3)	20( 7.3)	41(15.0)	79(28.9)	31(11.4)	34(12.5)	23( 8.4)	12( 4.4)	273(100.0)	
農 林 漁 業		4(13.3)	19(63.3)	3(10.0)	3(10.0)		1( 3.3)				30(100.0)
運 輸 ・ 通 信 業		2( 3.6)	9(16.1)	10(17.9)	13(23.2)	16(58.6)	3( 5.4)	2( 3.6)	1( 1.8)		56(100.0)
卸 ・ 小 売 業			15(55.6)	5(18.5)	2( 7.4)	3(11.1)	1( 3.7)	1( 3.7)			27(100.0)
サ ー ビ ス 業		6(26.1)	1( 4.4)	4(17.4)	1( 4.4)	6(26.1)	2( 8.7)	3(13.0)			23(100.0)
合 計		76( 6.6)	364(31.4)	210(18.1)	184(15.9)	202(17.4)	45( 3.9)	42( 3.6)	25( 2.2)	12( 1.0)	1,160(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表2-4 業種別従業者に占める出稼労働者の比重

社 (%)

		10%未満	10%~	30%~	50%~	70%~	90%~	100%	計
建設業	総合工事業	32(5.5)	113(19.3)	98(16.7)	131(22.3)	113(19.3)	32(5.5)	68(11.6)	587(100.0)
	職別工事業	2(6.1)	12(36.4)	3(9.1)	9(27.3)	4(12.1)		3(9.1)	33(100.0)
	設備工事業	5(6.0)	16(19.1)	7(8.3)	18(21.4)	27(32.1)	7(8.3)	4(4.8)	84(100.0)
	計	39(5.5)	141(20.0)	108(15.3)	158(22.4)	144(20.5)	39(5.5)	75(10.7)	704(100.0)
製造業	繊維・同製品	17(77.3)	5(22.7)						22(100.0)
	輸送用機器	39(69.6)	17(30.4)						56(100.0)
	金属・同製品	18(62.1)	7(24.1)	2(6.9)	1(3.5)	1(3.5)			29(100.0)
	機械・電機	10(52.6)	7(36.8)		2(10.5)				19(100.0)
	食料品	18(48.7)	11(29.7)	5(13.5)	2(5.4)		1(2.7)		37(100.0)
	窯業・土石製品	8(36.4)	6(27.3)	5(22.7)	3(13.6)				22(100.0)
	その他	20(35.7)	23(41.1)	9(16.1)	2(3.6)	1(1.8)	1(1.8)		56(100.0)
計	130(53.9)	76(31.5)	21(8.7)	10(4.2)	2(0.8)	2(0.8)		241(100.0)	
農林漁業	農業							2(100.0)	2(100.0)
	林業		1(20.0)					4(80.0)	5(100.0)
	漁業			2(9.5)	9(42.9)	5(23.8)	2(9.5)	3(14.3)	21(100.0)
計		1(3.6)	2(7.1)	9(32.1)	5(17.9)	2(7.1)	9(32.1)	28(100.0)	
運輸・通信業		22(42.3)	23(44.2)	2(3.9)	3(5.8)	1(1.9)		1(1.9)	52(100.0)
卸・小売業		9(26.5)	18(52.9)	3(8.8)	1(2.9)		1(2.9)	2(5.9)	34(100.0)
サービス業		11(73.3)	2(13.3)		2(13.3)				15(100.0)
総計		211(19.7)	261(24.3)	136(12.7)	183(17.0)	152(14.2)	44(4.1)	87(8.1)	1,074(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

いうことである(表2-2・3・4)。すなわち、建設業事業体は、63.1%が下請化<sup>(1)</sup>しており、下請化が最も進んでいる。また、こうした建設業事業体は、46.8%が従業員30人未満規模と比較的小規模で、しかも、59.1%が従業員の過半数を出稼労働者に依存している。これに対し、製造業では、下請事業体は17.1%と少なく、また従業員100人以上の比較的大規模の大きい事業体が65.6%と多く、そして、出稼労働者が従業員の1割に満たない事業体が53.9%を占めるなど、出稼労働者への依存率が低いのである\*。なお、この他に、農林漁業の事業体は、下請化こそしていないが、従業員規模や出稼労働者への依存率の点で建設業事業体に近く、運輸業はむしろ製造業に近い性格をもっている。

\* 一般に従業者規模が大きく、出稼労働者への依存率が低い製造業の中でも、「輸送用機器製造業」「繊維・同製品製造業」は、その代表的な存在である。500人以上の大規模な事業体が、前者では48.6%、後者では50.1%に達し、また両者とも、出稼労働者が従業員の1割に満たない事業体が70%前後を占めている。ただし、「輸送用機器製造業」においては、その52.4%が下請

事業体であり、この点では、製造業の中でも特異な存在といえる<sup>2)</sup>。

しかも、こうした各事業体の下請化や出稼労働者への依存率は、同一産業内部でも、従業員規模の違いにもとづいて、大きく異なっている（表2-5・6）。まず、建設業事業体の下請化についてみると、100人以上規模事業体では60%以上が元請であるのに対し、100人未満規模では60%以上が下請であり、全体として、従業者規模が小さい事業体ほど、下請化が深化している。また、出稼労働者への依存率は、従業者規模の小さい事業体ほど高く、従業員30人未満規模の事業体で、従業者の過半数を出稼労働者に依存しているものは、建設業では70%以上、製造業でも33.3%を占めているのである。

以上、みてきたように、出稼就労先事業体は、産業・業種毎に、また、同一産業内部でも従業者規模の差にもとづいて、きわめて大きく異なる特質を有していた。そして、その中でも、オイル・ショック以降、出稼労働者の集中・特化が進みつつある建設業は、それ以外の産業に比べて、下請化が進み、従業者規模が小さく、しかも、その労働力の大部分を出稼労働者に依存してなり立っていた。いわば、今日、特に、出稼労働者の存在を不可欠にしているのは、こうした建設業事業体の中でも、2次・3次下請を含め、下請化の深化した、30人未満規模の事業体にほかならなかったのである。

## 第2節 職種別にみた労働諸条件格差

ところで、出稼労働者の従事する職種内容は、前述した就労先事業体の産業・業種のあり方を反映し、建設作業員・製造業生産工程作業員を中心とする「技能工・生産工程作業員」に、全体の89.4%が集中している（表2-7）。しかも、こうした「技能工・生産工程作業員」の中でも、特に高度な技能・資格を必要としない単純労働分野への集中が著しく、建設作業員の中でも、土工・雑役夫・舗装工が80.6%を占め、食料品・輸送用機器・土石製品等の生産工程作業員も、特別の資格を必要とするものではない。

ただし、ここで確認しておかねばならないことは、全体としては、単純労働に従事する出稼労働者が多いとはいえ、大工や型枠大工・左官・鉄筋工・電気工・重機運転手などの

表2-5 従業者規模別元・下請構造

	建設業			輸送用機器製造業		
	元請	下請	計	元請	下請	計
1000 ~	1(100.0)		2(100.0)	17(94.4)	1(5.6)	18(100.0)
500 ~	1(100.0)		2(100.0)		5(100.0)	5(100.0)
300 ~	4(80.0)	1(20.0)	5(100.0)	1(14.3)	6(85.7)	7(100.0)
100 ~	47(61.0)	30(39.0)	77(100.0)		5(100.0)	5(100.0)
50 ~	40(36.7)	69(63.3)	109(100.0)		1(100.0)	1(100.0)
30 ~	54(40.0)	81(60.0)	135(100.0)	1(33.3)	2(66.7)	3(100.0)
10 ~	91(37.1)	154(62.9)	245(100.0)		1(100.0)	1(100.0)
1 ~	22(44.0)	28(56.0)	50(100.0)	1(100.0)		1(100.0)
計	266(42.6)	358(57.4)	624(100.0)	20(48.8)	21(51.2)	41(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-6 従業者規模別従業者に占める出稼労働者の比重

		社 (%)							
		10%未満	10%~	30%~	50%~	70%~	90%~	100%	計
建設業	1000~					1(100.0)			1(100.0)
	500~		1(33.3)	2(66.7)					3(100.0)
	300~	3(50.0)	1(16.7)		1(16.7)	1(16.7)			6(100.0)
	100~	9(10.0)	30(33.3)	12(13.3)	14(15.6)	17(18.9)	6(6.7)	2( 2.2)	90(100.0)
	50~	10( 8.7)	27(23.5)	23(20.0)	24(20.9)	19(16.5)	7(6.1)	5( 4.4)	115(100.0)
	30~	8( 5.1)	33(21.2)	32(20.5)	30(19.2)	32(20.5)	12(7.7)	9( 5.8)	156(100.0)
	10~	10( 3.6)	35(12.6)	36(13.0)	72(26.0)	60(21.7)	22(7.9)	2(15.2)	277(100.0)
	1~		14(24.6)	4( 7.0)	16(28.1)	6(10.5)		17(29.8)	57(100.0)
	計	40( 5.7)	141(20.0)	109(15.5)	157(22.3)	136(19.3)	47(6.7)	75(10.6)	705(100.0)
製造業	3000~	4(100.0)							4(100.0)
	1000~	15(88.2)	2(11.8)						17(100.0)
	500~	26(92.9)	2( 7.1)						28(100.0)
	300~	17(63.0)	9(33.3)		1( 3.7)				27(100.0)
	100~	39(54.9)	22(31.0)	8(11.3)	2( 2.8)				71(100.0)
	50~	15(39.5)	18(47.4)	5(13.2)					38(100.0)
	30~	6(31.6)	10(52.6)	2(10.5)	1( 5.3)				19(100.0)
	10~	3(12.0)	9(36.0)	6(24.0)	4(16.0)	1( 4.0)	1(4.0)	1( 4.0)	25(100.0)
	1~		2(40.0)		2(40.0)			1(20.0)	5(100.0)
	計	125(53.4)	74(31.6)	21( 9.0)	10( 4.3)	1( 0.4)	1(0.4)	2( 0.9)	234(100.0)
その他	1000~	1(100.0)							1(100.0)
	500~	3(60.0)	1(20.0)		1(20.0)				5(100.0)
	300~	5(83.3)					1(16.7)		6(100.0)
	100~	16(69.6)	3(13.0)	1( 4.4)	1( 4.4)		2( 8.7)		23(100.0)
	50~	7(36.8)	9(47.4)	1( 5.3)	1( 5.3)		1( 5.3)		19(100.0)
	30~	6(30.0)	9(45.0)		1( 5.0)	1( 5.0)	1(5.0)	2(10.0)	20(100.0)
	10~	2( 4.9)	16(39.0)	4( 9.8)	9(21.9)	5(12.2)	2(4.9)	3( 7.3)	41(100.0)
	1~		6(60.0)	1(10.0)	2(20.0)			1(10.0)	10(100.0)
	計	40(32.0)	44(35.2)	7( 5.6)	15(12.0)	6( 4.8)	3(2.4)	10( 8.0)	125(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-7 出稼労働者の職種構成

		出稼者	人 (%)	
		構	成 比	
技能工・生産工程作業	建設作業	大工	36 (2.9)	
		型枠大工	34 (2.7)	
		鉄筋工	22 (1.8)	
		ブロック積工	7 (0.6)	
		左官	8 (0.6)	
		配管工	22 (1.8)	
		重機運転手	7 (0.6)	
		電気工	15 (1.5)	
		とび工	10 (1.0)	
		はつり工	2 (0.2)	
		舗装工	42 (4.0)	
		土工	659 (67.1)	
		坑夫	6 (0.6)	
		鉄道線路工夫	19 (1.9)	
		雑役	93 (9.5)	
		計	982 (100.0)	
		飲食料品製造工	43	
		製糸・紡績工	16	
		窯業・土石製品製造工	23	
		金属材料・金属加工工	38	
		機械・電機組立工	16	
	輸送機部品製造・組立工	58		
	塗装工	9		
	包装工	4		
	その他	67		
	計	1,256	89.4	
運輸従事者	自動車運転手	54	(60.7)	
	その他	35	(39.3)	
	計	89	6.3(100.0)	
農林漁業作業		32	2.3	
販売従事者		9	0.6	
保安職業従事者		6	0.4	
サービス職業従事者		11	0.8	
専門的技術的職業従事者		2	0.1	
管理的職業従事者		—	—	
事務従事者		—	—	
合 計		1,405	100.0	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

建設作業員、また、塗装工や大型貨物自動車運転手など、一定の技能・資格を生かした職種に就く出稼労働者も存在し、しかも、こうした職種のちがいが、出稼労働者をめぐる労働諸条件を、きわめて多様なものにしていくという事実である<sup>(3)</sup>。

まず第1に、出稼労働者の賃金形態は、大半が日給月給制<sup>(4)</sup>であるが、その基本給・手取り月収の水準には、明らかに、次のような職種別格差構造が存在している(表2-8・9)。(A)全体の頂点に位置するのは、大工・型枠大工・左官・鉄筋工・電気工など、建設作業における技術者である。彼等の50%以上が基本給7,000円以上、手取り月収20万円以上を確保している。なお、単純労働ではあるが、きわめて重労働の坑夫、及び、農林漁業作業員も、これと同水準の収入を得ている。(B)これに次ぐのが、土工・舗装工・線路工夫など、建設業の一般作業員で、その50%以上が基本給6,000円以上、手取り月収16万円以上である。重機や自動車の運転手、保安職業従業者(ガードマン)等も、これと同水準である。(C)建設作業員の最底辺に位置するのが、雑役夫であり、彼等の50%以上が、基本給6,000円未満、手取り月収16万円未満にとどまっている。(D)それよりさらに下位に位置するのが、製造業生産工程作業員、サービス職業従事者、及び、販売従事者などで、その50%以上が、基本給6,500円未満、手取り月収15万円未満である。

第2に、こうした職種別賃金水準格差、とりわけ、基本給水準の格差は、出稼労働者の時間外労働の実態にも、職種毎に、大きな差異を刻印している(表2-10)。すなわち、全体として出稼労働者は、長時間労働を「自発的」に希望する傾向をもつが、その中でも基本給水準の低い職種ほど、長時間労働が実際に行なわれているのである。基本給水準の高い大工・左官・坑夫・鉄筋工等では、時間外労働は、1ヵ月にほぼ30時間未満にとどまっている<sup>(5)</sup>のに対し、土工では54.4%、雑役夫では76.5%が、それぞれ、1ヵ月30時間~70時間の時間外労働を行ない、さらに基本給の低い生産工程諸作業員では、54.9%が50時間以上、25.7%が70時間以上に及ぶ時間外労働を行なっている。ここには、基本給水準の低い職種ほど、その低さを時間外労働の多さで補うという特徴が明らかにみてとれる。

第3に、出稼労働者に対する事業体の福利厚生を、食費・布団代の支給状況<sup>(6)</sup>からみると、基本給水準の高い職種ほど、支給額が少なく、出稼労働者自身の出費が多くなっていることがわかる(表2-11)。すなわち、基本給水準の最も高い大工・型枠大工・左官・鉄筋工等では、50%以上が、1日1,000円以上の食費・布団代を支出しているのに対し、土工・雑役夫等では500円~1,000円に多くが集中し、そして、基本給の最も低い製造業生産工程諸作業員では、その50%以上が、1日500円未満の支出にとどまっているのである。

そして第4に、社会保険加入状況についてみると、ここにも明らかな職種毎の差異がみてとれる(表2-12)。ただし、それは前述した食費・布団代の支給状況とは異なり、必ずしも、基本給水準に反比例したものとはいえない。たしかに、基本給水準の最も低い製造業生産工程諸作業員が、厚生年金や健康保険に最も良く加入している。ところが、建設業内部においては、むしろ、基本給水準の高い大工や型枠大工・左官・鉄筋工等の健康保険加入率が30%~50%とやや高く、基本給水準の低い土工や雑役夫・舗装工等で、それへの加入率が低いのである。

表 2-8 職種別基本給格差

人 (%)

		4000未満	4000～	4500～	5000～	5500～	6000～	6500～	7000～	7500～	8000～	8500～	9000～	9500～	10000～	計	
技能工・生産工程	建設業者	坑夫									2(33.3)		2(33.3)		2(33.3)	6(100.0)	
		大工					1( 3.2)	6(19.4)	1( 3.2)	5(16.1)	14(45.2)	2( 6.5)	2( 6.5)			2(33.3)	31(100.0)
		左官						1(16.7)	2(33.3)			2(33.3)		1(16.7)			6(100.0)
		型枠大工					2( 5.0)	7(17.5)	16(40.0)	6(15.0)	6(15.0)	1( 2.5)	2( 5.0)				40(100.0)
		鉄筋工			1( 5.0)	1( 5.0)	2(10.0)	4(20.0)	5(25.0)	2(10.0)	2(10.0)	2(10.0)	1( 5.0)				20(100.0)
		電気工			1( 9.1)	1( 9.1)		2(18.2)	3(27.3)	3(27.3)	1( 9.1)						11(100.0)
		配管工				3(15.0)	4( 20.0)	5(25.0)	3(15.0)	1( 5.0)	3(15.0)			1( 5.0)			20(100.0)
		ブロック工						4( 66.7)	2(33.3)								6(100.0)
		重機運転手				2(50.0)	1( 25.0)	1(25.0)									4(100.0)
		とび工			1(10.0)	1(10.0)		5( 50.0)		2(20.0)	1(10.0)						10(100.0)
		線路工						1(100.0)									1(100.0)
		舗装工			2( 5.0)	8(20.0)	10(25.0)	14( 35.0)	5(12.5)	1( 2.5)							40(100.0)
		はつり工						1(100.0)									1(100.0)
		土工		1( 0.2)	13( 2.1)	96(15.7)	160(26.1)	193( 31.5)	96(15.7)	43( 7.0)	4( 0.7)	6( 1.0)	1( 0.2)				613(100.0)
		雑役	2( 5.7)	2( 5.7)	2( 5.7)	11(31.4)	7(20.0)	2( 5.7)	8(22.9)		1( 2.9)						35(100.0)
計	2( 0.2)	3( 0.4)	17( 2.0)	118(14.0)	185(21.9)	230( 27.3)	137(16.2)	76( 9.0)	23( 2.7)	36( 4.3)	6( 0.7)	9( 1.1)		2( 0.2)	844(100.0)		
作業	業者	塗装工					1( 25.0)	1(25.0)		2(50.0)						4(100.0)	
		窯業・土石製品製造工		2(10.5)	2(10.5)	7(36.8)	4(21.1)	1( 5.3)	3(15.8)								19(100.0)
		金属材料・金属加工	10(15.6)	4( 6.3)	16(25.0)	20(31.3)	8(12.5)	3( 4.7)	2( 3.1)		1( 1.6)					64(100.0)	
		飲食品製造工	2( 5.9)	3( 8.8)	7(20.6)	15(44.1)	4(11.8)	2( 5.9)		1( 2.9)							34(100.0)
		機械・電機組立工	2(11.8)		3(17.7)	7(41.2)	3(17.7)	1( 5.9)	1( 5.9)								17(100.0)
		輸送用機器組立工		1( 1.8)	4( 7.1)	24(42.9)	22(39.3)	4( 7.1)				1( 1.8)					56(100.0)
		製糸・紡績工	1( 6.3)	9(56.3)		3(18.8)	1( 6.3)		2(12.5)								16(100.0)
		包装工	2(33.3)	2(33.3)	2(33.3)												6(100.0)
		その他	1( 1.7)	9(15.5)	25(43.1)	12(20.7)	3( 5.2)	3( 5.2)	2( 3.5)	2( 3.5)			1( 1.7)				58(100.0)
		計	20( 1.8)	33( 3.0)	76( 6.8)	206(18.4)	230(20.6)	245( 21.9)	148(13.2)	79( 7.1)	26( 2.3)	37( 3.3)	7( 0.6)	9( 0.8)		2( 0.2)	1,118(100.0)
農林漁業	1(10.0)		2(20.0)					4(40.0)							3(30.0)	10(100.0)	
保安職業				1(33.3)				2(66.7)								3(100.0)	
運輸業者	自動車運転手	1( 2.4)	1( 2.4)	5(12.2)	10(24.4)	3( 7.3)	12( 29.3)	4( 9.8)	3( 7.3)			2( 4.9)				41(100.0)	
		その他	1( 3.6)	5(17.9)	7(25.0)	4(14.3)	4(14.3)	1( 3.6)	3(10.7)	1( 3.6)	1( 3.6)	1( 3.6)				28(100.0)	
		計	2( 2.9)	6( 8.7)	12(17.4)	14(20.3)	7(10.1)	13( 18.8)	7(10.1)	4( 5.8)	1( 1.5)	1( 1.5)	2( 2.9)			69(100.0)	
販売従事者		1(20.0)		2(40.0)	1(20.0)						1(20.0)				5(100.0)		
サービス職業	2(25.0)	2(25.0)		1(12.5)	1(12.5)	1(12.5)	1(12.5)								8(100.0)		
総計	25( 2.1)	42( 3.5)	90( 7.4)	224(18.5)	239(19.7)	299( 21.4)	158(13.0)	87( 7.2)	27( 2.2)	39( 3.2)	9( 0.7)	9( 0.7)		5( 0.4)	1,213(100.0)		

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

注) 表中の実線による区分は、上位50%以上の分岐点を示す。

表 2-9 職種別手取月収格差

人 (%)

基本給 区分	職 種	10万未満	10万～	11万～	12万～	13万～	14万～	15万～	16万～	17万～	18万～	19万～	20万～	25万～	計
(A)	坑夫											1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)	4(100.0)
	大工								1( 3.1)	1( 3.1)	1( 3.1)	2( 6.3)	19(59.4)	8(25.0)	32(100.0)
	左官							1(14.3)		1(14.3)	1(14.3)		4(57.1)		7(100.0)
	鉄筋工								2( 10.5)	3(15.8)	1( 5.3)	2(10.5)	9(47.4)	2(10.5)	19(100.0)
	型枠大工							1( 2.7)	12( 32.4)	3( 8.1)	2( 5.4)	9(24.3)	7(18.9)	3( 8.1)	37(100.0)
	電気工						1(12.5)	1(12.5)	1( 12.5)	1(12.5)		2(25.0)	2(25.0)		8(100.0)
(A)	(農林漁業作業者)						10(37.0)	1( 3.7)					9(33.3)	7(25.9)	27(100.0)
	(塗装工)						2(28.6)	3(42.9)		1(14.3)		1(14.3)			7(100.0)
(B)	舗装工						1( 3.7)	3( 9.7)		4(12.9)	6(19.4)	1( 3.2)	15(48.4)	1( 3.2)	31(100.0)
	線路工							1( 5.9)		3(17.7)	3(17.7)	2(11.8)	6(35.3)	2(11.8)	17(100.0)
	(自動車運転手)					2( 3.0)	2( 3.0)	11(16.4)		6( 9.0)	9(13.4)	5( 7.5)	23(34.3)	9(13.4)	67(100.0)
	配管工			1( 5.9)				1( 5.9)	1( 5.9)	5(29.4)	1( 5.9)	2(11.8)	5(29.4)	1( 5.9)	17(100.0)
	ブロック積工							1(25.0)				2(50.0)		1(25.0)	4(100.0)
	重機運転手					1(25.0)				1(25.0)	1(25.0)			1(25.0)	4(100.0)
	土工	1( 0.3)	1( 0.3)		7( 1.9)	9( 2.5)	23( 6.3)	80(21.7)	40( 10.9)	15( 4.1)	53(14.4)	37(10.1)	92(25.0)	10( 2.7)	368(100.0)
	とび工						1(12.5)	2(25.0)	1( 12.5)	1(12.5)	1(12.5)	1(12.5)	1(12.5)		8(100.0)
	はつり工								1(100.0)						1(100.0)
	(保安職業従事者)					1(33.3)	1(33.3)					1(33.3)			3(100.0)
(C)	雑 役	1( 3.0)			2( 6.1)	4(12.1)	3( 9.1)	9(27.3)	2( 6.1)	8(24.2)	2( 6.1)	1( 3.0)	1( 3.0)		33(100.0)
(D)	機械・電機組立工				1( 7.1)	1( 7.1)	1( 7.1)	3(21.4)		1( 7.1)	2(14.3)	2(14.3)	2(14.3)	1( 7.1)	14(100.0)
	金属・同製品製造工					3( 6.1)	8(16.3)	22(44.9)	2( 4.1)	5(10.2)	4( 8.2)	2( 4.1)	3( 6.1)		49(100.0)
	輸送機組立工				1( 3.7)			13(48.2)		4(14.8)	6(22.2)		3(11.1)		27(100.0)
	製糸・紡績工	1( 4.6)		1( 4.6)		4(18.2)	3(13.6)	12(54.6)		1( 4.6)					22(100.0)
	運転手を除く運輸作業者			1( 3.2)	2( 6.5)	1( 3.2)	5(16.1)	8(25.8)	2( 6.5)	5(16.1)	3( 9.7)	2( 6.5)	2( 6.5)		31(100.0)
	サービス職業従事者		1(10.0)	1(10.0)	1(10.0)	2(20.0)		3(30.0)	1( 10.0)	1(10.0)					10(100.0)
	食料品製造工	1( 3.9)	1( 3.9)	1( 3.9)	4(15.4)	2( 7.7)	5(19.2)		6( 23.1)	1( 3.9)	2( 7.7)		2( 7.7)	1( 3.9)	26(100.0)
	窯業・土石製品製造工		1( 7.1)		2(14.3)		4(28.6)	3(21.4)		2(14.3)	1( 7.1)		1( 7.1)		14(100.0)
	販売従事者	1(20.0)					3(60.0)					1(20.0)			5(100.0)
包装工				1(33.3)	1(33.3)			1(33.3)						3(100.0)	
合 計		5( 0.6)	4( 0.5)	4( 0.5)	22( 2.5)	31( 3.5)	73( 8.2)	18(20.1)	72( 8.0)	73( 8.2)	102(11.4)	73( 8.2)	209(23.4)	47( 5.3)	895(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

注) 職種における ( ) は A・B の基本給区分で建設業者以外のものを示す。  
表中の実線による区分は、上位50%以上の分岐点を示す。

表2-10 職種別時間外労働時間

人(%)

基本給 区分	職 種	10 時間～	20 時間～	30 時間～	50 時間～	70 時間～	100 時間～	計
(A)	坑 夫		2( 66.7)	1( 33.3)				3(100.0)
	左 官		2(100.0)					2(100.0)
	大 工		2( 66.7)	1( 33.3)				3(100.0)
	型 枠 大 工	1( 9.1)	7( 63.6)	2( 18.2)	1( 9.1)			11(100.0)
	鉄 筋 工		4( 80.0)	1( 20.0)				5(100.0)
(B)	配 管 工		2( 66.7)	1( 33.3)				3(100.0)
	と び 工		1( 33.3)	2( 66.7)				3(100.0)
	土 工	18( 11.4)	54( 34.2)	53( 33.5)	33( 20.9)			158(100.0)
	重 機 運・転 手 ( 保 安 作 業 者 )	2(100.0)					2(100.0)	2(100.0)
	( 自 動 車 運 転 手 )		1( 9.1)		2( 18.2)	3(27.3)	5( 45.5)	11(100.0)
(C)	雑 役	2( 11.5)	2( 11.8)	10( 5.9)	3( 17.7)			17(100.0)
(D)	輸 送 機 器 組 立 工		6( 22.2)	6( 22.2)	10( 37.0)	5(18.5)		27(100.0)
	食 料 品 製 造 工		1( 7.1)	3( 21.4)	5( 35.7)	2(14.3)	3( 21.4)	14(100.0)
	窯業・土石製品製造工		1( 8.3)	2( 16.7)	5( 41.7)	2(16.7)	2( 16.7)	12(100.0)
	機 械 ・ 電 機 組 立 工	1( 12.5)		2( 25.0)	2( 25.0)	2(25.0)	1( 12.5)	8(100.0)
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 工	1( 5.9)	3( 17.7)	3( 17.7)	5( 29.4)	3(17.7)	2( 11.8)	17(100.0)
	製 糸 ・ 紡 績 工		1( 25.0)		2( 50.0)	1(25.0)		4(100.0)
	包 装 工		1( 25.0)	1( 25.0)	1( 25.0)		1( 25.0)	4(100.0)
	運 転 手 以 外 の 運 輸 作 業 者		4( 50.0)	2( 25.0)	1( 12.5)		1( 12.5)	8(100.0)
	販 売 従 事 者				3(100.0)			3(100.0)
	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者			2(100.0)				2(100.0)
	合 計	25( 7.8)	94( 29.5)	92( 28.8)	73( 22.9)	18( 5.6)	17( 5.3)	319(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

注) 職種における( )はBの中で建設作業員以外のものを示す。

表2-11 職種別食費・布団代出費額

人(%)

基本給 区分	職 種	500円未満	500円～	1000円～	1500円～	計
(A)	型 枠 大 工		10(38.5)	15(57.7)	1(3.9)	26(100.0)
	大 工	1(4.2)	11(45.8)	8(33.3)	4(16.7)	24(100.0)
	左 官		3(50.0)	3(50.0)		6(100.0)
	鉄 筋 工		11(57.9)	8(42.9)		19(100.0)
	電 気 工		3(75.0)	1(25.0)		4(100.0)
	坑 夫		4(80.0)	1(20.0)		5(100.0)
	(農林漁業作業者)	22(71.0)	3(9.7)	6(19.4)		31(100.0)
(塗 装 工)		2(100.0)			2(100.0)	
(B)	土 工	7(1.6)	321(71.3)	119(26.5)	2(0.5)	449(100.0)
	重機運転手		3(60.0)	2(40.0)		5(100.0)
	配 管 工		9(69.2)	4(30.8)		13(100.0)
	ブ ロ ッ ク 積 工		3(75.0)	1(25.0)		4(100.0)
	線 路 工 夫		15(88.2)	2(11.8)		17(100.0)
	(自動車運転手)	10(38.5)	13(50.0)	3(11.5)		26(100.0)
	舗 装 工		31(96.9)	1(3.1)		32(100.0)
	は つ り 工		1(100.0)			1(100.0)
と び 工	1(11.1)	8(88.9)			9(100.0)	
(保安職業従事者)	1(50.0)	1(50.0)			2(100.0)	
(C)	雑 役	1(4.4)	19(82.6)	3(13.0)		23(100.0)
(D)	窯業・土石製品製造工	1(10.0)	6(60.0)	3(30.0)		10(100.0)
	運転手以外の運輸作業	11(50.0)	7(31.8)	4(18.2)		22(100.0)
	食 料 品 製 造 工	15(53.6)	12(42.9)	1(3.6)		28(100.0)
	輸 送 用 機 器 製 造 工	26(70.3)	10(27.0)	1(2.7)		37(100.0)
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 工	12(48.0)	13(52.0)			25(100.0)
	製 糸 ・ 紡 績 工	5(62.5)	3(37.5)			8(100.0)
	機 械 ・ 電 機 組 立 工	8(66.7)	4(33.3)			12(100.0)
	包 装 工	2(66.7)	1(33.3)			3(100.0)
	販 売 職 業 従 事 者	3(75.0)	1(25.0)			4(100.0)
	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	5(83.3)	1(16.7)			6(100.0)
	計	131(15.4)	528(61.9)	187(21.9)	7(0.8)	853(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

注) 職種における( )は、A・Bで建設作業員以外のものを示す。

表 2-12 職種別社会保険加入状況

人 (%)

基本給区分	職 種	労災保険	雇用保険	厚生年金	健康保険	国民健保	日雇健保	全国土木健 保	計
(A)	大 工	26( 72.2)	25( 69.4)	7(19.4)	12(33.3)	5(13.9)	6( 16.7)		36(100.0)
	型 枠 大 工	26( 76.5)	26( 76.5)	5(14.7)	10(29.4)	2( 5.9)	8(23.5)	1( 2.9)	34(100.0)
	坑 夫	5( 83.3)	5( 83.3)		1(16.7)		3(50.0)		6(100.0)
	左 官	7( 87.5)	7( 87.5)	1(12.5)	4(50.0)	2(25.0)			8(100.0)
	電 気 工	2( 50.0)	3( 75.0)	2(50.0)	3(75.0)			1(25.0)	4(100.0)
	鉄 筋 工	22(100.0)	21( 95.5)	5(22.7)	10(45.5)	4(18.2)	3(13.6)		22(100.0)
	( 塗 装 工 )	9(100.0)	9(100.0)	3(33.3)	5(55.6)	2(22.2)	1(11.1)	1(11.1)	9(100.0)
	( 農 林 漁 業 作 業 者 )	28( 87.5)	30( 93.8)			16(50.0)			32(100.0)
(B)	土 工	590( 89.5)	627( 95.1)	129(19.6)	182(27.6)	58( 8.8)	109(16.5)	27( 4.1)	659(100.0)
	と び 工	10( 90.9)	10( 90.9)	3( 27.3)	2(18.2)	2(18.2)	2(18.2)		11(100.0)
	線 路 工 夫	19( 95.0)	19( 95.0)	2(10.0)	4(20.0)		5(25.0)	2(10.0)	20(100.0)
	舗 装 工	41( 97.6)	42(100.0)	5(11.9)	9(21.4)	5(11.9)	7(16.7)	7(16.7)	42(100.0)
	は っ り 工	1( 50.0)	1( 50.0)			1(50.0)			2(100.0)
	プ ロ ッ ク 積 工	1( 33.3)	2( 66.7)	1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)			3(100.0)
	配 管 工	17( 77.3)	17( 77.3)		9(40.9)	2( 9.1)	2( 9.1)		22(100.0)
	重 機 運 転 手	3( 50.0)	4( 66.7)	1(16.7)	1(16.7)		1(16.7)		6(100.0)
	( 自 動 車 運 転 手 )	54(100.0)	54(100.0)	32(59.3)	40(74.1)	31(57.4)	1( 1.9)		54(100.0)
	( 保 安 職 業 従 事 者 )	5( 83.3)	5( 83.3)	1(16.7)		4(66.7)	1(16.7)		6(100.0)
(C)	雑 役	51( 54.8)	51( 54.8)	18(19.4)	25(26.9)	4( 4.3)	7( 7.5)	2( 2.2)	93(100.0)
(D)	製 糸 ・ 紡 績 工	16(100.0)	16(100.0)	6(37.5)	8(50.0)	1( 6.3)			16(100.0)
	輸 送 用 機 器 製 造 工	53( 91.4)	54( 93.1)	21(36.2)	34(58.6)	3( 5.2)			58(100.0)
	食 料 品 製 造 工	38( 88.4)	40( 93.0)	15(34.9)	27(62.8)	9(20.9)			43(100.0)
	機 械 ・ 電 機 組 立 工	16(100.0)	16(100.0)	11(68.8)	10(62.5)	5(31.3)			16(100.0)
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 工	21( 91.3)	23(100.0)	10(43.5)	10(43.5)	8(34.8)			23(100.0)
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 工	38(100.0)	36( 94.7)	10(26.3)	11(29.0)	15(39.5)	1( 2.6)		38(100.0)
	運 転 手 以 外 の 運 輸 従 事 者	33( 94.3)	33( 94.3)	10(28.6)	13(37.1)	9(25.7)	1( 2.9)		35(100.0)
	包 装 工	3( 75.0)	3( 75.0)	1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)			4(100.0)
	サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	8( 72.7)	10( 90.9)	2(18.2)	4(36.4)	4(36.4)	1( 9.1)		11(100.0)
	販 売 従 事 者	6( 66.7)	6( 66.7)	1(11.1)	1(11.1)	7(77.7)			9(100.0)
	計	1,149( 86.9)	1,195( 90.4)	298(22.5)	437(33.1)	201(15.2)	159(12.0)	41( 3.1)	1,322(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

注) 職種における( )はA・Bで建設作業者以外のものを示す。

### 第3節 事業体規模別にみた労働諸条件格差

以上みてきたように、出稼労働者をめぐる労働諸条件は、職種毎に、きわめて大きく異なっていた。しかし、同時に、同一の職種に従事する出稼労働者の間でも、その就労先事業体の特質、とりわけ、従業員規模にもとづく差異が存する場合、現実の労働諸条件は、大きく異なるものにならざるを得ない。以下、その実態を、最も主要な出稼先職種である建設業土工と、製造業生産工程諸作業者を中心にみていこう。

ここでまず、指摘しうるのは、土工、あるいは、生産工程作業者という、同一の職種に従事した出稼労働者の間でも、就労先事業体の従業員規模が大きいほど、基本給水準が低く、その低さを補うための長時間労働がなされているということである(表2-13・14)。30人未満規模の事業体では、土工の33.2%が6,500円以上、生産工程諸作業者の44.0%が6,000円以上の基本給を確保しており、また、土工の54.2%、生産工程作業者の44.4%が30時間未満の時間外労働しか行っていない。これに対し、100人以上規模の事業体では、土工の57.3%が6,000円未満、生産工程作業者の45.6%が5,000円未満の基本給にとどまり、土工の34.4%、生産工程作業者の58.8%が50時間以上の時間外労働を行っているのである。

しかしながら、こうした反面、社会保険への加入状況や、食費・布団代支給にみられる事業体内部での福利厚生状態についてみると、建設業、製造業を問わず、従業員規模の大きな事業体ほど良好になる(表2-16・17)。すなわち、それらが比較的充実している製造業においてすら、100人未満規模事業体では厚生年金加入率19.2%、健康保険加入率20.2%にとどまり、労災保険さえ約15%の事業体で未加入となる。また、食費・布団代の支給も減少し、出稼労働者が500円以上出費するケースが50%を超えるのである。そして、30人未満規模の事業体で就労する土工においては、健康保険・厚生年金への加入率は、10%代にまで低下する。

さて、以上みてきたように、出稼労働者をめぐる労働諸条件は、彼の従事する職種の差異にもとづいて、さらには、同じ職種に従事していたとしても就労先事業体の規模が違えば、その差異にもとづいて、大きく異なっていた。ごく簡単に要約するならば、建設作業者は、全体として、基本給・手取り月収が高い反面、健康保険や厚生年金などの社会保険への加入率が低く、しかも、食費・布団代支給が少ないなど、福利厚生面でのたち遅れが目立った。そして、こうした建設作業者の中でも、大工・左官・型枠大工・鉄筋工など、一定の技能・資格を生かした職種に従事する出稼労働者では、基本給・月収ともに特に高く、また、社会保険加入状況も、やや良好であったのに対し、土工や雑役夫など、特に技能・資格を有さない出稼労働者には、事業体規模毎に異なる形で、より深刻な矛盾がたちあらわれていた。すなわち、相対的に規模の大きい事業体においては、基本給水準が建設業内部では特に低く、それを補うために、1ヵ月30時間程度の時間外労働がなされ、他方、規模の小さい事業体では、社会保険加入状況や、事業体による食費・布団代支給の水準が、きわめて劣悪となっていた。

こうした建設作業者に対し、製造業生産工程諸作業者は、基本給水準がきわめて低く、

表 2-13 従業者規模別基本給格差

人 (%)

		4000未満	4000～	4500～	5000～	5500～	6000～	6500～	7000～	7500～	8000～	8500(円)	計
建設業 (土工のみ)	1000～(人)												
	500～				1(33.3)	1(33.3)	1(33.3)						3(100.0)
	300～				1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)						5(100.0)
	100～		1(1.2)	3(3.7)	15(18.5)	26(32.1)	25(30.9)	9(11.1)	2(2.5)				81(100.0)
	50～			4(3.8)	18(17.1)	34(32.4)	32(30.5)	11(10.5)	5(4.8)	1(1.0)			105(100.0)
	30～			3(2.1)	23(16.2)	32(22.5)	50(35.2)	27(19.0)	5(3.5)	1(0.7)	1(0.7)		142(100.0)
	10～			2(0.9)	35(15.1)	45(19.4)	78(33.6)	42(18.1)	25(10.8)	1(0.4)	3(1.3)	1(0.4)	232(100.0)
	1～				3(9.1)	8(24.2)	6(18.2)	7(21.2)	6(18.2)	1(3.0)	2(6.1)		33(100.0)
	計		1(0.2)	12(2.0)	96(16.0)	149(24.8)	193(32.1)	96(16.0)	43(7.2)	4(0.7)	6(1.0)	1(0.2)	601(100.0)
製造業 (生産工程 作業者のみ)	1000～(人)	2(7.4)	4(14.8)	2(7.4)	12(44.4)	7(25.9)							27(100.0)
	500～	5(15.2)	8(24.2)	5(15.2)	9(27.3)	5(15.2)	1(3.0)						33(100.0)
	300～	4(14.3)	4(14.3)	6(21.4)	10(35.7)	3(10.7)		1(3.6)					28(100.0)
	100～	4(5.7)	8(11.1)	21(29.2)	24(33.3)	9(12.5)	3(4.2)	3(4.2)					72(100.0)
	50～	2(6.3)	4(12.5)	7(21.9)	9(28.1)	6(18.8)	3(9.4)		1(3.1)				32(100.0)
	30～		1(5.6)	4(22.2)	4(22.2)	4(22.2)		2(11.1)	1(5.6)	1(5.6)	1(5.6)		18(100.0)
	10～	1(4.8)		1(4.8)	7(33.3)	4(19.1)	3(14.3)	4(19.1)		1(4.8)			21(100.0)
	1～				1(25.0)		2(50.0)	1(25.0)					4(100.0)
	計	18(7.9)	29(12.3)	46(19.6)	76(32.3)	38(16.2)	12(5.1)	11(4.7)	2(0.9)	2(0.9)	1(0.4)		235(100.0)
その他	1000～(人)						1(100.0)						1(100.0)
	500～		1(33.3)					1(33.3)				1(33.3)	3(100.0)
	300～				1(50.0)	1(50.0)							2(100.0)
	100～	2(13.3)	2(13.3)	4(26.7)	1(6.7)		4(26.7)	1(6.7)	1(6.7)				15(100.0)
	50～		1(5.6)	3(16.7)	4(22.2)	2(11.1)	3(16.7)		4(22.2)			1(5.6)	18(100.0)
	30～	1(6.7)	1(6.7)	4(26.7)	2(13.3)			3(20.0)	1(6.7)	2(13.3)	1(6.7)		15(100.0)
	10～	2(9.5)		3(14.3)	4(19.1)	6(28.6)	1(4.8)	3(14.3)			1(4.8)	1(4.8)	21(100.0)
	1～		1(20.0)		1(20.0)		3(60.0)						5(100.0)
	計	5(6.3)	6(7.5)	14(17.5)	13(16.3)	9(11.3)	12(15.0)	8(10.0)	6(7.5)	2(2.5)	2(2.5)	3(3.8)	80(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-14 従業者規模別時間外労働時間

人 (%)

		10 時間～	20 時間～	30 時間～	50 時間～	70 時間～	100 時間～	計
建設業 (土工 のみ)	1000～(人)							
	500～				1(100.0)			1(100.0)
	300～			1(50.0)	1( 50.0)			2(100.0)
	100～	2( 6.9)	8(27.6)	10(34.5)	9( 31.0)			29(100.0)
	50～	3( 7.5)	13(32.5)	15(37.5)	9( 22.5)			40(100.0)
	30～	4(11.1)	13(36.1)	11(30.6)	8( 22.2)			36(100.0)
	10～	10(23.3)	13(30.2)	14(32.6)	6( 14.0)			43(100.0)
	1～		3(60.0)	1(20.0)	1( 20.0)			5(100.0)
	計	19(12.2)	50(32.1)	52(33.3)	35( 22.4)			156(100.0)
製造業 (生産工程 作業者の のみ)	1000～(人)			2(40.0)	1( 20.0)	1(20.0)	1(20.0)	5(100.0)
	500～		1( 5.6)	5(27.8)	7( 38.9)	3(16.7)	2(11.1)	18(100.0)
	300～		1( 9.1)	3(27.3)	4( 36.4)	2(18.2)	1( 9.1)	11(100.0)
	100～		5(14.8)	11(32.4)	8( 23.5)	7(20.6)	3( 8.8)	34(100.0)
	50～		6(30.0)	7(35.0)	4( 20.0)	3(15.0)		20(100.0)
	30～	1(10.0)	2(20.0)	2(20.0)	2( 20.0)	2(20.0)	1(10.0)	10(100.0)
	10～	2(22.2)	2(22.2)	2(22.2)	2( 22.2)	1(11.1)		9(100.0)
	1～							
	計	3( 2.8)	17(15.9)	32(29.9)	28( 26.2)	19(17.8)	8( 7.5)	107(100.0)
その他	1000～(人)				1( 50.0)		1(50.0)	2(100.0)
	500～		1(50.0)		1( 50.0)			2(100.0)
	300～					2(40.0)	3(60.0)	5(100.0)
	100～		1(20.0)	1(20.0)	1( 20.0)		2(40.0)	5(100.0)
	50～							
	30～							
	10～	1(25.0)			2( 50.0)	1(25.0)		4(100.0)
	1～		1(50.0)	1(50.0)				2(100.0)
	計	1( 5.0)	3(15.0)	2(10.0)	5( 25.0)	3(15.0)	6(30.0)	20(100.0)

資料：秋田県出稼先事業者資料より作成

表 2-15 従業者規模別手取月収額

人 (%)

		10万未満	10万～	11万～	12万～	13万～	14万～	15万～	16万～	17万～	18万～	19万～	20万～	25万～	30万～	計
建設業 (土工のみ)	1000～(人)										1(100.0)					1(100.0)
	500～										1(100.0)					1(100.0)
	300～					1(33.3)			1(33.3)		1(33.3)					3(100.0)
	100～					2( 2.6)	7( 9.2)	37(48.7)	5( 6.7)	2( 2.6)	7( 9.2)	7( 9.2)	7( 9.2)	2( 2.6)		76(100.0)
	50～				1( 1.7)	2( 3.3)	6(10.0)		19(31.7)	2( 3.3)	12(20.0)	5( 8.3)	12(20.0)	1( 1.7)		60(100.0)
	30～		1( 1.2)		1( 1.2)	2( 2.4)	6( 7.7)	9(10.6)	15(17.7)	3( 3.5)	12( 14.1)	6( 7.7)	27( 31.8)	3( 3.5)		85(100.0)
	10～				3( 2.9)	1( 0.9)	4( 3.9)	22(21.4)		6( 5.8)	16( 15.5)	16(15.5)	31( 30.1)	4( 3.9)		103(100.0)
	1～	1(3.5)			2( 6.9)	1( 3.5)		3(10.3)		1( 3.5)	3( 10.3)	3(10.3)	15( 51.7)			29(100.0)
計	1(0.3)	1( 0.3)		7( 2.0)	9( 2.5)	23( 6.4)	71(19.8)	40(11.2)	14( 3.9)	53( 14.8)	37(10.3)	92( 25.7)	10( 2.8)		358(100.0)	
製造業 (生産工程) (作業者のみ)	1000～(人)				2(12.5)	1( 6.3)	3(18.8)	1( 6.7)	2(12.5)	1( 6.3)	2( 12.5)		3( 18.8)	1( 6.3)		16(100.0)
	500～	2(8.0)	1( 4.0)	1( 4.0)	3(12.0)	2( 8.0)	4(16.0)	6(24.0)		2( 8.0)	3( 12.0)		1( 4.0)			25(100.0)
	300～			1( 5.3)	1( 5.3)	2(10.5)		8(42.1)	1( 5.3)	2(10.5)	1( 5.3)	1( 5.3)	2( 10.5)			19(100.0)
	100～	1(1.3)		1( 1.3)	1( 1.3)	4( 5.2)	12(15.6)	34(44.2)	2( 2.6)	6( 7.8)	8( 10.4)	3( 3.9)	5( 6.5)			77(100.0)
	50～			1( 5.9)	1( 5.9)		1( 5.9)		3(17.7)	5(29.4)	3( 17.7)		3( 17.7)			17(100.0)
	30～				1( 7.1)	2(14.3)	1( 7.1)	4(28.6)	1( 7.1)	3(21.4)			1( 7.1)	1( 7.1)		14(100.0)
	10～				3(15.0)	2(10.0)	2(10.0)	3(15.0)		2(10.0)	4( 20.0)	2( 8.0)	2( 8.0)			20(100.0)
	1～							2(66.7)			1( 33.3)					3(100.0)
計	3(1.6)	1( 0.5)	4( 2.1)	12( 6.3)	13( 6.8)	23(12.1)	58(30.5)	9( 4.7)	21(11.1)	22( 11.6)	6( 3.2)	17( 9.0)	1( 0.5)		190(100.0)	
その他	1000～(人)												1(100.0)			1(100.0)
	500～			1(16.7)	1(16.7)		1(16.7)		2(33.3)				1(16.7)			6(100.0)
	300～							1(25.0)							1(25.0)	4(100.0)
	100～					1( 4.8)		4(19.1)		3(14.3)	2( 9.5)	2( 9.5)	8( 38.1)		1( 4.8)	21(100.0)
	50～			1( 5.6)	1( 5.6)	1( 5.6)			2(11.1)	3(16.7)	1( 5.6)		7( 38.9)	2(11.1)		18(100.0)
	30～				2(11.1)		2(11.1)	3(16.7)	1( 5.6)	2(11.1)	1( 5.6)		3( 16.7)	2(11.1)	2(11.1)	18(100.0)
	10～	1(2.9)	1( 2.9)	7(20.0)	1( 2.9)	2( 5.7)	12(34.3)	3( 8.6)				2( 5.7)	5( 14.3)	1( 2.9)		35(100.0)
	1～		1(12.5)	1(12.5)			1(12.5)	2(25.0)				1(12.5)	1( 12.5)	1(12.5)		8(100.0)
計	1(0.9)	2( 1.8)	10( 9.0)	5( 4.5)	4( 3.6)	16(14.4)	13(11.7)	5( 4.5)	9( 8.1)	4( 3.6)	5( 4.5)	26( 23.4)	7( 6.3)	4( 3.6)	111(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 2-16 従業者規模別社会保険加入状況

人 (%)

		労災 保険	雇用 保険	厚生 年金	健康 保険	国民 健保	日雇 健保	全国土木 健保	計
建設業 (土工のみ)	1000 ~								
	500 ~	3(100.0)	3(100.0)	1( 33.3)	3(100.0)				3(100.0)
	300 ~	6(100.0)	6(100.0)	3( 50.0)	4( 66.7)		1(16.7)	1(16.7)	6(100.0)
	100 ~	67( 76.9)	83( 97.6)	21( 24.7)	36( 42.4)	9(10.6)	17(20.0)	6( 7.1)	85(100.0)
	50 ~	107( 99.1)	108(100.0)	18( 16.7)	32( 29.6)	10( 9.3)	30(27.8)	7( 6.5)	108(100.0)
	30 ~	132( 90.4)	136( 93.2)	25( 17.1)	36( 24.7)	14( 9.6)	18(12.3)	5( 3.4)	146(100.0)
	10 ~	230( 90.6)	248( 97.6)	36( 14.2)	51( 20.0)	19( 7.5)	36(14.2)	8( 3.1)	254(100.0)
	1 ~	42( 82.4)	42( 82.4)	3( 5.9)	9( 17.6)	5( 9.8)	7(13.7)		51(100.0)
計	587( 89.9)	627( 96.0)	107( 16.4)	171( 26.2)	57( 8.7)	109(16.7)	27( 4.1)	653(100.0)	
製造業 (生産工程 作業者のみ)	1000 ~	26(100.0)	26(100.0)	17( 65.4)	15( 57.7)	4(15.4)			26(100.0)
	500 ~	31(100.0)	31(100.0)	17( 54.8)	18( 58.1)	3( 9.7)			31(100.0)
	300 ~	26( 86.7)	29( 96.7)	13( 43.3)	20( 66.7)	7(23.3)	1( 3.3)		30(100.0)
	100 ~	74( 93.7)	74( 93.7)	27( 34.2)	35( 44.3)	13(16.5)	1( 1.3)		79(100.0)
	50 ~	36( 87.8)	39( 95.1)	7( 17.1)	10( 24.4)	7(17.1)			41(100.0)
	30 ~	16( 80.0)	20(100.0)	5( 25.0)	7( 35.0)	15(75.0)	1( 5.0)		20(100.0)
	10 ~	25( 89.3)	25( 89.3)	6( 21.4)	2( 7.1)	3(10.7)			28(100.0)
	1 ~	4( 80.0)	3( 60.0)						5(100.0)
計	238( 91.5)	247( 95.0)	92( 35.4)	107( 41.2)	52(20.0)	3( 1.2)		260(100.0)	
その他	1000 ~	2(100.0)	1( 50.0)	2(100.0)	1( 50.0)				2(100.0)
	500 ~	4( 66.7)	6(100.0)	2( 33.3)	4( 66.7)		1(16.7)	1(16.7)	6(100.0)
	300 ~	6(100.0)	5( 83.3)	3( 50.0)	3( 50.0)		1(16.7)		6(100.0)
	100 ~	21( 84.0)	24( 96.0)	5( 20.0)	11( 44.0)	11(44.0)			25(100.0)
	50 ~	16( 84.2)	19(100.0)	3( 15.8)	8( 42.1)	8(42.1)	1( 5.3)		19(100.0)
	30 ~	20( 90.9)	20( 90.9)	3( 13.6)	4( 18.2)	16(72.7)			22(100.0)
	10 ~	37( 84.1)	40( 90.9)	5( 11.4)	7( 15.9)	27(61.4)	1( 2.3)		44(100.0)
	1 ~	8( 66.7)	9( 75.0)	1( 8.3)	2( 16.7)	7(58.3)			12(100.0)
計	114( 83.8)	124( 91.2)	24( 17.7)	40( 29.4)	69(50.7)	4( 2.9)	1( 0.7)	136(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表2-17 従業者規模別食費・布団代出費額

人(%)

		500円未満	500円～	1000円～	1500円～	計
建設業 (土工のみ)	1000～					
	500～		1(100.0)			1(100.0)
	300～	1(20.0)	4(80.0)			5(100.0)
	100～		41(74.5)	14(25.5)		55(100.0)
	50～	1(1.1)	65(74.7)	20(23.0)	1(1.1)	87(100.0)
	30～	3(3.2)	66(70.2)	25(26.6)		94(100.0)
	10～	2(1.1)	128(72.3)	47(26.6)		177(100.0)
	1～		16(55.2)	12(41.4)	1(3.4)	29(100.0)
	計	7(1.6)	321(71.7)	118(26.3)	2(0.4)	448(100.0)
製造業 (生産工程 作業者のみ)	1000～	14(73.1)	5(26.3)			19(100.0)
	500～	20(69.0)	8(27.6)	1(3.5)		29(100.0)
	300～	14(70.0)	5(25.0)	1(5.0)		20(100.0)
	100～	38(66.7)	17(29.8)	2(3.5)		57(100.0)
	50～	13(54.2)	11(45.8)			24(100.0)
	30～	3(33.3)	6(66.7)			9(100.0)
	10～	5(26.3)	12(63.2)	2(10.5)		19(100.0)
	1～		1(50.0)	1(50.0)		2(100.0)
	計	107(59.4)	65(36.1)	8(4.4)		180(100.0)
その他	1000～	1(50.0)	1(50.0)			2(100.0)
	500～	2(100.0)				2(100.0)
	300～	3(75.0)	1(25.0)			4(100.0)
	100～	5(41.7)	6(50.0)	1(8.3)		12(100.0)
	50～	3(30.0)	6(60.0)	1(10.0)		10(100.0)
	30～	4(50.0)	4(50.0)			8(100.0)
	10～	8(47.1)	4(23.5)	5(29.4)		17(100.0)
	1～	2(100.0)				2(100.0)
	計	28(49.1)	22(38.6)	7(12.3)		57(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

これを、1ヵ月50時間以上に及ぶ時間外労働で補うといった特質が刻印されていたが、その反面、社会保険や食費・布団代支給など福利厚生は相対的に充実していた。ただし、これは、製造業の中でも、100人以上規模の事業体で典型的にあらわれた特質であって、それ以下の、規模の小さい事業体においては、基本給が若干高く、時間外労働も少ないかわり、社会保険や福利厚生が劣悪であるという建設業にやや近い傾向が看取されるのである。

こうした諸点をふまえるならば、オイル・ショック以降の出稼労働者に対する雇用制限の影響が、最も集中的にたちあらわれたのは、まず第1に、基本給水準が低く、したがって、長時間にわたる時間外労働を前提とした、その意味で、景気変動に左右されやすい職種・事業体であり、そして第2に、食費・布団代支給など、出稼労働者特有の福利厚生が整備され、また、社会保険加入等においても常用労働者と変わらず、こうした意味で、事業体にとって出稼労働者を雇用するメリットがあまりない職種・事業体であったと思われる。そして、これらの条件を最も端的に体现していたのが、製造業生産工程作業者、及び、建設業内部においては、土工・雑役夫など特別の技能・資格を有しない職種従事者であり、しかも、とりわけ相対的に規模の大きい事業体に就労する出稼労働者であった。したがって、オイル・ショック以降の出稼労働の変貌は、単純な製造業の減少、建設業への集中・特化というものでは決してなく、一方で、大工・型枠大工・左官・鉄筋工など、一定の技能・資格を生かして建設作業に従事する出稼労働者の確保を進めつつ、他方で、2次・3次下請を含めた零細な建設業事業体や、小規模な製造業事業体における、劣悪な福利厚生状況下での出稼労働の再生産を内包しているといえる。いわば、不況下の今日、一定の技能・資格を習得しなければ、出稼就労そのものが困難となる一方で、零細な事業体では、劣悪な福利厚生の下で就労する出稼労働者の存在をぬきには、事業体そのものが存立しえないほど、出稼労働者の活用がはかられているのである。

〈注〉

- (1) 建設業事業体の下請化の最近の動向については、加藤佑治『現代日本における不安定就業労働者(上)』御茶の水書房(1980年)、高梨昌編『建設産業の労使関係』東洋経済新報社(1978年)等がある。
- (2) 「輸送用機器製造業」の下請化は、そのほとんどが、N自動車、Y発動機、H技研等、資本金50億円以上の大資本の1次下請である。
- (3) 一定の技能・資格を身につけた出稼労働者達は、古くから出稼を行ってきた者ではなく、主要には、オイル・ショック以降に出稼を開始した、比較的上層農家の若い後継者である場合が多い。このような出稼労働市場の変容によって余儀なくされた技能・資格習得の営みと、出稼供給基盤との相互関連については、拙稿「出稼農民層の兼業歴からみた出稼労働の変容」『北海道大学教育学部紀要第43号』(1984年)を参照されたい。
- (4) 日給月給制という賃金形態では、4月中旬に帰郷する季節出稼労働者の場合、最終月の賃金が送金となることが多く、このことが、賃金不払事故のひとつの土壌となっている。なお、日給月給制以外の賃金形態としては、ごく部分的に、日給制や請負給制もみられる。また、サケ・マス定置網や底曳網に従事する漁業出稼では、むしろ、月給制プラス終漁時の歩合給制が一般的であり、むしろ、後者(歩合給)の方が中心をなしている。

- (5) しかも、建設業出稼者の場合、この残業時間の中には、宿舎から現場までの通勤時間が含まれることが多く、実際の労働時間は一層短くなる。特に、近年、地価の高騰に伴い、宿舎と現場との距離が遠くなる傾向にあり、通勤のみで1.5時間～2時間ということも多いのである。
- (6) かつては、布団持参で出稼に行く場合が多かったが、現在ではほとんど出稼就労先事業体が貸布団屋から借りている。また、食事についても、近年、宿舎で炊事婦を確保できず、弁当屋・給食屋に依頼する事業体が増えてきており、そこでは、出稼者が「毎日同じ食べ物でやりきれないので、スーパーなどへ行って補充する」という事態も生み出されている。



# ソビエト統一労働学校における「社会科」－ 歴史教育の展開（1920年～1927年）

塚本智宏

## 目次

はじめに .....	125
第Ⅰ章 ソビエト政権初期における歴史教育と「社会科」教育 .....	126
Ⅰ. 1920年－1921年の「模範」プログラム .....	126
Ⅱ. 1922年プログラム概要と歴史－「社会科」教育の動向 .....	128
第Ⅱ章 「社会科」教育の「現代」化と歴史教育の位置 .....	133
Ⅰ. 1923年プログラム概要の成立 .....	133
Ⅱ. 1925年プログラム改訂 .....	137
第Ⅲ章 「社会科」教育における「現代」と「歴史」 .....	141
Ⅰ. 「社会科」における「歴史主義」 .....	141
Ⅱ. 1926年「社会科」（現代）プログラム案と1926－1927年農村青年学校「社会科」の プログラム改訂 .....	144
むすび .....	150

## はじめに

本論文は、1920年代のソ連邦における「社会科」－歴史教育の展開の検討を通じて、第一に、この年代に生まれ30年代にはなくなる「社会科」（обществоведение）と歴史教育の両者を合わせた全体の展開の過程を明らかにし、第二に、この過程での各々の位置、内容を明らかにし、その展開がどのような意味をもったかを検討すること、さらに第三に、この過程で、重要な概念である「現代」とは何かを明らかにし、第四に、この過程での歴史教育の展開の意味を明らかにすること、以上を課題としている。

「社会科」がソ連邦において導入された過程、その教授組織や教授方法について、石井郁子氏がすでに一部明らかにしている<sup>①</sup>ものの、以上の点に関しては、氏の問題提起に終わっている。また、1920年代における歴史教育の軽視の問題については、矢川徳光氏が、カラリョーフの研究に依拠しつつ明らかにし、さらに1930年代における歴史教育の系統性を重視する方向については一定の解明をされている<sup>②</sup>。

以下、教育人民委員部（Народный комиссариат по просвещению）、国家学術会議（Государственный ученый совет、以下、グースと呼ぶ）の教育科学部が作成した、「模範プログラム」、「プログラム概要」等のプログラム類を基本的な検討対象として、1920年から1927

年までの「社会科」－歴史教育を検討する。その際に、教科としてこれを検討する時、教科目主義をとらない統一労働学校の下級年次のプログラムは対象にできない。したがって、ここでは、統一労働学校の第二科（中等科）第1（前期）コンツェントルの、第5学年～第7学年（12歳～14歳）の児童のプログラムを対象として検討する。

はじめに 註

- ① 石井郁子、「ソビエトにおける社会科の導入、実践過程」－1920年～30年代の社会・歴史研究(1)——，『大阪教育大学紀要』，第22巻，第V部門（1973年），15～24ページ。
- ② 矢川徳光、「ソビエト教育学の展開」（『矢川徳光教育学著作集』，第1巻，1973年，青木書店，収集），特に，第4章，「ソビエト教授学の諸問題」，175～242ページ。

## 第I章 ソビエト政権初期における歴史教育と「社会科」教育

### I. 1920年－1921年の「模範」プログラム

教育人民委員部において、統一労働学校の歴史教育に関わって、その方針を明らかにするのは、ようやく1920年のことである。この年以降、教員向けの、科目別プログラムや学年毎のプログラム概要（сухема）によって、「社会科」－歴史の教育内容の展開が条件づけられる（これらのプログラムは1927年まで拘束性をもたない①）。

1920年の歴史に関する「模範プログラム」は、各県において独自のプログラムが作成されていたなかで、教育人民委員部が全国（ロシア共和国）における一つの基準を示したものである。その詳細は明らかでないが、このプログラムは、ストラージェフ（Стражев, А. И.）②によれば、以下のような構成と内容を有していた。そのプログラムは、4つの部分から構成されており、それは第一に、「文化史」（これは原始社会より18世紀末に至る時期のもの）、第二に、「近現代史」（ここでは、「資本主義とこれとの労働者階級の自己解放闘争の学習」に重点が置かれている）、第三に、「経済史」（「政治経済」の基礎、これは、「社会の歴史的発展における経済の決定的な意義」をとりあげるもの）、そして第四に、「社会主義史」（「社会主義思想史、科学的社会主義の本質」を明らかにするもの）に関する四つのプログラムであった③。これら全体を通じて、「生産力と生産関係の歴史」を教授することが第一の課題とされ、とりわけ「階級闘争の歴史」の学習に重点を置くものであった。特徴的なことは、独立したロシア史の課程を設定しなかったことであり、ポクロフスキー（Покровский, М. Н.）は、これを世界史のうちに含めることで、世界のあらゆる国々に同様に起こる普遍的法則（「社会学的法則」）を認識させることを考慮していた④という。

続いて、1921年には、統一労働学校の後期中等科（8，9学年）との間に境界を置いた7年制学校改革との関連で、新しいプログラムが作成される。このプログラムは、歴史ではなく、「社会科」のプログラム⑤であった。コロフキンによれば「社会科」全課程は、第2，3学年での準備課程と第3学年の後半から第7学年までの基本課程の二つに分かれていた。準備課程では、1年半、「最も近隣の生活－技術、生産関係や社会関係などの観察」等がなされ、基本課程では、4年半、「世界史とロシア史の知識」を内容とする学習が行なわれることが予定されていた。後者の歴史の学習は、1920年のプログラムと同様に「ロ

シア史」は独立させられていなかった<sup>⑧</sup>。詳細についてみることはできないが、その一部（低学年次）で「社会科」的な要素が見られるとはいえ、全体として、その内容の基本的な部分は依然として歴史によって占められていたことは確かであろう。その内容は、コロフキンによれば、古い歴史教育の「徹底的な解体」を図ろうとするあまり、具体性に欠け、歴史的人物や事件が脱け落ちてしまった<sup>⑨</sup>。例えば、第4学年に予定された古代ローマ史のプログラムは、次のとおりである。「ローマ、古代ローマの自然経済、ローマ国家の人口と領土の増大、戦争の不可避性、商工業の成長、大資本の形成と国家の支配者の利害における地中海世界の搾取のシステムとしての帝国主義のはじまり、牧畜や農耕への大資本の寄生……、農業危機と社会闘争、貴族共和制の崩壊、産業資本主義の未発達、官僚的君主制などなど<sup>⑩</sup>」。また基本課程の歴史教育も、「原始社会に始まり、連続的に次から次へと交替するところの社会生活の諸ウクライドの一般的な特徴づけ<sup>⑪</sup>」を行うものであった。

以上の二つのプログラムは、明らかに、革命前からの歴史教育に対して、マルクス主義の立場からの歴史教育の対置を図ったものであった。以上みてきたうち、すでに1920年のプログラムで重視された「近現代史」における「資本主義」と「労働者階級の解放闘争」や「社会生活の諸ウクライド」の「交替」の歴史（社会構成体の諸段階）は、この後も、第5学年以上の学習素材として維持され続けることは忘れてはならない。しかし、後に、「社会学（Социология）主義」的図式主義との批判を免がれない過度の抽象性を有しており、初等、中等学校の段階の児童の教育としてはかなり難解なものであった。この時点から5年後に、グースの会議で1921年の歴史のプログラムがほとんど「大学の課程」のものであったことが述べられている<sup>⑫</sup>。

これらのことは、この1920年～1921年という段階における、マルクス主義史学のひ弱な現状とも関連するものであったといつてよい。大学には、1919年春に「社会科学」学部が新設され、新たな社会諸科学の創出が試みられていくが、この学部の活動に関与することを申し出た数少ない旧帝大の教授の一人<sup>⑬</sup>、ピーチェタ（Пичета, В.И.）は、その著書「ロシア史入門」のなかで、ベロロシアとウクライナを除いた「北東部ルーシ」、つまりロシアの「歴史学」諸派を歴史的に解説しており、その最後に「史的唯物論学派」に触れている。そこではこの学派に属する歴史家は以下の6人だけである。ツガン-バラノーフスキー（1865～1919）、レーニン、ロジコフ（Рожков, Н.А.）、ポクローフスキー、ニコリスキー（Никольский, Н.М.）、プレハーノフ（1856～1918）の6名である<sup>⑭</sup>。このうち1922年の時点で、宗教史、宗教問題を扱ったニコリスキー<sup>⑮</sup>以外に、ロシア史を研究できる状況にあったのは、ポクローフスキーと、もとメンシェヴィキのロジコフ<sup>⑯</sup>のみであった。

またポクローフスキーの有名な「簡約ロシア史」の第一、第二分冊が刊行されたのはやと1920年12月のことであり、その通史も、19世紀末までの叙述で終わっていることもよく知られている<sup>⑰</sup>。1905年の革命に叙述が及んだ第三分冊が公刊されるのも1923年になってのことである。さらにいえば、1925年6月に「マルクス主義者歴史家協会」（その会長はポクローフスキー）が結成されるがその会員は、1926年1月1日においてわずかに40名に達したに過ぎなかった<sup>⑱</sup>。マルクス主義史学はなおこのような状況にあった。

## II. 1922年プログラム概要と歴史—「社会科」教育の動向

1921年に国家学術会議（グース）内に教育科学部が設置され、統一労働学校の活動、特に教育内容の指導、方向づけはここで行われるようになる。1922年からこの機関の雑誌「新しい学校への道」が出版されるが、1922年の3月号に、3月10日の教育人民委員部内の模範実験学校の会議後修正されたプログラム概要（第5、6、7年用）が掲載されている。これはいわゆるグースプログラムの試作品といえるものである。このプログラムの作成は、歴史—「社会科」教育の方向を明らかに変えていく契機となった。このプログラムに対して書かれたクループスカヤの解説論文とともに、このプログラム概要を若干検討してみよう。

このプログラム概要は、各学年において、三つの系列（I.「自然、資源と自然の力」、II.「人間による資源の利用（人々の労働活動）」、III.「社会生活」）において、教授活動の全体を既存の知識に関連性をもたせて、系列化したものであった。ここでは、この三系列のうち、「社会科」—歴史教育の内容と密接な関連を有する、第二と第三の系列を引用し検討しよう（次ページ掲載表参照）。

クループスカヤは、このプログラム概要の解説論文の中で、統一労働学校（特に中等科）の基本的な課題として、「社会における労働の組織の問題が解明される」必要があると述べ、この「プログラムの基礎には人々の労働活動とその組織の学習を据えている」ことを強調した。この問題は、今日まで、学習の対象とされて来なかったが、「資本主義制度」から「新しい生産制度」への「移行」の問題に直面している現在、「計画」的な生産が行なわれる「新しい生産制度」に向かって、その「労働の組織の問題」の解明は不可欠であるとの理由を述べている<sup>⑩</sup>。そして、各学年に即した、教授プログラムの中心的なテーマを、第5学年では、「農業労働とその組織、及び、これと密接な関連を有する採取業」であるとし、「この基本的なテーマに対応させて」、「自然科学の部門」からの素材を選択し、また、「社会生活の部門」からの素材—「農奴制」を選択する<sup>⑪</sup>と述べていることからわかるように、第二の系列における内容を、つまり、「労働の組織」を内容とする部分を基本的な軸として考えていた。これまでの教科の枠組との関連でいえば、物理学、化学、生物学等を含む自然科学は、第一の系列に位置づけられ、歴史は第三の系列に位置づけられていた。そして、その他の母国語、数学、芸術、労働は、この概要の註によれば、概要に記されている素材の学習の「手段」<sup>⑫</sup>として考えられていた。

ところで、この段階で、「社会科」のプログラムは成立していなかったが、クループスカヤが、「社会科」の内容として何を想定していたかがわかる文章を以下に引用しよう。それは、明らかに歴史的内容のものであり、先にみた基本的な軸、——第二の系列のものではなかった。化学や物理学、生物学が第一の系列に位置づけられることを述べた後で、彼女は次のように述べている。「『社会科』についていえば、社会生活の学習の基本に、人々の労働活動とその組織を設定しなければならない。その過程では、様々の社会階級が各々の自己の生活を営み、各々自己のイデオロギーをつくり出し、これらの階級が、抑圧されるものと支配する者へと分裂し、彼らは両者の間で闘争し支配階級は国家機構の援助によって自らの支配を達成する。これらのことすべてを2つの最も大きな時代を例にとり示

統一労働学校第5,6,7学年用プログラム概要(Ⅱ,Ⅲ)④

(1922年3月10日改訂)

	Ⅱ. 人間による自然資源・自然力の利用 (人間の労働活動)	Ⅲ. 社会生活
第5学年	<p>採取業, その種類と形態。 ロシア共和国農業地区の特徴。耕作の要素(土壌の成分, その構造, 水分, 畑作物の世話), 人間のそれらへの作用の仕方, 施肥, 輪作, 農業における労働用具, 播種, その他, 園芸, 菜園, 農業における畜産, 家畜, 小規模経営と大規模経営, 測地学 西欧やアメリカにおける農業, 農業への科学の適用の成果, 土地改良。</p>	<p>土地の私的所有。農民と地主。 ロシア史。中心的な点: 農奴的労働からの解放, 農奴制, 解放の条件。農民の土地と自由をめざす闘争。農奴制的労働と雇用労働。これらの基本的問題の周囲に, その他のあらゆる問題を区分すべきである: 社会の階級への分裂の問題, 国家について, 勤労者を抑圧するのはどのような機構か, 階級的イデオロギーと心理。そこでは宗教についても語るべきである。広く, この時期のロシア文学が利用される。先行する時期についてのロシア史全体が, 農奴制の問題を引き立たせるためにのみ利用される。西欧における〔農奴〕労働の解放。フランス大革命。アメリカにおける奴隷。解放のための闘争。</p>
第6学年	<p>1. 化学工業と機械工業。手工業, マニユファクチュア, 工場。手工業, マニユファクチュア, 及び工場における労働組織。ロシア共和国における種々の工業部門の発展。それらの他の国における発展。 交換, 商業, 交通, 学校のある生産地区。ロシア共和国の諸生産地区, 世界市場。 2. 労働力としての人間。その労働の組織, 肉体的労働と知的労働。 3. 労働保護と労働者の健康。</p>	<p>資本主義体制, 生産の用具における私的所有。階級の分裂, 各々の階級の状態, 資本主義の体制もとの国家, その形態。ブルジョアイデオロギーと労働者階級のイデオロギー, 労働と資本の闘争。労働者の国際的団結。48年。コンミュン。第Ⅰ, 第Ⅱインターナショナル, 帝国主義, 植民地, 帝国主義戦争。 ロシアにおける資本主義。農奴制の残存物。専制。専制との闘争。1905年, 1917年, 十月革命。ロシア共和国憲法。第Ⅲインターナショナル。</p>
第7学年	<p>1. 資本主義のもとの労働の組織(自由競争, エネルギーの浪費)。 2. 共産主義のもとの労働の組織(生産の計画性)。 3. 資本主義から共産主義へ。ロシア共和国における建設の諸課題。</p>	<p>過去の人類。人類の発展の主要な段階。各々の段階は以下の側面から特徴づけられる: 労働の生産, 生産を基礎とする社会における労働の分化, 社会階級, 両者の相互関係, 階級闘争, 階級的支配の組織, 社会の種々の階級のイデオロギー。この課程は, 社会発展の内的法則の力において, 社会的発展はどこに向かっているのかを示す。</p>

すべきである。それは、地主—封建体制と資本主義である。同様の見地から引き続き他の最も重要な時代が学習され生徒が過去の土地や過去の人類社会のことを知り、その発展の法則をつかみ、理解することが必要である」<sup>⑩</sup>。

このように、この段階では、第二の系列が、教科としての位置づけがない状態で、そのことと関わって「社会科」の内容は依然として歴史的な内容の教育が想定されていたのである。このために後に「社会科」が現代的な内容を重視する段階になって、この時点のクループスカヤのプログラムは、「歴史」への「現代」の従属であったと批判されることになるのである<sup>⑪</sup>。

しかし、依然として歴史的な教育であるとはいえ、ここでは、ひとつの新しい変化がみられる。

それは、先に引用した文章にも窺えることだが、歴史の対象を第5、第6学年において「地主—封建体制」と「資本主義」の二つの時代をとりあげたことである（そのために、第7学年で他のあらゆる時代が詰め込まれることになったのだが）。前者は、先の概要からわかるとおり、ロシア史、その中心的なテーマとしての農奴制と農奴の解放を主たる内容としている。歴史教育のうちの一つの柱となるこの農奴解放を素材として選択したのは、おそらく、第二の系列の「農業」という基本的な軸への第三の系列の対応の必要という契機は有しつつも、農奴解放はやはりロシアの国民全体にとっての歴史（認識）の分岐点であったことによる。つい10年程前の1911年には、農奴「解放」を記念した支配層のカンパニアが大々的に催されていたし、1860年代のツァーリ、アレクサンドルⅡ世は、「解放者」としての名声を得ようとしていた。

クループスカヤは、第5学年のプログラムに記されている農奴制のすべての問題の学習が生徒に必要なのであろうかとの問を自ら発し、これに答えて、「必要である。ロシアは農業国である。住民の巨大な部分が農民であり、農耕者であり、労働者はわずかに15%である、そう、しかもその半分は土地に結びつけられているのだ<sup>⑫</sup>」とその問題を素材としてとりあげることの重要性を述べている。

そしてまた、農奴解放の問題については、数少ないマルクス主義史学の蓄積にあっても、その立場から最も明快な評価を与え得る好材料でもあった。ポクローフスキーは既に革命前に、農奴解放の研究を発表していたが、先に述べた「簡約ロシア史」も、農奴制の発生から農奴解放後に至るまでの時代をカバーしており、彼の研究の射程範囲にあったことは明らかである。1923年以降彼は特に中等科の教育に関する専門家として、グースのプログラムの作成やその解説に表立って参加するようになるのである。

こうして、第5学年で農民の歴史が、第6学年では、世界の労働者とともにロシアの労働者の革命の歴史が描かれることになっていた。社会構成体の歴史は第7学年でまとめて教授されることが予定されていた。

さて、このプログラムが公表された1922年と1923年にかけての歴史教育の現状はどのようなものであっただろうか。ここでは、モスクワ南部の地域について、ジュビンスキー（Пя юбинский, С.）の伝えているところを紹介しよう。彼は、現在、歴史—「社会科」教員は、三つのタイプに分かれていると述べた。それは、「保守的の俗物」<sup>⑬</sup>、「誠実派史家」として、

「革命的社会科家」の三タイプである。

「保守的俗物」と呼ばれる旧中等学校の教員のうちの少なくない部分は、1921年のプログラムの出現を思いがけない喜びをもって迎えた者たちであった。というのも、5年間のトラブルを経て、再び過去の「習慣どおりのことを行う」ことになったからである。古代に始まり、現代に至るまでの、「古い知人の、ミイラの、老婆の語り（歴史）」をすればよくなったからである。彼らは、彼らには理解できないプログラムに「依拠」しながら、革命前に進歩派教員がすでに一扫した「歴史的ガラクタ」のあらゆるものを再び学校に持ち込んでいる<sup>①</sup>と、ジュビンスキーは彼らを表現している。実際、古代史では、王権や宗教に従来どおりのやり方でかなりの時間をさく一方、現代史に関していえば、ジュビンスキーは、彼らが「全く無意識に」と評価していることだが、二月革命を、「幻燈」を利用した授業のなかで、「無血でどんな時にもなかった模範的なやり方……」<sup>②</sup>と註釈を加えているありさまであった。

彼らと比べ、「誠実歴史家」と呼ばれた教員たちは、ヴィッペルの教科書<sup>③</sup>を使用し、またまれにポクロフスキーのロシア史を参考書として利用する者たちであった。ジュビンスキーによれば、彼らは歴史的現象における「経済的意義」や「階級闘争」に関心をもち始めている者たちであった。そのうちにはマルクス主義者と自認する者もいたが、彼らはあらゆる事象を「歴史的観点」から分析したが、あれこれの「歴史的現象」に対して自らの態度を表明しない「客観主義史家」でもあった<sup>④</sup>。

以上の二者に比べて、南部モスクワではとジュビンスキーは述べているが、おそらく他の地方でも、「革命的社会科家」と呼ばれる部分は、明らかに少数派であった。彼らは、「社会科家」と名づけられるように、以上の二者とは異なり、自分たちを「歴史の教授者ではなしに、社会生活と生徒の社会主義的な理解の組織者」であると考えていた<sup>⑤</sup>。つまり歴史教育の内部における立場の差異としてよりは、「社会科」－歴史教育全体のなかでの、いわば「社会科」主義者を意識していた。逆にいえば、現場の新しい「革命的な潮流の「社会科」教員の間で、歴史教育が相対的に否定される傾向のあったことは注目すべきことである。

さて、ジュビンスキーは、彼の状況報告の最後に、前二者の勢力の変化について触れている。ここ一年の間に、「保守的俗物」の勢力は減少し、これに対し、「誠実歴史家」の方は増加し、その地位は逆転したと。さらに近い将来、前者が消えることによって、「誠実歴史家」と「革命的社会科家」の2つのタイプのみになるであろう<sup>⑥</sup>と結んでいる。「社会科」－歴史教育のナルコムプロス、グースによる指導の方向と、現実の展開の方向との間に、進展度合のズレこそあれ、一つの共通のものがあったとってよいだろう。

## 第I章 註

① プログラムに従って教授することが義務づけられるのは1927年以降である。

(Королев, Ф. Ф., “Советская школа в период социалистической индустриализации и в первые годы сплошной коллективизации,” 《Советская педагогика》, 1949, No. 9, стр. 102.)

② 彼は後にも述べるように1920年代から歴史教育に関わって来た人物である。

③ Стражев, А. И., “Преподавание истории в советской школе за 40 лет (1917—1957),” 《Преподавание

- истории в школе (в след.,П.И.)), 1957, No. 5, стр.65.
- ④ Там же.
  - ⑤ Там же, стр.66.
  - ⑥ Коровкин, Ф.П., “Развитие школьного исторического образования в СССР за 50 лет,” 《П.И.》, 1967, No. 6, стр.36.
  - ⑦ Там же.
  - ⑧ Стражев, укав. статья, стр.66.
  - ⑨ Коровкин, укав. статья, стр.36.
  - ⑩ “Из работы Научно-Педагогической Секции,” 《На путях к новой школе (в след.Н.Ш.)》, 1926, No. 5—6, стр.64.
  - ⑪ Иванова, Л.В., У истоков советской исторической науки / Подготовка кадров историков-марксистов 1917—1929 / Москва, 1968, стр.12.
  - ⑫ Пичета, В. И., Введение в русскую историю, Кооперативное издательство научных работников, [1922] (Reprinted in the Netherlands, 1967, The Hague), стр.173.
  - ⑬ ニコーリスキー及び彼の研究については以下を参照。Н.М.Никольский, История русской церкви, изд. третье, Москва, 1983, стр.5—20.
  - ⑭ 経過はわからないが、彼の教科書（「教科書世界およびロシアの歴史, I—IV）は、1923年の『国民教育』4月号では、「グース教育科学部によって却下された書籍の目録」に掲載されている（《Народное просвещение (в след.Н.Ш.)》, 1923, No. 4, стр.281.）。
  - ⑮ ポクロフスキーの本書の性格やロシア国内や外国への普及の展開等については、以下に詳しい。ポクロフスキー, 岡田宗司監訳石堂清倫訳, 『ロシア史 I』, 勁草書房, 1975年, 254—262ページ。
  - ⑯ Иванова, укав. соч., стр.186—187.
  - ⑰ 《Н.Ш.》, 1922, No. 3, стр.12—13.
  - ⑱ Крупская, Н.К., “Схема программы I—го концентра II—я ступени,” 《Н.Ш.》, 1922, No. 3, стр.7.
  - ⑲ Там же, стр.10.
  - ⑳ Там же, стр.13.
  - ㉑ Там же, стр.9.
  - ㉒ 《Н.Ш.》, 1926, No. 5—6, стр.65.
  - ㉓ Крупская, укав. статья, стр.10.
  - ㉔ Чехофの短編に出て来る一身の安全だけを念とする保守的な人物（「ケースの中の人間」）。
  - ㉕ Дзюбинский, С., “Обществоведение в школах Замоскворечья за истекший 1922—1923 год,” 《Н.Ш.》, 1923, No. 7—8, стр.218.
  - ㉖ Там же, стр.219.
  - ㉗ ヴィッペルの教科書は、グースが許可、推せんしている歴史教科書であり、彼のものと、ポクロフスキーによれば、「マルクス主義に傾斜している」コヴァレンスキーの歴史教科書とがほとんど統一労働学校用の歴史教科書の全てであったが、これらはいずれもマルクス主義的な文献ではなかった。これらの教科書は以下のとおり。ヴィッペル, 『古代のヨーロッパと東方』,

「古代史」,「中世史小教科書」,「近代史教科書」,コヴァレンスキー (Коваленский),「ロシア史教科書,第I,II分冊」,「ロシア史概要,第I-IV分冊」。これらは,「グース教育科学部によって許可,認可された書籍」の目録のうちに含まれている (〈Н.Ш.〉,1923,№.4,стр.278.)

⑳ Дзюбинский, указ. статья, стр.216—217.

㉑ Там же, стр.217.

㉒ Там же, стр.221.

## 第二章 「社会科」教育の「現代」化と歴史教育の位置

### I. 1923年プログラム概要の成立

先に触れた現状のなかで,1922年の概要を改訂した新しいプログラム概要が作成され,公表される。この1923年のプログラム全体が統一労働学校を通じて一貫して,子どもに,唯物論的弁証法的な世界観を形成させることを課題とすることについては,ルナチャールスキー (Луначарский, А.В.) によって強調され<sup>①</sup>,その課題は初等教育や中等教育のレベルを問わず教員の間で,ひとつの共通の認識となっていく。それは,この統一労働学校のいわば思想ともいべきものであり,子どもの世界観の成長過程に人類社会の発展の素材を選択しようとする意欲的な試みであった。このことは,ポクロフスキーが「グースプログラムにおけるマルクス主義」という論文のなかで展開<sup>②</sup>しており,小冊子として,広く教員の間で普及されている。1923年プログラム概要のこのような位置づけは,先に述べた歴史—「社会科」教育の現状のなかで大きな意味をもったことは明らかである。しかし,「社会科」教育において,グースは,この1923年のプログラム概要の作成普及と同時に,その「社会科」の目的を「現代」(Современность)に置くという方針を明確にするのであり,このことは,先にみた一方での「歴史」教育を行う者の圧倒的な優勢と歴史教育に拠をかまえていない「革命的社会科家」の劣勢の状況のなかで,より明確な影響を与えることになったと思われる。

グースの機関誌,「新しい学校への道」誌(1923年7—8月号)は,「社会科の教授は,現代を目的とすること,生きた目的は,現代の諸事実を正しく解明するところにある<sup>③</sup>」という点を強調している。いったいこの「現代」とは,「社会科」との関連で,どのようなことを意味するものであったか。これについては,シュリギーン (Шульгин, В.Н.) の言葉が有名である。彼は,1923年モスクワの人文—教育専門学校の会議で,「現代と児童」と題して講演を行っている。これは,『国民教育』6月号に掲載されている。そこでは彼は,「現代と社会科」について語るには,まず,「現代とはいかなるものか」を十分に把握する必要があるとして,これについて以下のように述べている。

「現代とは何か,と我々は問う。おそらく,私にはこの問題には二語を以て答えることが最良と思われる。それは帝国主義とソ連邦である。全く厳密で明快な解答であろう。…学校の課題が,労働者階級の理想実現のための闘士を,共産主義社会の建設者を育てることであるというならば,この目的が達成されるのは,我々の子ども達が学校を卒えこれらの2つのモーメントをりっぱに会得し感得する時であるということを我々はよく知って

統一労働学校第5, 6, 7学年用プログラム概要(Ⅱ, Ⅲ)⑥

(1923年3月5日改訂)

	Ⅱ 人間による自然資源・自然力の利用 (人間の労働活動)	Ⅲ 社会生活
第5学年	<p>1. 農業的採取業, その種類と諸形態。 ソ連邦の諸農業地域の特質。耕耘と施肥。輪作。畑作物の手入れ。労働用具と農業上の道具。農作物。養畜。養禽。その他の畜産部門。小規模経営と大規模経営。</p> <p>2. 西ヨーロッパやアメリカの農業。農業への科学の適用の成果。土地改良。</p>	<p>農民と地主。農奴制とその発生。地主に対する農奴の闘争。貴族。ツァーリと貴族。専制体制。貴族独裁。クリミア戦争。農民の解放。農民の無権利。買戻金。地主経営。戦前における農業統計。土地についての農民の念願。労働者と農民の同盟。権力の獲得。土地に関する法律。</p> <p>西ヨーロッパでの農民の闘争。ジャクリー。農民戦争。フランス大革命。</p>
第6学年	<p>1. 鉱石。鉱物。鉱物質燃料の採取。</p> <p>2. 化学工業と機械工業。手工業。マニユファクチュア, 工場。手工業, マニユファクチュア, 及び工場における労働組織。ソ連邦とその他の国々での様々の部門の工業の発展。ソ連邦の地域区分。</p> <p>3. 農産物加工。</p> <p>4. 人文地理: 自然環境に制約された人間と人間社会。</p> <p>5. 労働力としての人間。その労働の組織。労働保護と労働者の健康。</p>	<p>労働者と資本家。賃労働と資本。生産手段の私的所有。労働者階級の状態。貴族と資本家の同盟。制限された君主制。共和国。ブルジョアジーの独裁。民主共和国。資本主義。競争。生産の混乱。労働と資本の闘争。チャーチスト。48年。共産党宣言—労働者階級の志向の表明。労働者の国際的団結。第Iインターナショナル。権力獲得の労働者の試み。パリコムミュン。第IIインターナショナル。ストライキ闘争。労働組合の団結。政党への結集。</p> <p>ロシアにおける資本主義, 農奴制のノコリカス。専制。1905年と1917年における専制との闘争。</p>
第7学年	<p>1. 資本主義のもとでの労働の社会的組織における混乱, 生産力の浪費。</p> <p>2. 共産主義国の計画経済。計算の役割。生産の合理化。</p> <p>3. 資本主義から共産主義への移行体制としてのソビエト体制。</p>	<p>資本主義の発展。トラスト。世界市場。植民地。帝国主義。1914年の帝国主義戦争。戦争による, 前代未聞のロシアの消耗。戦線での敗北。1917年の革命。専制の崩壊。臨時政府。戦争の継続。十月革命。ソビエト体制。ソビエト憲法の諸原理。ソビエトと議会共和国の相違。プロレタリアート独裁。その目的。プロレタリアート独裁の5年間。第IIIインターナショナルと来たるべき世界革命。</p>

いる]④。

前年末に「ソ連邦」が成立し、これと同時に存在する「帝国主義」という二つの契機が十分に「闘士」や「建設者」である子ども（同じ会議では、コヴァレンスキーが「将来の社会の市民」また同時に「全世界の市民⑤」と呼んだ）に認識される必要があるというものであった。後にみるように中等科の教育内容の「現代」としても、この二つのモーメントが大きな位置を占めている。さて、1923年のプログラム概要を検討しよう。

中等科のプログラムにおいて、以前の1922年のそれと比べてその構成の変化は明らかである。第三の「社会生活」の系列において、以前の第6学年の一部に位置づけられていた「帝国主義」が、そしてその一方で、同様に、1917年の革命以降の「ソビエト」（以前にこれは「ロシア共和国」であった）の展開が、第7学年において独立して現われている。この社会生活の系列は、ポクローフスキーによって、「歴史的系列」と呼ばれていた⑥が、既にクループスカヤによって主張されていた第5学年での地主封建体制の時代、第6学年での資本主義の時代、この二つの時代を前提に、帝国主義とソビエトの時代、すなわち、「現代」という時代が位置づけられている。ここでは、さらに、世界史の過程で歴史的な意義をもつものとして「ソビエト体制」、「ソビエト憲法」、「プロレタリア独裁」がこの系列に位置づけられていたことが考えられるが、これらがむしろ現実に展開していることからであることも指摘しておこう。これらは、後に「社会科」の「現代」的内容のテーマとして独立して来るのである。

さてこれに対して、第二の系列の「人々の労働活動」の部分は、一部（鉱業部門）を除けば、構成上その変化はみられず、1922年のプログラムを基本的に継承している。しかしこの部分は、このプログラム概要において、「社会科」の範囲に位置づけられるようになって来る。ポクローフスキーが、先に引用したプログラム概要について、それが「私のみ限りで最も優れた歴史と社会科に関するプログラムである」⑦と述べた時、また、第三の系列を「歴史的系列」と他方で述べる時、「社会科」とは、もはや一年前のクループスカヤが考えたような第三の系列にはなく、第二の、「農業」や「工業」の「労働」や「労働組織」の問題を対象とするものとなって来ていた。

ほぼ、同時に作成された、「社会科」のプログラムでは、例えば、第5学年のその目的は、「現代ロシア農村の制度と生活様式の研究、現代ロシア農村の窮乏と経済的発展の研究…」⑧と記され、「現代」を強調するものとなっている。また、歴史に関するプログラムにおいても、コヴァレンスキーによれば、第5、6、7学年の「3年間の課程の中心的な部分は現代とその起源である」と述べられて⑨いた。

こうして、歴史教育に対して「社会科」教育が「現代」的内容を有することで、従来の歴史教育とは異なった位置に浮かび上がると同時に、歴史教育もまた「現代」のその「起源」という目的を与えられることによって、従来の歴史教育とは異なる内容を要求されることになる。つまりこの段階では、「社会科」教育と歴史教育の両者が「現代」を目的としつつも、並行する課程が予定されていたのである。ところが、「社会科」＝「現代」という強調は、シュリギーンの次のような言葉とともに、歴史教育一般の否定の可能性をも有していた。「過去のこと」は、「現在のなもの、現代を理解し学習することを補助する

限りで<sup>⑩</sup>学習されるべきであると。クループスカヤが、1922年のプログラム概要について解説した際に、「現在のものをよりよく理解するためには過去のことを知らなければならない<sup>⑩</sup>と述べたところとはかなりの距離があった。

さて、1923年のプログラム改訂直後、教員の間で「社会科」自体はどのようなものとして理解されていたらうか。

1924年2月末に、ジャーボロンコフ（Жаворонков, В.）は、モスクワ市教育労働者中央会館における、社会科教員、言語科教員の集会で、「社会科とはいったいどういうものなのか」と題して講演を行っている。彼は、自分の見解を述べる前に、当時の状況について、「社会科」の理解はまちまちであり、「理解の仕方と同じ程度に専門家がいる」と述べている<sup>⑪</sup>。

ジャーボロンコフによれば、モスクワには「社会科」反対派が存在し、彼らは「社会科」を歴史にすりかえており、そこでの歴史は「古い政治的事件や国家の歴史<sup>⑫</sup>」に関するものであった。前年のジュピンスキーによるモスクワの状況報告からすれば、このような歴史教育のみがなお展開され続け、「社会科」への抵抗が少なからずあったことは容易に想像がつく。

しかし、ジャーボロンコフがいうように、「社会科」の様々な理解やこれに対応した少なくない「専門家」の存在は、少なくとも、「社会科」教員が圧倒的な少数派ではなくなって来たことを示すものである。

モスクワやレニングラードを中心とする地方で「社会科」は、ジャーボロンコフによれば、次の様な内容のものとして理解された。それは、その枠組でいえば、「歴史、政治経済、社会主義などの教科を機械的に統合」した一教科としてあったり、また従来からあった「社会学」を想定したもの、「全く新しい科学」、「あらゆる社会科学を抽象したもの」などであった。その内容では、「どのようにして新しい社会を建設するかを説明するための、歴史や政治経済、社会学などの学問の素材を利用する、現在、過去、未来の社会に関する科学」であるもの、また、従来の法学と同じだが、「ソビエト憲法と時事」を付している「公民学—ソ連邦の現代的公民を準備する」ものなどがあった。後者は、各地方のプログラムに少なからずあったという<sup>⑬</sup>。「社会科」という聞いたこともない教材に、教員たちはおそらく戸惑いながらも、これが全く新しい学問であること、そしてそこでは社会の新しい段階と結びつかずにはおられない内容が予定されていること、これらのことは、以上の諸理解のうちに窺えるであろう。

ジャーボロンコフ自身は、「社会科の正しい理解」を次のように述べた。統一労働学校では、「現代を理解させるために、我々の時代と過ぎ去った時代の労働・社会生活を子どもに理解させる」こと、そして、「一定の世界観を形成させるために、子どもに自分の労働や社会生活を、さらに大人の労働や社会生活を理解させる」ことが必要であり、「社会科」では、第一には、「労働実践と社会的実践」、第二には、「世界観の形成」のための「社会生活の認識」が必要であるという<sup>⑭</sup>。

このジャーボロンコフは、グースの路線をほぼ正確に理解しその普及に努めていたといってよい。しかし、この「社会科」の二つの課題を述べたあとで、「過去のことの知識は、現代の理解にとってのみ重要である<sup>⑮</sup>」との付加は、先に述べたような歴史教育否定の方

向の危険性をもっていただけは述べておかねばならない。

以上のように、グースは、歴史教育を否定したわけではないが、「社会科」教育をかなり強力に打ち出し、その「現代」性を強調した（歴史教育とは、という問題提起は少なくとも1926年頃まで、教育人民委員部の機関紙『国民教育』やグースの機関紙『新しい学校への道』にはひとつも見られない）。しかし1924年を通じて、「社会科」－「現代」教育はなお十分な地歩をかためる状況になっておらず、むしろ、ジャーボロンコフが1926年に過去を振り返って、「1924年から学校での現代がようやく成功し始め、工場や村落を調査してきた」段階であった。それが、1925年になって、モスクワやレニングラードなどの学校で、「歴史のプログラムと並んで現代のプログラムがある」状況に変わったのだと述べている<sup>⑩</sup>。この状況は1925年にグースがプログラムの再改訂を行ったことと関連するが、グースが推す「社会科」－「現代」教育の路線と歴史教育のうちに残存している古い「歴史」教育の路線が一定の対抗関係に立ったと思われるこの1925年頃から、次第に、「社会科」教育における「現代の歴史」ないし、「現代と歴史主義」の問題がさかんに論じられるようになるのである。

## II. 1925年プログラム改訂

1925年、グースは直接には1923年のプログラムの「社会科」教育の実践の経験から、そ

### 1925年社会科プログラム<sup>⑩</sup>

第5学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業の諸形態</li> <li>2. ロシアにおける農業の発展（地主と農奴）</li> <li>3. 加工工業の諸形態</li> <li>4. ロシアにおける産業資本主義の発展</li> <li>5. 都市と村落の関連</li> </ol>
第6学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市と村落の間の交換</li> <li>2. 我が国工業の基本的部門の組織とそれらの発展（ソ連邦の国民経済）</li> <li>3. 社会階級と階級闘争（労働と資本の対立、労働者階級の革命闘争、ロシアにおける労働者階級の闘争）</li> <li>4. ソビエト体制とソ連邦憲法</li> <li>5. 村落の生産上の課題と文化的課題</li> </ol>
第7学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 世界経済の発展</li> <li>2. 帝国主義と労働者階級の闘争</li> <li>3. 資本主義から共産主義への移行体制としてのソビエト体制</li> </ol>

の改訂を余儀なくされた。その改訂は、各学年、第5学年と第6学年に、「農業」と「都市と都市の工業」を対応させて、年間の授業を組むことは困難であること、特に冬期間の学習で、都市部の学校は通常より以上に、「見学」や農村の「資料の収集」が不可能となり、逆に村落の学校でも同様の問題が生じているという事情によるものであった。ピストラック（Пистрак, М.）によれば、その改訂は妥協的なものであり「マルクス主義的には全く正しい」定式、つまり、「農業生産から都市生産を通じて資本主義と階級闘争、世界帝国主義と共産主義革命によるその克服」へと向かう教育と現状との妥協であった。第5学年と第6学年に、「農業」と「都市生産」の両者を含め、「農業」に関する教育を春と秋に予定するプログラムに修正することとなった<sup>9</sup>（前ページ掲載表参照）。

以上の妥協は、しかし、もうひとつの大きな改訂を伴った。以上の「社会科」のプログラムを見てわかるとおり、1923年のプログラムの第二の系列と第三の系列とが一本化（ピストラックはこれを両者の「統一」<sup>10</sup>と呼んでいる）されており、従来の歴史的系列は、第5学年の2と4、第6学年の3、第7学年の2へと振り分けられている。そして、例えばこの1925年の社会科プログラムの第5学年の2と4を指して、ピストラックはこれは「歴史的テーマ」であると特別註記をしている<sup>11</sup>。つまり、「社会科」のうちの「歴史的テーマ」なのである。少なくとも、1923年の第三の系列において第5学年から第7学年へと向かう課程は「歴史的系列」としての展開の可能性をもっていたし、歴史の固有のプログラムも有していた。しかし、この1925年の「社会科」プログラムでは、先行するテーマに従属する形でのみ意味をもったにすぎない。

さてその一方で、第5学年の5、第6学年の1のように、「都市と農村の関係」、「交換」<sup>12</sup>、の設定や歴史系列からの、「ソビエト体制とソビエト憲法」の分離独立、「村落の生産上・文化的課題」のように新たな現代的テーマの比重が高まっている。このプログラムについて、ストラージェフが、やはり「社会科」の「根源的な基本的な学習素材は、現代であり、それは現代の社会関係と現代の社会-政治的課題、至上命令としてのプロレタリア革命を前進させる」<sup>13</sup>課題であるという時、先に述べた歴史的テーマの位置は、「社会科」の一部として、しかも、「現代」を目的とする「社会科」に従属するものであった。すでに触れたマルクス主義者歴史家協会内の方法部門は後にこの歴史の位置づけを「社会科の織物に縫いつけられた切れっ端」<sup>14</sup>だと批判した。

以上のように、1923年から1925年にかけて、古い歴史教育の現実の展開と現実の政治的社会的諸課題の要求に迫られるなかで、グースは「社会科」教育を、「現代」の教育を前面に押し出し、「歴史」的素材の学習の方はほとんど自立的展開を不可能にする状況にまで追いこんでしまった。

しかし、このような展開のなかで、歴史教育の意義やまた「社会科」教育における歴史教育の位置、役割をめぐる議論が、少しずつ現われて来ていた。先に触れた1925年プログラムに関する解説のなかで、ストラージェフは、「現代と歴史」という一項を設けて、歴史の「社会科」における位置づけを彼なりに展開している。

まず第一には、「社会科」教育の「学習の素材の基礎」としての「様々な人間の労働活動による生産の諸形態」、これはそのうちに「今日相互に作用し合っているだけでなく、

しばしばはるかに遠い時代やあるいは将来の芽を現わしている」のであり、そこでは、「『歴史的』に現代的なるものを見るのが可能である」というように、「歴史主義は社会科のあらゆる内容に自己を浸透させている」<sup>⑧</sup>のであった。このように、「現代」をひとつの歴史的観点で捉えることの必要を述べている。しかしあくまでも歴史の素材は、社会科教育の主人公にはならないのであると述べる一方で、歴史的テーマを素材とする学習、つまり歴史教育の課題を以下のように設定している。歴史の授業の自立的展開が危うくなったこの段階において歴史的授業としての、課題が建てられようとしているのである。

「歴史的授業の課題は、より現実的に構成されなければならない」、ストラージェフによればそれは、以下のことを示すことであった。「ロシアとその他の最も重要な外国における社会勢力の結合と発展、……（彼らは）資本主義との労働者階級の革命闘争を、最も親密な形において条件づけかつ準備し、ロシアにおける十月革命を成し遂げ、それを発展させるかあるいは今は、世界の資本主義的な生産関係が一定程度存在するがゆえに、ロシアの内外でこれに敵対している」状況を示すべきであると。その時代でいえば、「人類の歴史的発展の段階は、そのすべてを含めず、商業資本（根源的モメント）とそれとの産業資本の交替、工業プロレタリアートの生成、労働者階級とブルジョアジーの戦闘、資本主義の発展と最盛期、農業における資本主義の発展と農民の運命、資本主義の最新の段階としての帝国主義、階級闘争の拡がりや激化、資本主義制度の混乱、その他…」を歴史的授業に入れるべきである<sup>⑨</sup>と。以上のようにストラージェフがあげている歴史的授業の時代枠は、以前と変わらないが、彼の展開では、農奴制とそこからの農奴解放のテーマが資本主義の発展のなかに埋もれてしまっている。これは、この1925年のプログラム改訂と関連するものである。つまり、これまでは、農奴制、地主と農民というテーマは第5学年において、一貫したテーマであったが、今度は、この同じ学年において、このテーマと同時に「産業資本主義」が位置づけられた（1925年の社会科プログラム、第5学年の2と4を見よ）のであり、第5、6、7年全体としてみれば、農奴制の問題が圧縮される結果となったのである。

「社会科」教育における歴史教育の位置やその内容については翌年、1926年に一つの方向性を見い出すことになる。

## 第Ⅱ章 註

- ① ルナチャールスキーは、ある講演のなかで統一労働学校の全課程のプログラムについて次のように述べている。プログラムの「基礎には、中心的な現象としての人間労働が据えられている、そこから出発して、一方では自然が認識され、なぜなら労働過程において人間は自然を知覚し自らの世界観を構成するからである、他方ではその同じ労働において、我々の社会体制が徐々に生じて来た」のであると。（《Н.П.》，1923, No. 4—5, стр. 74.）
- ② この論文の傍頭の「報告テーゼ」の要旨は以下のとおり。
  1. マルクス主義理論とは、「貴族的教養」ではなく、「生活」をあるがままに説明するものである。
  2. 教授におけるマルクス主義的な見地はコンプレックスシステムを通じて、「一定の世界観の普及」を予定するものである。

3. マルクス主義的世界観の基本的特徴は、唯物論と弁証法である。
4. 唯物論的理解を与えるためにはまずは自然科学がその役割を果たす。しかしそれは理論においてではなく具体的な説明において。
5. 弁証法の理解、これは「世界」の歴史、すべてのものは、生成、消滅していくことが示される。
6. 自然現象からの移行が何よりも容易で簡単なのは、それが物質的な条件に特に明確にはっきりと従属する農業である。農業の形態の変遷、これは、家族の弁証法の説明、続いて社会階級（奴隷、農奴、農村プロレタリアート、小作とこれらに対応する大土地所有の形態）の弁証法の説明へと進む。
7. 「農業から資本の発生（商業資本に始まり工業の分離、半農村的工業の搾取形態（家内生産）へと移行するのが望ましい」。そこから、「現在の産業プロレタリアートの発生、大規模生産、株式市場、銀行、金融資本、帝国主義へ」、他方で、農業からは、「農業集団化の最も単純な諸形態」、続いて「容易に社会主義の理解へと移行する。」
8. 「物質的な基礎から上部構造へどのように移行するか」、「最も簡単な連関」、それは「宗教」であるが、そこから始める。「宗教的信仰」には二つの観点から語られる。第1に、これが「原始人の無教養」から説明される不十分なものとして、それに関する「物質的基礎」を、すでに科学的に明らかにされている事実に関わり、説明すること。第2に、宗教は、「搾取階級の道具」として示されなければならない。
9. 最後に、「世界の唯物論的弁証法的説明が最も明解で望ましい」、特にこれが、「実践と結びつき、……労働を助けるものである」から。
10. 唯物論的世界観は搾取階級にとっては、不利で最も抑圧され搾取されたプロレタリア階級によって支持された世界観である。

以上の典拠は以下のとおり。Покровский М. Н. "Марксизм в программах школы I и II ступени," (Н.Ш.), 1924, No. 4—5, стр.11—12.

- ③ (Н.Ш.), 1923, No. 7—8, стр.221.
- ④ Шульгин, В. Н., "Современность и дети," (Н.П.), 1923, No. 6, стр.104.
- ⑤ Коваленский, "Что преподавать?," там же, стр.108.
- ⑥ (Н.П.), 1923, No. 4—5, стр.78—79.
- ⑦ Там же, стр.67.
- ⑧ Там же, стр.69.
- ⑨ 駒林邦男, 「ソビエト学校史における1931年——グウス・プログラムから教科主義プログラムへの転換——」, 『岩手大学学芸学部研究年報』, 第15巻（1959年）第1部, 215ページ。
- ⑩ Коваленский, указ. статья, стр.112. コヴァレンスキーによれば、1923年のグースの歴史に関するプログラムは、以下の構成で考えられていた。  
第5学年、農民と地主、両者の相互関係、農奴制、農民の身分的解放、農民の進歩に至るまで、農民の解放に至るまで、農民運動。  
第6学年、産業資本主義、生産における商—工業革命と社会進歩、ブルジョアジーの成長、プロレタリア革命、現代世界と現代のロシア

第7学年、共産主義の時代の一層の基本的知識、特にプロレタリア革命について、現代とその起源。( Там же.)

- ⑬ Шульгин, указ. статья, стр.104.
- ⑭ Крупская, указ. статья, 〈Н.П.〉, 1922, No. 3, стр.9.
- ⑮ Жаворонков, В., 〈Что такое, наконец, обществоведение?〉, 〈Н.Ш.〉, 1924, No. 3, стр.55.
- ⑯ Там же, стр.56.
- ⑰ Там же, стр.56—57.
- ⑱ Там же, стр.57.
- ⑲ Там же.
- ⑳ 〈Н.Ш.〉, 1926, No. 5—6, стр.65.
- ㉑ Пистрак, М., “О программах I центра II ступени” 〈Н.П.〉, 1925, No. 5—6, стр.59—60.
- ㉒ Там же, стр.61—62.
- ㉓ Там же, стр.61.
- ㉔ Там же, стр.62.
- ㉕ この「交換」のテーマのうちには、ストラージェフによれば「経済地理」, 「商業」, 「協同組合」の三つの分野が含まれている。(Стражев, Ал., “Объяснительная записка к программе по обществоведению I — го центра II ступени,” 〈Н.Ш.〉, 1925, No. 3, стр.108.)
- ㉖ Стражев, там же, стр.100.
- ㉗ Стражев, указ. статья. 〈П.И.〉, 1957, No. 9—10, стр.68.
- ㉘ Стражев, указ. статья, 〈Н.Ш.〉, 1925, No. 3, стр.100.
- ㉙ Там же.

### 第三章 「社会科」教育における「現代」と「歴史」

#### I. 「社会科」における「歴史主義」

以上にみて来たように、「社会科」における「現代」教育の方向を強調してきたグース内では、1925年のプログラムの作成時から、すでに歴史教育の位置づけをめぐる一定の議論が開始されていた。この動きがグース内で1925年のプログラムの再考を促す形で明確になるのは、翌年の3月のことである。

1926年3月に、グースの教育科学部の主催で、「社会科の原則として歴史主義を採用する問題」を議題として開催された。ルナチャールスキーを議長とし、クループスカヤを提案者として、計30名の会議であった<sup>①</sup>。この会議の召集は、クループスカヤによれば、若者の間で「現象の成長的発展的理解が欠除」<sup>②</sup>しているという事態を背景としていたが、すでにみた「社会科」教育の展開のある程度当然の結果といえるものであった。

クループスカヤは、以下のような報告をしている。現在使われている1925年の社会科プログラムの基礎には、「現代」の学習が設定されている、が一方、「歴史」の学習は「現代」のように位置づけられておらず、ただ「歴史探策」(これも「現代」の理解を深める目的で)のみがあるにすぎないと。現在のように「歴史」の学習を「現代」の学習から独立させず

に「社会科」の教育が存続するとすれば、むしろそのことで生徒は「事実の現実的な学習」も、また現代を解明しその理解を深めることができるはずの歴史の知識も得ることがないであろう<sup>⑩</sup>と述べ、このプログラムの再検討を提起した。

クループスカヤも、「社会科」教育の中心的な要めが「現代の学習」にあり、「歴史はこの現実を一層深く理解するために」あることを前提としたが、これに加えて、以下のことを強調した。「そして特に現代的な事実の発展方向の理解、つまり、現代社会はどこへ向かって発展するのか、社会的発展はどこへ向かっているのか、これらの理解のために必要なのである」<sup>⑩</sup>と。このように述べたあとで、歴史の学習がこの目的を果たすためには、この学習を現代の学習から分離させなければならないといい、その理由を、彼女は次のように述べる。「歴史、これは、一方でそれがある歴史的時代における社会生活の様々の側面の相互依存性を解明するときのみ歴史であり、他方で、歴史がある時代が次の時代へとどのように転化するのか、この成長転化を生み出す原因はどのようなものかを示すときにおいてのみ歴史なのである。いいかえれば、歴史はすべて史的唯物論の見地から組み立てられることが必要である」<sup>⑩</sup>と。歴史において社会はひとつのトータルな性格をもって展開するものであり、「現代」の個々の現象に結びつけた過去の現象の学習に意味はないことと、そして、むしろ、現代という社会全体が過去にどのようにあり、将来どのように「成長転化」していくのかを解明しなければならないし、また、このことが学習されなければならないと述べたのである。

彼女は、その独立させた「歴史」の課程の対象を、以下のように述べた。「現代により近接した時期、農奴制の発生の時代から始めて、農民改革を中心にして、現代に導く、こういう時代を採用すべきである。主要な軸はロシア史である。その構成の際に、……歴史と現代との関連がつけられている」<sup>⑩</sup>のものでなければならない。

こうして彼女は、「歴史」を「現代の学習」から分離させ、教科として全学年を通じて展開させることを提起した（あわせて、彼女は、第5－7学年の生徒に関する以上の提案とともに、現状として第8学年のみで「歴史的各時代の社会学的概観」をすましている事態を緩和させること、これには少なくとも2年間が必要であるとの提案を行った）<sup>⑩</sup>。

この提案に対して、ジャーボロンコフは、「社会科」教育の「現代」化をめざしてきた立場から、「現代」から「歴史」を分離させず、両者のコンプレックスによる統合をあくまでも追求すべきとし、強く反発した、しかし、他方、彼の目の前で進行している事態、彼の言葉では、「歴史の無教養」という事態については、彼なりの解答を行わなければならない。彼は、「我々に必要なのは子どもに、現代のための歴史的展望を与えること」でありそのために「ソ連邦の起源を説明すること」は、意味をもつものであると述べ、その限りでは、第6学年にのみ、ソ連邦の成立に関する「歴史的素材」の学習を認めた。があくまでも、「現代と並行しての歴史の体系的課程でもなく、また、特別の科目の独立でもなく」<sup>⑩</sup>という条件でこれを提案した。

彼の第5学年から7学年にかけての「社会科」のプログラム案は以下のとおりである。

第5学年では、「現代を、すなわち、都市と村落をそれらの相互関係において、与えるべきであり、農民、職人そして労働者の労働を与え、生徒を連携の思想へ導くべきである。

第6学年では、ソ連邦の発生にともなう歴史的な素材から始めること、つまり、農奴制からのロシアの歴史を与え、それから、ソ連邦の成立へ、そして自らの州の学習で終るようすべきである。

第7学年では、ソ連邦を他の国々と比較し、ソ連邦と資本主義国における資本主義との闘争がどのように行なわれているかを示す必要がある<sup>⑩</sup>。」

ポクロフスキーは、クループスカヤの主張に対し、過去にあったような、「二つの柱に分ける必要はない、調和させることが必要でありそれは可能である、社会科と歴史を調和のとれた社会の歴史の課程として調和させることが必要である」<sup>⑪</sup>と歴史の学習の独立には反対した。しかし、その「社会の歴史」なるものの課程において、以下のことが必要であると付け加えていた。

マルクス主義にとって「歴史主義」とは、第一には、「マルクス主義が各々の現象をすべてその具体性においてとらえ、抽象的にはとらえないこと」、第二には、「現象を運動の状態、発展の状態においてとらえることである」、また、青年を教育する場合も同様であり、「各々の社会現象」、「これを一定の具体的な連関において具体的にとらえ、そして第二に、これを発展においてとらえること」を教育する必要があると<sup>⑫</sup>。

ルナチャールスキーも、歴史の学習を独立させることに難色を示しつつも、クループスカヤの提案の主旨に賛成して、次のように述べた。「世界観とは若干のマルクス主義の抽象的な法則を『語り』、マルクス主義という『言葉』で馬のようにいないたり理想主義の言葉に歯をむき出しにしたりすることではない、そうではなく必要なことは、15才の男子と女子がソビエトロシアとは何であり、それは、農民的大貴族的なツァーリのロシアからいかにして出現したのかということ、をはっきり理解することなのである」<sup>⑬</sup>と。

ゴルドーン（Гордон）は、以上の議論の流れのなかで、「ロシア史の知識」（〔19世紀〕「60年代から17年までと、これに続くソビエトロシアの歴史」）のみならず、現代を理解するために必要な限りで、西欧史からの知識をも与えるべきであると付け加えた<sup>⑭</sup>。

この他、レレーヴィッチ（Лелевич）が、歴史に関する最小限の知識の教授は必要であること、そして、これを否定する方向を「狭隘なプラグマティズム」「アメリカニズム」とであると批判し、その危険性は、「生活からの遊離の危険」に比べより少なからぬものとして存在することを述べた<sup>⑮</sup>。

結局、この会議では、大筋として、社会科にいわゆる「歴史主義」が採用されることの必要と、主としてロシア史の知識を中心とした歴史の知識が与えられることがもられた以下のようなルナチャールスキーの「決議案」とゴルドーンの補足提案が採択された。それは以下のとおりである。

「社会科の課程が行なわれる際に児童が受ける素材は、……生徒に現代のソビエト体制の全体像を歴史的基盤の上において与えるよう編成される必要が認められる。」

「歴史的な知識は現代の体制の発生の過程に関する完全な理解を与えるべきであり、過去のピョートル前のルーシの社会構成体から始めるべきである」

「世界史の事件に関しては、それがソビエト体制の確立の過程を解明する限りで、……導入される」<sup>⑯</sup>

以上のように、この会議の「決議」は、「現代」から「歴史」の学習の独立をはっきりと認めただけではなかったが、その後の過程において、知られているとおり、1927年のプログラムでは、歴史の「課程が導入」されてくる、つまり、独立の歴史プログラムが成立してくるのである。

## II. 1926年「社会科」(現代)プログラム案と1926—1927年農村青年学校「社会科」プログラム改訂

先のグースでの会議後、1927年のプログラム改訂(ここではカリリョーフによれば「歴史」の課程が導入された<sup>⑩</sup>とされているのだが直接これを史料で確認できない)に至る間に、会議での決議の具体化に向けて2つの過程が確認される。そのひとつは、1926年9月に『新しい学校への道』に発表された、「社会科(現代)」プログラム案とその解説文で示された統一労働学校の第5～7学年用のプログラム改訂の動き、もうひとつは、この学年に相当する農村青年学校上級課程の生徒第1～3学年用の「社会科」プログラムの改訂の動きである。

まず、1926年9月に発表された「社会科(現代)」プログラム<sup>⑩</sup>を引用しよう。これは、先の1925年の社会科プログラムと比らればわかる通り、「歴史的テーマ」が除かれた「現代」の部分の「社会科」なのであり、この時点で、「歴史」部分のプログラムは未成立との註記<sup>⑩</sup>のあることからわかるとおり、「社会科」は、クループスカヤの提案どおり「現代」と「歴史」が分離することになっていた。

このプログラムの解説文では、以下の点が述べられている。まず、前年(1925年)の<sup>⑩</sup>

統一労働学校、第5、6、7学年用  
1926年社会科(現代)プログラム案<sup>⑩</sup>

第5学年	1. 村落、農民の経営、農業の諸形態 2. 都市、生産の中心として 3. 都市と村落の関連
第6学年	1. 地域とソ連邦の国民経済 2. ソビエト体制とソ連邦憲法 3. 村落における我々の課題
第7学年	1. 世界経済 2. 資本主義から社会主義への移行体制としてのソビエト体制

プログラムに対して、修正が必要となった理由について、それは、第一には叙述の簡単化、定式化と編成替え、第二には、「社会科の課程における歴史の位置づけの問題に決着をつけること」<sup>⑧</sup>の2点をあげている。

後者の点について、若干詳しい説明をしている。現在、歴史に関するプログラムは作成中であるが、「歴史の位置づけの問題」を解決する際に考慮すべき条件として以下の3点が必要とされている。第一に、「社会の発展の歴史的過程を理解することなしには現代を理解することはできないということは全く明らかである。昨年のプログラムは、全体として歴史的素材を含みつつも生徒に、正しい歴史的展望を育てるのに必要な継続性も系統性もないこと」、第二に、上級の7、8学年では歴史の系統的学習には時間が不足していて、「社会学的概説」となっており、そこでの負担を緩和するための措置が必要であること、第3に、しかし、現代的なテーマと歴史的テーマが社会科において、交互に行なわれることが予定されるが、このことによってその際に各学年のコンプレックスがくずれることを考慮に入れておく必要があること<sup>⑨</sup>。以上のように、前二者の点において、先の会議でのクループスカヤの提案による改訂の方向が確認される一方、なおジャーボロンコフらのコンプレックス主義者の懸念が表現されている。

「現代」と「過去」(歴史)との関連については、単に「現代と過去へと社会科のプログラムを二つの分野に、互いに並行した二つのプログラムに分けることが望ましい」という結論も出て来るが、その際には、各学年において、必ず、「現代がその歴史的根源において理解されるように、現代と歴史の間に関連のあるプログラムでなければならない」<sup>⑩</sup>ことに特に注意が促されている。先の会議で決定されたルナチャールスキーの決議案における、「現代の体制の発生の過程」の理解に必要な「歴史的知識」という、そこでの「歴史」の位置づけをほぼ正確に実現しようとしていた。

最後に、なお「歴史」のプログラムは、数ヶ月のうちに作成されるであろうと予告しつつ、「歴史的素材」の選択の際に、生徒が以下のような「知識や理解」を得ることが考慮されてなければならないとしている。第一に、「ロシア史および、世界史からの最も重要な基本的事実の知識」、第二に、「歴史的過程に関する理解」、第三に、「過去における現代の諸起源の解明を深める基礎」<sup>⑪</sup>、以上の3点であった。

さて、以上の統一労働学校の第5～7学年のプログラム改訂の方向は、先に触れたように、農村青年学校の上級学年のプログラム改訂に明確に実現している。1926年10月には、農村青年学校用の「社会科」プログラムが出され、さしあたり、ジャーボロンコフが提起したような形で、3学年全体としては、「現代」的な流れを主軸にしながらも2年次に「歴史」的テーマを集中して展開しているプログラムが予定されたが、その半年後、1927年4月には、以下の図表のように、社会科を「現代」と「歴史」の両プログラムへと分離させるようになる。

(i) 社会科プログラム（現代）㉔

第1学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>ソビエト体制と村落</li> <li>農業の状態</li> <li>村落における協同組合</li> <li>村落の生活と文化活動の課題</li> <li>村落に顔を向けよう</li> <li>5月1日一勤労者の祝日</li> </ol>
第2学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>我が州の経済、政治、文化上の特徴</li> <li>すきからトラクターへ、手工業から工場へ</li> <li>我が州及びロシアにおける農奴制</li> <li>我が州及びロシアにおける産業資本主義の発展</li> <li>1905年の革命と反動の時代</li> <li>1914年の戦争</li> <li>二月から十月へ</li> <li>十月革命後の労働者階級と農民の同盟</li> </ol>
第3学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>ソ連邦の多様な生産形態とその条件</li> <li>世界経済</li> <li>ソ連邦と資本主義世界</li> <li>社会主義革命</li> <li>我々の一連の課題</li> </ol>

第1学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>村落におけるソビエト</li> <li>農業の状態</li> <li>都市と村落、その相互の援助</li> <li>協同組合、新しい村落への道、社会主義への道</li> <li>村落の生活と文化活動の課題</li> </ol>
第2学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>ソ連邦国民経済と我が国の工業化</li> <li>党、コムソモール、ピオニエール</li> <li>村落における党の政策</li> </ol>
第3学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>ソ連邦と資本主義体制</li> <li>西欧と東洋における労働者の闘争</li> <li>我々の一連の課題（結論的テーマ）</li> </ol>

(ii) 社会科プログラム（歴史）㉕

第1学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>商業資本の発展 農奴制、大衆的農民運動</li> </ol>
第2学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>西欧において産業資本主義はどのように発展したか（最も簡単な知識）</li> <li>ロシアにおける産業資本主義の発展（19世紀）</li> <li>1905年革命と反動の時代</li> </ol>
第3学年	<ol style="list-style-type: none"> <li>世界戦争</li> <li>二月から十月へ</li> <li>十月革命後の労働者階級と農民の同盟</li> <li>西欧史より</li> </ol>

こうして1927年に成立した「社会科」は、1920年代前半のジグザグとした過程の一つの到達点として、そのうちに、「現代」と「歴史」の両プログラムを設定することになった。こうして成立した「現代」と「歴史」は、何を指すものであったのだろうか。このプログラムが農村青年学校に関するもので若干の農村的教材への傾斜はあるものの、基本線において、統一労働学校のそれと同じである。このプログラムを若干その内容に入れて見てお

こう。

まず、「現代」についてみてみよう。このプログラムでは、各々のテーマにそくして小項目がたてられ、特に重要な一マには、「結論」というものが添えられている。それは、第1学年の第1と第4、第2学年の第1と第3、そして第3学年の第1に関してのものである。以下にこれを引用しておこう。

〈第1学年〉

1. 村落におけるソビエト

〔(1) ソビエト権力はすべての勤労者のその建設への参加を基礎とし搾取者を圧倒して打ち立てられる。(2) ソビエト権力は労働者と農民の同盟を基礎として打ち立てられる。(3) ソビエト権力はあらゆる民族の勤労者の友好的な同盟を基礎として打ち立てられる。(4) 村落ではソビエト諸機関は何よりもまず貧農と中農の利害について配慮し彼らを団結させなければならない。〕<sup>◎</sup>

4. 協同組合、新しい村落への道、社会主義への道

〔(1) 協同組合—村落の生産力を高める手段である。(2) 協同組合は工業と農業の直接の関連を確立し私的な仲介者を根絶し仲介者の儲けとなる割増金を免れるようにする。(3) 協同組合は貧農や中農の境遇を改善する道具でありまたクラークの抑圧との闘争の手段でなければならない。(4) 協同組合は貧困に特別な注意を払わなければならない、(5) 協同組合は活発なものとなるであろうがその欠点は全組合員の側からの事業への参加やその管理（組合の活発化）という条件のもとでのみ、正すことができる。〕<sup>◎</sup>

〈第2学年〉

1. ソ連邦国民経済と我が国の工業化

〔(1) 国民経済における工業の指導的役割。(2) 資本家の手中にある工業は農民の経営を破壊した（これは歴史の課程から明らかになっていなければならない）。(3) 労働者の国家の手中にある工業は農民の経営を助けその向上と改善を助ける。〕<sup>◎</sup>

3. 村落における党の政策

〔(1) ソビエト権力のあらゆる政策は、労働者階級と農民との密接な同盟を基礎に打ち立てられる。(2) この同盟の強化なしに経営の発展と勤労者大衆の福祉の向上はあり得ない。〕<sup>◎</sup>

〈第3学年〉

1. ソ連邦と資本主義体制<sup>◎</sup>

〔左欄〕(1) 資本主義社会は階級に分かれている。権力の座には、労働者階級と農民を抑圧し搾取するブルジョアジーが居る。資本主義社会の死滅はなぜ避けられないのか。(2) 資本主義諸国の労働者と農民の課題、ブルジョア国家に抗して闘うこと、権力の奪取、生産手段の獲得。〕<sup>◎</sup>

〔右欄〕(1) 社会主義のもとで階級は消滅する。現在、ソ連邦でも同様である、ブルジョアジーは転落した、権力の座には労働者階級が居る、労働者階級には自らの同盟者、農民が居る、労働者階級は社会主義を建設しそこに農民を導く。労働者階級は社会の階級分裂の根絶を目ざしている。(2) ソビエト連邦における労働者と農民の課題はプロレタリアー

トの独裁を強固にし防衛すること、社会主義工業を発展させること、農業を盛んにし協同化を行うことである。】<sup>⑧</sup>

ここには、ようやく安定化して来た「ソビエト権力」の階級的基礎、とくに「労働者階級と農民の同盟」を基盤とするその政治権力の性格と、そして他方で、当面する「工業化」と「協同組合」化がソ連邦の「国民経済」の展開の軸として、とくに前者が「指導」的役割をなすという経済の新しい方向がここでは示される。これらは、1920年代の政策展開の積み上げの過程であり、政治権力の問題（例えば「労農同盟」や「プロレタリア独裁」）はすでに1923年の改訂から、「協同組合」化は、1925年の改訂から、そして、「工業化」の問題がこの1927年に、現われて来たのである。つまり、政治経済の諸課題がこの「現代」「社会科」のうちにその位置を確固たるものとして来たのであった。

「社会科」の歴史部門に目を向けてみよう。この「歴史」のプログラムは基本的にロシア史の知識が系統的に展開されることが予定され、「西欧史」の知識は、量、内容とも圧縮されている<sup>⑨</sup>。ここでの主要テーマ「結論」は、以下のようなロシア史の知識に関するものだけである。

〈第2学年〉

2. 「ロシアにおける産業資本主義の発展（19世紀）」の第3番目の項目、『農民の解放』に関して

「農民改革は農民の利害においてでなく（それは農民をプロレタリア化した）、発達しつつある資本主義とまさに地主の利害において行なわれた、農奴制の遺物は改革後十月革命に至るまで見受けられた。」<sup>⑩</sup>

2. 「ロシアにおける産業資本主義の発展（19世紀）」の全体に関して、  
「資本主義は、発達しながらも、それ自身自らの墓掘人を生み出す。」<sup>⑪</sup>

3. 「1905年革命と反動の時代」、

「1905年革命では、労働者階級の登場は農民や兵士の登場と一致したものではなかった。協調主義的な政党は革命に敵対した。このために革命は成功しなかった。」<sup>⑫</sup>

〈第3学年〉

2. 「二月から十月へ」の全体に関して、

「十月革命は、労働者と農民の同盟のおかげで勝利した。」<sup>⑬</sup>

すでに、歴史の学習の独立、系統性の必要性が確認される過程で、その歴史が「現代」との関連をもち、「現代の起源」としての歴史を認識させるものでなければならないとの方針は明確であった。さらに、その過程では、ジャーボロンコフは、その「現代」は、「ソ連邦」に重点を置き、歴史を、「ソ連邦の起源」として構想していたし、ルナチャールスキーは、ソビエトロシアは「農民の大貴族的ツァーリのロシアからいかにして出現したのか」という内容を想定していた。そしてそこでの「歴史」からの最大の「教訓」は、当時のソ連邦にとっての「現代」的課題であるところの「労働者と農民の同盟」であり、これによって、革命が勝利し得たし、また、この「革命後」も、第3学年の第3のテーマのように、ソ連邦が展開していく基軸であり続けたのである。このような方向は、1925年のプログラムにあった「社会階級と階級闘争」（第6学年）や「帝国主義と労働者階級の闘争」（第7

学年) というテーマでのいわば世界史の一般的方向を描こうとしたのとは異っていた。

### 第三章 註

- ① この会議には、本文で登場する人物の他に以下の人物が参加している。ルドニエフ (Руднев), クルペーニナ ( Крупенина ), アクセリロート ( Аксельрод ), ストラージェフ, ピストラック, シャツキー ( Шацкий ), ジュヴィンスキーなど、この期間の教授法—教育学者のほとんどが参加している (《Н.П.》, 1926, No. 5—6, стр.61.)。
- ② Там же, стр.77.
- ③ Там же, стр.61.
- ④ Там же.
- ⑤ Там же.
- ⑥ Там же, стр.62.
- ⑦ Там же.
- ⑧ Там же, стр.65—66.
- ⑨ Там же, стр.65.
- ⑩ Там же, стр.69.
- ⑪ Там же, стр.66—67.
- ⑫ Там же, стр.72.
- ⑬ Там же, стр.72.
- ⑭ Там же, стр.73—74.
- ⑮ Там же, стр.77.
- ⑯ Королев, укав. статья, стр.108.
- ⑰ このプログラム案はおそらく大きな修正はないまま1927年のプログラムとなって成立したものである。1927年のプログラムコンプレックステーマは、カラリョーフによれば以下の通り  
第5学年 1. 農業, 農業の諸形態, 2. 加工工業, 生産の中心としての都市, 3. 都市と村落の関連  
第6学年 1. 国民経済, 2. 村落における我々の課題  
第7学年 1. 世界経済, 2. ソビエト体制 (資本主義から共産主義への移行体制としての)。  
(Там же, стр.107.)
- ⑱ “Замечания к программе по обществоведению,” 《Н.Ш.》, 1926, No. 9, стр.78.
- ⑲ “Проекты программ I центра II ступени,” 《Н.Ш.》, 1926, No. 74, стр.74—77.
- ⑳ Там же, стр.77.
- ㉑ Там же, стр.78.
- ㉒ Там же.
- ㉓ Там же.
- ㉔ “Программа по обществоведению,” 《Н.Ш.》, 1926, No. 10, стр.61—73.
- ㉕ “Программа по обществоведению (современность),” 《Н.Ш.》, 1927, No. 4, стр.68—78.
- ㉖ “Программа по обществоведению (история),” там же, стр.78—81.

- ⑳ Там же, стр.69.
- ㉑ Там же, стр.71.
- ㉒ Там же, стр.73.
- ㉓ Там же, стр.74.
- ㉔ この項は、左の欄に資本主義体制、右の欄にソ連邦というように比較して検討するようになっている。
- ㉕ Там же, стр.77.
- ㉖ Там же.
- ㉗ 「西欧史」からの知識は以下のとおり。  
 第1学年：必修ではないが、ジャクリーとワットタイラーの蜂起、第2学年の1.のテーマ；①. イギリスの産業革命、②. 西欧近代、1789年のフランス革命よりパリコンミュンまで、③. 第Iインターナショナル、第3学年の1.のテーマ；第II、第IIIインターナショナル及び4.のテーマ；帝国主義戦争前の勤労者の状態、ドイツ革命、ハンガリーとバヴァリア（南ドイツ）の「ソビエト権力」、植民地での運動（モロッコ、シリア、ジャワ、スマトラ）、中国革命、世界革命の展望、以上が「西欧史」（？）からの知識に関するテーマであった。（Там же, стр.78—81.）
- ㉘ Там же, стр.79.
- ㉙ Там же, стр.80.
- ㉚ Там же.
- ㉛ Там же, стр.81.

## むすび

以上、1920年から1927年に至るまでの「社会科」—歴史教育の展開をみて来た。この過程を次のように述べることができるだろう。

革命後のソビエト政権は、その初期において、革命前の古い歴史教育に対置し得るマルクス主義的歴史教育を構想し、その普及を試みた。しかし、これは十分な展開をみせず、現実における歴史教育の展開は革命前のもを基本的に踏襲するものであった。このような現状のなかで、ソビエト政権は、グース内の教育科学部の設置前後から、地方にも散見できた、全く新しい科目、「社会科」を設定した。この「社会科」は、当初、その内容が十分に理解されるようなものではなかったが、従来の「歴史」でないことだけは確かであった。実際これは様々に理解されつつ「社会」科的な知識の教授をめぐる議論が広がる一方で、なお古い歴史教育は主流ははずれなかった。しかし、1923年から1925年にかけてのグースプログラムの展開との関連で、歴史ではない「社会科」とこの「社会科」が「現代」を目的とするものであるという理解が普及するに及んで、歴史教育がかなり後方へと押しやられ、古い歴史教育も次第に、そして最終的には、姿を消す方向に向かうことになる。この時にグースは歴史教育の位置づけをめぐる議論を始めるのである。

以上に述べた、「社会科」教育の出現とそのいわば「現代」化は、過去の「歴史」教育

を否定しながら進むスローガンのような一面をもっていたが、「社会科」教育における「現代」はけっしてそのようなものとして生まれて来たのではない。革命後のロシア社会の現実の展開が例えば、ルナチャールスキーが、「現代のソビエト体制の全体像」と表現したようなひとつの錯綜した新しい像を生み出しており、その過程は、いやおうなしに、「現代」の学習を生徒に要求したのである。農業、工業を含むソ連邦の国民経済と社会主義建設、ソビエト体制とソビエト憲法という基本的な問題や、頻発する飢きんと食料問題、協同組合化あるいは工業化等、絶えず膨張する現実的な政治的社会的諸課題に即座に応えることが必要であり、これは、「社会科」においてのみ可能であった。つまり、革命後のソビエトの「現代」的必要性が、「社会科」と「現代」を生み出していたのであり、古い歴史教育の知識は相対的に縮小ないし否定されて然るべきものであった。

以上に述べた1923年から1925年にかけての展開において、古い歴史教育が最終的に姿を消し始めた直後から、グースでは、「系統的で継続的」な歴史教育の必要性を認識しはじめる。1920年代の初頭から1925年に至るまでのプログラムの展開において、歴史教育に限って言えば、その「軽視」の過程であり、その少なからぬ影響は、以上の展開の後、1926年には、若者の歴史的思考の欠除としてグース内で認識されるような事態に現われる。一方、「現代」との関連で、歴史の「軽視」は、1925年のプログラムで、その頂点に達する。ここに至り、「系統的で継続的」な歴史教育を確立、強化する方向が現われ、再び歴史の独立した課程も現われる。

しかしその再現は一つの条件を介していた。1925年までに「社会科」の基本的な方針となった「現代」を介してであり、それは、「現代の〔ソビエト〕体制の発生過程」、「ソ連邦の起源」としてのロシア史が主軸となることであった。1920～21年の段階で、ポクロフスキーがロシア史を世界史のうちに含めることで「世界のあらゆる国々の歴史に同様に起こる」社会的な法則を示す歴史教育を想定していたのに対して、1923年から1925年のプログラムの展開をはさんで、「現代」ソ連邦の成立史を示す歴史教育を方針とする方向へ変わって来たのである。この時期の世界史の現実の展開と無関係ではないように思われる。



# 故姉羽三郎氏収集文献（姉羽文庫）リストについて

## —— 中間報告 ——

産業教育訓練研究グループ

1982年9月、鉄鋼労働運動史研究の半ばに病で急逝された姉羽三郎氏が収集された鉄鋼労働運動を中心とした資料ならびに組合史および若干の社史およびその他の蔵書を遺族の方からゆずっていただき、産研施設内に「姉羽文庫」として保存する計画について、昭和58年度教育学部内科学研究費による購入が決定し、さらに一部は遺族の御好意による寄贈という形で、実現しました。

姉羽三郎氏は、戦前早大商学部卒業後一時は恩師入交好修先生のもとで助手および講師をつとめたのち、戦後、社会運動の実践活動に従事され、その間、政党・団体等の機関誌編集長などを歴任されました。

その後、労働運動史研究者として、数々の労働組合からの委嘱による労働組合運動史の執筆をされてきました。先生の関係されてきた労働運動史の一部を紹介しますと、「富士製鉄労働運動史」「闘いのあゆみ一日特鋼労組20年史」「同30年史」「川鉄水島労働運動史」など多数あり、亡くなられる前には住友金属鹿島製鉄所労働組合の運動史の原稿を書いておられました。

1982年9月25日、病のため、急逝されたことは私共、労働組合研究者にとってきわめて大きな損失でした。なお、1983年社会運動の中で斃れた人々を追悼する無名戦士の碑に合葬されました。先生の御経歴はいずれ別の機会に詳しく紹介させて頂くこととします。

今回、姉羽文庫として、産業教育計画研究施設に保存する資料は、購入分の他、遺族からの寄贈による貴重な資料が多いわけですが、詳しくは全資料を整理ののち、別の機会に解説を加えたいと思いますが、若干その特徴をあげると次のような点をあげることができます。

第1に、我国労働組合運動再編成の核となった鉄鋼労働組合運動に関するまとまった資料は、今日、閲覧可能な蔵書が数少く、1960年代～70年代を中心とした各種資料はきわめて貴重なものであります。

第2に、日特鋼関係については、会社側・労働組合側資料についてはほぼ完璧なものであり、書記長の記録である67冊（欠なし）の大学ノートとあいまって、特殊鋼労働組合運動研究の発展をもたらすと考えられる、などが指摘できます。

とりあえず下記のような分類で文献リストとして紹介しておくことといたします。

### A 労働組合運動関係資料リスト

#### I 鉄鋼労連関係資料（大会議案書、経過報告書、速記録、調査時報、調査・教

宣・労対・組織各局関係資料，鉄鋼労働ハンドブック，  
姉羽氏の整理ノートなど）

- II 新日本製鉄労働組合連合会（旧富士鉄労連を含む）関係資料  
（同上および各労組組合史）
- III 日本鉄管労働組合連合会関係資料（同上）
- IV 住友金属労働組合連合会関係資料（同上）
- V 川崎製鉄水島労働組合関係資料（若干）
- VI 日本特殊鋼労働組合関係資料（会社史，組合史，大会議案書，報告書，組合  
ニュース各種プリント，ビラ，社内報，会社  
文書綴，組合書記長の18年間・67冊の日誌  
etc）
- VII 八戸鋼業労働組合（組合史，反合理化闘争関係文書）
- VIII その他の労働組合，IMF・JC，総評，鉄鋼産業協関係資料（若干）
- IX 鉄鋼連盟・鉄鋼各社関係資料（社史，その他若干）
- X 鉄鋼を中心とした経済・政治・労働組合に関するスクラップ（1945年11月～  
82年2月）約100冊

B 文献リスト

- I 労働組合史 32冊
- II 会社史 8冊
- III 労働組合運動関連文献 37冊 その他の文献 37冊

—— 文献目録 ——

A. 労働組合運動関係資料リスト

I 日本鉄鋼産業労働組合連合会関係資料

- 1. 大会議案書・経過報告書及び大会関係資料，全36冊  
（1956年～78年，第8回～第58回，但し第8回～第38回までは欠号あり）
- 2. 大会速記録，全12冊  
（1968年～77年，第38回～第56回，欠号あり）
- 3. 調査・教宣・労対・組織担当部局関係資料，全28冊
  - (1) 『月刊鉄鋼労連』 1960年No. 6
  - (2) 『鉄鋼合理化と労働者の闘い』 1960. 7
  - (3) 『調査時報』 第30号，34号，39号，40号，45号，56号，特別号（1967年労働諸条件特集，1967. 10刊），第106号，第109号
  - (4) 『ますます拡大する鉄鋼資本のもうけ 昭和35年度決算』 1961
  - (5) 田中徹 『鉄鋼労働者のたたかい——戦後の歴史(1)』 1964. 5
  - (6) 『争議行為の手引書』 1969. 3
  - (7) 『要員ハンドブック』 1969. 12
  - (8) 『71年春闘経過報告書（第45回定期大会資料）』 1971. 8
  - (9) 『73年春闘をとりまく経済情勢とわれわれの基本主張』 1973. 3

- (10) 『鉄鋼労連の産業政策（第48回臨時大会）』 1973. 3
- (11) 組織問題小委員会 『鉄鋼労連強化のための組織政策（中間答申）』 1975. 5
- (12) 『鉄鋼労連第二期賃金政策（最終答申）』 1975. 8
- (13) 『76年春闘関係経済資料』 1976. 1  
『76春闘鉄連資料・経済分析含む（封筒入り）』 1976. 1
- (14) 鉄鋼労連・労調協 『日本鋼管京浜労組における職場組織と機能についての調査報告書』 1972. 1
- (15) 『支部・職場組織の構造と機能調査にともなう附帯調査』 1972. 5  
『同上集計表』
- (16) 『職場組織調査についての若干のコメント』 1972. 5
- (17) 鉄鋼労連・労調協 『鉄鋼大手労組の組織機能調査報告書』 1973. 7
- (18) 鉄鋼労連・労調協 『大手製鉄所の下請企業における労使関係調査報告書』 1975. 2
- (19) 鉄鋼労連・労調協 『大手製鉄所の労働者と労働組合』 1977
- 4. 鉄鋼労連ハンドブック（1965年、70年、72年、73年、75年各版）
- 5. その他
  - (1) 鉄鋼労連北海道地方連絡会議 『第5回定期総会議案書』 1971. 10
  - (2) 『鉄鋼労連加盟組合役員名簿』 1978. 11
  - (3) 『鉄鋼労連 その組織と活動』 1976. 11
- 6. 姉羽三郎氏 『ノート——戦後日本鉄鋼業における技術革新と労働』、『ノート——鉄鋼労連結成前昭和26. 3. 1の大手・中小の賃金体系』、『ノート——鉄鋼労働運動史各編別要点』、『鉄鋼労働運動史ノート』

## II 新日本製鉄労働組合連合会（旧富士製鉄労働組合連合会含む）関係資料

### 1. 大会議案書・経過報告書

#### (1) 富士製鉄労働組合連合会

- ① 『連中委一般経過報告（中間決算報告）』 1964. 2
- ② 『中央委員会議案書』 1965. 8
- ③ 『連中委一般経過報告書』 1977. 2
- ④ 『富士労連第9回臨時大会議案書』 1972. 3
- ⑤ 『富士労連解散大会議案書』 1972. 8

#### (2) 鉄鋼労連富士広畑労働組合

- ① 『定期大会議案書 第34回（1965. 9）、第39回（1968. 9）、第43回（1971. 9）』

#### (3) 鉄鋼労連釜石製鉄労働組合

- ① 釜石社宅主婦の会 『10年のあゆみ』 1965. 4

#### (4) 富士鉄（新日鉄）中央研労働組合

- ①『大会資料 1965年度～69年度』
- ②新日鉄中研労組 『定期大会議案書 第11回(1970. 7), 第12回(1971. 9)』
- (5)新日本製鉄労働組合連合会
  - ①『新日鉄労連結成第1回定期大会議案書及び経過報告書』 1972. 8
  - ②『新日鉄労連第2回臨時大会議案書』 1973. 3
- 2. 調査・教宣・労対・組織関連資料
  - (1)新日鉄名古屋労組 『公害追放への取り組み』 1971
  - (2)新日鉄労協 『新日鉄労連にかんする答申』 1972. 2
  - (3)新日鉄労協 『統一労働協約検討委員会報告書』 1972. 7
  - (4)パンフ 『新日鉄労連』 1975. 5, パンフ 『われらの新日鉄労連』
  - (5)新日鉄労連 『調査時報』
    - ①『調査時報』 No. 2 (71.8), No. 4 (73. 2), No. 9 (75. 6)
    - ②『組合員意識調査集計表』 1974
  - (6)新日鉄名古屋労組 『調査報告書』 1971
  - (7)富士室蘭労組機関紙 『解放戦線』 No. 333 (1961. 9. 1) ~No. 509 (1968. 7. 5)
  - (8)富士釜鉄労組 『昭和39年度組合ニュース綴』 1963. 9. 6号~1964. 7. 31号, 1964. 8. 22号~1966. 7. 28号
- 3. 姉羽三郎氏の『ノート』, 『室蘭』, 『広畑』 他
- III 日本鋼管製鉄労働組合連合会関係資料
  - 1. 大会議案書・経過報告書
    - (1)日本鋼管福山労組 『第6期初年度(1973)活動経過報告書・決算報告書』 1973
  - 2. 日本鋼管製鉄労連調査部関係
    - (1)『調査時報』 創刊号(1965. 9) ~No. 54(1974. 3)
    - (2)『調査年報 1972, 73』
    - (3)①日本鋼管製鉄労連調査部 『円切上げと今次春闘』 1973. 3
    - ②日本鋼管製鉄労連調査部 『特別職掌社員の賃金』 1973. 4
    - ③日本鋼管福山製鉄所労組 『私たちの賃金』 1974
  - 3. 組合史
    - (1)日本鋼管川鉄労組 『十年のあゆみ』 1956
    - (2)日本鋼管鶴鉄労組 『鶴鉄労働運動史』 1970
  - 4. 姉羽三郎氏『鋼管福山労働運動史ノート』 No. 1, 『最重要ノート——年誌福山他/戦後保守勢力の労務政策史』
- IV 住友金属労働組合連合会関係資料
  - 1. 大会議案書・経過報告書
    - (1)『第14回~17回定期大会資料』 1969. 8, 1970. 9, 1971. 3, 1971. 8
    - (2)『第7回, 10回, 17回定期大会議案書』 1972. 10, 1973. 9, 1977. 10

2. 『組合ニュース』昭和47. 8. 1号～昭和54. 4. 25号（欠号ほとんどなし）
3. 機関紙『住金連合』1974. 8. 23～1978. 3. 13号
4. その他鹿島開発関係資料多数
5. 住金鹿島組合史の姉羽三郎氏のカットされた原稿（第1章）

#### V 川崎製鉄水島労働組合大会資料

- (1) 『第6回定期大会議案書』 1970. 10
- (2) 『第12回定期大会活動報告』1977. 10
- (3) 『安全衛生活動指針』1979, 1980
- (4) 『第15回定期大会議案書1980年度』1980. 10
- (5) 姉羽三郎氏の『重要年表類（富士史, 水島史, 他）』

#### VI 鉄鋼労連日本特殊鋼労働組合関係資料

1. 『定期大会議案書』1964年度～76年度  
『臨時大会議案書』76. 10. 6
2. 『代議員会議題綴（議事録）』1967. 9～
3. 『代議員会プリント綴』1966. 4～
4. 『生産協議会関係資料』1965～
5. 機関紙『にっとく』
6. 『春闘教宣パンフ』1970. 2～
7. 『機関紙（日特, 鉄鋼, 総評, 地区労）』1967～1968. 1
8. 『教宣ビラ綴』1968. 9～
9. 『組合教宣ニュース綴』1971. 9～
10. 『各種ビラ綴』1972. 9～
11. 『プリント綴』1965～
12. 『労働協約改訂闘争綴』No. 1（昭和48）, No. 2（昭和49）
13. 『定期大会資料綴』
14. 『外部組合新聞綴』1973年度～
15. 『特殊鋼四労組関係（鉄鋼労連関係資料多し）』
16. 姉羽三郎 『スクラップ（日特）』 『Scrap Book（特殊鋼）』1964. 9～
17. 副組合長W氏の『業務日誌』1964. 9. 7～1972. 7. 13 全67冊
18. 『会社勤労資料』 『会社文書綴』1966. 9
19. 社内報 『みつぼし』1965. 6～

#### VII 八戸鋼業労働組合関係資料

1. 八鋼刑事弾圧の闘争報告と公判記録 「弾圧」
  - (1) 季刊「人権のために」 自由法曹団 1963. No. 13
  - (2) 八鋼刑事弾圧の闘争報告と公判記録 「弾圧」八鋼刑事弾圧反対共闘委編  
No. 1～5, 1963～1966
2. 「八鋼闘争仮処分申請判決」  
「第1回債権者集会における破産法第193条の報告書」

## Ⅷ その他の労働組合関係資料

1. 青森県労働組合会議常任幹事会・反合理化対策委員会 『県労会議第31回定期大会報告書一雇用・反合』
2. 鉄鋼労連愛知製鋼知多労働組合調査部 『私達の労働条件』
3. 太田区労協『第18回定期大会議案書』 1975. 10
4. 国鉄労働組合 『'74国民春闘グラフ』 1974. 6
5. 国際金属労連日本協議会 (IMF・JC)
  - (1)国際金属労連日本協議会・鉄鋼労連 『米国鉄鋼業の労働時間について - 鉄鋼労連時短調査団報告書一』 1968
  - (2)IMF 日本協議会 『1970年度 IMF・JC 加盟組合労働諸条件一覧』 1970. 12
  - (3)IMF・JC 『第10回総会議案』 1971. 8
  - (4)IMF 日本協議会 『世界造船産業の現勢』 1968
6. 日本労働組合総評議会
  - (1)大会議案書・経過報告書 『第34回, 38回定期大会, 各局報告書』
  - (2)大会速記録 『第30回臨時大会, 第42回定期大会』
  - (3)調査・組織関係
    - ①『時間短縮』 労働出版社 1958. 12
    - ②『40年代の合理化と労働者階級の状態』 1965. 8
  - (4)機関紙
    - ①『中央機関紙 総評 縮刷版 No.251 (1955. 7) ~No.750 (1965. 7)』 総評資料頒布会 1967. 2
    - ②『労働者党機関紙中の労戦統一問題』
  - (5)姉羽三郎氏 『ノート (総評・社会党)』 1968. 8 ~
7. 鉄鋼社党協機関紙
  - (1)鉄鋼労働通信社 『鉄鋼労働通信 創刊号 (68. 2. 1) ~第61号 (71. 9. 20) 第63号 (71. 11) ~第181号 (81. 9) 縮刷版』
8. 世界労連金属インター 『技術革新と世界の金属労働者』 中央金属共闘会議 1959
9. 姉齒三郎氏の『Scrap Book 鉄鋼独占資本の動き』『Scrap 鉄鋼中心に』『Scrap Book 鉄鋼を中心とした国家独占資本の動向 (政府・財界)』他

## Ⅸ 鉄鋼連盟, 鉄鋼大手各社および鉄鋼社党協機関紙, 中央金属共闘関係資料

1. 日本鉄鋼連盟
  - (1)『日本の鉄鋼統計』 1955. 1
  - (2)『鉄鋼界報』 1970. 4. 11号~71. 11. 21号  
1964. 5号
2. 鉄鋼大手各社
  - (1)富士製鉄労働部 『賃金事情等資料』 1966. 3

(2)富士川崎製鋼所 『川崎製鋼所50年史(案)』 1967

(3)新日鉄統一労働協約検討委員会『統一労働協約検討委員会報告』

(4)社報 『住友金属』 1964. 3号～1973. 3号(欠号1968. 9号, 68. 10号, 69. 4号,) 1968. 9号, 68. 10号, 69. 4号, 69. 5号, 1973. 5号～78. 1号(欠号 1973. 10号, 74. 4号, 77. 6号)

X 鉄鋼労働運動に関するスクラップブック(1945年11月～1982年2月まで, 約100冊)

- 「政治・経済・労働」に関する新聞切抜き
- 鉄鋼を中心とした独占資本の動きに関する切抜き
- 日特鋼の動向に関する記事・裁判記録コピー etc

## B. 文献リスト

### I 労働組合運動史文献リスト

分類番号	書名	発行年	発行所(著者)
331.8	名古屋労働組合運動史	1974	新日本製鉄名古屋労働組合
◇	闘いの歩み——日本特殊鋼労働組合20年史	1969	日本特殊鋼労働組合
◇	続・闘いの歩み——日本特殊鋼労働組合32年史	1977	日本特殊鋼労働組合
◇	八幡製鉄労働運動史 上	1957	八幡製鉄労働組合
◇	◇ 中	1959	◇
◇	◇ 下	1959	◇
◇	八戸鋼業労働組合闘争史	1981	八戸鋼業労働組合
◇	30年の歩み——中山製鋼所労働組合	1976	鉄鋼労連・中山製鋼所労働組合
◇	広畑20年の歩み——広畑製鉄労働組合20年小史	1966	鉄鋼労連広畑製鉄労働組合
◇	20年の歩み——大同製鋼東京労働組合	1966	大同製鋼東京労働組合
◇	大阪労働運動の歴史	1971	大阪地方メーカー実行委員会(労働旬報社)
◇	室蘭地方労働運動史	1961	室蘭地方労働組合協議会
◇	新日鉄室蘭労組30年史	1976	新日本製鉄室蘭労働組合
◇	釜石製鉄労働運動史	1974	釜石製鉄労働組合
◇	川崎労働運動史——川鉄労連20年の歩み	1974	川崎製鉄労働組合連合会
◇	富士フィルム労働組合の歴史	1960	富士フィルム労働組合
◇	特殊製鋼労働組合20年史	1966	特殊製鋼労働組合
◇	大和製鋼労働運動史	1980	大和製鋼労働運動史編集委員会(労働旬報社)
◇	鉄鋼労働運動史	1971	鉄鋼労連

◇	同上——資料編	1971	◇
◇	川鉄水島労働運動史	1982	川鉄水島労働組合
◇	総評大阪地評10年史年表	1961	総評大阪地評
◇	闘いの歩み——大同渋川工場労働組合小史	1969	鉄鋼労連大同製鋼渋川労働組合
◇	総同盟50年史 第3巻	1967	全日本労働総同盟
◇	新産別の20年 I巻・II巻	1969	同左編纂委員会
◇	全労10年史	1968	同左編纂委員会
◇	20年史	1969	日本セメント労働組合
◇	全日本海員組合15年史	1960	全日海15年史編纂委員会
◇	川鉄千葉労働運動史・25年のあゆみ	1978	川鉄千葉労組
◇	鶴鉄労働運動史	1970	日本鋼管鶴見労働組合
◇	10年のあゆみ	1956	日本鋼管川崎製鉄所労働組合

## II 会社史文献リスト

分類番号	書名	発行年	発行所(著者)
620.9	近代鉄産業の成立(釜石製鉄所前史)	1951	富士製鉄(株)釜石製鉄所
◇	住友金属工業・最近10年史(昭和42~52)	1977	住友金属工業(株)
◇	室蘭製鉄所50年史	1958	富士製鉄(株)室蘭製鉄所
◇	広畑製鉄所30年史	1970	新日本製鉄(株)広畑製鉄所
◇	釜石製鉄所70年史	1955	富士製鉄(株)釜石製鉄所
◇	名古屋製鉄所の歩み	1974	新日本製鉄(株)名古屋製鉄所
646.9	興国化学20年史	1967	興国化学工業(株)
620.9	川崎製鉄所50年史(案)		富士製鉄(株)川崎製鋼所

## III 労働組合運動関連文献リスト

331.2	賃金体系の実例	1963	日経連
623.3	世界造船産業の現勢	1968	IMF・JC
020.8	社会科学文献解題	1949	平野義太郎
329.951	日本社会党史(上)	1962	日本社会党
331.8	日本鋼管労組における職場組織の構造と機能について	1972	労調協
◇	東京地下鉄争議資料(復刻)	1932	
020.8	社会科学文献解題	1949	蔵原惟人
331.8	意識調査報告書	1970	富士製鉄(株)名古屋労働組合・労調協
329.951	日本共産党の50年史		日本共産党中央委員会
331.2	昭和38年版モデル賃金, 初任給, 昇給, 平	1963	労務行政研究所

	均賃金（労政時報別冊）		
331.8	全国主要労働組合名簿	1962.9.1	労働省労働組合課
◇	全国主要労働組合一覧（昭和41年度）	1966	労務行政研究所
◇	スト権奪還	1973	総評
◇	産別会議10月闘争	1978	増山大助
620.9	戦後鉄鋼業論	1968	川崎勉（鉄鋼新聞社）
	労働線の統一	1972	全国民労協
331.8	第3回世界労連大会議事録	1953	五月書房
◇	鉄鋼大手労組の組織・機能調査報告書	1973	鉄鋼労連・労調協
◇	40年代の合理化と労働者階級の闘い	1965	総評
◇	技術革新と世界の金属労働者——第3回 国際金属機械労働者会議の報告と決議	1959	世界労連・中央金属共闘 会議
◇	大手製鉄所の下請企業における労使関係調 査報告書	1975	鉄鋼労連・労調協
331.8	労働組合総覧	1953	総評編・社会運動通信社
◇	同上 改訂版	1957	同上
◇	同上 1962年版	1962	同上
368.4	生活と社会保障	1974	日本鋼管健保組合
658.3	労務管理20年——日本鋼管にみる戦後日 本の労務管理	1973	折井日向（東洋経済）
331.2	物価・賃金・所得・生産性研究会報告書	1968	
331.8	産業再編成と労組の政策	1968	日本生産性本部
331.1	技術革新と労働生産性の実態	1960	労働省労働統計調査部
◇	日本の鉄鋼統計	1955	日本鉄鋼連盟
330.8	戦後日本の技術革新	1979	中村静治（大月書店）
331.8	労働歌・革命歌物語	1970	絲屋寿雄
331	総評縮刷版No. 251～500第2分冊	1967	総評
◇	同上 No. 501～750第3分冊	1967	同上
331.8	大手製鉄所の労働者と労働組合	1977	鉄鋼労連・労調協
◇	現代労農運動史年表	1961	渡辺徹（三一書房）
331.2	転機にたつ春闘	1977	労働問題研究会
951.03	昭和史の瞬間（上）（下）		朝日新聞社
336	財政投融		岩波書店
920.6	一本の道——折井日向遺稿集		
328.5	国会便覧（1958，'62，'64，'65，'65改， '67，'68，'69，'70，'71）		日本政経新聞社
951.04	わが戦後行動	1980	吉田嘉清 新興出版
378.9	増補改訂1970年全学連各派——学生運動		社会問題研究会

事典 ——

951.04	6年間の記録——終戦から講和まで——	1952	桑原甲子雄(アルス出版)
331.8	前進 1968年版No. 4		前進社
329.951	調査資料 (No. 22 No. 34)	1961	日本共産党中央委員会経済調査部
321	国家論	1949	志賀義雄
◇	日本共産党本部	1967	全貌社
951.04	1945～71 アメリカとの26年	1971	週刊朝日編集部(新評社)
923.3	財界実力派評伝	1962	新経済社
330.51	日本経済の活路	1979	喜多村治雄
951.04	「再軍備」の軌跡	1981	読売新聞社
◇	新経済365号	1975	新経済社
◇	戦後20年写真集	1966	共同通信社
923.8	神野三郎伝	1965	中部ガス(株), 同伝記編纂委員会
920.8	長宗我部氏の盛衰	1966	入交好修
331.2	週刊東洋経済臨時増刊「産業政策と八幡・富士合併特集」	1968	東洋経済新報社
378.9	闘う全学連 (第7集)	1968	全学連書記局
◇	ソ連貿易統計年鑑	1967	ソ連貿易省計画経済局
352.1	都民の生活防衛と都政改革の方向	1980	東京都行財政検討委員会
	保坂浩明パンフ	1964	
920.8	北沢新次郎先生追悼集	1980	
951.04	日本とアメリカ	1971	朝日新聞社編

注) Aの労働組合運動関係資料はまだ未整理のため、そのまま掲載してありますが、まだ利用出来る状態ではありません。Bの文献の方はすでに北大教育学部図書室に登録済みですので御利用頂けます。 [文章 町井輝久]

追記) 姉羽文庫の購入・管理に際しましては、北大教育学部図書掛の清水掛長をはじめ掛の方々は大変お世話になりました。とりわけ山田達雄氏には購入業務を円滑にすすめて頂きました。心から御礼申し上げます。

## 執筆者紹介

小内 透 (北海道大学大学院教育学研究科)  
西尾 純子 (北海道大学大学院教育学研究科)  
浅野 慎一 (北海道大学大学院教育学研究科)  
塚本 智宏 (北海道大学大学院教育学研究科)  
町井 輝久 (北海道大学教育学部・助手)

### 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第26号

---

昭和59年3月26日 印刷

昭和59年3月31日 発行

発行機関 北海道大学教育学部  
産業教育計画研究施設

060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 布施 鉄治

印刷所 富士プリント株式会社

064 札幌市中央区南16条西9丁目